

平成26年第1回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（3月4日）	頁
1. 議事日程	13
2. 出席議員氏名	15
3. 欠席議員氏名	15
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	15
5. 議会事務局職員出席者	15
6. 開 会・開 議	16
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
8. 日程第2 会期の決定	16
9. 日程第3 報告	16
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
11. 日程第5 議案第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	19
12. 日程第6 議案第2号 志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	23
13. 日程第7 議案第3号 財産の取得について	24
14. 日程第8 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて	28
15. 日程第9 議案第5号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	30
16. 日程第10 議案第6号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	40
17. 日程第11 議案第7号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	40
18. 日程第12 議案第8号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	41
19. 日程第13 議案第9号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	42
20. 日程第14 議案第10号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第1号）	44
21. 日程第15 所信表明	44
22. 日程第16 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	51
23. 日程第17 議案第12号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	55
24. 日程第18 議案第13号 志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について	56
25. 日程第19 議案第14号 志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	58

26. 日程第20	議案第15号	志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	58
27. 日程第21	議案第16号	志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	59
28. 日程第22	議案第17号	市道路線の廃止について……………	60
29. 日程第23	議案第18号	市道路線の認定について……………	61
30. 日程第24	議案第19号	市道路線の変更について……………	61
31. 延 会		……………	62

第2号（3月5日）

1. 議事日程……………		63
2. 出席議員氏名……………		64
3. 欠席議員氏名……………		64
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………		64
5. 議会事務局職員出席者……………		64
6. 開 議……………		65
7. 日程第1	会議録署名議員の指名……………	65
8. 日程第2	議案第20号 平成26年度志布志市一般会計予算……………	65
9. 日程第3	議案第21号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	82
10. 日程第4	議案第22号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算……………	83
11. 日程第5	議案第23号 平成26年度志布志市介護保険特別会計予算……………	84
12. 日程第6	議案第24号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	85
13. 日程第7	議案第25号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算……………	86
14. 日程第8	議案第26号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算……………	86
15. 日程第9	議案第27号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算……………	87
16. 日程第10	議案第28号 平成26年度志布志市水道事業会計予算……………	88
17. 日程第11	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	89
18. 散 会……………		89

第3号（3月10日）

1. 議事日程……………		90
2. 出席議員氏名……………		91
3. 欠席議員氏名……………		91
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………		91
5. 議会事務局職員出席者……………		91

6. 開 議	92
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	92
8. 日程第2 議案第2号 志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	92
9. 日程第3 議案第3号 財産の取得について	93
10. 日程第4 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて	94
11. 日程第5 議案第5号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	95
12. 日程第6 議案第6号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	101
13. 日程第7 議案第7号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	102
14. 日程第8 議案第8号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	103
15. 日程第9 議案第10号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第1号）	104
16. 日程第10 一般質問	105
小野 広嗣	106
野村 広志	139
17. 散 会	149

第4号（3月11日）

1. 議事日程	150
2. 出席議員氏名	151
3. 欠席議員氏名	151
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	151
5. 議会事務局職員出席者	151
6. 開 議	152
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	152
8. 日程第2 一般質問	152
平野 栄作	152
岩根 賢二	171
9. 散 会	189

第5号（3月12日）

1. 議事日程	190
2. 出席議員氏名	191
3. 欠席議員氏名	191

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	191
5. 議会事務局職員出席者	191
6. 開 議	192
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	192
8. 日程第2 一般質問	192
小園 義行	192
鶴迫 京子	214
9. 日程第3 議案第29号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	230
10. 散 会	233

第6号（3月27日）

1. 議事日程	234
2. 出席議員氏名	235
3. 欠席議員氏名	235
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	235
5. 議会事務局職員出席者	235
6. 開 議	236
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	236
8. 日程第2 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	236
9. 日程第3 議案第13号 志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について	237
10. 日程第4 議案第14号 志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	238
11. 日程第5 議案第15号 志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	239
12. 日程第6 議案第17号 市道路線の廃止について	240
13. 日程第7 議案第18号 市道路線の認定について	241
14. 日程第8 議案第19号 市道路線の変更について	242
15. 日程第9 議案第20号 平成26年度志布志市一般会計予算	243
16. 日程第10 議案第21号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算	251
17. 日程第11 議案第22号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	252
18. 日程第12 議案第23号 平成26年度志布志市介護保険特別会計予算	254
19. 日程第13 議案第24号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算	255
20. 日程第14 議案第25号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	256
21. 日程第15 議案第26号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算	257
22. 日程第16 議案第27号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	258

23.	日程第17	議案第28号	平成26年度志布志市水道事業会計予算	259
24.	日程第18	議案第29号	平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	260
25.	日程第19	議案第30号	平成25年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	262
26.	日程第20	陳情第1号	T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書	266
27.	日程第21	陳情第2号	T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書	266
28.	日程第22	発議第2号	T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について	267
29.	日程第23	発議第3号	市長専決処分事項の指定について	269
30.	日程第24	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙		269
31.	日程第25	農業委員会委員の推薦		270
32.	日程第26	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）		270
33.	閉 会			271

平成26年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
3月 4日	火	本会議	開会 会期の決定 議案上程 所信表明
5日	水	本会議	議案上程
6日	木	委員会	各常任委員会（平成25年度分）
7日	金	休 会	
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	本会議	委員長報告（平成25年度分）・採決・一般質問
11日	火	本会議	一般質問
12日	水	本会議	一般質問
13日	木	休 会	
14日	金	委員会	総務・文教厚生常任委員会
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	委員会	総務・産業建設常任委員会
18日	火	委員会	文教厚生・産業建設常任委員会
19日	水	委員会	総務・文教厚生常任委員会
20日	木	休 会	
21日	金	休 会	（春分の日）
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	休 会	
25日	火	休 会	
26日	水	休 会	
27日	木	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第2号	志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
議案第3号	財産の取得について
議案第4号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第5号	平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
議案第6号	平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第7号	平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第8号	平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第9号	平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
議案第10号	平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第11号	志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について
議案第14号	志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	市道路線の廃止について
議案第18号	市道路線の認定について
議案第19号	市道路線の変更について
議案第20号	平成26年度志布志市一般会計予算
議案第21号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第22号	平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号	平成26年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第24号	平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第25号	平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第26号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第27号	平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
議案第28号	平成26年度志布志市水道事業会計予算
議案第29号	平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

議案第30号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書
陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書
発議第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について
発議第3号 市長専決処分事項の指定について
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
農業委員会委員の推薦
閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 手 方
1 小野広嗣	1 所信表明について	(1) 市長の目指す、日本一輝きつづける「ふるさとづくり」の集大成とは、具体的にどのような姿を指すのか。	市長
		(2) 大型店の進出や後継者不足により、空き店舗の状態が続いている既存商店街の活性化対策について問う。	市長
		(3) 住み慣れた地域で介護や医療、生活支援などを受けられることができる「地域包括ケアシステム」の構築へ向けた取り組みについて問う。	市長
		(4) 「限られた人材で、より質の高い行政サービスの提供に向け、接遇意識の向上や、職員の意識改革、能力開発を推進する」とあるが、そのための職員のやる気を引き出す仕組みづくりについてはどのように考えているのか。	市長
		(5) 志の心を育むための人材育成システムの創出や本市独自の教育システムの構築について具体的に示せ。また、その実現のためには、教育委員会の果たす役割が大きいと思うが、新教育長の抱負を問う。	市長 教育委員長
2 野村広志	1 通学路総点検について	(1) 本市における通学路の安全点検・危険箇所の把握状況について問う。 (2) 通学路交通安全プログラムを策定する考えはないか。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	2 医療行政について	(1) 所信表明でも示された、曾於医師会立病院の在り方等を含む、地域医療体制及び緊急医療体制の考え方について問う。	市長
3 青山浩二	(取り下げ)		
	(取り下げ)		

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 平野 栄作	1 防災行政について	<p>(1) 東日本大震災発生から、3年が経過しようとしているが被災地の復旧復興は遅々として進んでいないのが実情のようである。</p> <p>また、時間が経過するにつれ震災の記憶が薄れていく事が、今後の対策に大きな影響をおよぼすのではないかと危惧されるところである。</p> <p>近い将来発生が予測されている南海トラフ等の地震への備えとして自助・共助の意識高揚が不可欠であると思うが、以下の点について問う。</p> <p>① これまで実施した、地震津波避難訓練の成果及び反省点をどのように今後の訓練等に活かしていくのか。</p> <p>② 今後の各地区自主防災組織活動支援策をどう進めていくのか。</p> <p>③ 総務省が消防団の装備基準見直しを行ったが、本市ではどのような観点から整備を進めていく考えか。</p>	市長
	2 移住定住促進対策について	<p>(1) 県内では同様の事業を実施している市町村が多数ある中、宅地分譲まで手掛けているところは少ない状況にある。</p> <p>市が窓口となって土地の仲介までを行わないと、事業そのものが成り立たない状況にある。</p> <p>土地開発公社を活用して、空き地や雑種地等を宅地に造成するなどの取組を行い、事業推進につなげる事は考えられないか。</p>	市長
	3 道路行政について	<p>(1) 通山校区では、ゾーン30が導入され、児童生徒の安全性が一段と確保されてきているものと認識している。他の校区でも通学路の安全性が問題となる中、該当となるべき道路が存在しているが、これらへの対応をどう考えているか。</p>	市長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 岩根賢二	1 政治姿勢について	(1) 今回の市長選挙の経過と結果をどのようにとらえ、今後の市政運営に反映させる考えか。	市長
	2 所信表明について	(1) 「学力日本一を目指した取り組み」の具体的な内容と教育委員会の考え方について問う。 (2) 環境志布志モデルを「国際協力機構（JICA）の事業を活用しながら、国内外への情報発信に取り組む」とあるが、分別困難者対策や不法投棄対策など、身近なごみ問題に取り組む必要があると思うがどうか。 (3) 「あいさつ日本一の市役所」については、以前から取り組みがなされているが、その到達度と今後の取り組みをどのように考えているか。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
6 小園義行	1 政治姿勢について	(1) 選挙公約で市庁舎の移転問題について「現在の位置にこだわるものではありません」と述べている。考えを問う。	市長
	2 児童福祉について	(1) 子ども医療費助成事業を高校卒業まで、拡げる考えはないか。 (2) 障害をかかえている児童の放課後児童健全育成事業の在り方を問う。	市長 市長 教育委員長
	3 高齢者福祉について	(1) 敬老祝金支給事業について節目支給を見直し、75才以上全員に支給する考えはないか。	市長
	4 学校教育について	(1) 就学援助の対象範囲が拡大されたことに伴い、準要保護児童・生徒にも拡げる考えはないか。	市長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 鶴迫京子	1 福祉行政について	(1) 本庁・志布志支所・松山支所・文化会館等の公共施設の洋式トイレを、高齢者や身障者・病弱者の方を思いやり、利便性のあるやさしい温水洗浄便座に切り替える考えはないか。	市長
	2 保健行政について	(1) 歯周病は歯を失うだけでなく、生活習慣病を悪化させる全身の疾患と関係するこわい病気であるため、40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の人を無料にするなど多くの市で、歯周疾患検診が行われている。 本市でも実施する考えはないか。 (2) 母子健康手帳に無料受診券を添付し、妊婦歯周疾患検診を女性の健康支援として実施する考えはないか。	市長
	3 男女共同参画について	(1) 男性職員の課長が3月で多数、退職されると聞く。女性職員は労働力の減少を補うだけでなく能力を発揮することで、新たなイノベーションを生み出し、男性も働きやすい組織に変える。女性の管理職登用の機会について、市長は所信表明で触れられていないが、いまだ女性課長のいない本市の現状と今後をどのように考えるか。 (2) 女性消防隊（仮称）について、具体的な活用策と今後の推進策を問う。	市長

平成26年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成26年3月4日（火曜日）午前10時30分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 議案第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 財産の取得について
- 日程第8 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第9 議案第5号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第6号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第7号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第8号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第9号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第10号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 所信表明
- 日程第16 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第17号 市道路線の廃止について
- 日程第23 議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第24 議案第19号 市道路線の変更について
- 日程第25 議案第20号 平成26年度志布志市一般会計予算
- 日程第26 議案第21号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第28 議案第23号 平成26年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成26年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第34 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 岩 根 賢 二
17 番 東 宏 二	18 番 小 園 義 行
19 番 上 村 環	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時30分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成26年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの24日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。
陳情第1号及び陳情第2号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配付をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、先に教育長に就任されました和田教育長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

○教育長（和田幸一郎君） おはようございます。
今日は、こういう機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。
この度市長の任命を受け、そしてまた、市議会の御同意をいただき、そして、先日教育委員会で教育長として選任されました和田幸一郎と申します。どうかよろしく願いいたします。
先輩の坪田先生の後を引き継ぐということで、その使命の大きさ、そして責任の重大さに身の引き締まる思いがいたします。就任して約1週間多くの行事に参加したり、それから市民の皆様方といろいろ語る中で、志布志のすばらしい歴史や伝統、そしてまた、人情あふれる豊かな教育的風土、その一端を知ることができました。駆け足でしたけれども、市内の小中学校、幼稚園、全て回って見ました。それぞれの学校がいろいろな課題を抱えながら一生懸命取り組んでいる様子も目にしました。また、私に対する期待の大きさということもひしひしと感ずることができま

した。

志あふれるまち志布志、そして日本一のまちづくりを目指す志布志の教育行政を担う責任の重さを改めて実感することでした。これから私が取り組まなきゃいけない課題もたくさんあると思っています。学校教育のみならず、社会教育、社会体育、全ての分野で頑張ってまいりたいと思います。とりわけ志を高める教育、これをどう進めていくのか、それから、知・徳・体のバランスの取れた子供たちの育成、その中で特に学力の向上について、どのような具体的な施策を展開していくのか、さらにまた、それぞれの学校が特色のある学校づくりをどう進めていくのか、様々な課題がたくさんあると思っています。教育委員会の職員一同みんなで知恵を出し合いながら、また市長部局とも十分な連携を図りながら、志布志に住んでよかった、志布志で学べてよかった、そう思えるような教育行政を進めていけたらと思っています。そのためにも議会の皆様方のこれからの御指導、御鞭撻を心からお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、教育長就任のあいさつとさせていただきます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。



日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員については、二人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（上村 環君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に野村広志君及び八代誠君を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配付)

○議長(上村 環君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(上村 環君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(上村 環君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長(仮重良一君) それでは、順をお願いいたします。1番、市ヶ谷孝議員。2番、青山浩二議員。3番、野村広志議員、4番、八代誠議員。5番、小辻一海議員。6番、持留忠義議員。7番、平野栄作議員。8番、西江園明議員。9番、丸山一議員。10番、玉垣大二郎議員。11番、鶴迫京子議員。12番、毛野了議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。15番、金子光博議員。16番、岩根賢二議員。17番、東宏二議員。18番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。19番、上村環議員。

○議長(上村 環君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。野村広志君、八代誠君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(上村 環君) 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票。有効投票のうち、たてやま清隆君7票、下迫田良信君0票、竹田光一君13票。以上のおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（上村 環君） お諮りします。日程第5、議案第1号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第5 議案第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第1号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税政の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律における消費税法等の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率を引き上げる措置が講じられたため、関係条例の規定を整理するものであります。

内容につきましては、第1条の志布志市農業集落排水処理施設条例別表第2の使用料並びに第2条の志布志市水道給水条例別表第1の水道料金及び別表第3の給水負担の額を改め、第3条の志布志市行政財産使用料条例第4条第4項中「100分5」を「100分の8」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今の市長の説明では、当局の補足説明でもあるのかなというふうに思っていたのですが、大変不親切ですよ。今回のこの引き上げに、まあ条例改正ですけど、総体でどういふふうに住民の負担が増えるのかというものと、併せて二つ目に、この公営企業とかそういったものについては、非課税の措置がないわけですが、一般会計の公共料金分、そうしたものについてはですね、消費税法第60条の第6項、ここで非課税というね、そういう払わんでよいという、そういう措置がとられてるんですが、そこに対しての当局としての考え方等をちょっと二つ

お願いします。

○市民環境課長（西川順一君） 農業集落排水については、市民環境課の方で所管しておりますので、私の方から、どのように変わっていくかというところを説明いたします。

説明資料の方に、新旧対照表がありますけれども、一般家庭において世帯割りが1,780円から1,830円、50円世帯割りは上がります。そして員数割り、1人当たりの金額なんですけど、これが420円から430円ということで10円上がります。二人世帯だと、月額70円上がるというようなことになっております。これは一般家庭であります。そして業務施設については、開けていただきまして、AからFまであるんですけども、Aにおいては1,500円上がります。そしてB区分においては900円上がっていきます。そしてC区分においては450円上がり、D区分においては150円、そしてE区分においては60円、そしてF区分においては30円上がるというふうになっております。

どうぞよろしく申し上げます。

○水道課長（木佐貫一也君） 第2条の関係でございます。給水条例の関係でございますが、付議案件説明資料の2ページも参考にさせていただきたいと思っております。

議案の中の29条及び第39条の改正につきましては、字句の整理になっているところです。

別表第1の水道料金及び別表第3の給水負担金の金額についてですが、現在の別表の中身が5%の消費税を含めた金額になっておるところです。これを8%に改定した金額にそれぞれ改める金額になっておるところです。

附則の方ですが、第3項におきまして、施行日の4月1日以後の使用に係るものについて適用し、施行日前の使用に係るものについては従前の5%を適用する旨を規定しているところです。

次に、附則第4項ですが、施行日以前から使用しているもので、施行日の4月1日から4月30日までの間に料金が確定する分については、従前の5%を適用する旨を規定しているところです。

なお、水道料の確定につきましては、検針が確定ということになっているところです。

それと、もう一つのお尋ねの影響額ですが、24年度決算をベースに試算してみましたところ、料金を含めたほかの支払い、消費税がらみですが、5%から8%に変わることで約1,600万円程度の影響が出るということで試算したところです。

水道課の説明は以上でございます。

○財務課長（野村不二生君） 一般会計におきます財務課が所管しております普通財産におきましては行政財産の積算方法に基づいて貸し付けを行っておりますけれども、行政財産の方は5%、8%になるという外税方式でございますので、今回の改正をしたところでございます。その中で財務課が貸し付けをしてる分では、土地の評価等それぞれございますので、全体額におけます増える分の額につきましては、1万4,000円程度が増えるという試算をいたしております。

それから、他の内税と申しますか、使用料等につきましては、現在、旧町間の施設の使用料の見直しをすることが先決ということで、今回の内税での見直しは、消費税の値上げについては、行わないという方針を庁内で協議、最終的には市長の判断において決定をしたところでございます。

今後、調整を済ませた後に、27年10月の10%になる時点で改正をしていこうということにしているところでございます。

○18番（小園義行君） 農業集落排水、これ全体の影響というのが、どういった試算がされてるのかということが一つですね。そして、併せて消費税法第60条第6項、ここはいわゆる一般会計で見るところは、課税しないでもいいよということを言っているわけですね。今の課長の答弁だと、来年10%になったときに、そういうものをやるというふうに、僕は、今の答弁だとそう理解したんですけど、そういうことで理解していいの、しないということならばいいんですよ。

○財務課長（野村不二生君） 消費税はかけなさいということで、国の方から指導があるところでございます。ただ、それを国の方に納めないでいいということが定められているところでございますので、今後、庁内で検討をしていきますけれども、金額が小さい関係で円単位の増額になるかと思えますけれども、そこらをどういった整理をしていくかというのがですね、今後庁内で検討しなければならないところになるかと思えます。

○市民環境課長（西川順一君） 平成24年度決算と比較しますと、消費税が3%上がったときの使用料の増加分は176万8,698円です。一方、光熱水費や修繕費の需用費や維持管理にかかる委託費など、そういう支出負担ですが、それが181万5,488円となります。以上です。

○18番（小園義行君） それだけ増税になるという、負担増になるということですね。最後のいわゆる一般会計で賄うところはですよ、課税標準に対する消費税額等を控除することが同額だから納めでいいよということでしょう、国にね。消費税法第60条第6項はそう書いてますよ。そうであれば、住民の負担というのをですよ、利用料という形でしたときには、引き上げるということですよ、そういうことは。納めないでいいものをそういうふうにやるというのは、少し問題がありませんか、この消費税法の精神からしたときですよ、そこを僕が聞いているんですよ。

○財務課長（野村不二生君） 市が所有しております施設につきましては、いろんな委託料等消費税が添加をされまして上がるところでございます。それらについては、現在のところ市が持つという形でしておりますけれども、それについては経費の増ということで、今回も総体的な額の積算はまだいたしておりませんが、相当数の額が上がってるところでございます。指定管理をしております施設の中で積算した分ではございますが、その中で3%分の値上げが40万円から50万円ほどあるところでございます。そういった関係を今後どのようにしていくかというのを庁内で検討していかなければならないというふうに考えております。そういうことで、その分を穴埋めといいますか、財源的にどうするかというのは、やはり市民の方にですね、消費税アップ分ということで御理解をしていただかないといけない部分が出てくるのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

特に許可いたします。

○18番（小園義行君） その消費税法第60条第6項は、いわゆる納めないでいいよということをしてるわけですよ、それをでもここではちゃんとかけるということですよ、今の答弁は、利用

料として上げますよと、一般会計でみるところについては、控除は同じだから、いわゆる納税額は発生しないよといって納めないんでしょう。納めないけれども、取るということですよね。それは、この消費税法の精神からしたときに、60条の第6項が求めているものと違うことを本市はやろうとしてるわけね。というふうに僕が今の答弁を聞いて思うものですから、それはちょっと違うじゃないのと、国に納税する義務ないわけでしょう、これ。だから、そのことは少しちゃんと市の負担分でその使用料をどんと引き上げるとかね、そういうことでないようなものでないといけないというふうに思うものですから、お聞きをしたところなんですよ。

○財務課長（野村不二生君） 今回の消費税の値上げにつきましては、国の方から公共料金等に係る取り扱いということで適正に対処をなささいという指導を受けているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論したいと思います。

今の質疑の中でも答弁ありましたが、いわゆる農業集落排水においても総体で約357万円、そして水道会計1,600万円からの影響があると、そして併せて、今、少し最後の方で議論させていただきまされたけれども、消費税法の第60条第6項は、一般会計が扱うところのそこについては、いわゆる控除が同じだから納税する義務が発生しないということを求めている法律であります。

よって、住民に更にそういう負担をさせるようなことではいかんというふうに私は思うところであります。

公営企業やそういったものに関しては、非課税の措置は消費税法も設けておりません。でも、一般会計でみるところのそういったものについては、控除が同じであるから納税は発生しないと、これが精神でありまして、住民の負担をこれからどんどんやっていくよというそういう立場では、少し、この法が求めているものともちょっと違うという思いがありまして、今回の引き上げをされるわけですが、ここの議会は、先の9月議会そういったところで消費税の引き上げには反対という決議を全会一致でここは決議を上げております。それは、もちろん今回のこの問題だけでなく、一般のそういう消費税を引き上げることに反対だという決議を上げてるわけですが、そういった意味からしても、今回のこの消費税を引き上げることが私たち住民にとってどういった負担になっていくのかということを考えてときに、今の、この二つの公営企業法にある水道会計や農業集落排水事業、ここを見てもですね、そういう負担になっていく、更に日常生活を含めて消費税が引き上げられることで大変なことになっていくのではないかという思いがありまして、認められないという立場で討論としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

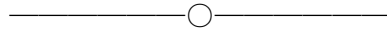
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第1号は、原案のとおり、可決されました。



日程第6 議案第2号 志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第2号、志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市土地開発基金を活用し、公用または公共用に供する土地等をあらかじめ取得する必要性が低下したことに伴い、同基金を廃止するものであります。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回、この基金条例を廃止されるわけですね、そして、現金についてはそういう方向でしょう。ただ、この土地をですね、廃止をして、それぞれ取得目的において取得してますね、その土地は普通財産というそういうことになっていくのか、どういう方向でそれを活用していこうとして皆さん方が今回のこの基金の廃止ということにされたのかですね、それと併せて基金で土地を買うということはやめるけれども、土地開発公社との関連というのが少しこう、見えてこないわけです。先ほど全協でも少し報告はありましたが、ここの番号が9ですから9で言いますけど、このそれぞれの土地がですね、取得目的、それぞれ本当に古いときからあるわけですよ、でも現実にそれが10年も20年という形もひょっとすると出てきてますね。何をこれやっていたのかと、もちろんその時のそれぞれの議会も責任あるでしょうけれども、こうなるまでに全く手を打たないできたという、そういったものについてですね、どういうふうなことを当局として反省なりあって、ここに今回の基金で取得をするのはやめますよということになったのかですね、一番古いものなんかは、54年ですよ、何をこれしてきたんだらうねっていうふうに私たちは思うところです。

それで四つ目には、少しこの5番ですね、夏井の和佐田134番10、ほか242筆というのがありますね。この地図が9ページにありますが、ボルベリアダグリに入っていくここにありますね、入って行く方向を見て国道から入ったその左側、そこがここの中を含んでいるのかどうかというのをちょっと教えてください。4点目ですね。

そして、五つ目には安楽のいわゆる商工業団地、関連団地ということで、あれは土地開発公社の関係で取得して、今回ここに出てきてないのかということも含めて、ごめんなさい、あれも基金で買ったのかどうか、ちょっと僕も記憶がはっきりしてないものですから、土地開発公社の先行取得でそのままやってるんですか、これ、その、ここに全然出てきてない状況がある。ごめんなさいね、それ教えてください。

○財務課長（野村不二生君） それではお答えいたします。

土地につきましては、普通財産にしていくということでございますが、現在それぞれの土地において取得目的がございます。それらを今後再検討をいたしまして、そのままの状態に保有するか、若しくは、ほかの利活用若しくは売却という方向性をですね、今後庁内会議を開きながら検討していくということにいたしているところでございます。

それから、基金と開発公社の関係でございますけれども、基金と開発公社は全く別ということで開発公社については今後も継続していくということでございます。

それから、取得したものを何をしていたかと、事業化をなぜしなかったということにつきましてはですね、合併前に取得したものがほとんどでございます。その時点でのどんな協議がなされたか、現在ちょっと私ども計り知れないところがございます。合併後につきましても、事業化をということで庁内で議論したかといいますと、それもないところでございます。現在、塩漬けの状況ですね、何もできない状況でございましたので、今回、それを有効活用するためには基金有地を廃止しないといけないということの判断をしたところでございます。ただ、基金につきましては、定額運用基金ということでございますので、現状のままで地価が下がったからということで、安く売却するというようなことはできないように条例規則等でうたわれておりますので、今回廃止しなければどうしようもできないという状況にあるところでございます。

それから、夏井の活用の部分でございますけれども、国道沿いの部分につきましては、その部分については今後開発がしやすいというか、駐車場の活用とか、いろんな方法があろうかと思えますけれども、その部分も含んでおりますので、その部分については、山の部分とは別に切り分けて検討しなければならないというふうに思っております。

それから、安楽の工業団地につきましては、基金有地ではございません。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。



（西江園明君、小野広嗣君、長岡耕二君、金子光博君、岩根賢二君退場）

日程第7 議案第3号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第3号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地開発事業用地を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字汐掛280番1、ほか111筆、計7万3,997.38㎡を随意契約により、志布志市土地開発公社から2億3,300万円を買収するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回、この土地を公社が買い戻して、そういう臨海工業団地としたいということです。今もありましたね、基金で取得をしたものが何十年も動かないで塩漬けになっていると、今回ここはいわゆるその工業用地として取得をしていくということですが、今の経済の状況とか考えて、消費税が引き上がると、そういうこと等を考えたときに非常に心配をするわけですね。先ほどの基金の条例廃止になったと同じ、現在ここにどれぐらいのそういう問い合わせとかですよ、そういったものがあって、皆さん方がどういった戦略で、この土地を生かしてやろうとされているのか、そこについてのいろんな議論があったでしょう。それを少し教えてください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 今回のこの臨海工業団地整備に伴います各方面等へのPRと言いますか、周知を現在しているところでございますけれども、全協でも御説明しましたように、27年度から分譲の方に入りたいということで、現在の整備状況の方につきまして、可能な限り企業等につきましてもPRをさせていただいているところでございます。

現在、問い合わせ等がありますのは、物流関係はもちろんのことでございますけれども、食品関係の製造業、それから木材関係、そういったところが非公式にそれぞれ内容の把握等に連絡があるところでございます。何件ということではないんですけれども、今申し上げましたような形でのそういう企業の形態の方々から随時問い合わせがあるところでございます。全協で申し上げましたように、ある一定の分譲条件、そういったものをお示しすることによって、さらにまた、そういった企業等からの問い合わせが増えてくるんじゃないかならうかと思えます。

なお、この工業団地につきましては、県を通じましていろんな志布志港のポートセールス、そういった、それから企業誘致関係、そういった関係のところ併せて全国の方にPRをさせていただいているところでございまして、更に条件が詰まり次第、PR周知を徹底していきたいというふうを考えているところでございます。

○18番（小園義行君） じゃあ今回この土地については例えば食品とかですよ、そういう特定してということじゃなくて、全て誘致企業としてきていただければ全部受けるということですね、それについての確認を一つと。

併せてですね、心配するところは、この議会でも一般質問がありましたけれども、薩摩川内

の例がありましたね、あそこはあれだけの金を準備するけど、1件もなく、再度今募集お願いをしているという実情があります。あれだけの良い条件をしてもなかなかこないという状況が今の現状だろうなと思いますのでね、本市は26年度から始まって27年度そういう形で実際に運用というのは3年後ということになるのかなというふうに思うんですが、ぜひですね、そういった形にならないようにですよ、塩漬けの土地になってもらうと困るわけで、ぜひ今回多額のお金を出してやるという意味では、全力を挙げてこのことをやっていくという姿勢がないといかんと、歴史的なことという、志布志港の埋め立ては全国見ても唯一成功した一つの例だと思います。志布志のこの港の関係ですよ、若浜ここはね。だから、そういった意味で、ここの土地が塩漬けにならないように全力を挙げてそのことについては取り組んでいくというそういう姿勢がないといかんとというふうに思います。最初冒頭言ったそのことについての考え方を少しお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回のこの臨海工業団地造成につきましては、志布志港が国際バルク戦略港湾に指定され、そしてまた都城志布志道路、そして東九州自動車道が着々と整備する中で、特に志布志港に至る都城志布志道路が臨港道路が開設されるということに伴いまして、この地域の開発が見込まれたところでございます。当然この地域においては、水田がございましたので、農業が営まれていたわけですが、この土地の所有者に対しまして、この事業の趣旨の説明をいたしまして、そして、この地に新しくそのような工業団地ができるとなれば大きく雇用の状態が発生するというお話の申し上げましたところ、全面的な御指示を賜り、そして、買収も順調に進んでいるところでございます。そのようなことから、このことにつきましては、市民こぞって関心が高い事業となっておりますので、私どもとしまして、早期に団地の造成をいたしまして、早期に販売ができる体制を整えながら、そしてまた、有利な形で企業が進出できる一日も早く企業が進出してくださる形の条件を整えながら分譲につきましては開始してまいりたいというふうに考えているところでございます。

[小園義行君「特定しないの」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） ただいま、この分譲地につきまして、特別に業種についての指定は考えてはいないところでございます。

○18番（小園義行君） 仮にここにそれだけの企業が進出してきましたね、一番ネックになるのは排水対策、合併浄化槽、こういったもの等をしたとき、非常に鹿児島県は建物の坪数に応じて槽をですね、決めていくということですので、そこについての考え方は基本的に持っておられるんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 排水対策等につきましては、最も企業等が関心のあるところでございますので、現在、あの地域が非常に低地位でございますので、2 mから3 mほどのかさ上げをするということになっております。

それから、今年度排水路も延長することによりまして、従来の高潮時におけるそういう浸水被害、そういったものは回避できる。そういった企業等の御心配のないような形での対策を今後も

またとっていききたいというふうに考えているところでございます。

[小園義行君「合併浄化槽は」と呼ぶ]

○建設課長(中迫哲郎君) 今議員が御指摘になりました合併浄化槽関係の対策でございますが、あそこの地域は以前というか、今も公共下水道の区域範囲の中にはあるところでございますが、現在公共下水道中止となっておりますので、今の段階では合併処理にお願いするということで考えているところでございます。

[小園義行君「それに対して、ちゃんと補助主体とかそういうことも議論してるんですかということ聞いてるんです」と呼ぶ]

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) はい、そういったこと等も含めまして、今後企業の方が、分譲してそこで活動ができるような形でのそういう対策をいろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

○9番(丸山 一君) 今回の財産取得に関して所管でありますので1点だけお伺いをいたします。隣の安楽川は、県の地域振興局の関係で河川港湾課対応になるかと思うんですけれども、昨年の所管事務調査によりまして、現地調査をしたときには、河川堤防等もかさ上げをしなくちゃいけないだろうと、僕が意見を申し上げたんです。一昨年工事をされました河川堤防のかさ上げ工事に関しましては、昨年3年ほど前にされたんですけれども、昨年の台風によりまして、河川堤防は約3分の2ぐらいかなりえぐれております。その対応もお願いをしたいといった経緯があります。実際台風時にですね、大体大潮満潮時になりますと、堤防の天端より1mぐらい下までは水位が上がってまいります。ですから、今回田んぼの水位を造成をするにあたりまして、今、3mもしくは4mかさ上げすると言われますけれども、河川堤防の方でもですね、やっぱり浸水防止の堤防かさ上げ工事というのをやってもらわなくちゃいけないと、僕は所管事務調査で申し上げたんですけれども、それについての対応はどういうふうになっているかお伺いをいたします。

○建設課長(中迫哲郎君) 安楽川の河川堤防のかさ上げてございますが、現在工業団地の造成の協議の中では堤防は、さわらないような形での協議をしているところでございます。今議員がおっしゃられました堤防から1mぐらいまで水位が上がるというようなことで、今、安楽川の旧鉄道跡地の橋梁の予備設計も行ったところでございますが、その中での河川港湾課の協議の中では、若干河床を整理するようなことで、今の断面は足りているというようなことでの結果も出ておりますので、そういうのも含めまして、また河川水位が上がるようであればですね、県の方に河川の堤防の改修というお願いもしていきたいと考えているところでございます。

○9番(丸山 一君) 安楽川、今工業団地の横の安楽川左岸の堤防も一部欠落をしておりますので、対応をぜひお願いをしたいと思います。

それと、例えば、団地内を3mもしくは4m上げたときに、河川堤防の天端との高さ関係はどうなんですかね。

それともう1点、安楽川右岸の堤防も3年ほど前になりますけれども、鉄橋の上が1か所、鉄

橋から下の方で2か所欠落寸前になりまして、そこは県の方に即対応していただきまして、欠落した部分はすぐ補修をしてもらったんですけれども、現在の堤防の高さでもそういう可能性は十分あります。しかも、欠落したときには、天端幅5mぐらいの道路が約1mぐらい残っただけだったんですよ、ですから僕が心配しておるのは、台風、大潮満潮時の越波もあるだろうと、南海トラフによる6m、7mの津波対策もあるから、その堤防かさ上げというのはやった方がいいですよということを申し上げておりますので、ぜひそちらの対応もお願いしたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 安楽川の河川堤防の高さは確か5m少しございますので、今回造成よりは若干まだ堤防の方が高いような形になろうかと思えます。

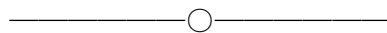
それから、堤防の欠落ですが、たしかにブロック等の天端の高さが足りないところはあるかと思えます。そういうところにつきましては、県の方にですね、また要望等を行って補強をしていただけるような対策を要望していきたいと考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。



（西江園明君、小野広嗣君、長岡耕二君、金子光博君、岩根賢二君入場）

日程第8 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第4号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、市道管理瑕疵（かし）に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成25年12月15日、午後1時30分頃、市道本村宮塩線で、本村方向から私有地に右折しようとした和解の相手方が所有し、和解の相手方の妻が運転する普通乗用車がコンクリート製側溝蓋を跳ね上げ、車両後方部に接触し、破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったこと等により、過失割合を市が30%、和解の相手方が70%とし、普通乗用車の原形復旧に要する費用8万1,299円のうち30%の2万4,389円を市が賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 全協の中でもございましたけれども、若干確認を含めて質疑をさせていただきます。

まず、この道路部分に今回の事故が起こったこの部分に関しての道路管理者はどこにあるのか、まずその点をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 事故の原因となった蓋（ふた）は側溝の上に被っておる道路の敷地内でございます。したがって、道路の我々の管理する範囲だと考えておるところでございます。

○20番（福重彰史君） そういうことであれば、本来この今回の議案の中にもありますけれども、維持管理が不十分であったということでございますけれども、本来であれば、管理者である市がしっかりと管理をしなければならない部分であろうかというふうに思うところでございます。どういった理由があったのか、詳細なことは別にしまして、そういう中におきましても、今回本来の道路管理者が市であったにもかかわらず、そしてまた、今回の理由の中にも、不十分であったと、維持管理が不十分であったということがここに記載をされておるわけでございますけれども、そういう中で、今回過失割合が、市が30%、相手方が70%ということであるようでございますけれども、この過失割合、本来、市がその十分な管理をしなければならないにもかかわらず、過失割合が3対7というようなことになっておりますけれども、その点について具体的にその内容をお示ししていただきたいとしたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 過失割合の御質問でございますが、こういう事例等がなかなかこういう事例はなかったところでございます。したがって、過去の議案の中で出ましたものやら参考にいたしまして、基本的には和解ということでございますので、相手方と相談させていただきながら、過失の割合を定めたところでございます。

○20番（福重彰史君） 今、和解ということでございますけれども、やはりそれぞれ相手があるわけでございますよね。そういう中で、今回、和解の相手方はこういう対応でできたかもしれませぬけれども、しかし、この事故の背景といいものを十分勘案した場合には、やはり和解の相手方によっては、この過失割合というのは相当変わってくるんじゃないかというふうに思うところでございますけれども、そのあたりのしっかりとした考え方、基本的な考え方というものを持ち合わせていなければ、このようないわゆる十分に管理が行き届いていない場所というのは、市内全域の中では、相当あるというふうに思うわけでございます。その点につきましては、しっかりとした基本的なこういう事案、事件に対する基本的なですね、対応というものについては、しっかりとしたものがなければならないと思うところでございますけれども、その点について伺いたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 市が加入している保険会社にもいろいろ相談意見を聞きながら今回の割合も定めたところでございますが、今回のような事故の例としても、最大でも半分ぐらい、50%ぐらいということでの保険会社からの教えをうかがったところでございます。予知ができない場合でもある程度前を進んでいかれるということで目視ができるというようなことがあれば、過去の穴ばこの事例からいたしましても半分程度かなというような過去の判例のもとで、我々も今回の和解のお話を進めてきたところでございます。御理解願いたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第9 議案第5号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、補足して御説明申し上げます。

議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により、既定の予算に1億519万7,000円を追加し、予算の総額を195億7,511万1,000円とするものでございます。

予算書の8ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、年度内の完成が見込めないため、安心こども基金総合対策事業ほか8件、5億2,330万7,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

繰り越しの理由としましては、お配りしております補正予算説明資料の1ページのとおりでございますが、安心こども基金総合対策事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業、農業基盤整備促進事業、小学校耐震補強事業については、国の経済対策に基づくもので、今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みであるということで繰り越しをしております。

次に、農業農村活性化推進施設等整備事業ほか3件につきましては、入札不落により、年度内完成が見込めないこと、また、社会資本整備総合交付金事業につきましては、河川管理者との調整に不測の日数を要したことが主な理由でございます。

詳細につきましては、説明資料の方をお目通しください。

次に9ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正でございますが、農業振興資金について、廃止をしようとするものでございます。

予算書の10ページをお開きください。

第4表の地方債補正でございますが、全国防災事業につきましては、小学校の耐震補強事業実施に伴い6,010万円追加しております。変更は普通建設事業の事業費確定等に伴う調整で110万円の増額としております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。14ページをお開きください。

歳入の1款、市税でございます。2項、固定資産税を7,200万円増額しております。

23ページをお開きください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業等の実績見込みによりまして、3,221万円減額、6目、教育費国庫補助金は、小学校耐震補強事業実施等に伴い3,365万5,000円増額しております。7目、農林水産業費国庫補助金は、農業基盤整備促進事業実施等に伴い、5,496万4,000円増額しております。

26ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の平成25年度追加実施に伴い、3,556万9,000円増額しております。

31ページをお開きください。

17款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金を707万5,000円増額しております。

32ページをお開きください。

18款、繰入金は、1項、基金繰入金で、財政調整基金繰入金の繰り戻し及び土地開発基金の廃止に伴う繰入金等で、総額で1億8,358万8,000円減額しております。

36ページをお開きください。

20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、事業内容の変更に伴い、県地域振興公社営事業参加者負担金が増額となったこと等により2,186万2,000円増額しております。

38ページをお開きください。

21款、市債は5目、教育債の緊急防災・減災事業の計上等に伴い、総額で6,120万円増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

40ページをお開きください。

1款、議会費は事務事業の実績により、費用弁償等1,014万5,000円減額しております。

41ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、土地開発基金廃止に伴う基金繰入金を全額施設整備事業基金に積み立てること等により、3億244万6,000円増額しております。

55ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、児童手当給付の実績見込みに伴い、1,856万円減額しております。4目、保育所費は入所見込み児童数の増により、3,327万2,000円増額しております。

57ページをお開きください。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、国への還付金により、3,098万6,000円増額しております。

62ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、3目、し尿処理費は合併処理浄化槽設置事業等の実績見込みにより、1,853万3,000円減額しております。

64ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、園芸振興費は、活動火山周辺地域防災営農対策事業が平成25年度追加実施となったこと等により、5,357万円増額しております。

66ページをお開きください。

8目、農地整備費は、農業基盤整備促進事業実施に伴い、8,852万5,000円増額しております。

74ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、1目、道路橋りょう総務費は、議案第4号にかかる賠償金を2万5,000円計上しております。3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業等、市道改良事業の実績見込みにより、工事請負費等1億925万4,000円減額しております。

77ページをお開きください。

4項、港湾費は県施工の港湾改修事業に係る負担金の確定により4,973万1,000円減額しております。

80ページをお開きください。

9款、消防費は大隅曾於地区消防組合の消防救急無線デジタル化整備事業等の事業費確定に伴う負担金の減額等により、総額で2,552万2,000円減額しております。

85ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は小学校耐震補強事業実施に伴い1億4,980万1,000円増額しております。

99ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、人件費につきましては、今回特別職分を2,431万1,000円、一般職分を8,244万円総額で1億675万1,000円減額しております。

101ページをお開きください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、本年度末は241億3,707万6,000円となる見込みでございます。

以上が、補正予算第4号の概要でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 第2表のですよ、繰越明許費の関係ですけれども、非常に入札してもそれが落ちないという状況ですね、ここはいわゆる業者の方々の人が確保できないとか、そういう資格を持っている人がいないとか、そういったことが原因でこういうことになっているんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 入札が落ちないと、不落のことでございますが、今、県等ですね、一杯不落ということが報道等でも流れております。議員が指摘されたとおり、人手不足というのが大きな原因かと考えているところでございます。

○18番（小園義行君） いわゆる業者の方々の人手が足りないということですけど、実際に発注をする側と受け手の側のですよ、そういった状況というのはお互いにそれぞれ国・県、そして市という、そのこの事業の発注量、そういったもの等々が当然勘案されてこの発注がされていくのだというふうにも思うわけですね、ただお金がきたから発注すればよいというものでもないというふうに思います。そういったところの県あたりとのですね、そういう事業量の確保という点で、果たしてこういうことでいいのかと、それと併せてあと1点は、業者の方々が言葉は悪いんですけど、少なくなって、もう対応しきれんという状況が本市の現状なのかですね、そういったことからしたときに、業者の育成というの、いわゆる官公需法に基づいて、行政の大きな仕事の一つだというふうに思うわけですね、そういったときに、この業者の方々が事業撤退していくということにならないためにも、工事が発生し、そしてお金をいただく、前渡金もありますね、それと併せて工事が終わった段階でのいわゆるお金を短い期間の中で相手の側に事業費を、工事費を渡すというのが、私が調査したところ県はちょっと、市、ここより早いんですね。2週間ぐらいで県は出してるわけですけど、本市はそれが約1か月近く、3週間ぐらいかかって。こういったことも業者を育てていくという観点からしたときに、非常に受け手の側からしたときに、資金繰り、そういったこと等々もあるのではないかと、そういった改善をしていく必要があるのではないかとこのように思うんですが、この全て入札が落ちないという現状をですね、深刻に捉えないといけないのではないかとこのようにこれは思います。そういった立場で、先ほど言いました業務量との関係、そして支払いと、そういったことで育てていくという観点はどうかという点で、ちょっとお答えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど担当課長がお話ししましたように、全国的にこのような状況が発生しているということであるようでございます。リーマンショック、あるいはバブルがはじけて以来、公共事業が縮減されてきてまして、そして、それ以前はピークであった業者の数、また、従業員の数が徐々に減ってきているというようなことでございます。

改めて今回デフレ克服のための景気対策がうたれ、公共事業の増加がなされた結果、今のような状況になっているということが言われているようでございます。そのことが本市においても発生しているということございまして、その対応につきましては、今後、今お話があったような

育成という観点からどのような対策が必要かということも考えなければならないというふうには思っているところがございますが、ただ、今後もこの公共事業の発注について長期的にまだまだ増えていくというような前提がないとなれば、またその形での対応が必要になると、確実にそのような発注量が増えていくということになれば、業者間でまた、そのような意欲が自らされて会社等もまた立て直しが図られて、従業員の増加が見込まれるというふうにはなると思うところがございますが、現在の段階では、その先行きについてどのような流れになるかと、つかみかねているというのが現状でございます。

ということでございますので、とりあえずこの業者の方々の御意見等を賜りながら、最大限この従業員の方々の雇用の場というものの確保については、協議を重ねながら取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

支払い時期についてでございますが、市の資金運営等の関係もございまして、会計の方とも協議いたしまして、そしてまた、前金払いの制度の利用ということ、それからまたお話がありましたように、県にも倣いまして、支払い期間の短縮については努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 所管外について3点程お聞きをしておきたいと思います。

まず一つ、予算書では62ページになりますが、浄化槽の設置整備事業、不用額が1,176万円ほど出てます。例年そうであります、25年度の設置戸数、そしてここ数年の推移についてちょっと述べていただきたいというふうに思います。

あと、予算書の79ページ、がけ地の近接等危険住宅移転事業、これも例年そうであります、予算は組み上げると、でも予算の執行というのはここ6年ほどなされてないという状況、これはやはりがけ地に隣接してお暮らしになってる方々は市内に一杯いらっしゃる中で、いわゆるこの周知の在り方、ここが少しどうなっているかなというふうについていつも思うところがございます。ここに関して少し答弁を求めておきたいと思います。

あと、予算書の91ページ、教育委員会関係、生涯学習課の関係で、青少年研修事業、特にこのシアトルの研修ですね、ここ2年ほどこの事業に参加されるお子さんが減ってきているという状況の中で、決算でもお話をしたわけですが、学校側にも話はしているという答弁でもありましたけれども、そういった中でいわゆる当局の担当課、担当係としてですね、どのくらいこのことに対して、真剣な思いを持って取り組んでいるのかということをおし述べてきております。そして、その結果これまでの事業につながるような取り組みをしっかりとしていきたいという答弁であります、その後、生涯学習課、係の中でどういった検討がなされたのか。26年度の当初予算を見ても、消極的な姿勢がそのまま表れているなという気がしなりませんので、答弁を求めておきたいと思います。

○市民環境課長（西川順一君） 25年度は5人槽を当初予算で172基、そして7人槽を25基、10人槽を3基という形で予算化しておりましたが、現在、そして今後考えられる基数につきまして

は、5人槽が142基、そして7人槽が18基、そして10人槽が5基、全部で165基というふうに予定しております。そして、過去、今までのですが、24年度は179基、そして23年度が176基、そして22年度が222基、そして21年度が238基というような推移をたどっております。以上です。

○建設課長（中迫哲郎君） がけ地近接移転の御質問でございますが、どういう周知がなされたかということでございますが、このがけ地移転につきましては、昭和54年以前の建物で、現に居住されている方で、建て替えをしてその利子補給というようなことでの補助でございますので、なかなかそういう人が該当者が見当たらないということでございます。一部除却にも補助は出るところですが、そういう方が見られないと。

周知につきましては、毎年市報に掲載して周知を図っているところでございます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 青少年研修事業につきまして、説明資料の47ページに詳細が書いてありますけれども、青少年研修事業、特にシアトル研修につきましてのお尋ねでございますけれども、ここに書いてありますように、25年度は定員5名に対しまして、応募が3名で決定が3名ということございました。

過去の経緯につきましては、平成23年度は5名の参加、定員5名です。24年度が2名、25年度が3名ということで、最近では2名、3名となっているところでございます。

今後の取り組みということで、どういった対応をしてるのかということでございますけれども、私どもとしまして、非常に有益な事業であるということで課内でも検討しているところであります。26年度におきましても、4月の第1週に実行委員会を開きまして、早い時期での周知を図っていく必要があるというふうに考えております。散らしを配布することはもちろんですけど、各学校を回りながら、啓発を図っていきたいと思っているところであります。原因等につきましても、研修期間が1か月と長いということ等がございまして、中身についても少し時間をかけながら精査しようというふうに考えているところであります。

事業の推進については、4月になってから積極的な推進を図ってまいるところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほど、午前中の答弁の中で、小野議員のがけ移転の関係でございますが、私、「昭和54年以前」と申し上げましたが、「昭和46年」の誤りでございました。

また、市報しぶしに4月と9月の2回掲載しているところでございます。また、25年度はがけ地近接危険住宅移転事業の募集についてということで、自治会班回覧も回しているところでございます。訂正しておわび申し上げます。

○13番（小野広嗣君） それぞれお答えをいただいたわけですが、浄化槽の整備事業に関しては、ここ5年間の推移を課長から答弁をいただいたわけですが、5年間の推移を見て減ってきているわけですね。そして、一方で旧志布志町を見ていったときに、公共下水道の特別会計をずっと立ち上げながらも休止状態を続けていると、そういった状況でこの合併処理浄化槽の推進というのは、やはり大事な事業の一つであろうというふうに思うわけですが、そこらをどのように分析をされているのか、答弁を求めておきたいと思います。

あと、がけ地に関しては、今建設課長から答弁をいただきましたけれども、いわゆるこういった状況が6年以上続いている。いわゆる利子補給事業ですので、あまり支援にならないというか、助成にならないといえばそれまでなんですが、それでも毎年そうやって市報で広報をし、予算としては組み上げていくということを繰り返していくことに、意味があるのかというふうに思う時があるんですね。要請があったときに対応できるように予算だけは組んどくと、これは分かるわけですが、こういった状況が6年以上続くとするならば、それ以外に、この事業以外にほかの助成というのを考えてしかるべきではないのかなという気がしてならんもんですから、特にこれ産建で議論されるべき内容でありますけれども、所管外でありますので、お考えを再度お聞きをしておきたいと思います。

あと、青少年研修事業、先ほど答弁もいただきました。有益な事業であるというふうに課長も答弁をされているわけですね、そういった中でこれは補正ではありますけれども、ちょっと当初も読ませていただきました。そうすると、先ほどの答弁とは真逆の予算組みになっていると、そういうことを考えたときに当局では、決算のときにしっかり申し上げたことをどう捉えて内部で精査してこういった形になってくるのか、そこをもう少しですね、実際決算の以降、こちらが申し上げたことを内部でしっかりと議論をし、そして、補正が生まれ、今度は当初につながっていくと、こういったことに関する考え方ですね、述べていただきたいというのと、いわゆる去年とおととしが5名に対して減ったと、そういった状況に対して今回当初で5名でなくて4名というふうになってますけれども、いわゆる当局が努力した結果そうであれば、多少理解もできますけれども、私としては担当、係、ここの熱意、情熱があれば、これは決してこういうことにはなっていないだろうというふうに決算のときにも申し上げております。そして、そういった思いにたって今後は頑張っていきますという答弁も得ているわけですね。そういった一連の流れからみたときに、すごく納得のできない状況が提示されているなという気がしてならんもんですから、答えを求めておきたいと思います。

○市民環境課長（西川順一君） 志布志のまち中の排水対策については、非常にいつも課内でどうしていったものかいいかなということで、いつも協議はしているところですが、以前、議員からも質問もあり、市町村設置型というのも取り組んだらどうかということもあって、そういうことで視察にもいったりもしたところでしたが、やはりいろんな問題があったところでもありました。ぜひ今こういう浄化槽の技術というのは非常に進んでおまして小型化しております。長さ1 m58cm、幅が98cm、そして深さが1 m50程度と、自分の駐車場にでも入るような、そういう浄

化槽が今はもう開発されております、今の大きさは5人槽ですけれども。そういうことも含めて、そういう公共下水道ができないのであれば、そういう小型の合併浄化槽を紹介したりして、本当ですね、こういう河川に負荷のかからないようなことを業者さんを通じたり、あるいは市の広報を通じたりですね、そうやって、皆さんに市民に周知をしていき、そして何かそういう、うまくなっていけばなというふうに思っております。

○建設課長（中迫哲郎君） まず公共下水道区域の浄化槽ですが、今、市民環境課長が答弁したとおり、合併浄化槽に頼らざるを得ない状況であるということは否めないところでございます。市街地で問題になるのは、事業所の浄化槽をどういうふうにするかということが問題になるのかと思いますので、そちらの方も市民環境課の方と、連携を取りながら、改善ができるように進めていければと思っております。

それから、がけ移転の件でございますが、19年以降該当者がいないというようなことで、今年度は県のキャラバン隊に合わせまして、先ほど申しました自治会回覧も行って周知を図ったところでありますが、問い合わせが2件あったものの事業に該当するのではなかったというようなことであります。今後は、がけの移転なのか、それとも急傾斜事業等の事業で危険回避をするのかということも含めまして、総合的な対策を考えていく必要があるかと思っておりますので、そういう方向でいろいろ勉強させていただきたいと思っております。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 青少年事業の件でございますけれども、特にシアトル研修についてのお尋ねでございますけれども、シアトル研修は応募の数が平成24年度2名、平成25年度3名という状況でございます。これにつきましては、散らし等を配布しながら応募を行うわけですが、1回、2回の公募ではなかなか集まらず、2回、3回声を掛けながら2名、3名の応募者を確保したという状況であります。原因を少し分析してみますと、研修期間が1か月間という長期にわたるというようなこと、それから部活の関係や夏休み中の補習の関係、そういったもの等、それからこれまで志布志高校の方に英語科があったんですけど、そういったものがなくなっているというようなことも少し要因であるのかなと思っております。しかしながら、私どもとしましては、この事業の成果を広くアピールするために、「明日へ」という広報誌、冊子を作りまして広く配布しております。

また、生涯学習推進大会でもこの事例をスライド等で事例発表も行いながら啓発を行っているところであります。そういった中で、平成26年度の事業検討をどのようにしたのかということでございますけれども、課内でも十分検討したわけでございますけれども、行革も含めた補助事業の見直しの中で3年以上経過する事業については、1割カットというようなこともございまして、他の補助事業と同様に事業費を縮小する必要性もあるというようなことで、最終的に一部減額ということでございまして、実績という言い方はちょっとあれなんですけど、これまでの実績の中でカリフォルニア、山形、シアトルという実績を見ながら、一応今の段階ではシアトルの5名を4名というような積算をしている状況であります。

私のどもにおきましては、平成26年度の中で、この事業について、もう一度点検をして見直し

をしながら、1か月の研修を3週間程度の研修で行き易い環境整備はできないのかということ、それからもう少しあらゆる方法を使いながら、広報等も重ねていきたいというふうに思っているところでもあります。26年度の中で、事業の見直しも一部図っていきたいと思っているところがございます。以上です。

○13番（小野広嗣君） 合併浄化槽の方はですね、先ほど課長が述べられた流れでですね、しっかり取り組んでいていただきたいと、建設課長にも答弁をいただきましたけれども、いわゆるこの公共下水道の特別会計というのはあったにしても、もう無きがごとしで、ずっと中止状態になっているわけですね、そういった中で、やはり議論としてはどういった手法が取れるのかという議論をしっかりしながら進めていていただきたいなというふうに思っています。

答弁は結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、このがけ地に関しては、よく理解をしますけれども、やはりどういった支え方ができるのかということをもう少しね、立ち止まって、勉強させてくださいということでしたけれども、真剣に考える時にきているんじゃないかなという気がしてならないものですから、そこはそういった方向で、ちょっと研究を重ねていていただきたいと思ひます。

あと、教育委員会はですね、本当に僕思うんですが、いわゆる補助金の1割カットうんぬんというのは、これは行政側の都合ですよ、あくまでも。そこに真剣に、このシアトルに限らずですよ、青少年育成事業に関して担当が取り組んでいた場合には、行きたかったという人達だっているわけですよ。曾於市を見てみてください。例えば、曾於市はうちより事業が遅れてますけれども、増えていってるんですよ、中身を聞いてみると、やはりそこにはただ学校に流すとかいうだけではなくて、しっかり人脈を通じて、一本釣りでも声を掛けていく。そうすることによって人が増えていっているんですよ。ただお役所仕事で終わってれば、志布志みたいになっていくんですよ。そういったことが本当に心配だから、この本会議場で何回も言ってきたんです、このことに関しては。だから、1割カットの補助金でうんぬんというのは、教育の青少年育成事業、こういった部分は聖域だと僕は思ってるんですよ。そこに簡単に手をつける在り方に対して納得がいかない。

委員会で議論ができませんので、ここであえて、こう述べさせていただいておりますけれども、そこら辺についても一つ答弁を求めておきたいと思ひます。

○教育長（和田幸一郎君） 今、青少年教育の充実ということで、本市は三つの海外研修、それから山形の研修というのを計画しています。私、今回この生涯学習課長から、この研修の意義を聞いた時に、ああこういう研修をやってるんだと、海外まで中学生、高校生を含めて派遣をしているという、そういうすばらしい事業があるんだということを聞いて、ある意味感動いたしました。本当に志を立てる教育というのを願っている志布志市が、あえてそして海外にまで子供を派遣して、そして学ばそうという、その意義というのはすごく重要だと思ひます。

今、小野議員から指摘されましたように、今後、この海外研修ということの意義について、もう1回課内で検討しながら、さらに多くの生徒がこの研修に意欲を持って参加し、応募ができる

ようにですね、もう1回十分課内でも検討して、この事業が充実していけるように手だてを講じていきたいなど、そういうふうに思っています。以上です。

[小野広嗣君「議長」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○13番（小野広嗣君） 今、新教育長の方から答弁をいただきましたので、それで結構だろうと思うんですが、あえて教育長を指名せずに生涯学習課長とやり取りをしたのは、就任されたばかりかしますのでね、そのことで教育長にうんぬんと、なかなか言えないなという思いがあつて遠慮をしとったわけですが、今、そういった方向で答弁をしていただきました。

一方で市長、市長にも答弁を過去に求めておりますけれども、いわゆる「志のあふれるまち」、「子育て日本一のまちづくり」をしようというような状況の中で、予算づくりをするときに、手を付けて良いところと悪いところがありますよねという話をしました。こういった分野は聖域だから、しっかり予算を付けるようにという話もしてますよ。そして、当時の教育長も「しっかり守りきっていきます」と、この場で答弁してるんですよ。そういった流れを大事にして欲しいと思う。その時その時の議論ではないんですよ、行政の仕事というのはずっと引き継がれます。私も議員として4年、4年で選挙を受けてこうやって当選してくる。これまで言ったことがそれで終わりじゃないんです。引き継いでやっぱりやってるんですよ、そういった思いに対して、どう捉えているのかと、今回、今補正ですので、それ以上申し上げませんが、そういった部分に対する首長としての答弁を求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

聖域の部分があつてそこに手が付けられないということは、私はあり得ないというふうに思います。その時その時の状況によりまして、私どもは行政を執行していかなきゃならないということとございますので、十分そのことについては精査をしながら取り組むべきものは引き続いて取り組んでいくということが基本的な考え方じゃないかなというふうに思っています。

そしてまた、市民へのサービスというのは、様々な形で展開していく、そしてまた、市民の要望というものも新しく生まれてくるということがございますので、それに対応しながら私どもは市民サービスの向上を果たしていくというふうに考えるところであります。

ということで、今議論となっていますこのシアトル研修事業につきまして、私、前教育長の坪田先生といつもお話してて、応募者が少なくなっているよねということについては、本当に憂慮すべき内容だというふうにはいつもお話を重ねてきたところでございます。何でそんなふうに少なくなっていくてきてるのということにつきましては、そういった時代の流れというか、まあいえば、行政がこういった形で研修というものを組むのに対して、かなり応募が増えるという時代ではなくなってきたのかなというようなこともお話があったところでございます。

今後も、今お話がありましたように、この募集につきましては、応募者がたくさんなるような取り組みというものは重ねてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第6号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第6号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、高額医療費共同事業医療費拠出金、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,854万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,948万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の112ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫負担金は、療養給付費等負担金を5,108万円減額するものであります。

116ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、財政調整交付金を5,488万9,000円減額するものであります。

125ページをお開きください。

歳出の保険給付費、療養諸費は、一般被保険者療養給付費を4,000万円減額するものであります。

135ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を484万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第7号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第7号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,550万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の142ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、普通徴収保険料を516万円増額するものであります。

147ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を565万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

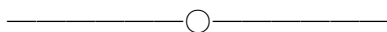
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第8号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第8号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億751万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,700万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の159ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を3,335万9,000円減額するものであります。

160ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を4,001万9,000円減額するものであります。

167ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費を6,910万円増額し、施設介護サービス給付費を1億600万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第13、議案第9号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第9号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第9号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,132万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の185ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を214万7,000円減額するものであります。

186ページをお開きください。

歳出の事務費の事務管理費は、一般管理費を214万7,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 1点だけちょっとお願いします。

市長、今回一般会計の繰入金がですね、1億7,000万円からという状況です。これが毎年1億6,000万円、5,000万円、こう推移しているわけですが、こうした会計の在り方というのが、非常に一般会計を圧迫していくというように、これ本来なるわけで、これの対応というのは大変これから先も大事なことになるのではないかという心配をしているところです。こうした会計が続くということに対して、首長としてどういう、この特会に対しての思いを持っておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

毎年繰り入れをしながら、この事業会計の継続を果たしていかなきゃならないということにつきましては、本当に遺憾な状況だというふうに思っております。

しかしながら、これは負の遺産と申しますか、そういったことで私どもは粛々とこのことについては、対応を重ねなければならない内容というふうには思っているところでございます。

先ほどこの事業について、対象地域については別途事業が展開されているということでございますので、そのような形でのサービスの向上というものを果たしていかざるを得ないという状況というふうには考えるところでございます。

まだ22億円ほど前年末の残高があるところでございます。このことにつきましては、償還が済むまでは、現在のような形で取らざるを得ない状況だということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第10号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、工業団地整備事業費、管理費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,760万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,850万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の194ページをお開きください。

歳入の市債は、商工費を2,770万円増額するものであります。

197ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、調査委託料を539万円減額し、用地取得費を3,309万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 所信表明

○議長（上村 環君） 日程第15、所信表明を議題とします。

市長の所信表明を求めます。

○市長（本田修一君） 所信表明。本日、平成26年3月定例会におきまして、市政運営について所信を申し述べる機会を得ましたことに対して、厚く感謝申し上げます。

私は、このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様からの温かい御信任をいただき、引き続き市政を担うことになりました。市民の皆様への負託に応えるため、課せられた使命と責任の重さに身の引き締まる思いであります。

3期目の志布志市長として、2期8年間の実績を礎に、これからもさらに輝きつづける「ふるさとづくり」の集大成に向けて、初心に返って市政の課題に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、今定例会における諸議案の説明に先立ち、私の市政推進に当たっての基本的な考え方や、主要な施策について所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

まず始めに、3期目の市政推進に当たっての心がまえと、三つの約束について申し上げます。

三つの約束の第1番目は「市民に寄りそう市政の継続」です。

私は、3期目に挑戦するに当たり、改めて市内を歩いてみました。そこには、4年前と比較して間違いなく高齢化、少子化が進行し、地域を支える人材が不足している限界集落にも近い環境をかいま見たとき、暗たんたる思いがしました。これまでの地域社会を支えてくださった方々が、心置きなく老後の生活を送っていただくために、私どもは、感謝の心でもって可能な限り対応していかなければならないと、決意を新たにしたところです。

このため、まちづくりの基本である「市民の福利の向上」を推進し、子供に未来を託す心を、また、若者に対する元気づけの心を、そして、高齢者へのいたわりの心を引き出してまいります。

三つ目の約束の2番目は「心を動かし、感動を共有できる市政」です。

心を動かし、感動を共有できる市政とは、日本一・あるいは鹿児島県一のあるまちづくりを目指して、市民の皆様のお協力を賜りながら、様々な日本一を確立することです。

行政と市民が一体となった日本一づくりへの取り組みや、地域ブランド「志ブランド」を確立させる重要な取り組みです。これまで、スポーツの分野のみならず、産業、教育、福祉において、日本一、鹿児島県一が誕生しています。

いま本市においては、日本一を目指す機運があらゆる面にみなぎっているように感じております。このため、引き続き市民の皆様とともに、様々な日本一づくりを推進してまいります。さらに、このような取り組みを、動画サイトや、ホームページ等で積極的に発信し、本市の認知度向上に努めてまいります。

三つの約束の最後は、私は3期目に臨むに当たり、さらに輝きつづける志布志市を目指していくために必要なものが「志」の精神であると考えております。行政と市民一人ひとりが役割を認識し、共通の目的を達成するために高い志を掲げ、同じ「志」に向かって最大限の努力を尽くすことです。

このため、まちづくりの基本理念である「志のあふれるまちづくり」を更に推進し、「このまちに生まれてよかった、住んでよかった、志布志が大好き」と思えるような、日本一輝きつづける「ふるさとづくり」に、私自身も「志」を高く持って、小事にも最大限の努力を尽くしてまいります。

以上のような基本的な考えの下、基本的な施策につきましては、平成24年3月に策定しました「第一次志布志市振興計画」後期基本計画に基づき、同計画の七つの政策を引き続き進めてまいります。

また、それぞれの施策に基づく各種事務事業につきましては、行財政運営の厳しさが加速する中、貴重な財源を有効に活用するため、「志布志市行政改革大綱」に基づき、最小の経費で最大の

効果を上げるために、行政評価制度による施策や事務事業の評価を通して、限られた財源の効率的配分や、成果を重視した透明性のある行政運営を推進し、質の高い行政サービスに取り組んでまいります。

さらに、鹿屋市を中心市とした大隅定住自立圏構想、同じく宮崎県都城市を中心市とした都城広域定住自立圏構想に対しましても、本市の将来の姿を模索しながら、市民の安心・安全を守り、豊かな地域発展の施策について積極的に参画し、事業の実施に努めてまいります。

次に、今後、私が推進したいと考えている主要な施策の概要について、私の政策綱領（マニフェスト）に掲げた、五つの視点から述べさせていただきます。

- 1 市民が輝く「志あふれる」まちづくり
- 2 循環する経済により産業が発展するまちづくり
- 3 人とものがゆきかう豊かなまちづくり
- 4 安心・安全でぬくもりあふれる元気なまちづくり
- 5 行財政改革がすすんだ、健全なまちづくり

以上五つの視点でございます。

はじめに、市民が輝く「志あふれる」まちづくりについてでございます。

私は、市政運営にあたりましては、これまで市民の皆様との対話を重ねた「融和と協調」を心に刻み、新生志布志市の「志あふれるまちづくり」に全力を傾注してまいりました。

3期目に臨むに当たりまして、「志のあふれるまち」を基本理念とし、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を」の信念のもと、「共生・協働・自立」による市民と一体となった政策を進めてまいります。

「志」とは、世のため、人のためになすべき事ではなくてはなりません。ややもすると現代社会は、自分の事のみ主張する人々が増えているように感じます。

志の心は、教育により育まれると思います。親から子へ伝えるもの、家庭や学校・地域社会での生活を通して育まれるものだと思います。

特に、親に感謝する心、高齢者を大切にし、尊敬の念をもって接する心、地域を大事にする心、これらのものを育むには、幼少時からの教育が重要だと考えております。

志の心を育むには、長い時間を要すると思いますが、志あふれるまちならではの、人材育成システムの創出に取り組んでまいります。

子供を持つ親の関心事は、子供が素直に元気に育つこと、そして学力の向上だと思います。このため、小・中学生の基礎学力や、人格の形成、体力の向上といった、知・徳・体のバランスのとれた「力」の向上に取り組んでまいります。

また、義務教育9年間において、児童生徒の発達の段階に応じた一貫性のある学習指導・生活指導を行うため、本市独自の教育システムを構築したいと考えております。

このため、小中一貫教育の導入や、モデル校の設置、国の制度の活用策など、関係者からなる検討委員会を設置し、学力日本一を目指した取り組みを推進してまいります。

次に、循環する経済により産業が発展するまちづくりについてでございます。

まちの活性化は、市民が経済的に豊かになることです。このため、地域経済の活性化と雇用の創出は最重要課題として位置付け、現在整備を進めております臨海工業団地については、平成26年度中に造成工事に着手し、早期の募集開始に取り組んでまいります。

さらに、企業への誘致活動を積極的に推進するなど、立地に向けた取り組み強化を図ってまいります。

日本一早い「しぶしの夏そば」や、特用林産物のシキミやさかき、ヒサカキといった、本市で生産される農・畜・林・水産物のブランド化に積極的に取り組んでまいります。

特に、栽培方法や商品開発等において、「安心・安全・健康・うまい・本物・環境・循環」をキーワードに日本一づくりを推進し、「志ブランド」としての確立に取り組んでまいります。

さらに、本市の文化や歴史、自然等を積極的に情報発信し、本市のイメージの醸成と、認知度の向上に全力で取り組んでまいります。

また、志ブランドの首都圏への販路拡大を図るため、関東在住の県人会の皆様や、大隅半島4市5町と連携して、首都圏へのアンテナショップの開設に取り組んでまいります。

本市の基幹産業である農畜林水産業の振興に、積極的に取り組んでまいります。

中でも、国内消費が減少傾向にある緑茶については、昨年、本市で開催しました「全国茶サミット」において、緑茶が健康増進に及ぼす影響について、茶産地である自治体が率先して実証事業を行っていくことを確認したところです。

このため、本市においても、冬季のインフルエンザ対策の実証事業として実施している「茶レンジ風邪なし運動」に加え、市民に対する「1日お茶プラス6杯運動」を推進するなど、緑茶の飲用習慣の向上を図りながら、緑茶の消費拡大に努めてまいります。

また、世界的な日本食ブームを背景に、(社)鹿児島県茶業会議所では、米国への輸出に向け、平成23年度からマーケティング調査を開始しております。

現在、米国などの残留農薬基準等の課題があるものの、生産コストの低減対策や、輸出に対応できる商品開発を推進するため、IPMへの取り組みを一層強化するなど、国際競争力のあるお茶づくりを支援してまいります。

林業の振興では、現在、曾於地区森林組合が中心となり、志布志港からの木材輸出に取り組まれております。木材輸出が進展する中、本市の公有財産である市有林の総面積は約780haあり、その多くは戦後植林されたもので、すでに伐採期を迎えております。

このため、市有財産の有効活用と活力あふれる林業を育成するため、曾於地区森林組合と連携し、立木調査をはじめ皆伐・間伐等の推進により、森林資源の再活用と雇用の拡大を推進してまいります。

環境施策では、水保全につながる河川の浄化対策や、再生可能エネルギーの推進に取り組んでまいります。

また、ごみの減量化とリサイクルの推進については、志布志市は、平成17年度から全国の市に

において、8年連続資源ごみリサイクル率日本一を達成しています。この市民の皆様の取り組みが評価され、これまでのフィジー国に続き、平成26年度より新たに「サモアを中心とした大洋州における志布志モデルの推進」が展開されます。

市民の皆様と共に作り上げた、この「環境志布志モデル」(リサイクルシステム)を、国際協力機構(JICA)の事業を活用しながら、環境都市「志布志」のイメージ確立と、国内外への情報発信に取り組んでまいります。

次に、人とものがゆきかう豊かなまちづくりについてでございます。

市政の発展には、港を核とした施策が欠かせないものと考えております。新若浜地区の一部供用開始により、コンテナ処理能力は年間12万個(TEU)となったところです。志布志港の利用促進策を積極的に推進し、2期工事着手の目安となる、10万個(TEU)の早期実現に取り組んでまいります。

また、平成23年5月に選定された「国際バルク戦略港湾」につきましては、志布志港の飼料供給体制の強化につながるものであり、本市の主幹産業でもある畜産振興に大きく寄与するものです。

このため、県や関連企業と連携し、国際バルク戦略港湾の速やかな整備着手と、志布志港が特定貨物輸入拠点港湾に指定されるよう、国に対し要望してまいります。

志布志港の利用促進及び企業進出に必要なのが、高速道路の整備でございます。

東九州自動車道は新直轄方式により志布志～末吉財部間48km、清武～日南間28kmの事業が実施され、鹿屋串良～曾於弥五郎間が、平成26年度の供用開始に向けて整備が進められております。本市としましては、志布志～鹿屋串良間の早期開通と、現在、計画段階評価が進められている、日南～串間～志布志間の早期事業化に向けて、県及び沿線市町と共に国に要望していくとともに、用地取得に協力してまいります。

都城志布志道路は44kmの内、供用区間は13.3kmにとどまっておりますが、有明北～志布志間においては現在、橋りょう等の工事がいたるところで進められており、私の任期中には供用開始できるものと考えております。志布志～志布志港間は臨港道路との接続部分から順次供用されていくものと考えておりますが、市においても用地取得業務を受託するなど全面的に協力してまいります。

また、末吉以北の県境区間が平成25年度に新規事業化されましたので、こちらも用地買収に入ることとなります。

東九州自動車道及び都城志布志道路が開通すれば、志布志ICを交通の中心とした物流の拠点を形成することができます。本市としましては、鹿児島国体や東京オリンピックが開催される2020年(平成32年)を完成の目標にして全力で取り組んでまいります。

観光とは、人々が訪れた地での風物を見るだけでなく、地元の人々と接し、地元のなりわいや文化を実体験することでもあります。そして、地域の様々な産業に活力をもたらし、まち全体ににぎわいを創出するものでもあります。

志布志の文化、歴史、自然をテコとしつつ、「おもてなし」ができるよう、体験型観光事業を促進するとともに、志布志を訪れた人が「また来てみたい」、「住んでみたい」と感じるような、まち全体としての「観光起こし」を推進してまいります。

また、平成23年度に策定しました志布志市観光振興計画に基づき、各種プロジェクトを計画的かつ効率的に推進し、観光入り込み客100万人の達成に向け、積極的に事業を推進してまいります。

中でも、ダグリ岬周辺を観光拠点として位置付け、魅力ある事業を推進してまいります。また、JR志布志駅は「志の始発駅・心の終着駅」として、観光情報の受発信の拠点と位置付け、魅力ある情報発信を推進するとともに、「海幸・山幸号」を活用した利用客の増大に取り組んでまいります。

さらに、県内でも上位の利用者数を誇るスポーツツーリズムについては、おもてなしの心を前面に出した食事の提供や、体育施設の充実に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、自然の恵みを一杯に受けた海産物、農畜産物を使用した、本市のご当地グルメを活用し、全国ご当地どんぶり選手権などのイベントを通じて、県内外に広く「志布志の食」を発信してまいります。また、商店街の空き店舗等を活用した「グルメにぎわい通り」の開設や「うまいものコンテスト」を開催するなど、地元の食材による、ここでしか食べることができない、いわゆる「地産来消」の推進に取り組んでまいります。

次に、安心・安全でぬくもりあふれる元気なまちづくりについてでございます。

市民生活が営まれていく上で、福祉、医療、防犯、防災、生活環境などの環境整備は、欠くことのできないものであり、安心・安全で、ぬくもりあふれる元気なまちづくりは、行政の最重要課題でもあります。

中でも、医療・保健・福祉を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展とともに、確実に変化することが予想されます。このため、市民が元気で、安心して暮らせるまちづくりのために、様々な施策を実施してまいります。

全国的な医師不足は、地方において特に深刻な状況であります。

特に、救急医療に対する拠点病院として、医師確保を含めた曾於医師会立病院の充実は、喫緊の課題であります。

さらに、曾於医師会立有明病院の老朽化や、津波対策を考えますと、災害対策や二次医療を担う医療体制の充実をはじめ、曾於医師会立病院の移転等も含め、構成市町の市民の方々の御意見を伺いながら、前年度設立した「曾於地域医療確保対策協議会」において、具体的な取り組みを早急に協議してまいります。

また、高齢者が住みなれた地域で生活を維持できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防を充実することが求められています。

このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関との連携をさらに強化してまいります。

さらに自助、共助の精神を踏まえつつ、地域での見守りや、高齢者の方々が自ら取り組む健康

づくりや、介護予防に対しても引き続き支援してまいります。

一方、高齢化の進展や、医療技術の進歩並びに介護サービス等の充実により、医療・介護の給付費も年々増加し、国民健康保険や介護保険の特別会計は、大変厳しい財政運営を強いられており、このままでは、医療費の改定も否定できない状況にあります。

このため、「医療費が日本一低いまち」を目標に、市民の日頃からの健康づくりを積極的に推進し、医療・介護の給付費の伸びの抑制につながるよう、より効果的な健康増進運動を展開するなど、「健康づくり日本一」に向けた取り組み強化を図ってまいります。

また、現在、本市では、特定健康診査の受診率目標を70%に設定し、特定健診受診率向上対策報奨金交付制度を実施しながら、受診率向上に取り組んでおります。

特定健診やがん検診は、病気の早期発見・早期治療につなげることと、健診結果を基に生活習慣を見直すことが目的でありますので、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、特定健康診査の受診率向上に取り組んでまいります。

このように、市全体で健康増進運動に取り組み、県内でも有数の健康増進のまちになっているという実績があつてこそ、様々な医療費助成事業に取り組めるものです。

このため、現在、中学生まで無料としている「子ども医療費助成事業」の高校生までの拡充については、健康増進運動の成果や、医療費の推移を見ながら判断してまいります。

最後に、行財政改革がすすんだ、健全なまちづくりについてでございます。

厳しい行財政状況の中で、今何をやらなければならないか、今何ができるかを、強い意志によって見定めなければなりません。財政規模を考えながら、やらなければならないこと、できることの選択と集中により、確実に政策の実現を図ってまいります。

また、限られた人材で、より質の高い行政サービスの提供に向け、「あいさつ日本一の市役所」を目指した接遇意識の向上や、職員の意識改革、能力開発を推進するなど、公務能率の一層の増進を図ってまいります。

さらに、効率的な行政運営に資するため、画一的な人事管理から、職員個々の能力や実績等を把握して、適材適所の人事配置を実現するため、人事評価制度を導入するとともに、業務量調査をもとに、本庁・支所間の業務分担や、職員の適正な配置に努めるなど、活力ある公務組織の実現に取り組んでまいります。

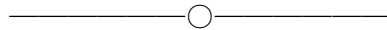
一方、少子高齢化の進展に伴い、市民生活において介護や医療に悩むことなく、また安心して子育てができる環境を整えるため、医療・福祉・介護・教育などの分野に重点を置いた、行財政構造の改革に取り組んでまいります。

また、専門的な分野においては、民間人の協力と活用を図ることは、行政運営の中にあつては、今後ますます必要性が増大すると考えております。幸いにも本市には、市内全域に光ファイバー通信網「しぶし志ネット」が整備され、高速インターネットを活用できる環境が整っています。

このため、志ブランドの認知度を高めるための情報発信や、「しぶし志ネット」を活用した新起業の推進をはじめ、新産業の創出、先端技術を伴う企業誘致といった、より専門性を要する施策

については、首都圏からの移住も視野に、積極的に民間人の活用を図りながら、経済の振興と雇用の拡大に取り組んでまいります。

以上、市政推進に当たり、所信の一端を申し述べましたが、このまちにある素晴らしい資源と可能性を生かして、様々な日本一づくりに取り組むことを決意し、この五つの基本的な考え方に基づき、志布志市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現へ向け、職員と一体となり進めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の一層の御支援と御協力を切にお願い申し上げます、私の所信といたします。



日程第16 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、女性消防隊を創設し、さらなる消防活動の充実を図るため、消防団員の定数の見直しを行うものであります。

内容につきましては、第2条の消防団員の定数を「480人」から「495人」人に改め、第14条の報酬の支給を年度末の1回から、前期、後期の2回とし、第15条に第2項として費用弁償の支給は、報酬の支給に合わせて支給する規定を加えるものであります。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（鶴迫京子君） 私ごとではありますが、12月の定例会におきまして、女性消防団設置ということで質問をいたした経緯があります。早速、議案として条例化ということで、改正条例が出ています。大変、心より感謝申し上げたいと思います。

そこで3点ほど質疑いたします。まず1点目は、第2条中「480人」を「495人」に改めるということで、15人増であります。この15人とした数の根拠は何か、そしてまた、提案理由に（仮称）女性消防隊創設とありますので、増えた15人という数が女性枠として認識していいのか、また男性も含むのか。その詳しい詳細をお知らせください。

2点目に第14条、毎年度末を前期と後期の2期に分けた理由は何か。また、改正点であるので、プラスの方向の作用を見込んでのことであると思いますが、これまでと違ってどのような変化、影響がそのことによって起きるのかということを確認していらっしゃるのかということ。

3点目は、市長の提案理由におきまして、女性消防隊（仮称）を創設して、さらなる消防活動の充実を図るためとありますが、この定数の見直しを行ってどのように図られると市長は考えていらっしゃるのか、今後の見通しとございますか、市長の見解をお伺いいたします。

以上、3点お伺いいたします。

○総務課長（溝口 猛君） ただいまの質問でございますが、今回、第2条におきまして、定数を15名増やすということにつきましては、26年度当初予算でもお願いしております女性消防隊の設立ということで、女性消防隊の方を15名、想定して募集する形で考えているところでございます。

それと、前期と後期に分けて支出するということにつきましては、消防団の運営におきまして2回に分けて支出した方が消防団の活動もしやすいというような形で今回改正するところでございます。

それと、今回定数を増やしたことによって、消防団の活動がどう変わるのかということにつきましては、女性消防隊につきましては、今回予定している中では、例えば市民に対する防火教育、あるいは応急手当の普及指導、あるいはひとり暮らしの高齢者宅の訪問と、そういったことを想定しておりますが、そういった意味では消防団によるいざ防災等における事前の普及活動、ここらあたりを重点的に、また今の消防団の活動より普及していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） 総務課長、15名の根拠を。

○総務課長（溝口 猛君） 定数につきましては、先ほど申しましたとおり、480から495と、15名増やす予定でございます。これにつきましては、女性消防隊が、先ほど申しましたとおり、15名増えるということで、現在の消防団の定数から女性消防隊の分を増やすというような形で考えているところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○総務課長（溝口 猛君） 団員の数でございますが、女性消防隊が15人増えるということで、15人増やす、

[何事か呼ぶ者あり]

○総務課長（溝口 猛君） 何度もすみません。女性消防隊におきましては、今回発足する中で、各方面隊それぞれ5人ずつという形で、3各方面隊ございますので、15人にしていただいております。

○11番（鶴迫京子君） はい、15人の根拠がよく分かりました。12月議会で提案いたしまして、今回条例ということで、本当に短い短期間でこういう条例化という動きになってはいますが、条例化されてからいろいろな形で周知、啓発されていくと思いますが、まずこの女性消防隊というのが、まだ今からですので、この周知方法をどのように考えていらっしゃるか、まず、15人増やして条例化されても、まずそこを知らないと手を挙げられるということができないのでありますので、そこいら辺をどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） 具体的に今回の議案の中で、当初予算の中で女性消防隊に係る経費をお願いしているところでございます。したがって、実質的な募集につきましては、4月に入ってからというようなスケジュールで考えているところでございます。具体的には、市報や市の

ホームページ、それから散らし等を作成して、各自治会に呼び掛け、あるいはケーブルテレビ等がございますので、そのケーブルテレビ等を活用して広く募集したいというふうに考えております。

○11番（鶴迫京子君） いろいろなマスコミ媒体も使いまして、そういう女性消防隊となりますと、鹿屋市は二人、今2名ほどいらっしゃると思いますが、そういう公募する中とかそういう中で、まずゼロからでありますので、一人から始まると思いますので、ぜひ根気よく、そういういろいろな媒体を使って周知していただきたいと思います。市報もできましたら1ページぐらい使いまして、詳細にお知らせというような形でしていただけたらと要望しておきます。以上です。

○市長（本田修一君） 今回初めて、女性消防団員の募集というような形で取り組むということでございますので、広く募集して、いろんな手段を使いまして募集を重ねてまいりたい。

特に、現在の消防団の団員の方々にもそのことについては取り組みの協力をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○11番（鶴迫京子君） 先ほど総務課中心であります、やはりこれは企画とか、また女性の目にとまらないといけませんので、福祉とか、そういういろんな課をまたがって、連携して周知していただきたいと思います。以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。ただいまの御意見を尊重しながら、募集を重ねてまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回、消防団の定数が増えるということで、女性を含むということですが、志布志市の男女共同参画社会の実現ということで、これ取り組みされているわけですね。そういった観点と今回の女性消防隊を増やすということの議論がどんなふうにして、ここに到達しているのかね、ジェンダー、性の差というのはよく理解をしておりますので、そういうことではなくて、志布志市が目指している男女共同参画社会の実現、これとの整合性というのをきちんと議論された上で提案されているのかということです。あえて女性消防隊で書いてないから理解はしますけども、そのものがどうだったのかというのが一つ。

そして、今、活動の在り方として、3方面隊ありますが、それぞれ分団がありますね、それぞれの分団の中で15名という消防団員を増やすというわけですけど、大変いろいろでしょう。それはもうバラバラでもよいというふうに感じておられるのかですね、そこらについての2点目です。

そして、現在消防団は定年制が取り払われております。そういったことも含めてですね、こういった形でこれがなっていくのかという、そういうことについての議論がどうだったのかというのをお願いをしたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 今、女性消防隊につきまして、男女共同参画の視点からという

御質問でございました。平成25年度から5か年、第2次の男女共同参画のプランを策定をいたしております。その中で、防災につきましても女性の視点からというか、男女共同参画の視点から防災にも携わるということも位置付けをしておりますので、総務課の方と連携を組み合わせながら今回女性消防隊についても協議を重ねながら、今回15名の団員ということでお願いをして、ようやくこういう形になったところでございます。

それから、これまでも男女共同参画の視点で申し上げますと、市民向けの講座、それから研修会等においても、この視点からの講演会等も実施をしておりますし、また女性支援推進会議というのがございます。この中でも、これまで女性の視点と申しますか、気づかなかった点等を含めてですね、こういう今後の取り組み等についても議論を重ねておりますので、当然私ども企画政策課サイドの男女共同参画の視点を十分今後も盛り込みながら、この女性消防隊については携わっていききたいというふうに考えております。

○総務課長（溝口 猛君） 仮称でございますが、女性消防隊をつくるというような計画でおりますが、実際の活動の段階では、いまの計画でいきますと、本部付けという形で考えております。したがって、15名の隊員の中で一人責任者をつくって、その中で活動してもらおうと。ただ、当然各方面隊との連携と申しますか、そこらあたりも必要ですので、例えば、方面隊の行事があるときは一緒に参加していただくというような流れで考えているところでございます。

それと、定年制につきましては、合併以降、途中で廃止というような形になっているところでございます。現在も480名に対しまして25名、消防団の方は定数に達していないような状況でございますが、現在の480の定数の中はほとんどと申しますか、全て男性の消防団という中では、何とか480の既存の定数の確保はしたいと、と申しますのも、いざ大規模災害が起きた段階ではやはり消防団の力が必要ということで、これにつきましては、消防団ともいろいろ協議しているところでございますが、来年度は特にその補足分の確保も一生懸命頑張りたいというふうに思っております。定年制の廃止につきましては、女性消防隊におきましては、先ほど説明しましたとおり、ソフト面の活動を主にさせていただくというような形で、考えるところでございますので、ある程度の年齢になっても活動はできるのではなかろうかというふうに考えております。

○18番（小園義行君） とりあえず消防団員の募集とするけれども、要綱規則でですよ、こういう女性消防隊を置くとか、そういうことになっていくというふうに理解していいんですね。そういうことですよ、はい。

○総務課長（溝口 猛君） 女性消防隊の活動につきましては、先ほど申しましたとおり、実際の火災等の活動はしていただかない方向で今検討しているところでございまして、また、その活動につきましてはですね、活動等の内容につきましては要綱等でちゃんと整備して図っていききたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、2時30分まで休憩いたします。

—————○—————

午後2時21分 休憩

午後2時30分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第17、議案第12号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

**日程第17 議案第12号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第12号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正による同法の条項の繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第2項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の引用条項名を「第5条第12項」から「第5条第11項」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 即決ですので、ひとつちょっとお願いします。

今回、この対象者というものが上位法のあれで変わるわけですけど、変わることによって今ま

でと全く同じというふうに理解していいのか、そういう不利益があるようなことだといかんわけですが、そこだけお願いします。

○福祉課長（福岡勇市君） この条例改正については、国の法律の方で共同生活介護と、共同生活援助が一体的になって、本条例の中で障害者の影響はないところでございます。以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

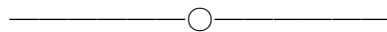
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。



日程第18 議案第13号 志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第13号、志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、故迫田アヤ氏からの寄附金を福祉事業の財源とする志布志市迫田アヤ志基金の所期の目的の達成に伴い、同基金を廃止するものであります。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） この議案第13号については、ほとんど説明資料、そういった等々もないわけで、新しい方もおられます。私の所属している委員会ですが、ちょっとお願いします。

今回、この迫田アヤ志基金条例を廃止するということで、基金を全て取り崩してやられるんでしょうが、これを迫田アヤ氏のいわゆる志ですね、そういったものがどういう形で今回いわゆる施設をつくったりいろんなことがあるでしょう。そういうことがこの基金をつくって事業をした結果、どういう形で、その所期の目的を達成したというふうに当局が判断されたのかというのが

一つですね。

そして、今後図書館の隣にその基金を使って交流するところの施設などができるわけですが、この冠に「迫田アヤ」という、この冠が付いた施設というふうになるのかですね、そこらをどういうふうに議論されたのかをお願いします。

そして、あと1点は、当初ちょっと訴訟になって2年間ぐらいの条件付きで、それができないときには、市の方にいただきますよみたいなのが報告があったんですね、そこについては現在どういう形で運用実績がされて、当局の方に報告の義務というのはないんでしょうけれども、そこらがつかんでおられればですね、どういう形でそれが迫田アヤ氏の志を反映した形での運営がされているのかという報告義務ありませんので、つかんでなければしょうがないですが、もしよかったら、ありましたらそういうことも含めてお願いをします。

○福祉課長（福岡勇市君） 迫田アヤ志基金の設置についてまず説明をいたします。

本市の社会福祉を目的とする事業の実現化を図り、もって福祉の増進に資するためを目的としております。これまでの経緯なんですけれども、平成21年度に志布志市社会福祉協議会に福祉バス、それとリフトバスを購入いたしまして、今「アヤ号」として活躍をしております。トヨタハイエースとトヨタコースターでございます。

あと、今回の基金の使い道でございますけれども、当初の時に説明をしたんですけど、図書館の志ふれあい交流館の整備事業に充てるものでございます。

それと、基金の取り崩しについては3月3日を予定しております。

迫田アヤ志基金の志ということで、ふれあい交流館を建設するんですけれども、個人の名前を残すことで志を引き継ぐものと考えております。

あと、最後の親族の管理する施設の利用状況ということで、これについては、福祉サイドも個人のものでありますので、福祉サイドもちょっと考えなければいけないんですけれども、今後、協議をいたしまして、高齢者のサロンに使用することで、前、一部改修を行ったところでございます。利用状況については不定期でありますけれども、利用されているみたいです。今後、ふれあいサロン等の活用も視野に入れて、社会福祉協議会、福祉課と協議しながら実施したいと思います。以上です。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 基金の活用をさせてもらっています生涯学習課の方の立場からお答えさせていただきます。

まず、この基金の活用につきまして、志ふれあい交流館の建設に充当させてもらっているところでございます。そういった中で、所期の目的を達成できたかということでございますけれども、私どもの方からは、貴重な財源を活用させていただきまして、ハード面の整備という形では目的を達成して効果が得られているというふうに考えているところでありますけれども、3月で完成いたしますので、今後は、この館を使ったソフト事業の運営が最も大事ななと思っているところであります。具体的活用につきましては、私どもの課だけではなく福祉、保健、社会福祉協議会等と連絡しながら連絡調整会議を行っていくところでございます。

それから、名称についてということでございました。これまで、志交流館（仮称）ということでございましたけれども、新しく条例等を整備するのではなくて、図書館の別館というような位置付けで、志ふれあい交流館という名称の中で管理していきたいと思っ

ただ、迫田アヤさんの思いを引き継ぐということでございます。志ふれあい交流館の看板の隣に「迫田アヤ志基金活用事業」という名称で入れていきたいと思っ

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第14号 志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第14号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、河川管理施設等構造令の一部改正に伴い、津波を考慮した河川管理施設等の技術的基準を定める措置が講じられたため、準用河川に係る河川管理施設等について、当該基準を参酌して定めるものであります。

内容につきましては、第2条に津波に関する用語の定義を第3号を加え、第24条に第2項として、可動堰（ぜき）は操作員の安全を確保するために必要があるときは、自動的に又は遠隔操作によりゲートの開閉を行うことができるものとする規定を加えるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第15号 志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第15号、志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

内容につきましては、第2条に第2項として、社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから志布志市教育委員会が委嘱することとする規定を加えるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第21、議案第16号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第21 議案第16号 志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第16号、志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金に組み入れる制度が廃止され、その取り扱いについては、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないため、これを定めるものであります。

内容につきましては、第2条に第3項として、減債積立金、または建設改良積立金をその目的のために使用した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする規定を加えるものであります。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

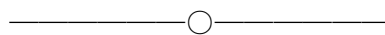
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。



日程第22 議案第17号 市道路線の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第17号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、農業基盤整備促進事業による志布志地区農道の整備に伴い、市道上大久保1号線、上大久保2号線等を農道に変更するため、市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において、準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

日程第23 議案第18号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第18号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、農道の整備に伴い、路線の整理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 先ほどの17号もそうですが、今回、こういう市道を農道にしたりですね、新たに市道の認定ということで、こういうことで今回のこれで交付税措置がどう変わるんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回、3議案の中で道路の数値が約4kmほど短くなるところでございますが、これによりまして、交付税措置が約83万3,000円ほど減額になるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

日程第24 議案第19号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第19号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、市道路線の新設及び改良に伴い、これらに接続する路線の起点及び終点の整理を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後 2 時55分 延会

平成26年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成26年3月5日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第20号 平成26年度志布志市一般会計予算
- 日程第3 議案第21号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第22号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第23号 平成26年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第24号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第7 議案第25号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第26号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第9 議案第27号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第10 議案第28号 平成26年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 岩 根 賢 二
17 番 東 宏 二	18 番 小 園 義 行
19 番 上 村 環	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。

○
日程第2 議案第20号 平成26年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市一般会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案1ページをお開きください。

本市の当初予算編成にあたりましては、国の財政健全化に向けた影響を受け、地方交付税の伸びが見込めないこと等により、歳入の伸びが期待できない一方、少子高齢化等により着実に増加しつつある扶助費などの義務的経費や他会計への繰入金等、固定的な経費の増加により、平成26年度においても厳しい財政運営となることを認識しながら予算編成に取り組んだところでございます。

その結果、一般会計の予算規模は181億円となり、前年度と比較しますと6億7,000万円、3.6%の減となっております。これは骨格予算であるということをはじめ、特別職及び一般職の人件費が1億円減額になったこと等が主な要因でございます。骨格予算ではありますが、雇用の確保や必要な景気対策として継続的な普通建設事業、施設整備事業・振興事業・運営事業にかかる負担金、補助金については、市長査定を実施の上、予算計上をしたところでございます。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

まず、自主財源の柱となる市税につきましては、新築家屋の増等により、固定資産税が3,100万増額となったこと等から2.4%増の30億8,578万3,000円、地方交付税は、国の定める地方財政規模が1.8%の減となったことや、前年度の交付実績を勘案し、0.9%減の73億3,600万円、国庫支出金は、消費税引き上げに伴い臨時的な給付措置を実施するための臨時福祉給付金等を計上したことにより、13.4%増の24億3,500万6,000円、県支出金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業を平成25年度補正予算対応としたこと等により、8.3%減の12億1,916万1,000円、繰入金は、財源調整のための財政調整基金繰入金を1億6,500万3,000円減額したほか、減債基金、施設整備事業基

金、地域づくり推進基金繰入金等30.9%減の7億7,415万4,000円、市債は、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等16.9%減の17億700万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。

議会費は、議員定数の減等により14.6%減の総額1億9,292万円計上しております。

総務費は、6.3%増の24億8,282万7,000円計上しております。財務課関係では、地域振興等のソフト事業に対する財源確保を目的とした合併特例債基金造成事業に2億5,000万円計上、企画政策課関係では、市外からの移住者に対し、住宅の新築、購入経費の一部を助成する移住定住促進事業に680万円計上、情報管理課関係では、地域情報通信基盤整備推進事業により整備された通信設備の活用を促進するための通信設備活用事業に679万8,000円計上しております。

民生費は、4.2%増の66億40万2,000円計上しており、消費税増税に伴い、臨時的な給付措置を実施する臨時福祉給付金支給事業に1億7,690万1,000円、子育て世帯臨時特例給付金支給事業に4,290万5,000円計上しております。

衛生費は、0.9%減の12億6,085万円計上しております。市民環境課関係ではサモアを中心とした太平洋諸国の廃棄物の減量化及び資源化の促進を図る草の根技術交流事業実行委員会事業に950万円計上、保健課関係では市民全員を対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行う予防接種等事業に9,096万8,000円、市民の生活習慣病予防のため、健康づくり支援や健康診断受診率の向上を図る元気はつらつ志民健康づくり事業に590万6,000円計上しております。

農林水産業費は、27.0%減の11億587万5,000円計上しております。農政課関係ではピーマン、いちご等の生産の安定、高品質化を図る農業・農村活性化推進施設等整備事業に1,000万円計上、畜産課関係では、配合飼料価格の高止まり等により、厳しい経営環境による肥育牛経営基盤の維持を図る肥育経営支援対策事業に2,000万円計上、耕地林務水産課関係では、中山間地域の小規模な水田を区画整理することにより意欲のある農家の生産性向上を目指す中山間地域総合整備事業に1,518万2,000円計上しております。

商工費は、11.4%減の4億4,960万1,000円計上しており、工業団地の整備等企业立地の積極的な推進を図る企業立地推進事業に2,617万円計上しております。

土木費は、15.2%減の12億3,455万9,000円計上しており、市道の改良や橋りょう長寿命化修繕に取り組む社会資本整備総合交付金事業に2億8,340万円、住環境の向上や市民の安全確保のための危険廃屋解体撤去事業に1,200万円計上しております。

消防費は、17.0%減の7億230万1,000円計上しており、平成25年度から3年間の継続費を設定し、平成26年度は松山地域の整備を実施する防災行政無線同報系デジタル化整備事業に1億8,200万円、災害時要援護者の情報をシステム化するための災害時要援護者避難支援システム整備事業に654万7,000円計上しております。

教育費は15.1%減の14億1,563万9,000円計上しております。教育総務課関係では、小中学校の屋内運動場等の天井落下防止等の耐震化を図る屋内運動場等天井落下防止対策事業に1,220万円計上、学校教育課関係では、いじめ不登校、児童虐待等の問題行動等の改善を図るスクールソー

シャルワーカー活用事業に231万円計上、生涯学習課関係ではサッカー日本代表選手OBを中心としたドリームチームと親善試合等を実施し、青少年の健全育成を図るドリームサッカー開催事業に100万円計上しております。このほか災害復旧費に1,682万3,000円、公債費に26億1,820万3,000円、予備費に2,000万円計上しております。

よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） それぞれの所管に付託されると思います。少し所管外のところでお願いをします。今、本市は、職員のいわゆるストレスチェック等々をして、病休の方々に対してのいろんな対策をしたいということでここに出てるんですが、現在どれぐらいの方が病休と言いますかね、そのことでお休みになって、いわゆるここで言うメンタルヘルスの関係でお休みの方がどれぐらいおられるのかということと、分析をされてるわけでしょう、この提案があるということとはですね、そのことがどういう分析結果でこうなってるのかということのを少しお願いをします。

次に、予算説明資料でいきますと38ページですが、志布志観光客ゲートウェイ機能強化事業ということで、昨年からJRのあそこを借りて、総合案内所というような形でね、されてるわけですが、ここに書かれていることはよく理解をするところです。ただ、本市の国道等々から入るとかですね、そういったときの総合案内所の看板の設置というのが、ちょっと僕自身は、今は付いてますかね。そこら辺がどういう状況で入って、ここですよというみたいなのところですね、そういうものがこの予算の中に入っているのかというものを少しお願いをします。

そして、44ページです。港湾商工課関係で、さんふらわあの利用促進ということであるわけですが、志の始発駅、心の終着駅ということでJRはうたってますね。さんふらわあできたときに、次のいわゆる展開としてですよ、例えば種子島航路との関係、トッピーを月1でもいいから、そういうこととか、県の方との関係とかですね、そういう事業者との関係で、さんふらわあを乗り継いで更にそこから種子島へトッピーを走らせるとかですね、そういったこと等も複合的にやらないと、なかなか難しいのではないかという思いがあるんですが、そういった議論がさんふらわあ航路をうまく利用してつなぐという意味で、どんどん促進が図られていくと、そういった議論というのが総合的にされてるものなのかということのを少しお願いたします。

そして、学童保育の関係は、私、文教厚生常任委員会ですが、一つだけここ、この学童保育で障がいを抱えている子供たちの学童保育というものが、今の形での学童保育として果たしてどうなのかと、その議論がどういう形でされているのかと、障がいを抱えてない子供たちと同じに4年生までの子供をぼんと、こう入るわけですけど、そこに対しての当局の考え方というのは、今のような状況で果たして良いのかということも含めてですね、どんな議論がされてるのかということのを少しお願いをします。

それと、もう一つ最後ですが、ひとり親家庭医療費助成事業というのをやっていますね、当局が考えてるひとり親というのは、どういうふうに規定されているのかということで、ちょっと数点言いましたけどお願いたします。

○総務課長（溝口 猛君） メンタルヘルスの対策事業のことですが、現在メンタルヘルス関係で休職中の方が3名いらっしゃいます。うち一人は、ただいま試し出勤ということで、試し出勤が良いという結果であれば、また復帰されるというような状況でございます。

それから、メンタル関係の病気を防ぐということで、25年度からメンタルストレスチェックを始めたところでございます。その中で、これは職員あるいは嘱託職員も含めて全ての職員にストレスのアンケートをしましてチェックをはかったところでございますが、その中で健康リスク度というものがございます、これは仕事の量的負担、あるいは仕事のコントロール、職場での支援という項目からなっているところでございますが、健康リスク度につきましては、全国平均を100としますと、本市は84という結果でございました。

それから、個々のストレスにつきまして分析された結果はですね、約2割の方がストレスがあるという結果が出ております。

それと、課ごとのストレスの度合いをグラフ化した資料がございますが、職場によっては全国平均を100とした場合が180というようなどころも出てきました。この結果を踏まえまして、課長会で説明等をし、所管の担当課長につきましては、その課のストレスの要因を分析し、内容を一応確認していただいて、ストレスが出ないような環境の改善を図るように努めてるところでございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まず、志布志駅の件でございますが、志布志駅につきましては皆様の御理解もございまして、平成25年度をもって全ての駅舎を市の方で買い上げたということでございます。その後、今年度新しい案内所を核としました志布志駅の駅舎の改修につきまして、今年度設計をしまして、来年度実施をするというようなことで今進んでおるところでございます。その際に、おもてなしの玄関口として、あらゆる機能を備えた玄関口ということで、今回お願いしておりますゲートウェイ機能強化事業の中で、いろいろソフト的に図っていくというものでございます。その中で、いろんな面で現在分析をお願いしておりますので、今御質問のございました総合案内所というその看板というか、場所の看板等が不足しているんじゃないかというようなことも多分検討することになると思いますので、そういった形で検討結果をいただいて補足するような形で皆さんに分かりづらいような形であれば、それに対応するような形で検討してまいりたいというふうに思います。

御質問のあったように、案内所ということでですね、ちょっと場所が分からないというような問い合わせ等もあるようでございますので、そこらを今回調査の中に含んでいただきながら、そして、しかるべきところに実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、さんふらわあの利用でございますけれども、さんふらわあにつきましては、おかげさまで、これも様々な皆様方の御理解もございまして、何とか前年を前年並み、あるいは前年を上回るような利用者の利用状況になっているところでございます。

御質問にございました、せっかく志布志までさんふらわあがくるんだから、じゃあその後の展開をということで、実はこれ、民間の方からもいろいろお話がございまして、三、四年前にさん

ふらわあを利用したその後の協議について協議会等をもって協議した経緯がございます。つまり、御質問がございましたように、せっかく志布志まで関西の方が来られるんだから、じゃあこっから直接種子屋久の方に行けるような方法はないのかというようなですね、トッピー等のそういった誘致につきまして、会社等に交渉した経緯がございます。それから、さんふらわあがですね、それがもしできないんだったら、さんふらわあがそういう離島等にですね、志布志に来て、それから時間が許す限り離島の方にも行くような、そういう手だてもとったらどうかということも、さんふらわあの会社を通じて、その協議会の中でいろいろ協議をした経緯はございますが、結果的にですね、どちらの方も採算的に合わないというようなことが一番の理由になろうかと思いますが、それで実現していないところでございます。それで現在、さんふらわあの方では、そういった議員から御質問もありましたような、そういう活用が一般の観光客の方にできるように今御存知のように無料バスを鹿児島の方まで、志布志から鹿児島、鹿児島から志布志という、さんふらわあが来る時間、それから出航する時間に合わせて、それぞれ出しておりますので、そのバスが種子屋久航路の発着場の方にも行くような形になっておりますので、現在のところはそういった形で観光客の方に利便性を図っているところでございまして、御質問のあったその件につきましては、さんふらわあの会社の方でもいろいろと検討しておりますので、また私どももいろいろ知恵を絞りながら観光客の誘致を進めてまいりたいと思います。以上です。

○福祉課長（福岡勇市君） 放課後児童クラブの障がい者に対する考え方ということでお答えいたします。放課後児童クラブについては年々増えている状況でございます。あと27年度につきましては、6年生まで拡充される予定になっております。この障がい者についての学童クラブについては、今懸案事項として協議しているところでございます。また、これについては教育委員会サイドとも協議しなければいけない事項だと思っております。

そのほかに、放課後の児童等デイサービス事業によって障がい者の方も利用されている状況でもあるところでございます。

もう一つのひとり親の定義なんですけれども、これについては条例の中にもありますとおり、父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、それと父または母が令第1条第2項に規定する程度の障がいの状態にある児童、それと生死が明らかでない児童、それと1年以上遺棄している児童、このことで認識しているところでございます。以上です。

○18番（小園義行君） このメンタルヘルスの関係で、教育委員会は県の職員ということで、学校の先生方ですね、そこも併せてどれぐらい先生があるのかというのをちょっとお聞きをしておきたいと思っております。別に把握されてないということでもないでしょうから、少しそこに対しての教育長の考えもお聞きをしておきたいと思っております。

あとの関係ではよく分かりました。

ただ、このさんふらわあ関係ですけど、ここはとても本田市長も今回のマニフェストに掲げておられまして、所信表明でも大きくされてるわけですが、毎日やるということでもないでしょう月1回でもですよ、そういうここからトッピーが走るよみたいな、そういうことなんかも考慮

してうまくつないで展開をしていくということで利用促進を図っていくということが最初からはですね、毎回やれという採算性の問題でとんでもないと思うんですけど、以前、蘇州号がきてましたけど、月1回でもですね、そういうことで非常に航路の重要性というのが保たれたわけで、そういうことも少し念頭に入れてお願いをして、事業展開をしていくことがいいのかなというふうに少し思います。そこについてはですね。

それとあと、このひとり親の中に今ありましたが、戸籍上ですね、結婚をしていない中で子供が生まれる場合がありますね、その関係が民法上の非嫡出子ということで財産の分与のところでは、それを認められたわけですね、本市にどれぐらいおられるか分かりませんが、結婚も1回もしないという状況の中で子供さんを育てているという人は、果たして志布志市におられるのかどうかというのはよく分かりませんが、形はその人もひとり親なわけですよ、今冒頭課長の方でありました、婚姻を解消したことによって、ひとり親といつかね、そういうことが一番最初の概念にあるもんですから、結婚をしないで子供を育てておられるという人もおられるわけですね。そういう人も、隣の町ですけど、僕、知ってるんですけど、そういったことは該当として考えられるのかということもありましたので、当局として、そういうことの議論がされたことはないのかということで再度、その2点だけお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

現在、教職員関係でメンタルで休んでいる職員が3名ほどおります。原因としてはいろいろ考えられると思うんですけども、職場のいろんな忙しさ、そういうのもあるんでしょうけども、私なりに考えると、その職員が学校において、やりがいを感じていろいろな仕事に取り組んでいるのか、それから管理職がその職員に対して具体的にどのような指導しているのか、それから周りの職員がそれぞれ一人一人の職員に協力態勢といいますかね、そういうのができているのか、いろんな背景があると思います。全体的にもメンタルヘルスにかかっている職員というのは増えてる状況があります。本市では先ほど言いましたように3名ということですけども、今後とも一人一人の職員が本当に働きがいのある、やりがいのある、そしてまた周りがお互いを支え合う、そういう職場の雰囲気とか、そういうのも大事にしながら、今後こういうメンタルヘルスの職員が増えないようにしていきたい、併せて現在、今メンタルヘルスにかかっているこの職員の少しでも早い復帰を学校長を通じて、いつも声掛け、そういうのを含めてやっていく中で取り組みを進めていけたらなというふうに思っています。

○福祉課長（福岡勇市君） 先ほどの結婚していない子供を育てている人ということで、2条の2項の第8号の中でありました、ちょっと飛ばしましたけれども、母が婚姻によらないで懐胎した児童ということで、対象になるところであります。子供を育てている、今この該当になっている数については把握していないところでございます。以上です。

○市長（本田修一君） さんふらわあを活用いたしまして、離島との航路を開拓しながら本市の入り込み客を増やしていくということが必要かというふうには長年取り組みをしてきたところでございます。

いろいろ先ほど課長の方からも回答しましたように、このことについては非常にハードルの高い内容でございますので、また今後とも協議を重ねながら、できるだけそのことについても開拓を進められる方向に持っていきたいというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 最後です。このメンタルヘルスの関係で、大変本人が一番つらいわけで、あとの対応の仕方というのは、もちろん専門家の方も入っておられるんでしょう。ぜひ、対人との関係でいくと同じ課の中で、例えば、私が課長としますね、私を嫌いだったらですよ、その人がいくらしても相手の人というのは、改善は難しいだろうと、そういうふうに素人ながら思うわけですけれども、そのやり方というのは、ここの保健衛生委員会とかいろんなことで対応されているんでしょうけど、具体的にその方が一日も早くですね、復帰できるような対応というのをいろんな角度から、もちろん専門家の先生等をおつなぎをしながらということもあるでしょう。そういうことがとても大事ですので、そのことによって退職に追い込まれていくということにならないように努力をしていただきたいというふうに、これは思います。保健衛生委員会というその中で、当局としては対応をされてるのかですね、そこらが、お一人お一人状況違うでしょうから、その分析の仕方というのは、非常にこれ難しいんだろうなというふうに思うわけですね、もちろんお医者さんの関係とかありますので、そこについては本当に慎重にやっていただいて、そのことをもって退職というふうにならんようにですね、対応をしていただきたいものだというふうに思います。

○総務課長（溝口 猛君） メンタル関係の病気になられて、その後の快方に向かって復帰の段階をどうするかということでございますが、今回、この事業を行う中でも、その後ですね、衛生委員会を開催したところでございます。その中には、当然産業医、あるいは本市の衛生管理者等も交えていろいろ検討したところでございます。

今回メンタルヘルス対策の中では、先ほど申しましたとおり、引き続いて来年度もやりたいということでございますが、改めて個人のカウンセリングもやりましょうと、それから相談も受けましょうというような形の取り組みをやっていきたいというふうに思っております。

また、復帰におきましては、当然主治医の判断、あるいは産業医の判断もございますが、人事担当課としましては、本人が主治医あるいは産業医の診断を受けまして、復帰可能というような判断になった段階で職場復帰審査会というものを開催します。その中で、先ほど議員も御指摘されましたメンタルに関して、例えば、その職場の関係がどうなのかと、そういったことも配慮した方がいいのではなかろうかというような意見も出されているところでございます。したがって、そういったことを総合的に勘案して復帰される際は、配置の方向は検討するような方向で考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 5点ほど、ちょっとお聞きをしたいと思いますが、4点ほどが所管外、1点は所管でございますけれども、昨年3月の定例会でも同僚議員が質疑をし、私の方も一般質問等で取り上げた事項でありますので、これは市長に答弁をいただきたいという思いで、所管

ではございますけれども、お聞きをしたいと思っております。

その一つは予算書の62ページ、企画政策課に関連するいわゆる移住定住促進事業の件でございます。この件に関しては、多分市長も記憶にまだ新しいのではないかと思います。昨年より、25年度より始まった新しい事業でございます。すばらしい事業だなというふうに思っているわけですが、その中で昨年も議論になったわけでございますが、例えば、立平議員が野神校区の関係で質疑をされました。そして、私も一般質問等でそういった地域に対する配慮、あるいは近接地域に対する配慮、そういったものはどうなのかということをお聞きをいたしました。そういった経緯、経過があって、この1年どういう議論が庁内でなされたのか、そして、3年スパンという事業で立ち上げていらっしゃるわけですが、経緯を見ながら、やはりそれも考えていくと、5年スパンとかもっと長いスパンで考えていかなきゃいけない事業じゃないのかと、そういう質疑もしておりますので、そういったことに対して、その後、庁内でどういった議論がなされたのか、答弁を求めておきたいというふうに思います。

あと所管外でお願いをいたします。予算書の73ページ、そして重なってきますので75ページ、今回、臨時福祉給付金支給事業あるいは子育て世帯臨時特例給付金支給事業というのがスタートするわけですが、現在それに向けて、いわゆる担当課である福祉課は大変な事務量になってまいりますので、本当に大変かなと思っておりますけれども、こういった事業のもとに対象者になられる方、いわゆる全ての対象者に間違いなく正確に申請書を送付をして対応してもらおうということが一番であろうと思っておりますが、その正確を期すために、今どのような取り組みがなされているのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それと同じく福祉課関係になるんですが78ページ、子ども・子育て支援事業計画策定事業ということで、これも昨年お聞きをしまして、25年度にニーズ調査をしっかりと行うと、それをもって26年度計画の策定に当たるというふうになっているわけでございますが、このニーズ調査の結果というものを概略簡単にお示しができれば、どういう状態で今まとまっているのか、そこを少しお示しをください。

それとあと、最後、昨日もやりました補正のところで、青少年研修事業であります。昨日教育長の方から答弁もいただきました。その答弁は十分に理解をいたしたところでございます。ただ、質疑のやり取りの中で生涯学習課長が、いわゆる研修の内容も含めて、本年度26年度検討を加えていきたい、そして研修期間の問題も含めて検討をしたいというふうにと述べられておりますね、そういった状況の中で、そういったことを精査し、検討を加えることによって人数枠を例えば増やすということも可能なかどうか、そういうことも想定して答弁されたのかどうか、そういったことに対して答弁を求めておきたいと思っております。

そして、昨日、市長が時代状況の変化うんぬんという話をされました。聖域の話もここで言いましたけれども、少し私の感覚と違うなというふうに思っております。実は、これ立ち上がったのは志布志町時代ですよ、そして20年、もうバブルがはじけてるんですよ、決してそれいけどんどの時代にこの事業がスタートしたわけでは決してありません。その認識がちょっとないの

かなど、時代状況が変わって、こういった事業を行政が行って、それに手を挙げる家庭、お子さんたちがいなくなってきたというような話でありますけれども、同じ時期でも職員の熱意、やる気によって、そして人脈を通じて、このことをしっかりと語り込んでいくと、ぜひ行って勉強したいという家庭はいっぱいいらっしゃるわけなんですね、実際それをやっているのが曾於市で、同じ時代状況の中で5人から6人、8人と増えているところがそばにあるわけですよ。ですから、昨日の答弁では納得できないなという思いがありますので、再度質疑をしておきたいと思います。お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移住定住促進事業についてですが、まだ1年経過してないということで、今年度の結果を見ながら次年度について検討を加えて、その対象地域についてどうするかということについては協議を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例福祉給付金について説明を申し上げます。

スケジュールといたしまして、26年1月1日時点の住民基本台帳から26年度まだ課税状況が分かってないんですけれども、市民税の非課税、その世帯を抽出いたします。その中で、議員からも指摘があったように、支給対象者へ申請書を6月中に送付するようになっております。それについては漏れないように実施いたすところでございます。それと、これについてはちょっと啓発活動もしなきゃいけないということで、3月の今度の市報に掲載いたします。それと4月にホームページ掲載、それと5月16日から5月31日までBTVの行政放送番組放送をいたします。それと最後に6月に散らしを全戸配布する予定でおります。

あと子ども・子育て支援事業計画ですけれども、25年度から取り組んでおりまして、現在ニーズ調査をいたしまして、その分析中でございます。策定委員会につきましては、1回開催したところであります。ニーズ調査の分析の結果を受けて3月にもう1回、2回目の策定委員会を開く予定でおります。現在の回収状況しかちょっと分からないんですけれども、保育園に配布いたしました927名に対して、682名の回収率が73.57%、それと幼稚園にも配布いたしました。148名に対して回収率が140で94.59%であります。それと小学校の1年生から6年生まで全生徒に対して配布いたしまして、回収率が67.05%になっています。それと、ゼロ歳から1歳児の保護者、この人たちに対しても郵送で配布いたしております。全体での合計の回収率が69.09%ということで、あと3月の来週ですけれども、保護者と保育所に対してヒアリングをする予定になっておるところでございます。分析については、まだ結果が出てないところでございます。以上です。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 青少年研修事業についてお答えいたします。

説明資料の123ページの方に詳細が書いてありますので、これに基づきまして少し説明させていただきます。123ページの研修の内容でございますけど、海外研修が二つあります。そして国内研修の3本立ての設定になっているところであります。一番上のシアトル研修につきましては、高校生を対象としているということで1か月間の研修でございます。ただカリフォルニ

アについては、中学生を対象にして3週間の研修と、そして、その下は山形との交換研修ということでございます。この事業につきまして、昨年度の全体事業費から約45万円ほど減といたしまして、今回465万6,000円の予算編成としているところでございます。ここに今示してありますのは、私どもの方で積算をした内容でございます。事業実施につきましては、4月になった段階で実行委員会、約10名からなる実行委員会をすぐに立ち上げまして、その中で具体的な要項を決めていくという募集要項を定めまして、募集を図っていくということになろうかと思えます。そういった中で、昨日から言いますように、そのプログラムの内容、それから参加しやすい方法というのも、もう1回ですね、その実行委員会で再度精査しながら、しっかりとした募集要項を定めていきたいと思っているところであります。議員からおっしゃいますように、市民のそういった要望、ニーズがあるとすれば、そういったことを最大限に可能になるような形で対応していかないといけないと思っているところであります。現在、1か月のシアトルについては、若干応募が少なくなってる状況もございましたので、このような積算を現在しているというところでございます。

○市長（本田修一君） 青少年研修事業につきましては、ただいま担当の生涯学習課長が答えたとおりでございます。私どもの方も精一杯このことにつきましては、市民の方々にお知らせしながら、そして掘り起こしにつきまして、更に深めてまいりたいというふうには思います。

○13番（小野広嗣君） この移住定住ですが、市長が1年間の結果を見極めて協議はしていくということでありますので、そのことに関しては理解をするところでございます。ぜひとも昨年3月、立平議員もその地域に対する思いあふれる質疑をされて、それに対して市長も誠意を持って答弁されたと思います。私自身も一般質問を通しまして、更にお願いをしたところでございますが、じゃあ今の市長の答弁をよしとしまして、それではこの1年間、この事業を立ち上げて、ちょうどもう1年経つわけですね、この実績を簡単に述べていただきたいというふうに思います。

あと、この臨時福祉給付金支援事業、あるいは先ほど子育て世帯の臨時特例福祉給付金事業、全く同じ形態ではないですけれども、手続的には同じような状況で進めていかなきゃいけないというふうに思うんですが、特にこの状況把握、先ほどまだ課税状況が決まってないということもありまして、状況把握に、それを精査するのに時間がかかるんじゃないかということが一つ心配されますね、そして、いわゆる課税世帯に扶養されてる方が除かれてますね、今回、この部分をどう厳密にみていくのかという部分が、当局にとっても大変なのかなという気がするわけです。そういった課題等があぶり出されてしっかり取り組む体制が今できてるのか、人的体制もそうですね、超過勤務等になってくると思うんですよ。人的体制がそこへ向けてしっかり取られてるのか、そういったことも併せてお聞きをしておきたいというふうに思います。

あと、ニーズ調査の結果に関しては、第二次調査というのが結果がまだ上がってないと、それが上がり次第、3月中に分析をするということですね、課長答弁はそうでしたね。であれば、3月のこの定例会中にその結果というのが議会にお示しをいただくという体制にはならないということですね。であれば、ならないのであれば、間に合わないのであれば、閉会中でもいわゆるそ

ういったデータが上がったときに、6月まで待たずにですね、何らかの形で議会にそのニーズ調査の結果をお示しをしていただきたいと思いますと思っております。

あと、シアトルの関係、今ありましたけれども、市長の方からもしっかり取り組んでいくということですので、それで結構なんですけど、やはり時代状況としては、特に厳しい状況になると、それが影響して申込者が少ないというふうには私は捉えていません。現実、しっかり取り組んでいる地域もあるわけですので、要は、その担当される方々のその時々熱意、思いと、担当者によってそのことが変わるということは、あくまでもそうだと決めつけてるわけじゃないですよ、もしそうであったとするならば、それはあくまでも行政側の責任であるわけですね。そこらをよく分析をして、こういった提案になっているのかというのを聞きたいから、こういう質疑してるんですね。ですから、私は委員会が違いますのでできませんので、今、先ほど課長が答弁されたように、例えば、今回は5名であったところを4名にして、1か月間で提案されてるわけですよ。昨日からの議論を見ていきますと、いわゆるタイムスケジュールは先ほど述べていただきましたが、いわゆるこの1か月間を例えばもう少し短めにする。そういったことも検討していくということですよ、中身、プログラム等も精査をしていくというふうに言われたわけですが、これ、当然受け入れの側もいらっしゃいますね、そことの連携というのも取れて、それに対応できるのかという問題等もあって、4月の時点からそうやって夏休みの段階のプログラムまで間に合うのかどうか、本年はこのままでいかに得ないのかどうか、そこらのところも少し聞きたいんです。お願いします。

○企画政策課長（武石裕二君） 移住定住についての実績ということでお答えをいたします。

この移住定住促進事業につきましては、昨年の3月議会におきまして、いろいろ議論をいただいた末に議決をいただいた非常に有り難く思っているところでございます。その時点でも対象地区についての議論、それから基準日の問題等、いろいろ議論をいただいた中で要綱を定めて25年度に実施をしたところでございます。その中で中山間地域の活性化、それから複式学級の解消という観点もございましたので、地区指定というか、対象地区を指定をいたしましたところでございます。

それから、3か年という限定をしたということでの御指摘もございましたが、これにつきましては、全庁的に補助金については周期設定を3か年ということで申し合わせてと言いますか、3か年の周期をし、その時点で拡充するなり、見直しを図って継続をしていくというふうに私どもこの事業については、考えているところでございます。

実績につきましては、現在までに3世帯の方が移住をしていただきまして、この補助金を支出してございます。30代の方、それから60代の方、20代の方、子供さんがそれぞれ一人、二人ということでございまして、これについては、まだ問い合わせ等現在ございますので、年度内まだPRを重ねながら1件でも多く、移住定住のこの補助金につなげていきたいというふうに考えております。

○福祉課長（福岡勇市君） この臨時福祉給付金につきましては、議員御存知のとおり26年4月

から消費税が8%に引き上げられることに伴って、所得の低い方々への暫定的、臨時的な措置として臨時給付金が支給されます。あと、子ども・子育ての方につきましては、これに漏れた方、中学生以下の方に対して支給される予定になっております。課税世帯でも支給されるということになっておるところです。子供に対してです。

あと体制につきましては、臨時職員3名、臨時福祉給付金の方が3名、それと子育て給付金の方が1名ということで体制をもっていきまして、今現在4月からなんですけれども、別館の会議室を借り上げる予定で、そこでプロジェクトチームみたいなのをつくってするつもりでおります。

それと職員につきましては、所管課と協議していきたいと思っております。以上です。

○生涯学習課長(樺山弘昭君) シアトル研修の件につきまして、具体的には4月になりまして、実行委員会の方で精査しながら要項を決めていくこととなりますけれども、委託先である事業者と、それから研修先とも連携をしながら、修正できる分、変更できる分については変更していきたいと思っておりますけれども、大幅な内容変更につきまして時間的に難しい部分もあれば、それについては27年度から検討ということも出てこようかと思っております。いずれにしても、4月の段階で早い時期に内容を精査して決定してまいりたいと思っております。

○13番(小野広嗣君) 移住定住促進事業に関しては、もうどんどん推進していただきたいという思いで質疑をしているわけですが、年度まだ終わってませんので、少し駆け込みもあるのかもしれないかもしれませんが、実績として今お示しをいただきました。小学生の子供さん以下ということで、あの時、中学生以下というくくりはどうなのかという議論もなされてますのでね、そういったことも含めて、いろんな声を聞く中で、先ほど今後協議をしていきたいということで市長ありましたので、担当課の方でもそこをしっかりと、そういったニーズも踏まえてですね、進めていただければと思います。答弁は結構でございます。

あと、この福祉課関係ですが、今課長言われたように、体制としては今人数、プロジェクトチームがまだ立ち上がっているわけでは当然ないわけですので、理解をするわけですが、散らしを配ったり、広報、市報で流したりとか様々な工夫をしなければ、いわゆる申請者にとっても煩雑な作業を強いられる、これ申込書になるんですよ。僕もある程度理解をしておりますけれども、例えば、担当窓口申請者がみえて、善意とか悪意とか出てくると思うんですよ、こういった問題が出てくると。そして、善意でみえられても、その対象にならないというケースだって出てくるわけですよ、だから、いわゆる本当に分かりやすい散らし、周知をしていかないと、担当窓口でも大変な状況が生まれますよ。そういったことをしっかりとフォローできる体制というものが当初より考えとってほしい、ここをお願いしたい。

さっき答弁ありませんでしたけど、ニーズ調査の結果、3月に間に合わなくてもそれはしょうがないんだけど、いわゆるこの計画の策定が出来上がった分がぼんと議会に、例えば年度末あたりになる、そうじゃなくて、ニーズ調査がこういう結果があつて、どうなのって、我々がその後も6月、9月、12月と一般質問をするとか、機会があるんですよ。ですから、ぜひともそのデータは早めに提出をお願いしておきますので、よろしくお願ひします。

あとシアトルに関しては、先ほどの課長の答弁で理解をいたしましたので、いろいろと内部で前向きな協議をお願いしておきたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） ニーズ調査につきましては、報告書ができ次第、議員の皆様に対して報告をするようにいたします。

それと、臨時福祉給付金につきましては、混乱のないような体制で4月から本式に始まりますけれども、体制で臨みたいと考えております。以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（鶴迫京子君） 所管外ですので、港湾商工課分の予算について質疑いたします。

説明資料で質疑いたします。説明資料のページ38ページと、39ページ、41ページについて質疑いたします。

まず、志布志市観光客ゲートウェイ機能強化事業ということで予算が組まれています。まず1点目で「全国から観光客が本市を訪れる際に」であります。市として、ここで言う「観光客」というのを全国から来る観光客という客をどのような客と捉えていますか。まずそこからお聞きします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 私ども、市長の方針もございまして、観光入り込み客100万人という形でいろんな形で市内を訪れていただく観光客の誘致に努めているところでございます。訪れるお客様にもいろいろな手段がございまして、先ほど御質問が出ましたさんふらわあで来られるお客様もいらっしゃいますし、当然始発駅でございましてJRを利用して来られるお客様もおります。そのほか、マイカー等で来られるお客様もおりますし、バスで来られるお客様もおります。そういったいろんな目的で志布志を訪れられる全ての方を私どもは観光客というような、そういう位置付けでいるところでございます。

○11番（鶴迫京子君） はい、それは一般論であると思いますが、その観光客の方々はいろんな方々がいらっしゃるとお思います。この予算事業の中に、ただ観光客とうたってありまして、まず観光客の中には、高齢者、そして身障者、病弱者、そういう方々も含まれます。そしてまた、妊婦、女性ですね、そういう妊婦の方とか、そういう方々が含まれると思います。今いろいろな手段で観光客としてみえてますので、そういう方々に対するこのおもてなし、まずそういう方々に対するおもてなしというのが、まずは一番のソフト面でのおもてなしになるのではないかとありますが、そういうことに対する配慮がこの予算事業の中に出てくるのでしょうか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 失礼いたしました。御質問のございましたように、いろいろな状態、状況にあるお客様がいらっしゃるかと思います。今、御質問のございましたそういった全ての方に対応できるような形でのおもてなしの玄関口という形での機能を強化してまいりたいというふうに考えております。

今申し上げましたように、そういう御質問のあった全ての方々に対応できるような形でのおもてなしの玄関口ということでのソフト機能を今から強化していくわけでございますけれども、もちろん含んでおりますこの予算の中にも、そういったことへの対応等が必要であれば、できるよ

うな形での調査なり、そういったことをするような形での費用を含んでいるところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 例えば、女性に優しい、妊婦さんに優しいとなりますと、やはり駅ですので、授乳室とか、おむつ交換室というのがまず必要になろうかと思えますし、身障者とか、そういう今度はいろいろな持病をお持ちの方、そういう病後の方とか、そういう方々のことに対する配慮というのが大変重要になるかと思えます。そういうきめ細やかなところに配慮してこそ駅としてのゲートウェイ機能強化というのは、まず健常者ではなくて、そういう方々に対する優しい思いやりがなければ、そういう来て良かったな、すばらしいまちだなということにはならないと思えますので、ぜひそういう点に重点を置いた事業をせつかくされるわけですので、そして、この委託先が一般社団法人志布志観光特産品協会ということで、この3事業、総合観光案内事業、そして観光物産振興事業ということで委託料と補助金で2,725万9,000円計上されているわけですね、その金額の使い道というのが大変重要になろうかと思えますし、やはり費用対効果をしっかり生まないといけない事業ではなからうかと思えますし、連携をとって、ここにもありますが、特産品素材、観光素材、体験素材の各種情報データで整理・活用とあります。この活用ということが最も大事ではなからうかと思えますので、この案内だけはしたけど、その後がいろんな地元業者、この素材事業の特産品のところ、観光素材体験事業ができるところとのルートの連携ですね、点が線につながらないと、全然この事業は成功にはならないと思えますので、ぜひそのところをどのようにそういうところとの連携調節機能をこの事業の中で図っていかうとされているのかお示してください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 御質問の志布志市観光ゲートウェイ機能強化事業でございますけれども、ほかに総合観光案内事業とか、いろんなもろもろの事業を御質問のございました観光特産品協会の方に委託し、実施しているところでございます。ただ、ゲートウェイ機能強化事業につきましては、ここにもございますけれども、今いる観光特産品協会の人材の中でではなくて、新たに緊急雇用という国の補助金をいただきまして、新たに雇用を4名しまして、今ここにあるような形でのソフト的なそういう調査委託、そういったものを実施するものでございます。したがって、御質問がございましたように、JR志布志駅を今回新たな構想の下で新たに大きく改修いたしますので、その際に議員から御質問のございましたせつかく志布志を訪れられた方々がですね、健常者を含めいろんな方がいらっしゃるわけなんですけれども、そういった方々にですね、可能な限り来て良かった、訪れて良かったというような形での対応ができるようなそういう施設づくりにですね、今から設計をしてまいりたいと思えます。

それから、ほかの事業との連携でございますけれども、それも観光特産協会の方に総合観光案内事業であるとか、港湾通りであるとかですね、そういった形でお願いしておりますので、そういった事業とも当然連携が取れるような形で関係の団体、機関とかですね、そういったところ等と連携を図りながらおっしゃるように総合的大きな、点ではなくて線のような形での効果が出るような形を取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） 特に許可します。鶴迫京子君。

○11番（鶴迫京子君） 今お聞きしましたので、連携を図って行って点を線に変えていくという港湾商工課長の意思が伝わりましたが、その点と線を面にしていくために、今回大変いい材料が市民の方々からありまして、皆さんももう御存知と思いますが、YouTubeで流された志布志市のいろんな学校も入りまして事業団体が流されましたね、携帯、スマホとかいろいろなので、そのプロモーションといいますか、あれがAKBの恋、ネプチューン、名前が分かりませんが、あれがすごく反響が全国でありまして、よそにいる志布志の子供とかいろいろな方々から出てるよということで、大変反響をいただきました。それは、ある意味志布志市をYouTubeでするので無料かどうか、たぶん市民の方の個人的なあれでされたと思うんですが、そういうことで面になって全国に広がったわけですので、そういうことの全国の市ではシティプロモーション事業ということで、事業にそういうことを観光宣伝PRということであらうところもあります。そういうことに関して、またどういう感想なりということをお考えかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員のお話になられたYouTubeに流された映像というのは、「恋するフォーチュンクッキー」ということで、私自身も出演させてもらって、本当各方面から評価をいただいたところでありまして、あの事業につきましては、民間の方が自主的に取り組まれて流されたということでございまして、本当に有り難い取り組みをしていただいたなというふうに思っております。

市自体はそのようなことに関しましては、ブランド推進室の方で担っておりまして、今回の「恋するフォーチュンクッキー」みたいな形ではないわけですが、志布志のPRをするために、そしてまた、たくさんの方に来てもらうための仕掛けをするためにブランド推進室の方で情報発信というような形で取り組みをしておりますので、そちらの方もまた見ていただければというふうに思っています。そしてまた、そのことについても各方面から評価をいただいているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 所管外につきまして、簡単に質疑をいたしたいと思えます。

まず、市税の関係で固定資産税でございますけれども、今回新築家屋の増ということによって3,100万円の増額というようになっているようでございますが、一方危険廃屋の関係で1,200万円ですかね、計上されております。いわゆる危険廃屋、これは当然進めていかなければならない問題であるわけでありまして、おそらくこの危険廃屋を除去することによって、いわゆる滅失していくわけですが、それに関わる、おそらくそれにも課税客体という形があるというふうに思いますが、その危険廃屋を滅失することによって幾らの税が減額になっていくのか、併せて3,100万円の増ということで、新築家屋を何戸見込んでいらっしゃるのかということでございます。

次に、県の総合防災訓練事業ということでございますけれども、今回志布志市でこの訓練が開催されるということでございますけれども、この事業の事業主体はどこになっているのかということでございます。

次に、さんふらわあの志布志航路利用促進協議会事業の中で、県のレンタカー無料プラン連携事業でございますが、これはこの大隅地区になかなか新幹線効果が現れないということで、大隅地区に宿泊をされるということにつきましては、レンタカーを無料で貸し出しますよという事業であるわけでございますけれども、これにつきましては、この実績ですね、昨年度の実績がどのようになっていたのかということでございます。

それから、福祉課関係の福祉タクシー運行事業でございますけれども、この説明資料を見る限りにおきましては、ちょっとよく分からないもんですから、今回も昨年度から旧町間の乗り入れが行われておるわけでございますけれども、試行的にですね、行われているわけでございますけれども、今年度もそのような考え方であるのかということでございます。

それから、最後でございますけれども、教育総務費の関係でございますが、就学援助事業、いわゆる中学校の就学援助事業でございますが、今回その援助内容の中に、いわゆる新規項目として自転車購入費を追加するというところでございます。これは、市長の選挙のキャッチフレーズでございますけれども、一步前進ということで、一步前進ではないかというふうに思いますけれども、この自転車購入費について、若干中身について、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○総務課長（溝口 猛君） 県の総合防災訓練でございますが、これにつきましては、事業主催は鹿児島県でございます。

○税務課長（上原 登君） ただいま固定資産税の本年度の予算増額見込みの内訳というようにございまして、24年度固定資産の評価替えをしましてから、新築家屋につきましては、増額分ということで捉えているところでございまして、24年度243戸、219戸の家屋が新築ということで、この分につきましては、当然増額ということで捉えております。それから、もう1件、固定資産税の増額の要因としまして、太陽光発電所は市内でも28件ほど建設されておりますが、こちらの方の税というのが増収の要因ということで捉えております。

それから、危険廃屋の減失額については捉えておりませんが、危険廃屋につきましては、かなり評価としては低い評価でございまして、その家屋がなくなることで、土地の評価を上げさせていただいておりますので、減失による減額というのは大きな影響はないものというふうに私どもは捉えているところでございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） さんふらわあ利用促進の関係で県の無料レンタカーと連携した形での無料プランの連携事業でございますが、これにつきましては、レンタカーを利用してさんふらわあに乗ったお客さんにつきましては、1人1,000円、それからレンタカーを利用して、志布志市内に宿泊されたお客様に対しまして、1人500円の志布志市内での商品券というような形での差し上げをしておりますが、昨年の実績では266件となっているところでございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 福祉タクシーの運行状況ですけれども、25年度の11月から旧町間の乗り入れについては、実施しております、松山ルート、松山から志布志、有明から志布志とい

うようなルートで、人数は若干少ないんですけれども、病院やら大型スーパーなどに利用されて喜んでもらっている状況であります。26年度につきましても既存のルートを延長するというところで、予算は今のところ協議しなければいけないんですけれども、発生していないんですけれども、実施する予定にしております。以上です。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 中学校の就学援助費でございますが、これにつきましては、支給項目の拡充ということで、自転車購入費を入れたところでございます。新しく中学校に入る生徒、約40名の積算で1万5,000円を支給ということで、予算計上させていただきました。

○20番（福重彰史君） まず、この固定資産税につきましては、太陽光発電の関係もその対象になってくるということですね、はい。

この総合防災訓練の関係についてでございますけれども、実施主体はいわゆる県ということでございますが、今回この予算をしてみる限りにおきましては、いわゆるこの必要経費を市が負担して、いわゆる一般財源だけで対応しておるようでございますけれども、県が実施主体であるということであるのであれば、県としてのいわゆる県の支出金なり、あるいは補助金なり、そういうもの等はなかったものかということが1点。

それから、さんふらわあ関係でございますけど、266件の実績であったということでございますけれども、なかなかこのレンタカーのこの事業において、その成果がなかなかまだ見られないというようなことが新聞等々でも報じられているわけでございますけれども、さらにこの事業を充実させるために、今年度特にどのような対策を考えていらっしゃるのか。

それから、福祉タクシーでございますけれども、昨年試行的に行ったわけでございますけれども、実績等については、なかなかまだ利用者はあまり多くなかったということが、今ありましたけれども、今年も実施するというところでございますが、いわゆる利用者を増やすために、今年度どのような考え方をお持ちで対応されるつもりであるのか。

それから、就学援助の関係でございますけれども、今年度新たにその支給項目に自転車購入を入れたということは、これは一步前進でございますけれども、やはりこの自転車通学におきましては、いわゆる、ある特定の地域の生徒だけに、その負担を強いられるという実態があるわけでございます。そういうことを考えたときに、一步前進ではありますけれども、今後、今回のこの支給項目に入れた、この推移を見守りながら、更に対象者全員にその枠を広げていくというような考え方もお持ちであるのか伺いたいと思います。

○総務課長（溝口 猛君） 県の総合防災訓練の経費についてでございますが、県の防災訓練につきましては、鹿児島県の地域防災計画に基づきまして毎年県民防災週間の時期に行われるということでございます。具体的には5月23日に行われるということで、もう既に協議を3回ほど進めているところでございます。そこで、今回予算でお願いしている経費でございますが、昨年奄美大島で訓練があったところでございますが、今まで県の総合防災訓練の実施におきましては、開催地のところで必要最低限度の会場設営経費、あるいはここに書いてございます倒壊家屋の設置経費等、必要最低限度負担してほしいという協議があったところでございます。協議の中でい

ろいろいろございましたが、最終的には今まで開催地が、その準備経費を負担しているということで、今回の防災訓練につきましても必要最低限度の経費は本市が負担するというような協議になったところでございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） レンタカー無料プランにつきましては、当然県の事業を利用して私どもが連携してやっている事業でございますので、県と徹底して連携した形での周知・PRに努めてまいりたいと思います。

制度が始まりまして、なかなかまだ県外等から訪れるお客さん等が御存知ない方等もかなりいらっしゃるということでございますので、これまでのPRに加えまして、県と連携いたしまして、どういう周知の仕方が効果があるのか、そういったことを検討しながら各空港であるとか、駅であるか、そういった主要な交通機関の窓口等でのPRの仕方を検討してまいりたいと思います。

また、私ども市内におきましては、現在もそれぞれ各資格を取るだったりとか、民宿等でそういう利用がされておりますので、そういう訪れるお客様等に、まだ御存知ない方等にすぐPRが行き届くような形での周知・PRの仕方をまた御意見等を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 予算編成の段階で教育経費として、就学援助の費用、内容を充実させたいということで、まずこの自転車購入費を上げたわけでございます。全ての通学生ということになれば、また人数も増えてくるわけで、まず我々としては就学援助の充実をしていこうということを基に協議検討して、このような形で財政当局や市長と協議して決定したところでございます。これをまた拡充となりますと、十分な内部協議も必要になってくると思いますので、これは、今後検討課題として残させていただきたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） 福祉タクシーですけれども、利用者を増やすための方法、方策ということですが、25年度も実施いたしました、引き続き利用者の広報、啓発活動だと思えます。それに伴いまして、今年度も登録者へ案内文書を送付いたします。

それと、市広報等によって記事掲載、それと乗る人、利用者に対して車内への散らし配布をいたしたいと思えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第3 議案第21号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第21号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案6ページをお開きください。

平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算案の総額は、国民健康保険被保険者数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ45億3,079万8,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、1億298万6,000円、2.2%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で7億3,550万円を計上しております。国庫支出金13億5,748万2,000円、療養給付費等交付金1億3,405万円、前期高齢者交付金7億8,908万1,000円、県支出金2億9,428万3,000円、共同事業交付金6億738万5,000円をそれぞれ計上しております。一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として1億8,978万9,000円、事務費等繰入金2,400万円、出産育児一時金等繰入金1,960万円、財政安定化支援事業繰入金6,223万1,000円、その他繰入金8,000万円を計上しております。また、基金繰入金として、国民健康保険基金から2,512万7,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費を29億7,851万5,000円計上しております。内訳といたしましては、一般被保険者療養給付費24億4,700万円、退職被保険者等療養給付費9,500万円、一般被保険者高額療養費3億4,200万円、出産育児一時金2,940万円等となっております。

後期高齢者医療制度への財源負担に伴う後期高齢者支援金等として5億3,177万6,000円、介護給付金2億5,748万9,000円、共同事業拠出金6億5,576万2,000円、保健事業費5,345万1,000円、予備費668万5,000円をそれぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

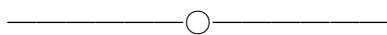
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第4 議案第22号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第22号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案 8 ページをお開きください。

平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算案の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億6,115万3,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、1,186万4,000円、3.4%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料 1 億8,130万円、一般会計繰入金 1 億7,453万8,000円、諸収入325万5,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、広域連合納付金 3 億5,084万2,000円、保健事業費645万9,000円を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第 5 議案第23号 平成26年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第 5、議案第23号、平成26年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、平成26年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案 9 ページをお開きください。

平成26年度志布志市介護保険特別会計予算案の総額は、歳入歳出それぞれ39億3,440万7,000円、前年度と比較しますと9,109万3,000円、2.4%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、保険料は、第 1 号被保険者に関する保険料を 5 億7,450万円計上しております。国庫支出金につきましては、保険給付に対する国の負担金と調整交付金、地域支援事業の負担分を11億1,379万7,000円計上しております。支払基金交付金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対する第 2 号被保険者の負担分を11億297万9,000円計上しております。県支出金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対する県の負担分と高齢者元気度アップ・ポイント事業補助金を 5 億7,607万7,000円計上しております。繰入金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対する市の負担分と事務費の繰り入れを 4 億9,018万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費でございますが、要介護 1 から 5 の認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費、要支援 1、2 の認定者に対する給付費の介護予

防サービス等諸費、審査支払手数料のその他諸費、自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費、介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部分を給付する特定入所者サービス等費を合わせまして37億8,950万3,000円計上しております。地域支援事業費でございますが、介護予防事業費につきましては、一般高齢者、二次予防事業対象者施策に対する事業費でございます。包括的支援事業・任意事業費につきましては、二次予防事業対象者の介護予防プラン作成に関する介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、権利擁護事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報装置の整備など6,477万2,000円を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

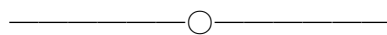
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第24号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第24号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案11ページをお開きください。

平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算案の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,886万3,000円となり、前年度当初予算と比較しますと695万円、2.2%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料を6,440万1,000円、一般会計からの繰入金1億8,114万4,000円、農林水産業債の資本費平準化債を6,280万円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務管理費は、職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費など、9,323万9,000円計上しております。

そのほか、地方債の元利償還金2億2,462万4,000円、予備費を100万円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

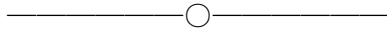
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第25号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第25号、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案12ページをお開きください。

平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算案の総額は、歳入歳出それぞれ283万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと4,000円の減となります。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を252万5,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、地方債の償還金を252万5,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

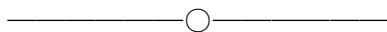
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第26号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第26号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案12ページをお開きください。

平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算案の総額は歳入歳出それぞれ1億1,150万円となり、前年度当初予算と比較しますと164万2,000円、1.5%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金としまして、公営企業収入2,000万円、一般会計繰入金を9,119万7,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、国民宿舎の維持管理に関する経費としまして、管理費を826万5,000円、地方債の償還金を1億273万5,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第27号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第27号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案13ページをお開きください。

平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算案の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,034万1,000円となっております。

歳入の主なものとしましては、市債の地域開発事業債2億1,540万円、一般会計繰入金2,444万円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、工業団地7.8haのうち、1工区3.7haの造成にかかる工事請負費及び設計調査委託料としまして、事業費2億3,549万円を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

先ほどの説明の中で間違いがございましたので、訂正させていただきます。

平成26年度当初予算案13ページをお開きくださいというふうに説明申し上げましたが、313ページの間違いがございます。

よろしく申し上げます。

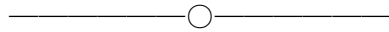
誠に申し訳ございません。再度訂正させていただきます。はじめの提案理由の説明のとおり、平成26年度当初予算案13ページということでよろしく申し上げます。失礼しました。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第28号 平成26年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第28号、平成26年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成26年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、平成26年度志布志市水道事業会計予算を調製したもので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成26年度当初予算案14ページをお開きください。

平成26年度志布志市水道事業会計予算案につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を6億5,173万1,000円計上、サービス提供にかかる費用である収益的支出として、水道事業費用を5億6,182万4,000円計上しております。

資本的収入の主なものとしましては、企業債、負担金、工事負担金等であり、総額1億4,420万5,000円計上し、支出につきましては、一丁田・通山地区増圧施設築造工事や大迫水源地2号送水ポンプ取替工事、国・県道を含む道路改良工事による布設替等にかかる費用として4億4,551万5,000円計上しております。なお、資本的収入額が支出額に対して不足額3億131万円は、当年度分損益勘定留保資金2億884万4,000円、固定負債406万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,138万6,000円、減債積立金918万4,000円及び建設改良積立金5,783万3,000円で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

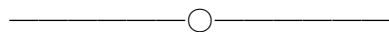
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



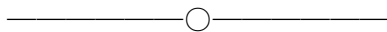
○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第11、諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号については、委員会への

付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成26年6月30日をもって、任期が満了する馬渡三郎氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

馬渡三郎氏の略歴につきましては、説明資料の28ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

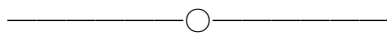
これから採決します。

お諮りします。

諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定されました。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から9日までは、休会とします。

10日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、付議事件にかかる委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時51分 散会

平成26年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成26年3月10日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 財産の取得について
- 日程第4 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第5 議案第5号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第6号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第7号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第8号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第10号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 一般質問
 - 小 野 広 嗣
 - 野 村 広 志

出席議員氏名（18名）

1 番 市ヶ谷 孝	3 番 野 村 広 志
4 番 八 代 誠	5 番 小 辻 一 海
6 番 持 留 忠 義	7 番 平 野 栄 作
8 番 西江園 明	9 番 丸 山 一
10 番 玉 垣 大二郎	11 番 鶴 迫 京 子
12 番 毛 野 了	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	16 番 岩 根 賢 二
17 番 東 宏 二	18 番 小 園 義 行
19 番 上 村 環	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（2名）

2 番 青 山 浩 二	15 番 金 子 光 博
-------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。



日程第2 議案第2号 志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第2号、志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議案とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第2号、志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、基金保有土地のうち、例えば夏井のふれあいの森整備用地などは、売却は難しいと思うが、庁内で議論はしたのかとただしたところ、国道沿いについては、売却は可能であるが、山林や田・畑については難しい、今後庁内で協議していかなければならないとの答弁でありました。

それぞれの土地の処分の方向性は示されているのかとただしたところ、用途廃止して売却するもの、現用途のまま利活用するものなど、物件によって様々であるとの答弁でありました。

概略以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第2号、志布志市土地開発基金条例を廃止する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



（西江園明君、小野広嗣君、長岡耕二君、岩根賢二君退場）

日程第3 議案第3号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第3号、財産の取得についてを議題とします。

本案は総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（小辻一海君） 地方自治法第117条の規定により、委員長が除斥されましたので、私の方から報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第3号、財産の取得について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

なお、委員長ほか2名の委員が買収の相手方である志布志市土地開発公社の理事であることから、委員会条例第18条の規定により、除斥となったため、委員4人により審査いたしました。

執行部から議案書による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、代替地を要望した方はいなかったのかとただしたところ、買収に当たっては、土地開発公社で全て行ったが、代替地の要望については、聞いていないとの答弁でありました。

また、工業団地の計画用地は、今回で全て買収したことになるのか。また、工業団地の中の港湾道路部分は、県と土地開発公社のどちらかが買収したのかとただしたところ、工業団地の計画用地の買収は今回で全て完了見込みである。臨港道路の部分については、土地開発公社が買収を行った後で県に譲り渡す形をとっているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第3号、財産の取得については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

（西江園明君、小野広嗣君、長岡耕二君、岩根賢二君入場）



日程第4 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第4号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第4号、損害賠償の額を定め、和解することについて審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議案では、事故の原因は、市の道路維持管理が不十分であったことにより、過失割合を市が30%、甲が70%とするものである。とあるが、この文面で適切な過失割合であると理解されると思うかとただしたところ、市の道路の維持管理の不十分や相手方の運転上の技術的なもの等、事故の要因を総合的に判断し、過失割合をお互いに了承し、決定したものである。議案として、多少説明が不足している部分があった。今後、議案提出にあたっては、慎重に対応していきますので、御理解いただきたいとの答弁であった。

事故後、管理責任としての対応と、今後の防止策についてただしたところ、事故後、今回の事例に特化し、パトロールを実施した。詳細な調査が必要であるので、道路維持作業班等を活用しながら管理していきたい。市内740kmの道路延長を管理していくので、広報誌等で不具合箇所の通報を呼びかけたり、自治会の回覧板を利用して情報収集に努めていきたいとの答弁であった。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号、損害賠償の額を定め、和解することについては、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 市長より、発言の訂正の申し出がありますので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） 3月4日の本会議におきまして、議案第9号、志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）についての質疑として、小園議員からありました毎年一般会計から1億7,000万円から1億6,000万円の繰り入れを行っている。一般会計を圧迫していることについてどう思うかとの質疑に対しまして、「遺憾な状況と認識している。負の遺産だが、粛々と対応していかなければならないと考えている。この対象地域においては、別途事業を展開中なので、そのような形でのサービス向上を果たしていかなければならないと考えています」と答弁いたしましたが、この答弁につきましては、「農業集落排水処理施設への加入率の促進を今後とも図りながら、経費の削減にも努め、一般会計の負担がなるべく少なくなるよう努めたいと思います」の答弁に訂正させていただくよう、よろしく願いいたします。

—————○—————

日程第5 議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要

と結果について報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から担当課長、局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、総務課と選挙管理委員会分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消防無線のデジタル化の整備をするとどのようになるのかとただしたところ、司令室から無線が飛ばせるので、電波が確実に届くようになり、通報先の場所も地図上で表示されるようになるとの答弁でありました。

耐震性貯水槽の設置は要望に対応できているかとただしたところ、東日本大震災後は年に2基設置しており、方面隊からの要望には対応できているとの答弁でありました。

次に、財務課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、利子及び配当金で、財政調整基金利子140万円を減額しているが、平成25年度から財政調整基金の一部を1年定期から5年定期の運用に切り替えたことから、25年度に発生する利息が発生しなかったものである。財政調整基金繰入金4億4,072万1,000円の減額は市税の増、人件費の減や事業費確定等により財源確保ができたために繰り戻すものである。土地開発基金繰入金は、土地開発基金廃止による3億1,366万1,000円の繰り入れをしている。

歳出の主なものとして、積立金については、財政調整基金2,870万1,000円の増額と土地開発基金廃止に伴う施設整備事業基金3億1,366万1,000円の増額補正をしている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、土地開発基金を財政調整基金ではなく、施設整備事業基金に積み立てる理由をただしたところ、土地開発基金は、公共用地の取得をして、公共事業の円滑な施行をはかるという目的があって積み立てをしていたものであり、施設整備事業基金は、施設整備に限定はされるが、同じように公共事業の円滑化を図る目的を持った基金に積み立てることが妥当と判断したとの答弁でありました。

マイクロバスの借り上げについては、市のバスを有効活用して、民間のバスを抑えるようにしたことによる減額ということだが、そのことを強調するあまりバス利用が抑制されている面はないか、また、民間のバス会社とはどのように契約をしているのかとただしたところ、各課にはマイクロバスを使用する事業や行事は運行状況の確認をして、できる限り市有バスの利用をお願いをしたところであり、強制はしていない。利用が抑制されている心配はない。また、民間のバスは市内にある2社を優先して契約しているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと志基金の件数と累計額はどうかとただしたところ、本年度

は現在51件の寄附があり、累計額は創設された平成20年度から平成26年1月末までで、約4,797万円であるとの答弁でありました。

また、用途指定の状況はどうかとただしたところ、用途指定は観光及び生活環境に関する事業については、123万円、福祉に関する事業が2,391万円、教育文化に関する事業が711万円、その他市長が必要と認める事業が733万円、口てい疫対策が335万円、鳥インフルエンザ対策が5万円、指定なしが622万円であるとの答弁でありました。

次に、税務課分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、固定資産税の増額の理由をただしたところ、徴収率が当初推定よりも約2%上乗せできる見込みとなり、増額したとの答弁でありました。

税還付金の増額の理由をただしたところ、償却資産と家屋を二重に申告していたため、還付請求があり、不足額が生じたため補正するものであるとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、オラレ基金の残高は幾らかとただしたところ、基金残高は平成26年2月末で約1,175万円であるとの答弁でありました。

雇用促進補助金の対象者が9名減になっているのはなぜかとただしたところ、この補助金の対象者は市内在住者に限られるが、今回9名については企業側が市外の人を雇用したためであるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ウィンドウズXPから7（セブン）への移行は完了したのかとただしたところ、まだ移行作業中であり、3月25日ごろまでかかる見込みであるとの答弁でありました。

次に、会計課、監査委員事務局、議会事務局分について申し上げます。

各執行部より、予算書による説明を受け、質疑に入りましたが、各課、局とも質疑はなく、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審議日程順に従い、御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、繰越明許費の小学校耐震補強事業1億5,450万円は、国の補正予算関連法案が平成26年2月6日に成立したことを受けて計上している。

歳入の主なもの、学校施設環境改善交付金3,330万円と、幼稚園就園奨励費を追加計上している。

歳出の主なもの、小学校の耐震補強事業を実施予定の耐震補強改修工事、尾野見、野神小学校校舎に係る管理業務委託料450万円、工事請負費1億5,000万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域や学校から洋式トイレ設置の要望を聞くが、繰り越しとなった小学校耐震補強事業の野神、尾野見小学校については、本体だけの耐震工事なのかとただしたところ、耐震補強工事については、施設の老朽化に伴う改修が主であるが、平成27年度までに耐震工事を行うところについては、同時にトイレの洋式化を進めているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告をいたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なもの、青少年教育費は、青少年海外研修及び山形研修事業の実績に伴う減額である。シアトル研修が定員5名に対し、3名の参加、カリフォルニア研修が定員の5名、山形研修が定員10名に対し、8名の参加となったため、4名分の研修助成分を減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、青少年研修費の参加は一部家庭の経済力や教育熱心な家庭に限られており、今までのやり方だと応募者が減少していく、選考の在り方と併せて、家庭の所得に応じた補助率等の配慮も必要ではないかとただしたところ、旧志布志町のシアトル、旧松山町のカリフォルニアという歴史もある。総合的に考えながら、どうしたら参加しやすい形態になるのか、自己負担、期間、補助の制度についても今回いろんな意見をいただいたので、見直しをする年にしていきたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入歳出の減額補正は、各事業見込みによる国庫補助金等の減によるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市農業集落排水処理施設条例によると、公共枿（ます）から民地側の申請者と土地所有者が違う場合など、問題はないかとただしたところ、民地側の問題として処理しており、問題はないと考えるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、議案提案時における市長の答弁について、市長の総

括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

毎年、一般会計からの繰り入れを行っているところについてどう思うかとただしたところ、加入率の促進を図りながら一般会計への負担が少なくなるよう努めていきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、本会議では未婚のひとり親の人数は把握していないということであったが、把握する方法はないのかとただしたところ、本会議後、再度調査したものを報告する。児童扶養手当の受給者が全体で524名であり、児童扶養手当手続きの際、提出してもらった現況届により集計できるものと考えているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入歳出補正は、各事業及び利用実績見込みに伴う国庫負担金等の確定による減額が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、主な質疑といたしまして、母子保健費の不妊治療について、補助金の割合と不妊治療の1回の診察にかかる費用等はどのぐらいかかるのかとただしたところ、助成の対象は志布志市に本人もしくは配偶者が在住することが条件で、所得に応じて上限が730万円未満の方に5年間の期限で年間20万円を限度に助成している。不妊治療は平均して30万円から50万円未満の費用がかかり、また、県からも年間15万円までを上限に助成があり、合わせると、治療の内容にもよるが35万円までの助成があるとの答弁でありました。

以上で全ての課の審査を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び予算説明資料により、補足説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、よみがえる農地復元対策事業の実績はとただしたところ、平成25年度当初の面積目標が200aだった。現在131aが解消された。農用地以外を農業委員会で事業推進しているが、対象区域が限定されるため、なかなか進まない現状であるとの答弁でありました。

荒廃地の解消については国策で、今後農政課と連携しながら認定農業者や株式会社への事業参入を推進する時期であると思うがとただしたところ、農地法改正により、株式会社の農業参入が可能になった。鹿児島県は、耕作放棄地が全国で1位で、その中でも志布志市は非常に多い、台帳上で410ha、4,409筆と膨大な数である。非農地を加えると倍近くになる。喫緊の課題であるとの答弁がありました。

次に、建設課分の報告をいたします。

執行部より、予算書及び予算説明資料により、補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、農政課分について報告いたします。

執行部の補足説明によりますと、歳出の主なものは、活動火山周辺地域防災営農対策事業で、ハウス建設の補助について、明許繰越事業として計上した。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新規就農総合支援事業の給付対象者は何名でその経営形態はどのようになっているかとただしたところ、25年度は9月までに認定し、ピーマン3戸、いちご1戸、きゅうり1戸の農家、3月の認定予定がきゅうり1戸、畜産1戸の2農家、合わせて7戸の農家であるとの答弁がありました。

県営畑地帯総合整備事業の減額理由と、今後の影響はとただしたところ、主な減額理由として、県の事業が9,000万円と大きく減少した。また農道整備では、一部合意を得られず未実施となった。さらには散水機具施設の受益者負担分が増え、今回の減額となった。事業削減により、今後事業周期を平成27年度までに延長するのではないかと考えてるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、農業基盤整備促進事業の追加割り当てに伴い、総額1億770万円を増額するものである。また、明許繰越事業として3事業を計上しているが、うち2事業については、入札実施で落札業者を決定できず、工期確保のための繰越事業である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越明許費で説明があったが、落札業者が決定しなかった原因は、また、その入札参加者はどれくらいだったのかとただしたところ、平成22年度から25年度まで事業費カットが継続した。建設業の方々が経営規模を縮小され、現在の事業量に対応できない部分もある。今回の入札には、市内Cクラスの業者、13社に入札案内を出したとの答弁でありました。

今後、繰越事業分と26年度新規事業分が発注になると思う。現状では、影響が大きいと思うがどのように対応するのかとただしたところ、繰越事業となった事業は、4月に発注可能である。新規事業で測量・設計から委託をする箇所も工事発注については、7月発注を目指す。余裕ある工期、支払い迅速化という業者の要望に担当課と協議のうえ、対応していきたいとの答弁でありました。

次に、畜産課分について報告いたします。

執行部より予算書及び予算説明資料により、補足説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県地域振興公社営事業で、予算未執行の事業参加者がある。以前から危惧していたが、今後も先行き不透明である。事業導入にあたっては、しっかりとした調査が必要、今後のこともあるので、慎重に入念な事前調査が必要ではないかとただしたところ、計画どおりの事業実施ができなかった。今後の動向を注視しながら県との連携を取り、適切に対応していきたい。また、事業導入の際、事前調査には、慎重を期すとの答弁がありました。

畜産農家の現状が悪化している中で、経営改善のための事業計画はあるのかとただしたところ、肉用牛繁殖雌牛導入事業貸付金は、枠拡大を昨年から実施し、優良種畜保留導入事業については、一部単価の引き上げを計画している。豚については、既に引き上げているので据え置く。乳用牛は性判別精液を利用した自家保留補助を1頭当たり5万円を継続するとの答弁がありました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分につきましては、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第6号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第6号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第6号、平成25年度志

布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、療養給付費等負担金は平成25年度の10月給付費分までの実績と、3月までの一般医療給付費等の見込値に基づく概算額確定通知による補正である。

歳出の主なものは、療養給付費、療養費、高額療養費等の実績見込みと概算拠出金の確定等による補正額を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、25年度の医療費は、前年との比較をただしたところ、現在1人当たりの医療給付費が4%程度伸びているが、25年度も今の段階では離島を除けば、全体の中で志布志市が30位で県本土では一番低い状況となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第7号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第7号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第7号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算書、予算説明資料に基づく補足説明後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第7号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

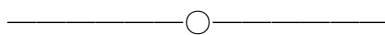
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第8号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第8号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第8号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金は、国の交付内示による減額及び介護給付費負担金、地域支援事業交付金は、県の交付内示による減額である。

歳出の主なものは、それぞれの事業実績、利用者数減に伴う減額である。償還金は、過年度分の調整交付金の再確定、過年度分の地域支援事業交付金の再確定に伴う、国、県、支払基金への返還金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、居宅介護サービス計画給付費と施設介護サービス給付費は、減額補正だが、国の補正見直しになったということかとただしたところ、24年度は前年度から比べると施設費給付費が下がり、逆に地域密着型介護サービス給付費が伸びてきた。25年度も施設給付費が伸びていないので、居宅の方に少しずつシフトしている状況かと思う、ただ、施設待機者は200人を超える方がいる。そこには老人保健施設等に一時的に入っている状態で、全員が居宅ということではないが、やはり在宅でと考えている方が増えていると感じるとの答弁でありました。

討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第8号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

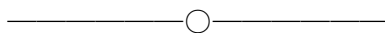
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第10号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第10号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第10号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）の審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地整備に伴い、2,760万1,000円の不足額が生じた理由はとただしたところ、県の臨港道路と同水準で用地取得したこと、家屋補償が1件あったためであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第10号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第10 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第10、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは皆さん、こんにちは。

今定例会は、去る2月2日に投開票となりました志布志市議会議員選挙において激戦の中、勝ち抜いてこられました皆様と共に市民の負託に応えるため、新たな気持ちでこの4年間に臨むスタートの定例会であります。市長も3期目の当選を果たされて、この場に臨まれているわけですが、今後とも二元代表制のもと、行政と議会は車の両輪のごとく力を合わせて市民の負託に応えられるよう、お互いに頑張ってもらいたいと、そのように思っております。

それでは、質問通告に従い順次質問してまいります。

今回は、本定例会の初日に市長が述べられました所信表明について5点ほど伺いたいと思います。

市長は、今回の所信表明で、まちづくりの基本である「志のあふれるまちづくり」を更に推進し、この町に生まれて良かった。志布志が大好きと思えるような日本一輝き続けるふるさとづくりに努力をつくしたいと述べられましたが、市長の目指す日本一輝き続けるふるさとづくりの集大成とは、具体的にどのような姿を指すのか、まず伺っておきたいと思います。

次に、商工振興の観点から質問をいたします。全国的にも多くのまちにおいて、中心市街地にぎわいがなくなってきております。それは、本市においても同じであります。大型店などの進出が進むことで、人通りの減った中心部の商店街にはシャッターを下ろしたままの店が目立ってきております。そんな中、市長は所信表明の中で商店街の空き店舗等を活用したグルメにぎわい通りの開設について吐露されております。そこで、大型店の進出や後継者不足等により空き店舗の状態が続いている既存商店街の活性化対策について伺いたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムの観点から質問をいたします。市長は、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう介護、医療、生活支援、介護予防を充実することが求められていることから、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて関係機関との連携を更に強化していくと述べられております。

私も住み慣れたこの地域で、介護や医療、生活支援などを受けることができる地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題であると思っております。そこで、本市の地域包括ケアシステムの構築へ向けた取り組みの状況について伺いたいと思います。

次に、行政サービス及び職員の意識改革の観点から質問をいたします。

市長は、「限られた人材で、より質の高い行政サービスの提供に向け、接遇意識の向上や職員の意識改革、能力開発を推進する」など、「公務能率の一層の増進を図る」と述べられておられますが、そのための職員のやる気を引き出すモチベーションを高めるための仕組みづくりについては、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点についてであります。今回の所信表明の中で、私が一番驚きをもって聞いた箇所であります。これまでになく、思いきった発言をされており、教育行政にかなり踏み込まれているなど感じました。そこで、市長が述べられた志の心を育むための人材育成システムの

創出や本市独自の教育システムの構築について具体的に伺いたいと思います。

また、その実現のためには、教育委員会の果たす役割が大きいと思いますが、新教育長の抱負を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず第1番目、日本一輝き続ける「ふるさとづくり」の集大成ということについてのお尋ねでございます。

私は、1期目の市長選挙に挑戦させていただいたとき、志布志の地名の由来に感動しまして、翌年の4月24日に「志のまち」を宣言させていただきました。以来、私のまちづくりは、あらゆる面において「志」をベースに取り組んできたところであります。

2期目につきましては、御承知のとおり、日本一のあるまちづくりを目指して取り組んでまいりました。成果といたしましては、私が当初想像していた以上に様々な方面で日本一や日本一に近い成果が現れたのではないかと考えております。

今回の3期目に臨むにあたっては、もう一度志布志の名前の由来を深く学ぶことで、この地は、まさしく日本で一番志の高いまちになるべきだと改めて感じたところであります。志布志市が更に輝き続けるふるさとづくりを推進するため、私は考えている三つの志について説明をしたいと思います。

その一つは、市民の福利の向上への取り組みであります。市民の福利の向上を図るために、第一に市民所得の向上を推進していかなければなりません。このため臨海工業団地の企業誘致をはじめ、農・畜・林・水産業の振興に積極的に取り組み、地域経済の活性化と雇用の創出を図ってまいります。

さらに、これまでの地域社会を支えてくださった方々が心おきなく老後の生活をおくっていただくために、医療や福祉、介護の分野に重点を置いた政策を推進してまいります。

二つ目には、教育先進地への取り組みであります。本市においても、高齢化、少子化が進行し、地域を支える人材が不足している状況が見られます。一人住まいの高齢者が多く存在する中、私は親に感謝する心、高齢者を大切に、尊敬の念を持って接する心、地域を大事にする心を育みながら将来地域を支える人材を育成する必要があると考えたところでございます。このため、幼少時からの志の心を育む教育システムの構築に取り組んでまいりたいと思います。また、市内の小中学生の学力向上を図るため、知・徳・体のバランスのとれた力の向上に努めてまいりたいと考えております。

三つ目は、日本一のあるまちづくりの取り組みです。まちを元気にする施策として2期目から取り組んでおります「日本一」、あるいは「鹿児島県一」のあるまちづくりを更に進めてまいりたいと考えております。先ほど申し述べた医療、福祉、介護、教育をはじめ様々な分野において、市民の皆様と共に日本一のあるまちづくりに取り組んでまいります。

以上、申し上げた政策の実現には、行政と市民一人一人が役割を認識し、共通の目的を達成するため高い志を掲げ、同じ志に向かって最大限の努力を尽くすことが必要であろうかと考えてお

ります。

続きまして、商店街の活性化についてでございます。お答えいたします。

本市の商工業を取り巻く経済環境は、極めて厳しく、景気低迷による事業不振と後継者不足などによる廃業等、増加の傾向にあります。また、国道沿いを中心に大型量販店やコンビニエンスストアなどのオープンが相次ぎ、消費者ニーズや購買行動範囲の拡大により、従来からの商店街での買い物客の減少傾向であるなど、地元商工業者にとりましては、品ぞろえや価格競争により経営難に陥ることも懸念するところであります。このような状況を踏まえ、これまで市商工会と連携したプレミアム商品券発行事業、商工業資金利子補給事業に取り組み商工業者の経営支援を実施しております。

また、地元食材を活用しました食の取り組みを飲食店、商工会及び行政が一体となりShow-1グランプリや全国ご当地どんぶり選手権の出店や、市内飲食店によります市内外からの誘客を図るための食のイベントを実施するなど、地域経済への活性化を図っております。

今後は、地元商工業者や商工会と連携し、所信表明で申し上げましたとおり、食の取り組みを更に充実するため、既存商店街における空き店舗、空き地の有効活用策を十分検討し、意欲のある人たちに実際に取り組んでもらうことで、観光客やビジネス、スポーツ合宿等様々な目的で訪れる方々に利用しやすい地元ならではの商店街を形づくっていくことが必要だと考えております。

次に、地域包括ケアシステムの構築についての取り組みについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

地域包括ケアは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき構築していくこととなっており、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで送るため、住まい、医療、介護、予防や生活支援が一体的に提供されることの実現が必要とされております。本市の取り組みであります。医療、介護の連携としまして、医師会や認知症サポート医、主任介護支援専門員との会議を本年度も2回開催し、情報交換を行ってきております。

また、県の医師会が事業主体となって、曾於地域を対象としました地域在宅医療推進会議を2回開催し、医療機関、訪問看護ステーションなど、他職種間でのグループ会議等を行っております。また、行政では、地域ケア会議を通して、関係する行政部署や市の社会福祉協議会、事業者、地区組織、住民などとサービス提供体制の整備について、事例の検討を行っております。現在、地域密着型サービス運営委員会の中でも、地域包括ケアシステムの構築について御協議いただいております。また、在宅で介護サービスを必要とされる方の、より高い質のケアプランを目指して、介護支援専門員等に高齢者を支援する能力を向上させる研修を行っております。今後、それぞれの関係機関と協議を重ねて、お互いの協力連携を確認し、更に地域の方々にも御協力いただきながら、より良い地域包括ケアシステムを構築したいと考えております。

次に、職員の接遇向上や意識改革、能力開発の推進についてでございますが、お答えいたします。

厳しい財政状況下のもと、簡素で効率的な財政運営を図りながら、市民サービスをいかに向上

させていくか重要な課題であり、職員に求められる意識や能力のさらなるレベルアップが必要であり、人材育成推進体制の充実を図っていかねばなりません。そのためには、職場環境、人事管理等の改善や研修の充実を図るとともに、職員一人一人が意欲を持って自己啓発に取り組むことが必要です。また、職員の可能性と能力を最大限に引き出すためには、前向きに生き生きと職務に果敢に取り組む、かつ成果を上げている職員を正当に評価するなど、仕事への意欲を職場全体で高めるような人事制度の充実を図っていく必要があると考えております。

次に、教育システムの具体的な構築の在り方、そしてまた、教育委員会との関係でございますが、御質問の志を育むための人材育成システムについてお答えします。

本市の子供たちは200m平泳ぎで世界新記録を樹立した山口君や大隅初の甲子園出場、そして初勝利の尚志館高校、千代丸・千代鳳の兄弟関取の誕生など、皆様御承知のとおり、スポーツ面において、大変すばらしい成績を残してくれました。「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」として、本市を大いに勇気づけてくれたところであります。私は、今後も本市の子供たちが将来の夢を描いて、懸命に努力する志の心を持ち続けてほしいと考えております。私の考える志の心は、確かな学力と豊かな心、そして健康な体力がバランス良く成長していくことが不可欠であります。そのようなバランスの良い子供たちを育成するための、人材育成システムの構築を今回マニフェストとして掲げたところであります。

私は、知・徳・体の調和のとれた人材の育成を図るためには、子供たちを育成する大人社会の共通した取り組みや、教育制度の確立が必要だと考えております。具体的には、幼児教育、初等教育、中等教育が、それぞれ単独に教育活動を展開するのではなく、ひとつの目標のもとに連続的な教育が展開される小中一貫教育等の新たなシステムを構築し、志あふれるまちとしての教育先進地を目指してまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 今議会でも教育委員長の委任がございましたので、答弁させていただきたいと思っております。

御質問の本市教育行政を推進するにあたり、私の抱負を述べさせていただきます。これまで坪田前教育長が8年間築きあげてきた多くの実績はございますが、これを引き継ぎながら、また、私なりの新たな視点で、志布志市の教育行政を推進してまいりたいと思っております。

今回、市長が志の心を育むための人材育成システムの創出や日本一の学力向上を目指した教育システムの構築についてマニフェストにうたっております。御存知のように教育は学校だけでなく、地域や家庭など、子供を取り巻く全ての環境の中で行われるものであり、市長の語られる誠の心も全ての市民が志布志市の将来を担って立つ全人教育を進めていきたいという思いだと受け止めています。

特に学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた子供を育成することが最も大事なことであり、とりわけ子供たちに確かな学力を身に付けることは、保護者や地域の方々の強い願いでもあり、学校の責務でもあったと考えております。学力日本一ということにつきましても、志を高く掲げ、それに向かって取り組む姿勢をこれまで以上に示してほしい、そのための教育システ

ムの開発など研究を進めてほしいということだと受け止めています。教育は一朝一夕にその成果が出るものではありませんが、今後地道に、そして着実に教育行政を進め、志を持った志布志の人づくりのために誠心誠意頑張ってまいりたいと思っています。以上です。

○13番（小野広嗣君） それでは、一問一答でふるさとづくりに関して質疑を行ってまいります。冒頭市長の方からは、「志を中心にしたまちづくり」と、これ一貫してずっと言われてるわけですが、基本理念もそうでありますので、その中から、いわゆる3点に絞って答弁はいただきました。少し今まで、このことをやはり言われてきているわけで、耳に新しいわけでは決していないわけですが、先ほどの答弁は理解をするところでございますが、いろいろと「日本一輝くふるさとづくりの集大成」という言葉が使われておりますので、その集大成というのが、先ほどの表現では、まだ見えてこないなという気がするんですよね、る細かいところも聞いていきたいと思いますが、例えば共生・協働・自立推進事業、そして、一方でふるさとづくり委員会の事業、こういったまちづくりの事業がありますが、これも長く続いておまして、見直しもしなければいけない状況というのも生まれていると思います。そういった中で、こういったふるさとづくりに関連していく、本市には、こういった事業があるわけで、その充実に向けた取り組み状況、ここを簡単にお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさとづくり委員会事業におきましては、合併直後から、このことにつきまして、市内の21校区につきまして、全て取り組みをしていただいたところでございます。この事業につきましては、旧志布志町が先進的に取り組んでいた事業をそのまま、この本市において拡大して取り組みをさせていただいたところでございます。現在の段階では、自治会機能がかなり脆弱になってきているということがございます。そのことを補完する形という観点からも、そしてまた、集落統合を図っていかなきゃならないということも前段でありましたので、そのような観点からもこのふるさとづくり委員会事業を中心として本市の地域づくりについては、取り組みが必要だというふうに考えながら、取り組みを深めてきたところであります。このことが、今現在、私自身は、それぞれの地域が競い合って、それぞれの地域の活性化のために取り組みをしていただいている成果というものは、私が当初考えていた以上に上がってきているというふうに思っているところであります。そのようなことから、今後もこのふるさとづくり委員会事業については、更に取り組みを深めていただきながら、そしてまた、できれば当初考えておりました集落の活性化、あるいは集落の統廃合という形にも結び付けていただくような流れになれば有り難いなというふうには思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） はい、分かりました。

今回ですよ、補助金等の見直しということで、いわゆるこれまで50万円であった補助が45万円ということで、そこにも手が入っているわけですね、一律にやっぱりしていかないと難しいんでしょうけれども、やはりその枠の中で頑張りなさいということも必要なんでしょうけれども、やはり今市長がまちづくり、あるいはふるさとづくりを推進する上で重要な位置を占めていると、

充実させていきたいということであれば、そのことに関して、いろんな議論をした上で、5万円のカットになったのか、そこを少しお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当初予算の編成につきましては、補助金等につきましては、一律10%カットというような形で財政と調整しながら取り組みをしてきたところであります。ただ、この中で一つだけ例外という形で認めたところがございます。それは公民館に対する助成金でございます。公民館の場合は、さらにこの地域の福祉計画を来年度から取り組まなければならないということがございますので、そのことも考慮して、特に公民館の場合は据え置くというような形をとろうというふうに考えたところでございます。そのように、また来年度の事業につきましては、改めて今回は基本的に予算編成につきましては、限られた形での予算編成となっておりますので、6月補正予算で新たな事業に取り組むものについて色付けをしていくというような形になろうかと思っておりますので、また、共生・協働の在り方について別途、例えばメニューが必要だということになれば、そのような形での色付けというものをしていこうというふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） よく理解できるところであります。やはり事業の内容等をしっかり精査して、そこにしっかり手当てをできるのであれば、手当てをしていくということで、今回は骨格、そして6月で補正が出てきて、市長の施政方針も、また年間の方針も出てくるでしょうから、そこでまた確認をしていきたいというふうに思います。

今、当局としては共生・協働推進の委員の募集、そしてまちづくり委員の募集というのをやっていますね。これ、まちづくり委員というのはすごく大事になってくるわけですが、30人定員ぐらいになってると思うんですが、そういった中で、今回募集がなされてるのが若干名という募集になってますね、いわゆる2年の任期の中で、今回3月で終わるということで、新たな募集になっていますが、その状況をちょっとお示してください。

○企画政策課長（武石裕二君） ただいま御指摘をいただきました会については、今公募をとっております。この委員会につきましては、合併後、各旧町単位ごとに10名ずつ、いろんな団体の役員の方々とか含めて選出をいたしまして、その中で何名か公募という形で、これまでも委員として入っていただいております。主に、各課、それぞれが計画を策定をいたしますので、その段階段階に応じまして、この委員会の中で指摘をすると、パブリックコメントも含めた形で指摘をして、その中で議論をしていただいて、また計画策定の方に反映をさせるというような形でまたきておりますので、今後についても新たにまた26年度につきましても委員の方々の選出、それから公募の方々も含めて、また新たな委員会構成の中で、そういった形での市政への計画の反映に努めてまいりたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 今、課長からも答弁をいただきました。ふるさとづくりとじかで関わってくる内容にもなりますのでね、お聞きをしたいんですが、まちづくり委員会のイメージ図というのをちゃんと出されてますけれども、いわゆるこの市の振興計画審議会、そして、これは外からが多いわけですが、市の振興計画策定委員会という、これ庁内の皆さんが参画してやる。そし

て、まちづくり委員会、外部を中心とした委員会がある。そのほかにもいっばいまちづくりの委員会というのは本市にあるわけですね、そうした中で、これが機能的にこういった形で展開されているのか、少しお示しをください。

○企画政策課長（武石裕二君） 一応各課で計画を策定する場合、それからいろんな提言をいただく場合につきましては、各課、このまちづくり委員会は必ず審議をしていただくというような形で今しております。それから共生・協働の各事業50万事業、10万事業等がございますが、この特に50万事業につきましては、新たにまた共生・協働の推進の委員の方々がいらっしゃいますので、そこの中で審議をしていただいて、そして、それを事業に反映をしていただくというような仕組みをとっておりますので、なるべく、私どもも行政のみでいろんな事業計画を策定するのではなく、こういった各委員会等が設けられておりますので、そこで必ず審議をしていただいて、提言、議論をいただいた上で計画の策定、あるいは事業実施に向けていっているというようなふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） 今も出ました。先ほども課長の答弁等でもありましたけれども、いわゆるこの市民参加型のまちづくりを目指そうという範ちゅうに入るわけですね、そういった中でこのパブリック制度を導入して、いわゆる新しいまちづくりの参考にしようということで進めてきているわけですが、こここのところがどうも弱いという気がしてなんののですけれども、ここに対する当局の取り組み状況、ここをお示しください。

○企画政策課長（武石裕二君） このまちづくり委員会、それから共生・協働等の各委員会につきましては、私ども企画政策課の方で所管をいたしております。

それと、これまでも各課の中で福祉の計画なり、それから観光、それからスポーツ振興等の計画をそれぞれの課で担当をしておりますが、その各課におきましても、これは最初から参画をする中でいけば、いろんな審議会、委員会等を設置をしていただいて意見をいただくと、それから補完的に、やはり市民の方々パブリックコメントを含めて広く募集を計画に対して募集をするなり、計画の中身を見ていただいて、意見を集約するといったことで、これについては、以前よりは各課そういった意味で、パブリックコメント、市民の方々の意見を集約をするという機会は多くなってきているというふうには感じております。ただ、今指摘ございましたとおり、中身の充実につきましては、再度また関係課、私ども企画政策課が中心になりまして、再度点検をしながら、更に市民の参画ができるような形で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） こういった議論を深めていこうと思って質問しているわけじゃないんですが、いろんな振興計画であるとか、様々な基本計画であるとか、様々なものを練り上げていきますね、そして、それを製本する以前に、いわゆるパブリックコメントを求めますよね、そこに対しての声が少ないということがある。そのことに対してどうですかというのが質問の趣旨です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それぞれの委員会、審議会等につきましては、それぞれの分野の関係する方々に、まずもって委員としてなってもらおうということになるわけですが、そのほかにも公募というような形で若干

名公募をして、その委員会を構成しているというのがほとんどの委員会でございます。そのような形でございますので、そのパブリックコメントが、実際ホームページ上で公開された折には、ほとんどないのが実情ではございますが、市民の方々の意見というものの集約については公募制というような形で、幅広く反映できているものではないかなというふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 一部公募制とはいいいましても、やはり、そこへ出て発言力のあるような方々が手を挙げられたり、そしてまた、当局の方から声をかけて参加してもらったりと、そういうことですのでね、やっぱり広く市民にそのことを問いかけていって、その声を拾い上げていく、いよいよその事業が、そのことによってスタートするわけですのでね、そこらに関しては、やはりちょっと注意を払って今後取り組んでいっていただければなというふうに思っております。

先ほど市長も触れられたんですが、いわゆる市民が日本一輝くふるさとづくり、その中に自分はいるんだなということを実感する中に、様々な要件があると思うんですよ、それは確かに。その中で、先ほど市長が述べられた、いわゆる福利ですね、福利の向上を図りたい、当然であろうと思いますが、その中に、いわゆる志布志ブランドの開発を行っていった所得の向上を目指すんだというふうに言われています。先ほどは工業団地等のことも含めて、いわゆる雇用対策も含めて述べられました。しかし、平成22年度の状況を見ると、県の平均よりちょっと低い位置に本市はありますので、そこに向けてしっかり働いていきたいということを過去に述べられています、そのことについて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

福利の向上というのは、端的に言えば所得の向上というようなことになろうかと思えます。その所得の向上を図るためには、この志布志の産品がまずもって高く売れることと、そしてまた、この志布志の地に多くの方が来ていただいて、この地に金を落としてもらおうということによって市全体の所得の向上を図っていった、それが1人当たりの所得向上につながっていくということになろうかと思えます。そのような基本的なことをしっかりと実践、そして成果を出すということにつきましても、ブランドづくりというような形で、それぞれの産品について、ブランドをつくっていくんですよということをお願いしているところでございます。そしてまた、同時に志布志の産品をアピールするということも大変大切なことですので、そのために、いろんなグルメ等については、積極的に大会に出場していただくということのバックアップをしているところでございます。そのようなことから、志布志の認知度を高めるということでもございまして、幸いにもはじめに申しましたように、スポーツという面から志布志という地名が本当に最近においては高まってきているというようなことについては、うれしい追い風だというふうには思っているところでございますが、本質的には、やはり志布志の産品をたくさん売ること、高く売ること、そして志布志の地にたくさん人が来てもらうこと、ということ構築していくことが最大課題だというふうに思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長が進められていく、このブランドの推進、これが日本一が増えてい

くことによって、変化を期して所得の向上につながっていくということもたぶんあるんだろうと思います。ただ、やはり市長が述べられた時点で239万円、県の所得がですね、そして、本市の所得は227万円、約12万円ほど低いと、そういった状況が今市長が述べられたそういった取り組みの状況の中で、また見えてくると思いますね、どう変化しているのかということをもた見極めながら政策を推進していかなきゃいけないと、それがやっぱりリンクしていかなければ意味がありませんのでね、思いとしては分かるんです。でも、それをしっかり見極めていって、その結果が出てなければ、やはりいろんな見直しもしなきゃいけないでしょうから、そういったことを含めて事業を進めていっていただきたいなというふうに思います。

あと、国の方ですね、このふるさとづくりという観点から今回質問をしておりますので、そのふるさとづくりを推進するための国の支援策を網羅しましたガイドブックが最近になって出るんですね、それを見ていくと、対象となる事業内容や補助金の限度額、そして具体的な支援策の内容、そして問い合わせ先、そういったもの、そしてどういった事業が参考となるのかというもので、全国モデルで80ぐらいの事例を掲載をしているんですね、できれば僕は市長が日本一の志を形成して日本一のふるさとづくりをやるんだと言われてるものですから、この80の事例ぐらいに何か一つでも入ってれば有り難いなと思って、見ていったんですけど、残念ながら入ってない。残念だなと思いますけれども、これからだと、一方で気を取り直して、そのガイドブックを読んだところでございますが、担当課としては、そこはしっかり分かっていますかね。

○企画政策課長（武石裕二君） ちょっと私どもいろんな地域活性化センターとか、いろんな各団体から情報等はいただいておりますが、具体的に今御指摘をいただきましたガイドブックについては、把握はちょっとできてないかもしれませんので、後でまた教えていただければというふうに思います。申し訳ございません。

○13番（小野広嗣君） 今、国の方でふるさとづくり推進委員会というのを持ってまして、これの中間報告がもう既に出ました。その中身でありますけれども、市長の思いに少しでも役立てればなというふうには思うわけですが、ふるさとづくりを推進する、さらに推進する中で、三つの角度というのがあるんですね、一つがこのふるさとに対する誇りを回復するんだということで、ふるさと学の推進ということをうたっています。ここ少し紹介をさせていただきますね、御存知かもしれませんが、いまいちど「ふるさと」の現状や地域の魅力、歴史などを体系的に整理し、深く掘り下げ、再発見し、それを学校や公民館・図書館あるいはインターネットなど様々な機会学ぶことにより、「ふるさと」に対する理解を深め、新たな魅力や普遍的な価値に気づき、誇りを取り戻し、「こころをよせる」きっかけにすることが必要である。こうした取り組みを「ふるさと学」と呼び、各地域にふさわしい「ふるさと学」を展開していくことが今後必要であるというふうなうたってるんです。この「ふるさと学」の推進が大事、一つはですね。それは、「ふるさと学」を学ぶことによって、そのふるさとに心を寄せるという心が生まれるということですね。

そして、2点目が心を寄せたら今度はそこに関わるということが生まれてくるわけです。そして、いわゆる心を寄せて、そして関わる、その繰り返しが新しいふるさとづくりにつながって

くという論点なんですね、観点。だから関わっていくということになると、ふるさとづくりのためのコーディネーターが必要になってくるということですよ、これが二つ目。

三つ目が全国のふるさとづくり推進組織というのがあるわけで、そことの連携というのをきっちりやっていく、だから、先ほど申し上げました80の先進地事例、こういったことも学びながら、やはり我が地域の様々な財産、それを見つけて、それを発展させていくということが大事なんですよけれども、いわゆる我が町にはこういった取り組みがなかったなど、これは我が町でも使えるなどということがあれば、それをどんどん使っていって伸ばしていけばいいわけで、そういったこともこの三つの観点での取り組みというのをやっぱり体系的につくり上げていかないと、せっかく市長が「ふるさとづくり日本一、その集大成を」と言われてるのであれば、体系付けたふるさとづくり、これが大事であろうと思いますがいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） その全国80事例の中に入っていないというのは、誠に残念なことでございますが、本当によくよく考えてみれば、最近になって少しずつ成果が出てきているのかなというふうに思っていますので、まだ全国に認知されている内容でないというふうに思っております。

ただ、誇りを取り戻す、そしてまた心を寄せる地域にするということにつきましては、本当にそのような観点から、私は志あふれるまちをつくろうというふうに考えておりますので、たぶん精神は同じだというふうに思っております。

ということで、今お話がありましたガイドブックを十分参考にさせていただきながら、次にまた再編集するときには、志布志もきっちり入るような形にさせてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○13番（小野広嗣君） 市長がそういった前向きな思いで、今答弁をされましたので理解をするところであります。

昨年を振り返って、市長が本年市長コラムを書かれていますね、その中で昨年1年間を取り上げて日本一が増えたと、その喜びを語っていらっしゃいます。そして、日本一を目指そうということで訴えていらっしゃって、だけど結びで、仮に日本一にならなくても、その日本一を目指すという心の中に、その志が生まれることがすばらしいことなんだというような観点でコラムを書かれていますね。そういった中で、昨年いろんな日本一というのは見えてきたということをおっしゃっていますが、あまりにも増えてきましたね、前も議論しましたが、いくつ日本一を述べられていますかということが、過去にもこの場でありましたね。それをそらんじて言えるような状態じゃないぐらい増えてきているような気もするんですよ、言えないでしょう。言えないから、僕がある程度市長が述べられた中から拾い上げた日本一に関するところを少し言いますね。これ、そらんじて僕も言えません、数が多くなって、その中で絞り込んで、幾つぐらい言われたと思ってますか。

○市長（本田修一君） 一番はじめは、「ごみの資源化率日本一」だったところですが、特に産業分野では、うなぎの生産量日本一だったという、そこからスタートしてるんですよ、そういう本当に確実に日本一になるものがこの志布志にはあるんだということでもありますので、ほかの分

野でもそのことはできるんじゃないかなということが日本一づくりのスタートでございます。

ということで、今お話がありましたように、ちょっといろいろ私もいくつか挙げられますが、ちょっと漏れるのがあるかもしれませんので、また後ほど正確に手元にメモしておきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○13番(小野広嗣君) これを述べるのには後段で言いたいことがあるから述べるんですからね、今言われたように、「ごみの資源化日本一」、そして「健康づくり日本一」、そして「日本一の情報技術の先進地」、この三つの大きな柱を中心にして様々な分野で日本一を目指すすと、これで三つ今あるわけですよ。その中に日本一のお茶の産地を目指す、子育て日本一のまちを目指す、日本一元気な高齢者のいるまちを目指す、青パト隊の車両台数人口割で全国一ですよと、それで犯罪発生率の低い、日本一安全・安心なまちを目指しますよと、まずそのためにも県下一を目指すとありますけれども。そして日本一の和牛生産、日本一の肥育牛産地を目指すすと、そして日本一早い「しぶしの夏そば」、おもてなし日本一のまちづくりを進める。

そして、全国と同規模自治体の中で、医療費が日本一低いまちを目指す。そして特産林産物のシキミやサカキ、ヒサカキ等日本一の産地を目指す。枝肉の部門で日本一を目指し、ブランド化を図る。うなぎ生産日本一、そして市役所ではあいさつ日本一の市役所を目指すすと、市役所でもあいさつを励行しながら、それが市民のお腹に浸透していくことによって、日本一のあいさつができるまちというのを目指すすと、そして極めつけ、ごみ拾い日本一の市長、GNSと言われているわけですね。その他昨年、個々人で活躍をいただいた先ほどありました甲子園出場、水泳世界選手権、そして柔道の体重別での日本一、そして相撲の兄弟関取の誕生、すごい数ですよ、並べていけば、僕は何を言いたいのかと言ったら、こういったすばらしい日本一、もしくは日本一を目指そうとする取り組みがあるわけですので、それをバラバラにしておくのではなくて、点を線にして、面にしていくという言い方がありますけれども、例えば市民に日本一輝くふるさとづくりなんですよと、その集大成をこの4年間でやっていくんですよというふうに言われたのが所信表明ですから、それを目に見える形で出していくためには、やはり広報等にそういったものをまとめて紹介する、あるいはホームページ等にも日本一のふるさとづくりコーナーというふうに入れて、今の現状はこうこうですと、進捗状況を適時発表をしていく、そういったことをすることがすごく大事だと思いますが、市長はそう思われませんか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今ほど私がたくさん日本一を言っていたんだなというふうに改めて実感してたところでした。ただ、それぞれの日本一については、私自身は本当にその取り組みを深めていければ日本一になれるということを信じて掲げていた日本一でございますので、そのことについては、御理解いただきたいと思えます。

そしてまた、今お話がありましたように、市民にとっても、あれもこれも日本一を言っているなということで、本当にぼやけてきているということにもなりかねないというふうに、気付いたところがございます。そのような意味からしまして、それぞれの担当において、その日本一づく

りはしてもらっているところでございますが、その担当においても、こういった形で目指してるんだ、そしてまた、その進捗についてはどうだということについて、改めて今御指摘のとおり明示すべきだというふうには思ったところであります。そうすることによって、また市民の方々も全面的な御協力をいただけるということになって、まさしくまた一步でも日本一に本当に近づくということになるかと思いますので、そのことについては取り組みをさせていただきたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） そういった取り組みを推進するということでもありますので、やっぱりこういったものが網羅されていきますとね、途中であったにしても、日本一を目指す途中であったにしても、ああこういったことにこだけ取り組もうとしているんだということで、勇氣と希望がわいてくると僕は思うんですよ。それこそ、この集大成というのをこの4年間でかけていくということで、所信で述べられているわけですから、僕はもっと言えば日本が輝き続ける、このふるさとづくり構想みたいなものをしっかり打ち立てるべきだと思うんです。そこに憲章、ふるさとづくり憲章であるとか、あるいはふるさとづくり理念、理念としては志のあふれるまちでありますけれども、これ、今、先ほど述べられたそういったことも含めて、そして、本市のふるさとづくり委員会だとか、まちづくり委員会だとか、様々な委員会がありますよ、こういったものも企画政策課で、ある程度はまとめているんでしょうけれども、そういったふるさとづくり構想という中に入れ込んで、そして憲章をつくって、理念をつくって、それを市民に諮って共に一緒に歩んでいきたいと思います。そして、そのことによって日本一輝き続けるふるさとが出来上がるんですよと、その基底は志あふれるまちづくりと、それで結構だと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） まさしくそのとおりでございます。私の所信表明に足りなかった具体的な施策ということの御指摘になるかと思いますので、次回においては、そのことをまとめまして、皆様方に改めてお示ししたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方から前向きな答弁でありましたので、ぜひそういう方向で進めていていただきたい。日本一を目指す、その内容は、やはり精査しながらいくということが大事だろうと思えます。一つだけ苦言を呈すれば、市長自身はごみ拾い日本一の市長でありたいという思いであろうと思えます。今途中でありますという答弁もされてましてね、今どういう状態なのかというのも聞きたいですけど、今ここで聞いたって、まだ今からまだまだ努力されるんでしょう。やっぱりごみの資源化率で市の部分で日本一と、これは環境問題に取り組む市長としては、輝かしい実績であろうというふうには思うんですが、一方でやはり、このめんどくさいということをめんどくさがらずにやってみようよということを言われてるんですが、やはり陽と陰があると思うんですよ、やはり負の部分を見ていくと、やっぱり高齢者のごみ出し困難、こういったものが生じてきている、そのことは重々分かってらっしゃって、その対策もとられようとしております。しかし、やはり自分が例えば80歳、90代になったという観点から、今の取り組みを見ていったときに、やはり結構大変かなというのは、いっぱい僕も今回の選挙戦で回らせ

ていただく中でお聞きをしてるんですね。そういった日本一を目指す中で、ほかの事業もですよ、負の部分というのは当然あるわけですので、そういった部分もしっかり見極めながら進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は所信表明の中ではちょっと盛り込めなかったんですが、今回3期目の市長選に臨むにあたって改めて市内を歩いてみたときに、本当に高齢化が確実に進んでいると、それはこの市街地の部分ではそのようなことはあまり感じなかったんですが、特に中山間地域における集落にいくと、そのことが実感として感じられると、そしてまた、一人住まいの方が増えておられるということを感じたところであります。そのような方々が、また、今後も更に増えていくということになれば、本当にそのことについて対応を十分にとりながら、市政を運営していかなければならないということを改めて感じたところであります。今お話がありましたように、じゃあ私自身がそういった年齢になったときどうなるかということについても、その光景を見たときに、実際私がそのような場面にいたら、どのような心境になるのかなというような思いを抱きながら、今回の選挙戦に臨んだところでございます。その方々が、やはり自分はこのまちに住んで良かったよね、そしてまた、今のうちに、老後のこのような生活をしていても、みんなから大切にされてるよねと、気を遣ってもらってるよね、というようなお気持ちになっていただくようなまちづくりをするのが、私ども行政の最大の課題になっていくんじゃないかなというふうに思ったところであります。

今後は、そのことにつきましては、十分関心を払いながら、そしてまた、十分な対応ができる市政を構築してまいりたいというふうに考えるところであります。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。そういった、いろんな事業を進めていく上では、課題も当然生まれてくるわけで、そういった行政課題に真摯に取り組んでいくという市長の答弁でございますので理解をしました。

次へ移りたいと思います。

既存商店街の活性化対策ということであります。市長の方からもプレミアム商品券の発行であるとか、商工会と連携しての。そして、食への取り組み、るる述べられました。そして、空き店舗、空き地の有効利用ということも言われたわけでございます。やはり、商店街、既存商店街というのは、道路が狭くて車で入りにくい、そういった状況でますます皆さんは遠ざかっているという状況もあります。そういった中で、たぶん、市長も選挙で回られる中でもお聞きになってると思いますが、1年前にも同僚議員から、ちょうど1年前の3月ここでもありましたけれども、いわゆるこの既存商店街の中でも、いわゆる駐車場がなくて困ってると、駐車場をなんとか、市が借り上げか何かして取り組んでもらえないだろうか、そして料金はなにがしか私たちも払うんだ、というような声を結構聞くわけですね、そういったやり取りが1年前もなされてるわけですが、その後、その時に、市長は「検討する」と、検討をして調査をして可能性があるとなれば取り組んでいきますみたいな答弁で終わってるわけですが、このところはどういう状況になってるのかお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、商店街を利用される皆様方に対する駐車場につきましては、上町商店街近くの下野司法書士事務所の隣に市有地を商工会に貸し付けまして、専用駐車場としているところでございます。そしてまた、上町商店街通りの一つ下の通りとなりますNTT前の駐車場を市が借り上げまして、大慈寺に来られる観光客専用駐車場を今後整備していくということで、これにつきましては、平成26年度県の観光地の整備事業でございます魅力ある観光地づくり事業に提案書を提出しております。将来的にこの駐車場が整備できれば、商店街を利用する方々もこの駐車場を利用して買い物ができる、また食堂を利用できるということになるのではないかなというふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） 1年前の同僚議員の質問以降、そのことにおいて調査をしたのかというのを聞いているんです。

○市長（本田修一君） こちらのNTT前の駐車場が今回駐車場として整備できるということに取り組みまして、全体の調査については取り組みをしておりませんでした。

○13番（小野広嗣君） NTTの件は、もう以前も聞いていますからね、流れとしては分かってるわけですよ、それ以降、いわゆる今もいろんな表現をされてて困るんですけども、僕の家は斜め前ですよ、一つ駐車場がありますね、僕らはあそこを上町商店街という見方はしてないんですよ、昭和商店街ですよ。そして中央商店街があったり、上町商店街があったりしてるわけですね。そういった流れの中で、呼び方がいつ変わったの、誰が決めたのって思うようなことがあるわけですよ、地元に住んでいる立場に立ってみればですね。そういった中で、例えばあの中央商店街、僕らのところはまだあるからいいんですよ、自前でも持っていますのでね。ところが大体昭和商店街のところぐらいはカバーできるのかなと思いますけど、そこから役所の方へ向かっていく中央商店街、向こうの方が声は大きいんです、駐車場用地が欲しいと。市長にも直接声があったと思いますが、お聞きになってませんか。そして、その返事はどうなされたのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

直接要望書というものについては上がっておりませんが、個人的なお声というのは聞いたことはございます。それに対して、今ほど御指摘がありましたように、調査してみたいというようなふうには、回答をしたのかもしれない。改めて調査をしてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） その御相談のあった市民の方々にも、それなりに答えを返されたのかもしれない。でも、この本会議場でもいわゆる1年前に調査研究をしていくんだと、そして可能であれば対応していきますということを述べていらっしゃるわけですから、それがなされていないということがやはり問題なんです、行政の仕事として。そこをしっかりとですね、今、市長が答弁されましたので遵守していただきたいと思います。それで結構でございます。

あと、港湾商工課も仕事量が多くて大変だろうというふうにも思ってるんですけども、いわゆる5年ほど前には商工会を中心にして、中心市街地のアンケート、将来展望に関するアンケート、あるいは中心市街地整備に関する提言というのをまとめていますね。そして、これをや

ったときにもたれた会合等にも僕も参加して様々な意見を述べさせていただいたところなんですが、この提言がそのまま実効性のあるものになってるかということ、なかなか簡単には済まないこともいっぱいあるわけで、難しいなと思うわけですが、それ以降ですよ、いわゆる商店街の方々とのニーズ、声、そういったものを当局が直接聞く機会、そういったものがあまり持たれてないような気がしてなんののですが、そこらはどうなんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 御質問のございました商工会等がですね、平成20年度に商店街活性化支援事業ということで、地域の商店主の方々、それから市民の方々、そういった方々を対象にいたしまして話し合い活動、それから要望、そういったもろもろの調査等をされた経緯がございます。議員が今おっしゃいましたように、そのときの商工会のアンケート等も一応市民の方から取りまして、そうしたまとめをされているんですけども、なかなかそういった時のアンケートのまとめでは、結論的にですね、あの状況の中で、商店街の以前の活性化うんぬんというのは、全くそのままではかなりハードルが高いだろうというようなですね、そういったアンケートの答えもいただいているところでございます。

そういう状況でございますけれども、今議員が御質問されていらっしゃるように、あの地域につきましては、頑張ってもらっしゃる個人の商店主の方やら、特にグルメ等を中心に頑張ってもらっしゃる方々等がいらっしゃいますので、そういった方々が、今、市長が申し上げましたように、いろんな形での、志布志の食を利用した形での地域おこしなり、ブランドづくりという形で挑戦等をされておりますので、その中で、実際に営んでいらっしゃる方々等と協議をしながら、特に今いろんな形で、井（どんぶり）物で今いろいろ出しておりますけれども、そういった形でどういうふうに活性化していこうかということで、何度か協議の場を持ったこともございます。実際そういった方々が中心となって、あの地域で何人かの方々がそういう同じ志を持つ方々が集まって、あの地域をもっと活性化するための策ができればという形での協議も何度かされているところでございますけれども、具体的な形という形ではなかなか結んでないところでございます。

○13番（小野広嗣君） もう少しですね、そこに住んでいらっしゃる方々の声というものを拾っていただきたいなというものがあります。以前、活性化を図るひとつの手段としてイルミネーションを付けて回りました。僕もずっと、あの昭和通りから中央商店街にかけてイルミネーションをずっと付けていく流れに乗かって、僕もお手伝いをしてきたわけですが、3年ほどそういった状況続きましたけれども、やはりお金の問題もありましてね、なかなか長続きがしない。そこに市として、やはりしっかりとした助成をしていただいておりますので、やはりあんな事も続けられたんじゃないかなという気もするわけですね。そういった思いもあって、やはり地元の声を受け止める機会というのやはりつくっていただきたいなというふうに思うところでございます。

そういった中から、先ほど駐車場の問題もそうですが、いわゆるこれも一足飛びにできるわけではありませんけれども、あの道路が狭い、行き交うのも大変だと、車同士が。そういった中で電柱の地中化という問題を常に出てくるんですね、あの地域では。そういったことに対する当局での議論というのはなかったのかどうか、そこも少しお示してください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 御指摘のございました、特に駐車場の件につきましては、確かに市長が前回そういう答弁いたしまして、私どもの方ですぐですね、そういう対応をすべきでございましたけれども、なかなか私どもNTT、先ほど市長が申しあげましたNTTの駐車場の整備とか、そういったこと等がありまして、実現しておりませんでしたので、今回はですね、改めて今おっしゃいましたことも含めて、もう少し地元の関係者の方々の意見を聞くような、そういった機会をもって取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 先ほどの御質問の中で、電柱の地中化ということをお質問等もあったわけですが、正式に御要望等をいただいているわけではございませんけれども、先ほども答弁いたしましたように、これから先地域の皆様方との意見を聞く機会等を設けてまいりますので、商工会等と連携しながら、そういう声等が、いろんな意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。ぜひ、今課長答弁ありましたように、地元商店街の方々の意見交換、また商工会との連携ということをつなげていただければというふうに思います。今回、市長の所信表明の中で、市長が空き店舗の活用等も含めて言及されてますね、そして、グルメにぎわい通りということで言われているわけですが、少しその中身を具体的に述べていただけませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年よりお釈迦まつりの企画としましてShow-1 グルメグランプリで、グランプリとなりました「背白ちりめん三昧井」や、はもを活用しました「志布志湾三昧井」、それから「志布志黒豚バルク井」、それから「志布志黒豚三昧井」など、4種類の商店街グランプリを一堂に提供しまして、市内外の多くの方々に食してもらおうための企画を検討しているところでございます。この一堂にということにつきましては、昨年のお釈迦まつりで実績としてあげておりまして、今年もお釈迦まつりでもこういった形ですということですが、また、様々な場面でこういった形のグルメにぎわい通りを開設したいということですが、

○13番（小野広嗣君） 私もあの地に構えておりますので、よく存じ上げておるわけですが、なぜそういう問いをしたのかといいますと、昨年総務委員会の研修で、島根県の雲南市に行ったわけですね、そのときいただいた資料が、この雲南ブランド化プロジェクトという資料をその当時いただいたわけですが、そういった中いわゆる商店街のにぎわい、うちも一生懸命取り組んで

いるわけですが、今、市長が述べられたとおりで、にぎわい通りということで、いわゆる商店街のど真ん中にですね、100mをはるかに超すロングテーブルを並べて、その地元の食の文化、それを披露するという、そしてそれをしっかりとマスコミに発信していくということで盛り上がってるんですね。そういった取り組みも必要じゃないかなというふうに思うものですから、場所を決めて点在してやってましたね、去年はですね。それはそれでいいと思うんですが、ど真ん中でそういった取り組みをやるというものにぎわい通りとしてですね、いいんじゃないかなと思うものですから、少し提案をさせていただいています。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの先進事例につきましては、また勉強させてもらいますが、私どもも当然そのような形のにぎわい通りを考えておまして、今まで取り組んできたのは、とりあえず試行的にどういった形で展開できるかということをやってきておりますので、その試行を重ねながら、今お話がありましたような形のにぎわい通りを創出してまいりたいというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひ先進事例としても、うちも一生懸命やっているわけですが、参考になればと思って申し上げました。

あと、志布志のオラレ基金がありますね、これは商工振興、教育、福祉につなげていくということであります。ところが、この基金の積み上げというのはなかなか難しい状況の中で、今度の補正予算の中で、港湾商工課長ともいろいろやり取りをする中で、今後、基金の積み上げが少しずつ、増額になっていくという方向性が見えてきて喜んでいるところであるというような答弁もありました。そういった観点から見たときに、当初より言っておりました商工振興に資するという部分での手当てというものがあまりなされてない、いわゆるプレミアム商品券とか、そういった形では出てきておりますけれども、例えば、先ほど言いました駐車場の問題であるとか、あるいは街灯の問題であるとか、電柱の地中化となると膨大な費用をまた要するわけですが、いろんなことをやはり考えていただいて、あの既存商店街に支援をしていただきたい。そういう思いが強いものですから、このオラレ基金の活用についてお聞きをしておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

アピアにオラレを導入する際に、様々な議論をしていただきながら、このオラレの設置を認めていただいたところでございます。

その際にこのオラレによる基金が醸成されるということで、そのオラレ基金については、教育振興、商工振興というような地域振興に役立てるとすることのお約束を申し上げまして開設を認めていただいたということでございます。

しかしながら、このオラレにつきましては、開設当初予想するような収益が上がらずに、思うような基金が醸成できなかったところでございますが、最近になりまして、この基金の醸成も順調に進んでいるようでございますので、6月議会には、今お話があったような内容についての御提案ができるのではないかなというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今、市長の方からそういった答弁でありますので、理解をいたします。

やはり、あの当時のいわゆる一生懸命説明をしていただいて、あの地域の方々もそのことに対して理解を示した。その結果の反映というものがなかなか商店街にないということですね、やはりそういった不満を漏らされる方々もいらっしゃいますので、しっかりとした手当てをしていただければなど要請をしておきたいと思います。

あと2点ほどですね、二つほど、今年度の25年度の国の補正予算事業で、まちづくり補助金と、にぎわい補助金というのがうたわれてるんですよ、そして、26年度の予算として商店街の支援補助金、いわゆる地域商業自立促進事業というのがうたわれてるんですが、これ募集はもう始まっているんですけども、特にこの25年度補正予算事業の方は募集が始まっているんですが、ここの情報というものをどういうふうに捉えて、商工会、そういったところとの連携、商店街との連携がとられているのかお示しをください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 御指摘いただきました事業につきましては、私どもも国の方からのそういう情報提供はあったということにつきましては承知しているところでございます。

現在、商工会等ともそういう連携を取っております、そういう活用の方法はないのか検討しているところでございます。こういう事業がございまして、実施主体が、商店街の組織等というようなことになってるようでございますので、今後、地元商店街の意向や、そして、その中心となります商工会等との連携を取りながら活用できる場合には、連携を取って一緒にやっていくような、そういう形で今いるところでございます。

○13番（小野広嗣君） やはり問題なのはですね、今、商店街自体が独自でいろんなことに取り組もうとか、あるいは資金力の問題等も含めて、そういった状況にないというのは、当局も分かってらっしゃると思います。本当に基礎体力が弱ってしまってる、そういったところに、こういった事業があるとするならば、しっかり商工会と連携を取りながら、いわゆる、これ、おっしゃるとおり、商店街が取り組んでいかなきゃいけない事業ですね。こういった中に、いわゆる先ほどの防犯灯の問題であるとか、防犯カメラの設置、こういったこともできる。別途、今度は空き店舗の利用でにぎわい通り、先ほど言いました。こういったことへの取り組みもできるので、もう2月21日から始まって、第1次募集は3月17日で終わりますよ。そして、最終は8月ですけども、第2次、第3次、第4次までいって、最終的に8月だと、たぶん今の状態では第1次、当然間に合うような状態にないですよ、そういうところをすごく心配するんですよ、どうですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 今までいろいろ議員の方に、るる御指摘、御意見をいただいておりますけれども、先程来答弁しておりますように、今後またそういった地域の商店街の皆様とか、そういった商工会等を中心にしながらいろいろ地域のお声を聞きながら、こういった事業がある間にそういったことが可能ならば実現できるような方策、方向性のもとで検討してまいります。

○13番（小野広嗣君） 僕、思うんですけども、そういった事業があった場合、行政が情報をお流しする。これは経済産業省、ここからずっと下りてきてるわけですけども、そういった事

業があった場合に、商店街に、当然商工会にも流れてますね、これは。そして、ただ商店街の皆さんに情報が落ちてないわけですよ、個人店が多いですから、そういったところは、こういう情報を握ってらっしゃいませんのでね、そこの情報の共有というのをしっかりやって、その募集に対して申し込めないものか、そこの後押しをやっていく、そして、そういった情報というのは、市長にもやっぱり入れていただく、そうすると市長が街中でいろんな御相談があったり、会話があるときに、そういったことも含めて、サジェッションできるというか、そういうことがあると思うんですですね、そういったことも含めて要請をしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。

地域包括ケアシステムの観点です。かなり細部にわたると、もうこれは2時間、このことだけでも費やしてしまうぐらいボリュームのある観点ですので、少しはしょってやるしかないなと思っておりますけれども、先ほど市長の方からも、様々に医療と介護の連携の取り組み、今後地域での在宅医療の観点が深まっていきますので、そこでの会議の模様、様々地域ケア会議の観点述べていただきました。地域包括支援センターが担う仕事というのが、今後ますます増えていくわけですね、ケアマネージャーがこれまでバラバラであった医療と介護のコーディネートをやっけていかなきゃいけない。そういう部分での取り組み、そのためには、その資質の向上等、様々出てくるわけですが、そこに対して、今どのような取り組みをなされようとしているのかお示しをください。

○市長（本田修一君） 本市の取り組みでございますが、対処困難な高齢者の個別課題を解決していくために、実務者レベルによるケア会議を行っているということで、このケア会議では、主任の介護支援専門員等が事例研修によりマネジメント質の向上を図れるよう努力するというところでございます。そして、この個別の事例を検討を重ねることで、地域の課題を把握していこうということでもあります。そして、併せて介護予防教室やサロン等の利用においても地域での生活をどのようにされているかを表現してもらいながら、そこで地域の課題とは何かということ把握することに努めているということでございまして、ただいま地域の代表者の会議を行って、そして地域の情報を得るということを図っているという、現段階ではそのような状況でございます。そしてまた、それに需要にあったサービスの検討と、それから保健、医療、福祉等の専門機関や住民組織、民間企業等と連携しまして、顔の見える関係づくりによる地域包括ケアの社会基盤整備を行う必要があるということで、認知症を最重要課題といたしまして、医師会や認知症サポート医、主任介護支援専門員との会議を始めたところということになっております。

○保健課長（若松光正君） 介護支援専門員等に高齢者を支援する能力を向上させる研修を行っているかということでございますが、今年度から委託事業として福祉サービス第三者評価機関の学識経験者に御協力をいただき、研修を行っているところでございます。

介護サービスを提供する人や介護支援専門員に高齢者がその人らしく、希望するところで生活していくために、介護サービスをはじめとする福祉の制度や地域、家族等に支援されながら生活していくことの大切さや考え方を確認していただき、地域にある資源や新たに必要となってくる

資源について考えてもらう機会づくりとしております。

○13番（小野広嗣君） 専門的な要素がかなり高い分野でありますので、そういった職員の方々、あるいは社協等からも、また外からも応援をいただいたりするわけで、そういった方々の資質向上というのは本当に図られていかなきゃいけない。今、本年度から、そういった取り組みもやっていくということですので、市長の答弁もそうですけれども、たぶん本当は、26年度までの、このいわゆる高齢者保健福祉計画、そして第5期の介護保険事業計画の中でもうたわれてて、これが進んでいかなければいけなかったわけですが、なかなかそこまでいかない。いよいよ本年は第6期、あとの3年間の27年度からの3年間の計画を練っていかなくちゃいけないという状況ですね。そして、もっと言えば、今回の第6期では、いわゆる団塊の世代が75歳以上になってくる2025年というのをにらんで、そこまでの長期計画も含んでいますよというのが国の指針ですね、そういった捉え方の中で、今どういう動きをされてるのかお示しをください。

○保健課長（若松光正君） 第6期介護保険事業計画が26年度の策定年度でございます。それに向けまして、高齢者実態調査等を行っているところでございます。

先ほど議員が申されましたように、2025年を高齢者が自分の地域で暮らしていくために、いろいろな今回介護保険法の改正もなされるところでございます。26年中の介護保険法の改正では、地域支援事業ということの事業拡大と申しますか、そこに重きを置いた改正がなされるようでございます。その中で、地域包括ケアシステムということをつくり上げる、これから地域の方を交えて医療、介護、福祉の連携のとれたシステムづくりをどのように構築していくかということがあろうかと思っております。より良いシステムをつくり上げるために3年ごとの介護事業計画の中でも見直しをすることになっておりますので、できるだけ、より良いシステムをつくり上げたいというふうに思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今、課長答弁されましたけれども、思いとしては、そういう思いに立たれているんだろうと思っておりますが、現実こういう計画の中で示されている流れになかなか地域包括ケアという意味においては進んでいないというのが現状であろうというふうに思うんですね、今後検討を要するということがいっぱいありますね、今回のやはり地域包括ケアシステムの柱となるであろうと言われている中に、24時間の定期巡回サービスというのがございますね、これなんかになると、本市において、こういった事業の展開、できるんだろうかと、そういったことに手を挙げられる事業者がいるんだろうかと、すごく心配をするんですが、そういったことに対する議論はどうなってるんでしょうか。

○保健課長（若松光正君） 地域包括ケアでは、24時間切れ目のないサービスの提供が必要ということでございますが、現在の状況でございますが、独居高齢者を対象とした緊急通報システムが整備されているところでございます。緊急時の対応を24時間受けられる体制をとっているところでございます。

現在のところ、市内には夜間対応型訪問介護事業所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は整備されていないところでございます。これらのサービスは御承知のように都市部を想定

したものでございます。都市部と地方での地理的条件や利用者のニーズが一致しないものということが想定されておりまして、実際、これらのサービスが利用されるかどうかは地域によって差が出ているところでございます。私どもといたしましては、この志布志市に合った、そして人材を含めた地域資源を生かしながら、できるだけ見守り体制等の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 国は、そういった地域間の自由度というのもうたって、一方ででもこういったことの推進ということも、全国展開ができればというふうに示すわけですね、やはり今課長が答弁された中で、いわゆる一律にこうあらねばならないということでは、このケアシステムの立ち上げはそうじゃないですので、やはり地域の実情にしっかり応じた対応、だからそのためには、いわゆる医療介護、そして地域、こういったところとの連携、これがきっちりなされていかなければならない。そのためには先ほど市長が言われたように、ケア会議等がすごく大事になってきますね。ここの充実というのがすごく大事、情報をしっかり捉えていくということも、また大事だろうと思います。それはそれで理解をするところでございます。

あと、この計画が第6期で3年間の計画であるとともに、2025年までの計画ということで、いわゆる2025年度に介護保険料が幾らになってるのかと、そういったところまで示すというようなことが出ておりますけれども、これ極端に当然そこを示すと、料金が多額になっていくというのは試算で出ていますね。そういったことを示すことが正しいのかどうか、こういったことも今議論になってるようであります。場内では、そういった議論はどうなんでしょうか、第6期の計画書を今後仕上げていかなきゃいけないわけですが。

○保健課長（若松光正君） 2025年度までに、介護保険の給付費の見込みを立てていかなければいけないのではないかというようなことも、当然いろんな資料から議論をしてきたところでございます。しかしながら、もう少しこの介護保険法の改正等を見させていただかないと、まだ進めないというところもございます。私どもこの志布志市の高齢化の状態が10年の間にどう変わっていくのかということ、そして、その高齢者のニーズがどのように変わっていくかということもきちんと捉えなければいけないということを思っているところでございます。そして、地域の力をどれだけ生かせるか、協力していただけるかということもございます。施設サービスから居宅介護へというようなサービスの流れ等も十分、私ども推測しながら、これから第6期の事業計画は策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。後でまた述べたいと思いますけれども、やはり10年後の姿、高齢者のあるべき姿、そして地域の状況、こういったことに鑑みて、見ていかなきゃいけない、まあ当然でありますけれども、その10年後の姿をつくっていくのも逆に言えば、本市の施策でなければならぬわけですよ。様々な施策を展開しているところが、やっぱりありますよ、埼玉県の和光市、たぶんもう御存知だろうと思うんですが、和光モデルって言われてるわけですが、全国で毎年1,000を超える数が、官僚ですね、官僚や全国の自治体の人たちがもう1,000を超える団体がひっきりなしに研修に訪れてるというところですが、これはいわゆる介護を受け

る方々の人数というのは極めて少ないんです。いわゆる高齢者の人たちを街へ街へと引っ張り出す取り組みをずっとされているんですね、極端に言うと、いわゆる街中にカジノ方式まで立ち上げていますよ、そこでルーレットやトランプに親しんでもらう、パチンコまで本物を用意してやっている。そして街中の至る所に、いわゆる高齢者のサロン、それこそさっきの商店街の関係じゃないんですけど、空き店舗なんかを利用してやっているということで、ここの職員は2年半にわたって国に出向して、いわゆる介護保険の計画に携わるぐらいの位置付けになっています。このモデル等は、本市ではまだ学んでらっしゃらないんですかね。

○保健課長（若松光正君） 埼玉県のと光市については、承知していないところでございます。議員の質問があってから、全国の他の例については、調査したところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、ちょっと極めて先進地ですので、もし職員の方々に御存知の方が実はいらっしゃるのかもしれませんが、もしそうでないようであれば、しっかり赴いて研修をするぐらいのことがあって、それをそのまま持ち帰って、本市にはどうやって当てはめていけばいいのかという積み重ね、検討の積み重ねをしていただきたいなと思います。市長、このお話を聞かれてどう思われました。とにかく高齢者を引きこもりにさせないで、これは認知症対策にもつながるんですよ、外へ外へ連れ出すという運動を展開した結果、介護率が極めて低い町になったと。健康日本一を目指されている市長でございますので、興味を持たれてると思いますけれども。

○市長（本田修一君） 今のお話を聞きまして、ちょっとびっくりしたところでございますが、パチンコ店までつくって、高齢者の方々が外に出る環境を醸成していると、つくっているということにつきましては、ちょっと発想だにしない取り組みがされているんだなというふうに思ったところであります。ぜひ私自身も、このことについては勉強してまいりたいというふうに思いました。

○13番（小野広嗣君） そういうことですので、担当課としてもしっかりまた学んでいただければ、時間がないです。中身まで詳しくやってられませんので、お願いいたします。あと、よく私もここで、この地域包括支援センターの件で、いわゆる名称がうんぬんという話をしましたね、その結果公募をしまして、いきいきセンターというふうにはなっています。実は、これは鹿児島市でも全然利用度がなくて認知度が低くてアンケートをとって、あまりにも知られていないと、やっぱり名前を変えないと駄目だなということで、まあ言えば長寿安心センターみたいな、確か長寿安心センターだったと思いますが、そういう名称にしたら認知度が高まったって言われたわけですね。うちは、そういう名称でなくて公募でいきいきセンターというふうになったんですが、それを变更后、この地域包括支援センターの仕事の内容もさることながら認知度はどこまで高まったのか、そこらを少し分かればお示してください。

○保健課長（若松光正君） 御提案によりまして、地域包括支援センターをなじみやすいいきいきセンターということに呼び称を変えてきたところでございます。やはり、記憶しやすい名前というようなことで、包括支援センターにはいきいきセンターというようなことでの問い合わせも

あるようでございます。本当にこの名称、呼称の変更については、良かったなというふうに思っているところでございます。

それと、もう1点でございますが、元気な高齢者の方々が介護予防ということで取り組んでいる事業の中では、本市ではボランティアポイント制度というのがございまして、これにつきましては、25年度1,000人以上の方が登録され、活動されているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今、後段で言われました介護ボランティアポイント制度に関しては、僕も再三この本会議場で訴えてきた事業でございます。よく理解をしているわけでございますが、名称の変更とともにその認知度が上がったということで、多少安心をするわけでございますが、いわゆる事業が多角的になり、この包括支援センターの事務量というのが今後増えますよね、それに対する人的配置というか、これが大変になってくるのかなという気がします。そういった場合、例えば、外からも応援を組むとかいうことも出てくると思うんですが、全国のレベルで見ますと、地域包括支援センターを自前でやってるところというのは少なくなってきたまして、委託方式をやってるところが7割になっています。そういったことに対する考え方、議論というのは本市ではこれまでなされているのかどうか、ちょっとお示しをください。

○保健課長（若松光正君） 本市につきましては、直営というふうな形でやっているところでございます。民間の方にそれを受けていただくということもございしますが、民間の中には実際その介護サービスの事業者というところもございしますので、できるだけ公平な視点からというふうなことで現在直営でやっているところでございます。

今後、この包括支援センターの仕事の幅がより広がるところでございますが、委託できる部分については、委託も視野に入れながら考えていくというふうなことで、随時対応していきたいというふうなふうに、現在のところ考えてるところでございます。

○13番（小野広嗣君） まあ、よく分かりました。そういった方向で深めていってもらえればいいなというふうに思いますけど、今回、地域包括ケアシステムのポイントというのは、先ほどの24時間の問題もありますけれども、入院から在宅に移行する場合ですね、十分なりハビリが受けられない、それで、そのことによって介護度が悪化するというケース、これはケアシステムのポイントでもあると言われてるんですよ。このことに対しての対応方、そしてやはり、特別養護老人ホームの待機待ちがあまりにも多い、ここに対しての解消を図っていかなければ在宅介護中心とは言うもの大変な状況が生まれるよと、それが2025年にはどっとくるよということで、今この見直しをなささいというふうになってるわけですね。そこに対しての答えを今どこらぐらいまで見つけてるのか、お示しをください。

○保健課長（若松光正君） 先ほど、市長も答弁いたしましたけど、やはり医療と介護の連携というのが在宅にとりましては大変課題であるし、これに取り組んでいかなければならないというふうなことでございます。

国の方が診療報酬の中でこの在宅医療についても新規報酬を掲げております。また、議員御質問のございましたリハビリにつきましても、この診療報酬の中で、そのような報酬の新設という

のもあるようでございますので、在宅医療の方につきましては充実した取り組みが今後なされていくものと思っております。

それと、県を通じまして、この在宅医療を支援する中で、曾於地域としてもチームを組みまして取り組んでいる状況がございますので、介護事業者を含め、医療従事者等と、これからしっかりそのシステムづくりを詰めていきたいというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） はい、まあ分かりました。課長、今後ですよ、市長もですけども、介護保険が現在ですよ、利用者がどんどん増えていく中で、財政を圧迫しているわけですね、そういった状況の中から国が今後打ち出してくる、今、もう打ち出してきてるわけですが、それはやはり要支援の方々の中から、そのサービスの中から抜いていく部分、それを各市町村単位でその裁量でやってもらうと、まあ聞こえはいいんですけども、そういったことをやってますね、それで言ってきてます。そして、その中身としては簡単な掃除であるとか、買い物支援とか、こういったことをどうだろうかというふうな提案になっています。調べていきますと、例えば、本市でも社協の見守りがあります。そして、シルバー人材センターが取り組んでいるいわゆる食事ですね、この配食の関係、ここで見守りができるということがあります。今示されている中身をもっと踏み込んで、この配食をされている分に付け加えて、買い物支援、あるいはお掃除の支援とかいうことまで、もう取り組んでいる自治体も出始めてますね。こういったことをやはり今後進めていかなきゃいけないのかなというふうに思うんです。さっきのごみ出し困難な問題もそうです。こういったところからも手助けができる事業に発展するんじゃないかと思うもんですから、その辺どうでしょうか。

○保健課長（若松光正君） 生活支援ということにつきましては、今後、介護保険法の中でも詰めていく部分も大変あるかと思えます。やはり地域で自立して生活していくということになりますと、その高齢者の方が自分でできる部分、まだ能力が残っている部分というようなことも慎重に考えながらケアをしていくというようなことが大事かというふうに思っております。

このごみ出し、買い物等々につきましては、なるべく自分でできる部分は自分でやっていただくと、そして地域の方々が協力していただけたところは協力してもらおうというようなこと、そして介護保険法の中でできることについては、それでもって対処していくというようなことで、それぞれがそれぞれの力を出し合って、このことについては進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

本当に、この地域包括ケアを支えていく体制というのは、本当に大変になっていくなというふうに思うんですね。先ほどから今後の人的配置のことも含めて述べておりますけれども、その中にも、例えばですよ、認知症の対策ということで、その中にも出てくる、この生活支援の充実という項目があります。そこで今度新しく出てくるのは、認知症の初期集中支援チームというのをつくっていく、そして認知症の地域支援推進委員というのを配置していくということが出てくるわけですね、こういった人材の確保というものが求められてくるわけですけども、そこに対す

る対応方を今のうちに手を打っていかなきゃいけない。そして、例えば職員採用にあっても、そういったことも含めた専門的な職員採用というのを見込んでいかなきゃいけない。こういったスタンスでしっかりやってるのかというのを伺いたいですけど、どうですか。

市長にも答弁していただきたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありますように、これから地域の包括的なケアにつきましては、本当に一大事業になるというふうに改めて思うところでございます。

そのようなことで、認知症に対しましては、認知症に関する知識の普及として、認知症サポーター養成を地域住民や老人会、ボランティア組織、福祉、医療機関の関係者に実施しております。19年度から、現在まで1,124名の方を養成していると。

そしてまた、認知症の人の介護者への支援としまして、介護者交流事業をしているということで、当事者の会などを紹介しております。

また、近隣福祉ネットワーク事業の見守り支援により、地域住民の方による声かけや見守りもしていると、そしてまた、地域の医療・介護の連携として医師会や認知症サポーター医、主任介護支援専門員との会議を行って、相談、連携のできる関係づくりをしているということでございます。

御質問がありましたように、職員につきましても、このような時代になっているということについての研修は重ねながらしてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） あまりもう時間がありませんので、そういう職員研修もですけれども、答弁されてませんが、採用にあたっての取り組みもですね、そういったことを見込んでの取り組みというのを今後は急いでやっていかなきゃいけないということを申し上げておきたいと思えます。

次へ、もういきたいと思えます。

行政サービスを展開する上での職員の意識改革という観点で質問をさせていただいたわけですが、先ほど人材育成のための充実を図る自己啓発に自ら取り組んでもらうと、あと人事制度の充実うんぬんということで、市長からあったわけですが、まずあいさつ日本一の市役所を目指す、そして接遇改善に取り組むということを所信で言われていますが、この達成度をどのように市長は捉えてらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） 接遇の基本につきましては、あいさつだということであろうかと思えます。ということで、まずあいさつを徹底して、そのあいさつがいい印象を持ってもらえるような形での接遇全体ということになるかと思えます。現在、始業時のあいさつ運動をしております。そしてまた、接遇の向上委員会を設置して向上マニュアルを策定しまして、実証実施に対するアンケート等も行っているということでございます。そのような取り組みを通じて向上を図っているということでございます。

そしてまた、アンケートにつきましては、現在もアンケートをしているところでございますが、あいさつにつきましては「良い・普通」が89.2%で、おおむねいい形でのアンケート結果をいた

だいているというふうに思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） そうでない声も結構聞くもんですから、今お聞きをしましたら、アンケートの結果ではそういう結果が多少上がってきているということで、まあ今後市長のもと、このあいさつが進み、接遇の態度がしっかり市民の身に寄り添った形で進んでいくことを望むわけがあります。

市長は、この日本一のあいさつのできる市役所という観点からみたときに、それが接遇の態度にあわれ、それを受けた市民がそのことを快くして、市民自らがあいさつができると、そのことによって日本一のあいさつのまちになることが望ましいと言われてますので、まだ遠き道のりかもしれませんが、それは目指していかなきゃいけないというふうに思っております。

ちょっと細部にわたって聞きたいことがございます。職員の意識改革ということ言えば、総務課を中心として、職員のですよ、勤怠管理のシステム化、一元管理というような形でとれてますかね。

○総務課長（溝口 猛君） 職員の勤怠管理という部分につきましては、合併以来、本市におきましては出勤簿に、職員が朝印鑑をついて、そしてあいさつをするというような形になってるところでございます。ただ勤怠管理という部分では、全体いつ何時に出勤して、帰りは何時に帰ったという部分では把握ができてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 少ない職員数で効率的な運営をとということで、市長が述べられています。いわゆる紙、出勤簿ですよ、紙を使ったやり方であれば非効率的ですよ、いわゆるこの勤怠管理のシステムを使ってる自治体というのは本当増えてきていますね、これで一元管理をしっかりとやっていって、そのことがしっかり評価にもつながっていくということが、はっきり出ていますので、こういったところを少しですね、総務課としても学んで導入を早くするべきであると思いますが、どうですか。

○総務課長（溝口 猛君） タイムカードの導入という件につきましては、先ほど申しましたとおり、現在出勤簿による方法をとっておりますので、導入につきましては、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） もうタイムカードのレベルではなくて、いわゆるICカードを使ってやっていくという観点でものを言ってますからね、そういう方向で捉えてほしいと思いますが。

市長、職員のモチベーションアップを図る上で、いわゆるいろんな方法があると思うんですが、そういった中で、職員の提案制度というか、そういったものもあるわけですがけれども、こういったことに対する状況、取り組み状況、そういった提案が、例えば25年度どうだったのか、その前はどうか、そこを少しお示しをください。

○総務課長（溝口 猛君） 職員の提案制度につきましては、制度自体本市にも設けておりますが、ここ一、二年無いところでございます。具体的数字につきましては、ちょっと把握していませんが、確か数年前に一、二件あった程度でございます。

○13番（小野広嗣君） この、そういった事務の改善の提案であるとか、政策の提案であるとか、そういうことがなされていない状況自体が、僕は問題ありだと思ってるんですよ。そういった風

土を変えない限り、市長が所信で述べられているような改革というのはなかなかできない。そういった土壌をしっかりとつくりあげなきゃいけない。そのためには、研修等も大事だと思うんですね、そういった研修もなされていると思うんですよ。それが、でも実効性のあるものになってないということが問題、どうですか。

○市長（本田修一君） 提案制度につきましては、制度としてはあるが、実際に行われてないということにつきましては、少し見直しをして再度この掘り起こしをしなきゃならないというふうには思うところでございます。

ただ、自己申告を毎年していただいております。その中で、提案がある職員については、自己申告書の中で提案がされているようでございます。

○13番（小野広嗣君） はい、分かりました。ぜひですね、そういった土壌をつくり上げてほしいと。今回、この項で一番気になるというか、なって質問をしているのは、職員のスキルアップというか、そのために、意識改革を求める上で、いわゆる人事評価制度の導入を図る。というふうにうたってらっしゃるところ、ここについて細かく先ほど言及されておりませんので、どういうふうに取り組んでいくのか、お示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人事評価制度の目的は、職員の能力及び資質の向上ということを図ろうということでございます。そしてまた、それをもって効率的行政運営を実現するというところで、人材を育成するんだということでございます。自己評価や面談等によりまして、自分の能力の特徴や、業務遂行上の改善点を自覚して、職務上、職務外における自己学習、自己研さんの促進が期待できるということであろうかと思えます。

また、上司は部下の優れているところを認識して、さらに仕事に活用して、劣っている点や望ましくない点は指導して、良い仕事をしてもらうように仕向けていくことが可能ということであります。

また、継続的に職員の能力や資質、職務に対する態度、意欲等を適切に把握し、その評価結果を人事異動等に反映させることによって、組織の充実、強化を図っていかうというふうを考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） そういった評価をしていく上で、そのことがいわゆる昇給とか昇格につながっていくという理解でいいんですか。

○市長（本田修一君） 今、お話しましたように、目的が能力及び資質の向上ということでございますので、そのようなことで図られた職員につきましては、そのような評価結果を人事異動に反映していくというようなことが望まれるということでございます。

○13番（小野広嗣君） 人事異動で、それが昇格であれば、昇給につながるという捉え方でいいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然昇格ということになれば、昇級も伴ってくるということになります。

○13番（小野広嗣君） そうであれば、職員組合等とのすり合わせというものも当然大事であるわけで、そこにしっかりとした評価基準であるとか、様々なことのいわゆるすり合わせがないとなかなか進まないと思うんですが、そこらはどうなんですか。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、組合とも十分協議を重ねながら、取り組みをしているところでございます。

そしてまた、期間をかけながら十分慎重に進めてきているということでございます。

昨年12月にも組合と交渉をいたしまして、人事評価制度の導入について、組合側も取り組んでいくべきというふうな回答を得ております。

○13番（小野広嗣君） 評価をする者、される者が当然あるわけで、例えば、本市においては副市長が課長級を評価をし、課長級が補佐級を評価をしという、そういった流れが出来上がっていくと思うんですが、そういったことをきっちりと条例にうたっていくということで理解してよろしいですか。

○市長（本田修一君） 評価の制度につきましては、基本的にはオープンというか、どのような方が見られても公明正大な形で行われるというような形にしていきたいと思いますということでございますので、今お話があったような形で、基本的には上司が部下を評価するというところでございますが、そのことが偏った形でない形での評価制度を確立していきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 少しまだ曖昧だなというふうに思うんですが、このいわゆる評価される側の職員の皆さんに人事評価基準なるものがないといかんわけですね、そういったものがしっかりと事前に知らされていくのかどうかというのがすごくポイントだろうと思っています。そこらはどうですか。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど市長が組合との交渉もしたという形で答弁したところでございますが、この件につきましては、組合側とも一応協議をしたところでございます。評価の方法としましては、能力評価と業績評価という形になるところでございますが、予定としましては、26年度から試行的に導入していきたいと、その中で組合とも協議したところでございますが、お互いやって、そして改善点があるべきところは改善しながら、より信頼性の高い人事評価制度にもってきたいということで、2か年間は試行的運用というふうな形で考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。2か年は試行的に実施をしてみようということでありますので、その時にまたいろんな角度でお示しをいただければ結構かと思っております。慎重にやっぴいなきやいけない課題であろうと思っておりますので。

あと、職員の地域活動への参加ということは、市長がしっかりと担当制を決められてされているわけですが、実際地域活動に一生懸命いそむ職員、PTA活動等にも役員としてやるとか、各種団体の中にも入って活躍される職員とかありますが、その地域に入り込んでいく、その職員の貢献度と申しますかね、こういったことも大事な視点ですよ、こういったことに対して全庁的

な掌握がきっちりとできてるのか、そこをお示してください。

○市長（本田修一君） 職員は、市役所の職員であると同時に地域の一人であるということは、いつもいつも言っております、その地域の一人の中でも特にリーダーとなるべき存在だということは話をしております。ということで、先ほどお話しましたように、自己申告書の中で、地域の活動の事例というものをしっかり書かせるようにはしております。

○13番（小野広嗣君） 自己申告ということでしかつかめないのかもしれませんが、その全体像がしっかり見えるような取り組みというのも今後、まあ総務課を中心になるのかもしれませんが、できるものであれば取り組んでいていただきたいなというふうに思っています。そして、そこを評価するところは評価し、たたえ、そしてもっともっと能力アップにつなげていてもらいたいというふうに思います。

教育行政に移りたいと思います。

一番今度の所信表明を聞いて、驚いたと、これまでそういった発言があまり市長の口から話されてなかったものですから、内容がどうのこうのじゃなくて、そのことに驚いたということであります。

いわゆる今回教育委員の選任に当たる前に、全員協議会でも市長にいろんな質疑がぶつけられた。そういった中で、いわゆる市長がそのままの言葉は使いませんよ、全員協議会であった言葉はあまりにも乱暴な言葉遣いでしたからね、誤解を受けるといけませんので、使いませんが、市長としては教育委員会の立場を尊重をして、予算付けはするけれども、いわゆる不当な教育への介入みたいなことはしませんよと、僕は相当言葉を変えて今表現したんですからね、そういうことがありましたね。そういった中にですね、今回一貫性のある学習指導、生活指導を行うため、本市独自の教育システム、そして、小中一貫教育の導入、モデル校の設置、そして、学力日本一を目指した取り組みを推進してまいりますってきてるわけですよ、これ、坪田教育長だったらまだ話は分かるんですよ、だけれども、今回、新教育長が誕生されたときに、相当なプレッシャーを最初からかけてる、僕には思えてなんですよ。市長はそういうつもりではないのかもしれませんが、そういうふうに聞こえたんですね、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

坪田前教育長が、今回勇退されるというお話をお聞きしましたときに、新しい教育長にどのような方をお迎えしたいのかということの教育長の私に対する意見聴取があったところでした。私としましては、本市の教育行政は原則的に全て坪田教育長に、表現は悪いですけど、丸投げというような形でお願いしていたので、そのようなことができる先生を希望したいと、そしてできるなら、今私どものまちは日本一づくりをしているので、子育て日本一のまちに続いて、学力向上日本一を取り組んでいただける先生に来ていただきたいということのお話を坪田先生に申し上げたところでした。

そのようなことから、今回の和田先生につきましては、坪田先生から御推薦をいただき、お話、直接お会いして、そのような私の気持ちをお話しして、和田先生の方に日本一づくりのまちで

すと、そしてまた、子供たちも様々な分野で日本一の、特にスポーツの分野で日本一の子供たちが出ていますということで、学力についても、今後まだまだ向上させる余地があるので、どうせ目指すなら、日本一を目指して取り組みをしていただきたいということの希望をお話したところでした。和田先生におかれましては「頑張ります」というお話でしたので、それでは教育委員として、お願いしますということの要請をしたところでございます。

○13番（小野広嗣君） こういったマニフェストの提案になるその背景が分かりませんのでね、お聞きをしているわけですが、やはりそれにつけても、新教育長にとっては、そう言われて、いやできませんとは、なかなか言えないでしょう。やはりプレッシャーになることは間違いないんですよ、それは。でも、それは頑張っていくということですので、そこに期待するしかないかなというふうに思いますが、この小中一貫教育の導入、もう細くは時間がないから聞きませんが、これ、私立でやるのか公立でやるのかとか、場所はどこになるのかとか、いろいろあると思いますが、そこらは姿が見えてるんですか、そしてモデル校のことも含めて。

○市長（本田修一君） 私が所信表明に述べたこと、それは私自身が3期目の市長選において、マニフェストとして掲げた内容でございますが、そのことについては、まだ具体的にどうこうということはないところでございます。

ただ、学力向上日本一を目指すとするれば、そういったやり方があるというふうには思いまして、今後そのことについて、また教育長にお話して、そういった方向ができるかどうかについては、検討委員会等を設置していただけるということでございますので、その中で協議していただくことになろうかと思えます。

○13番（小野広嗣君） ということは、一応、こうやって所信は述べてみたものの、それが実現できるかどうかというのは、今後の検討いかにかかっているという理解でいいですよ、そうなりますよね。だけど、こうやってうたわれると、このことが進む、当然進むために努力されるんですけれども、これがそのまま市中に広がっていくわけですよ、そこもやはり考えてものというのは言わなきゃいけないだろうなというふうに僕は思ったんです。まあその議論はもう時間ないからやめますけど。

それで市長が今言われたように、まだ今から形あるものとするとなると、この後期教育振興基本計画、たぶん教育長も読まれてると思いますが、これがいわゆる27年からスタートしますね。ここに今市長が言われたことがうたわれて、形あるものとして乗っていかなきゃいけないわけですよ。そういう意味では、あまり時間はないですよ、はっきり言って。この26年度中にその姿をはっきりと見つけなきゃいけないわけですから、そこについてどう考え、この基本計画の流れに沿ってどうなのかというのをちょっとお聞きしたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学力向上日本一につきましては、私の3期の中で、4年の中で、そのようなもちろん日本一になればうれしいことですが、日本一を目指してやってきたんだなというような結果になればうれしい、というふうに思えます。そのために、じゃあ何をするかということについては、先ほども

申しましたように検討委員会の中で十分協議してもらいながら、その方向に目指してもらいたいということでございます。

○13番（小野広嗣君） この小中一貫教育の導入、モデル校の設置、小中一貫校、これ私立でやるのか公立でやるのかという問題もありますしね、公立でやるとした場合、本市でどこでやるのかっていったとき、僕らが想定するのは伊崎田なのかなと、小学校と中学校が隣接しているわけですので、こういったことも考えてらっしゃるのかとか、いろいろ考えちゃうんですよ、そこらはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然私の出身の伊崎田でございますので、その伊崎田の小中については、小中一貫校についての推進については、かなりやりやすい地域だと、学校だというふうには認識しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 形は今後見えるでしょうから、今日の質問ではここまでに止めておきたいと思えますけれども、学力日本一を目指すっていう日本一がここで出てきて、僕は日本一を目指すっていいと思うんですけども、やはり学力の向上に努めるという程度で終わっての方が良かったんじゃないかというぐらい心配をするんですよ。やっぱり知・徳・体、このバランスのとれた教育を進めていく、そして志のあふれる人材を育てていくというわけですので、これはあまり学力日本一というのをうたうと、そのバランスが崩れるんじゃないかという心配をするんですね、そこらはどうですか、教育長もちょっと答弁してください。市長から。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

知・徳・体バランスのとれた教育ということは、当然、全体としてあるわけでございますが、そのような形ですとなれば、やはり中庸（ちゅうよう）というか、そこそこということになるんじゃないかなというふうに思います。

ということで、先ほども言いましたように、知・徳・体の「体」の部分で、かなり優れた子供たちが、この志布志市では出てきている状況ということを考えるならば、「知」の部分でもそのような形が出てきてもおかしくない、出てきてほしいというようなことでございます。

ということで、そのことについては、特に力を入れて育成をしていただきたいという思いから、そのような表現になっているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどから私に対する温かい思いみたいなのが感じましたけれども、またある面、また厳しさといいますか、プレッシャーも感じるわけですがけれども、市長から今回の件でいろいろ言われたときに、学力日本一ということ言われたんですけども、私の受け止め方としてですね、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成ということでは市長も同じです。そのところはきちっと市長も理解をしてくださってますので、その中で、知・徳・体を見たときに、確かに学力の面で市全体の状況というのは落ち込んでというのは事実です。そういう意味で、やっぱり学力をつけるというのは、学校の大きな責務でもありますから、その学力向上に向けてもう1回全学校、気持ちを切り替えて取り組んでいこうという、そういう気持ちを持つこ

とが大事なんだろうと思います。その気持ちの持ち方の中で、日本一を目指そうという、それぐらいの強い思いで取り組むことが大事だろうと、富士山という日本一の高い山に登るのに散歩の気分で登った人はいないと思いますね。そういうことを考えると、やっぱり学力をつけるということ言えば、きっと職員も、もっと大きなそういう目標のもとに頑張ろうよという、そういう気概を持って取り組んでほしいということだと思います。

そういう中で、これまでも様々な取り組みがされてきたと思いますけれども、その中で、例えば、各学校のいろんな取り組みが行われてきたけれども、なかなかまだ実を結んでない部分がある、そこに何らかの新しい刺激を与える必要があるんじゃないか、それが例えば教育システムであったり、そういうことが入ってきて、これから取り組みを進めていかなきゃいけないんですが、私が考えるのは、いろんな教育システムが入ってきて、最終的には直接子供と関わっている職員が、その意識が変わることなしには、教育効果というのは実を結ばないと思います。やっぱり新しい刺激をもちろん導入する。その中で、やっぱり最終的には学校で直接子供たちと接している職員がどういう意識を持って子供たちに臨むのか、授業をするのか、そういうことをきちんと今まで以上に持たせることが大事なのかなと、そういうふうに思ってこれから取り組みを進めていきたいと、そういうふうに思っています。

○13番（小野広嗣君） 市長にいたっては大変フォローされた答弁が今出まして、助かってるような気がしますね。まあ時間もありませんので、今教育長の方から答弁をいただきました。まさにそうであろうというふうに思うわけですが、いわゆるこれまで8年間坪田教育長が取り組んできた、そのことを継続して取り組んでいくことプラス、そこで見えなかったもの、そこで解決できなかったものを新たな教育長として、やはり取り組んでいただかなきゃいけない。そういう意味では、この学力向上日本一に向けて秘策といいますか、そういった策をお持ちなんじゃないかなというふうに思うんです。どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） これまでもやってきたことだと思うんですけど、まずはやっぱり志布志の子供たちの学力の実態、生活の実態、こういうことをやっぱりきちんとまず、もう1回把握をするということが大事だと思います。実態把握が具体的であればあるほど、指導方法も具体的になるだろうと思います。そして、あとは、学校の指導法改善の取り組み、ここら辺についても特に中学校というのが厳しい状況があります。これは全県的に厳しいわけですけども、中学校の授業の見直し、そういうところももう一回原点に戻って考えてみたいなど、併せて大事なことは、やっぱり家庭、地域との連携だと思います。家庭、地域にどれだけ子供たちに対する教育への思い、そういうものを持って子供たちに接しているか、そういうことも大事だと思いますので、学校の取り組み、そして家庭との連携、併せて今回、小中一貫教育、そういうことを視野に入れながら先進校のいろんな視察の状況等を把握しながら、何らかの形でもう一步前進の気持ちで取り組みを進められないかなというふうに思っています。最終的に日本一になれるなれないは別にして、そういう気持ちを持って取り組むことが大事なのかなと、そういう気持ちであります。また、具体的になかなか言えませんが、そういう気持ちで今のところあります。以

上です。

○13番（小野広嗣君） 日本一を目指す、その目指す姿勢が大事だというのは、市長が言われたとおりで、僕もそのとおりだと思います。ただ、その上で学力日本一を目指すんだということがあまりにも走りすぎてですね、これが教員とか、あるいは子供たちの大きな負担にならなければいいなということもありますので、そこはやはり格段の配慮をしていかないといけない部分じゃないのかなと、ただでさえ、今の学校教職員の方々は大変な仕事量の中で仕事をされています。そういった意味では今教育長が言われたように、家庭であるとか、地域であるとか、そういった分野の力というのがもっともっと発揮されれば、学校現場で仕事をされる教職員の方々がもっと伸び伸びと仕事をされるんだろうなと思いますけれども、そういったところに対してもしっかり今後新しい新教育長のもとで見定めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今御指摘いただいたことも、まさに私もそのように思っています。学校教育、教育というのは、学校だけでできるものではありませんので、家庭、地域はもちろん、やっぱり全市いろんな方々が協力をもらいながら、やっぱり教育を進めていくというのが基本だと思いますので、そういう前提に立ったときに、志布志というのは志のあふれるまちですので、志というのは、ある意味、いろんな人たちのためにどれだけ自分が関わってあげるか、ということだと思いますので、そういう意味では、今まで学校教育で小中学校に関わりのなかった、例えばボランティアの保護者の方とか、そういう方もどんどん入っていったりとか、そういうまさにその志のあふれたまちならではの教育というのがいろんなところで展開できないのかなと、そういう思いも持ったりしています。以上です。

○13番（小野広嗣君） 今、議案上程の際もそうでしたけれども、今、一般質問のやり取りの中でも、教育長の御答弁を聞いてて、本当に温厚な人柄だなと思います。そういった中に、固い教育に向けての信念がおありなんだなというふうなものをひしひしと感ずるところでございます。本当に、その新教育長の敏腕によって、志布志市の教育を変えていただきたいなと、また思うんですが、ある意味で市長と同じように、教育長も激務でありますので、本当に健康に気をつけられて、これからまず4年間、市長の目指されている、この志のあふれる人づくりのために頑張りたいと思いますし、より教育委員会が市民の皆さんの身近な存在になるようにも取り組んでいただければなと思って、そのことはお願いをしておきたいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時23分 休憩

午後2時40分 再開

—————○—————
○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆様こんにちは。先輩議員のようによくはまいりませんが、全力で一般質問をさせていただきたいと思います。

まずはじめに、このたび任期満了に伴う改選におきまして、この場に立たせていただけたことになりました。改めて心より感謝を申し上げたいと思います。今後、一人一人の声を大切に、市民目線に立って市政の発展に努めてまいります。

市政を取り巻く環境を見ますと、我々議員にとりましても、重い重責の中で、市民の負託に応えてまいらなければならないと強く感じているところでございます。今回新たに加わった新人6人と共にしっかりと勉強してまいりますので、各議員の皆様方はじめ、市当局の皆様方におかれましても、御指導、御鞭撻、また御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、新人のトップバッターとして先に通告しておりました2項目について順次質問させていただきます。

1項目目として、通学路の総点検について、本市における通学路の安全点検及び危険箇所の把握状況についてお伺いいたします。

近年通学路における交通事故は皆様もテレビで、新聞で報道されるたびに大きな驚きと衝撃を受けられることと思います。平成24年4月23日に京都府亀岡市で起きた事故では、集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り込み3人が死亡し、7名が重軽傷を負った悲惨な事故がございました。また、その4日後にも千葉県館山市で、通学途中の生徒の列に車が突っ込み、児童1人が死亡し、更に愛知県岡崎市でも2名が重傷などと、同様の交通事故が起きております。今まさに月日が経ち、その危機感と問題の大きさが薄れつつある中、風化されることなく事実を直視し、何ら落ち度もない幼い命が奪われる切ない事故が、本市では決して起こらぬよう対処していかなければなりません。警視庁の統計では、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は昨年1年間で5万5,600名を超えるというデータが出ております。これでも過去5年間で最も少ない数だということでございます。一昨年、文部科学省より各地域の学校、警察、道路管理者が連携、共同して通学路の安全点検や安全確保を図るよう依頼がなされ、通達されたと聞いております。そこで、そのことを含め子供たちの安全を守るためのお考えと、現在把握されている通学路の安全点検状況についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 野村議員の御質問にお答えします。

全国的に各地で登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでいることを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して通学路の緊急合同点検を実施するよう教育委員会を通じて要請がありましたので、本市では、危険箇所の有無、何らかの安全対策の検討箇所があるかを休校中の学校を除く市内16の各小学校に事前に聞き取り、平成24年8月23日から三日間かけて、道路管理者、教育委員会、警察、PTA会長などの保護者代表の方などによる合同で点検を実施しました。点検を行った学校は、休校の四浦小、香月小スクールゾーン委員会の点検を実施していた香月小学校を除き、15校の点検を行ったところであります。

危険箇所数の報告37か所に対し、同じく37か所の点検を実施しました。

現在では、その対策を進めているところで、各箇所に舗装のカラー化、歩行者と車両との間隔を分離させるラバーポールの設置など実施されており、対策が進められているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど、野村議員が言われたように、京都府、千葉県、愛知県、また栃木県でもクレーン車がセンターラインを越えて集団登校中の列に突っ込み、6人の小学生が死亡するという通学路での事故が全国的に起きております。これを受けて、本市においても学校、警察、道路管理者、教育委員会が共同して通学路の緊急合同点検を実施した結果、今後の対策を検討する危険箇所として37か所があげられました。この37か所に対し、点検以降、学校、警察、道路管理者がそれぞれの立場から対策を講じてまいりました。具体的な例を申し上げますと、安楽小学校では歩道のある広い道路へ迂回して登下校するようにし、伊崎田小学校では押しボタン式信号機のある横断歩道へと通学路変更しました。また、泰野小学校では、学校やPTAで注意喚起の看板を設置したり、森山小学校では横断旗を設置したりしております。さらに多くの学校で保護者や地域と連携して正門前で朝の交通安全指導を行っております。児童生徒に対しては、自分の身は自分で守るよう反射材タスキの着用や交通安全教室等を通して、道路状況に応じた安全指導を徹底しています。

教育委員会としましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、通学路の危険箇所の把握に努めるとともに、児童生徒への安全指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 市内37か所もの危険箇所を把握され、また同じく点検を実施されたということでございます。財政は大変厳しい中において、今すぐに全ての箇所を改良するということは、なかなか難しいかと思えますけれども、子供たちの命に関わる大きな課題でございます。再確認をしていただきまして、把握されている危険箇所については、しっかりとプライオリティを立てて、早急に対応していただきたいものと考えております。

それでは、市が道路管理者である市道についてお伺いいたします。およそ740キロあるということでございますが、その中の特に危険性を伴う通学路について、対策の進捗状況と本市における通学路において、通学中の事件、事故について把握されている案件が分かる範囲内で結構でございます。お聞かせいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市が管理する道路での対策でございますが、道路の伐採対策などにつきましては点検後、速やかに実施いたしました。これからも除草作業については定期的に行ってまいります。

それから、カーブミラーの設置やラバーポールの設置、本市では道路の白い区画線の外側にブルーのラインを設置して運転者へ印象づける対策を行ったり、張り出し式の歩道の整備も開始しました。原田地区においては、交差点部の歩道設置も本年度に土地の承諾を得られるよう交渉を進めてまいりたいと考えているところであります。このように対策済みの箇所や対策中の箇所など、緊急点検で対策が必要と思われる箇所については、優先的に、現在取り組みをしているところでございます。

○学校教育課長（金久三男君） 通学路における児童生徒の事件事故につきましてですが、不審者情報等の情報が学校から寄せられたときには、すぐに全ての学校でその情報を配信しているところであり、不審者等によって児童生徒が、事件に巻き込まれたという事案は現在のところございません。

それから、登校中における児童生徒の事故につきましては自転車による事故や学校管理下外における道路への飛び出し等によって負傷したという事例はございます。

○3番（野村広志君） 通学路における通学中の事故も確認をされてるということでございますけれども、特に自転車通学のお子さんにおいては、非常にそういった危険性があると、何件か私も聞いているところがございますけれども、道路の状況、歩道の状況等によって、大変、危ない地区もあるということでございますので、特に危険が懸念されるところについては、取り急ぎ補修等、点検等をしていただければなと思っておるところでございます。安全の取り組みについて、注視していかなければならないものかなと思っておるところでございます。

併せて通学路の問題について御質問いたします。市道上松段・馬場線の市役所松山支所から松山小学校への通学路は、歩道も非常に狭くて大変危険であるということで、また道路面と歩道の段差がないため、雨が降ると路面の天水が歩道に流れ込み、排水の悪さも重なり、小川のように歩道になっているということでございます。私も雨の日に何度か通学時間帯に現場を見にまいりましたけれども、子供たちには本当に大変な思いをさせているなと感じたところでございました。最近では雨が降る日には集団登校させずに、保護者の方が車で送る光景がよく見受けられるようになったということで、学校側が指導されている自力登校をお願いする反面、あまりにも悪い通学環境のために、皮肉にも矛盾せざるを得ない状況が見受けられているようでございます。そこで、この通学路について整備、改良していく考えがないのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました市道上松段・馬場線は、通学路になっているということもありまして、松山支所から松山小学校の区間は側溝の車道側にガードパイプを設置し、簡易歩道として整備しているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、簡易歩道でありますので、幅員が狭く通行に少なからず不便をかけているのではなかろうかというふうに考えております。

歩道の整備となりますと、市道に隣接する大きな斜面もありますので、多くの費用が必要になると考えております。まずは路面の清掃や側溝蓋（ふた）の、つまりの解消、また、法面の伐採など維持管理を実施し、可能な場所については、張りコンクリートの施工などを考えたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、雨が降ったときにつきましては、清掃や一部側溝の蓋を取り替えたりしまして、その対策をとっていきたいということで、再度また工事につきましては調査を重ねて対策を考えたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 今、野村議員が指摘された場所についても、私ちょっと行ってまい

りましたけれども、確かに危ないなという思いを強く持ちました。小学校、特に低学年、入学した子供たちとか、いろいろ考えたときに、非常に危ないだろうなと思いました。早急に対策が講じられない状況があるとすれば、それは今度は学校の方として、またさらに子供たち自身が自分たちで自分たちの身を守るための交通安全指導、実際現場に行つての登校の仕方、そういうことをまた学ぶというのも大事なだろうと思います。これまでもしてるとは思いますけれども、もう1回学校に対してもそういう具体的な場面での具体的な指導を徹底するように、また指導してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 順次対応していただけるということでございますけれども、一部側溝の蓋をグレーチングに替えていただきまして、排水等を改良していただいたところでございますけれども、なにぶん高い法面で雑木等が非常にたくさんございまして、その雑木の枯葉等が、もう目に余るぐらい、そこに通学路に落ちてくるということで、学校の先生方々も気付かれたときにはよく清掃させていただいているようでございますけれども、抜本的な対策等をとっていただければいいなと思っております。順次対策をとっていただけるものと期待をしておきます。

市長の掲げられているように、市民に寄り添うような市政の構築のために、このまちに生まれて良かったなど、住んで良かったと思えるような、可能な限りの対応をお願いしたいと思っております。

また、その後一定の対策等を講じていただけるかと思っておりますけれども、その後、通学路における危険箇所、継続的な対応が必要かどうかということを含めまして、今後の方針についてですね、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、一斉の緊急点検によります危険箇所につきまして把握し、そしてその対策を全て完了したところでございます。その際、各箇所についても引き続いて、その危険の状況については、対応するということをしておりますので、引き続いて、今後も取り組みを重ねてまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） 関係各機関と十分な協議をされることを望みます。我々大人たちが住みよい、育てよい、安心できる教育環境づくりに向けて努力することは当然であり、次の世代の子供たちに未来を託すものの責任であると言えるのではないのでしょうか。市長が言われる温もりあふれる元気なまちづくりの根底にあると考えていかなければならないとお願いして、次に移らせていただきます。

本市における通学路、交通安全プログラムの策定への取り組みについて、策定していくお考えがあるかどうかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の本市の通学路、交通安全プログラムにつきましては、平成25年5月に国から通学路の交通安全の確保に向けた今後の取り組みについての通知に基づき、今般、その取り組みを着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方について、国土交通省、文部科学省、警

察庁によりとりまとめられ、交通安全の確保に向けた基本の方針を策定するものであります。県から通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進についての事務連絡もあり、本市では、建設課において策定に向けた取り組みを行っているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

先ほど市長が言われましたように、現在、建設課を中心に、通学路交通安全プログラムの作成に取り掛かっております。今月末には第1回の通学路安全推進会議を開催して取り組みの方針等について協議する予定となっております。この会議につきましては、教育委員会としても、通学路安全推進会議に参加をし、作成されました通学路交通安全プログラムにより合同点検を実施したり、それから対策を実施したり、それから対策効果の把握をしたり、対策の改善をするというPDCAサイクル、そういうことで関係機関との連携を図りながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいと思います。

また、大人だけの目から見た危険箇所ではなくて、子供の目線で危険な場所を洗い出し、改善を図っていきながら、通学路の安全確保を推進していきたいと考えております。

○3番（野村広志君） 具体的な策定に向けて取り組まれているということでございますが、策定に向けてでございますけれども、各方面の有識者の意見を取り入れるという意味でも、パブリックコメント等を用いて策定する考えはないのか、また、その運用方法については、プログラムありきで、実際の現状の問題と、あいまじらないことにならないように、十分な配慮と推進を図らなければならないと考えるが、その取り組み方法についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） このプログラム策定につきましては、通学路安全推進会議を設置しまして、そのメンバーにおいては国の道路管理者、あるいは、県の道路管理者、そしてまた、市の教育委員会、そして市の関係部局、それから警察、そしてまた、教育委員会の方では、校長会、教頭会、あるいはPTA、そして、推進会議ということで、各関連する方々が集まり、推進会議をするところでございます。そのようなことから、いわゆるパブリックコメントに類する立場の方も参加してきているというようなふうには考えるところでございます。

そしてまた、このプログラムにつきましては、3年に1回見直しをするということでございますので、その都度その都度問題点につきましては改善が加えられるということになるかと思っております。

○3番（野村広志君） 今、3年に1回の見直しをされるということでございましたけれども、全てにおいて3年に1回の見直しをされるということでございますか、その間は見直しをされないということでございますか。

○市長（本田修一君） 推進会議と点検につきましては、年1回必ず行うということになります。

その中で、緊急性が高く、早急に点検が必要と思われる箇所につきましては、教育委員会から申し出等がありましたら、推進会議で点検すべきというふうに認められたものにつきましては、点検を実施していくということも考えて、そのことにつきまして、実施要領にも記しているところでございます。点検を繰り返しながら危険解消の対策が進むにつれて、常に成果が見られ危険

箇所が少なくなっていくことを期待するところでございます。ということで、その都度その都度点検を重ねながら改良していくということでございます。

○3番（野村広志君） 点検を3年に1回、緊急なものから順次やっていくということでございますけれども、各問題、課題の対策については、予算を伴うものが大多数だとは思いますが、その予算確保を含め、単年度で対策が進まないものもあろうかと思えます。当然、優先順位をもって整備改良がなされるはずでございますが、その検証につきましては、年次ごとに行われるのが望ましいと思えますが、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的には、先ほど言いましたように3年に1回プログラムを策定するわけでございますので、その中に優先順位が盛り込まれ、大幅な改良につきましては、この中で改良をするということの計画がされているということでございます。

そしてまた、順次危険箇所については、改良が進むわけでございますので、年次的に緊急に改良が必要な分については、多分予算的にはそんな多額の予算を必要とするものは少ないというふうに思われますので、すぐさま対応できるのではないかなというふうに思えます。

○3番（野村広志君） 予算を充てていただきまして、単年度で実施していただけるということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

一定の成果と申しますか、対策が進むにつれて危険箇所、先ほど市長もありましたけれども、危険箇所が少なくなってくるかと思えますけれども、常に確認していかなければならないものと継続的に対策を講じていかなければならないもの等と、草分けもされてくるかと思えますけれども、このプログラムの最終的な目的と申しますか、最終的な方針というところについて、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この交通安全プログラムにつきましては、先ほども言いましたように、全国的に登下校中の子供たちの交通事故が多発したということを受けて、全国的に道路の緊急合同点検をして、そして、その点検に対して、直ちに対応ができるためにこういったプログラムがつけられたということでございます。ということでございますので、このプログラムが重ねられることにより、子供たちの登下校中の安全性がより高くなっていくべきものというふうに考えるところでございます。

○3番（野村広志君） ということは、継続的にこのプログラムは継続していくということで理解させていただきたいと思えます。

先ほどの通学路の緊急合同点検と危険箇所においてもそうですけれども、この通学路の交通安全プログラムについてもそうですが、市民の知る権利において、情報の公開等もしていただければなと思っております。ともに共通認識を高めて深い理解を得なければならぬと考えておりますが、そこについては当局のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、通学路の対策一覧表、対策イメージの箇所図を作成いたしまして、市のホームページ

ジ上で公表したいというふうにと考えるとございます。

○3番（野村広志君） ともに確実な現状把握と敏速な対応をお願いしたいと思います。また、適切な推進運用が図られることを期待して、次に移らせていただきます。

2項目目でございます。医療行政についてお伺いたします。

地域医療の崩壊ということを昨今言われるようになってまいりました。特に曾於地域においては、県内で医師が一番少なく、離島地区よりも少ないのが現状でございます。全国平均の約3分の1程度しかおらず、医師不足が深刻な問題となっております。

市長も所信表明の中で示されているように、医師の確保を含め、曾於医師会立病院の充実は喫緊の課題であり、対応が急がれる問題であると言えます。

それと併せて、深刻な社会現象として孤独死の問題があるのではないかと思います。曾於地域における孤独死は、全国平均の大体2倍から3倍だそうです。警察の検証を約3日に1回は行っており、大体死亡者の3人から4人に1名の割合だそうです。非常に残念なことです。最近見かけんね、どうしてるのかね、と思って家を訪ねてみたら、お亡くなりになっていたというケースが人口3万2,000余りの志布志市においても年間100件ぐらいあるというデータがございます。この問題は、ほかにも様々な要因が想像され、各方面で対策がとられていることと思いますが、市民が元気で安心して暮らせるまちづくりのために、また、心おきなく老後の生活を送っていくためにも、広い視点から地域医療の在り方を検討していかなければならないと感じております。

そこで、市長が示された曾於医師会立病院を含む、有明病院、ありあけ苑の移転等を含め、地域医療の在り方についてのお考えをお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、今回の所信表明で医師不足は、地方において特に深刻な状況にあり、緊急医療に対する拠点病院として、医師確保を含めた曾於医師会立病院の充実が喫緊の課題となっておりますと述べました。医師確保につきましては、曾於地域が人口10万人単位で比較した医師数で、平成22年データですが、全診療科で県平均が242人に対し、111人と半分にも満たってない状況でございます。特に、小児科医、産科医、整形外科医などが不足しております。昨年8月に設立した曾於地域医療確保対策協議会では、医師確保対策として、昨年11月に県や鹿児島大学附属病院、そして医師派遣の担当部局であります鹿大地域医療支援センターに出向き、曾於地域における内科医確保に関する要望書を提出して要望活動を行いました。

医師不足は、全国的にも県下でも生じていることですので、医師派遣については、関係機関と一緒に継続して要望活動を続けてまいります。なお、平成26年度から腎臓内科の専門医を鹿大から医師会に派遣していただくことになっていきますので、慢性腎臓病予防対策として大きな期待を持っているところであります。

曾於医師会立病院の在り方を含む、地域医療体制及び緊急医療体制の考え方としては、都城志布志道路や東九州自動車道路の高速道路整備体系に合わせて救急搬送時間も短縮されると思われるので、曾於市、志布志市、大崎町の構成市町の住民の方々の御意見を十分お聞きし、そして、

何としましても曾於医師会の会員であります医療機関の先生方の御意思、御判断により準備すべきことであります。

私としましては、今後曾於医師会での御意見のとりまとめを急いでいただき、曾於医師会立有明病院のこともございますので、平成26年度の早い時期に曾於地域医療確保対策協議会において、方向性と具体的な取り組みを協議してまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 特にですね、有明病院やありあけ苑については、海岸線にあるため、南海トラフの巨大地震が発生した場合など、一気に津波で水没する恐れがあり、急務であるのではないかなと考えられます。実際に、東日本大震災の際も、およそ10cm程度の津波の警報が発令され、患者さんや入居者を高台に避難させたという事例があるようでございます。関係自治体とともに十分に協議され、早急な対応を図られるものと期待したいと思っております。

今、市長もお話をされましたとおり、現在全線開通に向けてインフラ工事が行われておりますが、東九州自動車道と高規格道路都城志布志道路の整備、完了に伴い、広域医療体制の枠組みが大きく変化し、計画の再構築の必要性が出てくるのではないかなという懸念がございます。実際に都城の医師会立病院は移転に向け工事に入っているとのことですが、本市においては、医療科目の不足及び医師不足による他の地域に一部の医療を依存せざるを得ない状況が以前より続いております。そのことに加え、現在の地域医療の現状を垣間見れば、市長の言われる安心・安全な温もりあふれる元気なまちづくりには、ほど遠いものと言わざるを得ません。おそらく10年も待たずに、この2本の高速道路は開通すると思っておりますが、最先端高度医療は鹿屋、都城の医療機関にお任せする部分が出てくるのではないかなと思っております。

そこで、地域医療の現状を踏まえ、今後の広域医療体制及び救急医療体制のお考えをいま一度お聞かせ願いたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど曾於地域医療確保対策協議会のお話を申し上げたところでございますが、この中でも課題となっているのは、都城医師会病院の移転が本決まりになりまして、27年度から開業されるということで、それに対応して曾於地域はどうあるべきかということになっているところでございます。当然、南海トラフの地震の関係もございますので、有明病院につきまして、どのような対策をとるべきかということも課題になっているところでございます。この地域においては、地域の医療を担っていただいておりますお医者さんたちが、一次医療を担っていただいているところでございますが、二次医療の機関としての地位づけに、この医師会病院はなろうかというふうに思います。ということで、その二次医療につきましても、医師会の会長におかれては、身の丈に合った病院というような表現をされますので、全ての診療科目がそろうことが望ましいことは当然でございますが、やはり、それを開設するには、かなりの財政的な問題というのもございますので、この地域にふさわしい新しい施設が今後協議されていくものというふうには思うところでございます。

そして、当然その二次医療の先には三次医療がございますので、三次医療については、県全体

で考えていくべき内容ということで、例えば今考えられるのは、鹿児島市立の医師会病院、あるいは鹿大病院というようなことになろうかというふうに思います。

○3番（野村広志君） 一次医療と二次医療、医師会立は二次医療という形で今、話をされましたけれども、広域医療体制と救急医療体制が定着をしていくと、高速道路等の整備がしっかりできてくれば、そういったものがしっかり運用されてくるのかなと思いますけれども、地域医療の在り方を大きく変化していく中で、この曾於医師会立病院の地域の基幹病院としての役割を地域環境に特化した、より専門性の高い科目を配置するなど、高齢者や子供たちに優しいと申しますか、地域の病院を目指していくのがいいのではないかなと思っております。しかし、ここでもやはり医師不足の問題が、やはり大きな問題だなと思っております、地域医療を考える上で、やはり専門医の確保が急務であるのではないかなと言わざるを得ません。医師確保にあたりましては、先ほど答弁がございましたとおり、様々な取り組みがなされているとは思いますが、今朝の南日本新聞でございましたか、指宿市の医師確保の対策が載っておりましたが、産婦人科医を確保するために、九州大学へ寄附の口座という形で開設をする形で、その代替えとして、産婦人科の医師を1名派遣を受けているということでございました。このような事例もございましたので、本気で地域医療の在り方について議論をしていただくことが重要かなと思っております。そこで市独自、または関係自治体等を含めまして、協同してどのような取り組みがなされて、この医師の確保についてですね、また今後の方針について、少し伺いたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

医師確保につきましては、先ほどもお話しましたように、曾於地域医療確保対策協議会で県や鹿児島大学附属病院、そしてまた、病院の担当部局である鹿大地域医療支援センターに出向きまして、曾於地域において内科医確保に関する要望書を提出したところでございます。

今後につきましては、今申しましたこの協議会で、どのような方向が望ましいのか、そしてまた、成果が上がるのかということの協議がなされるというふうに思いますので、その協議を重ねながら、医師確保につきましては、対応してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○3番（野村広志君） しっかりとした議論をされまして、地域医療を担う専門の医師を確保していただければなと思っております。

そのほかに市内及び関係自治体圏内に医学生というのは、どれぐらいおられるか把握されておりますでしょうか。この医学生等がこの地域内にいらっしゃるということであればですね、その方々にまた地域医療について、いろんな意見を聞きながら、囲い込みというわけではございませんけれども、話ができればいいのかなと思っております。確かに、医者にとりましては、高度先進医療を学ぶ上では自己のスキルアップだったりとか、キャリアアップのために大都市圏の環境の整ったところで勉強したいと考える方が多いと聞いておりますが、地方自治体が、本気で地域医療を考えるのならば、ぜひとも医師の確保に向けて本腰で頑張っていかなければならないなと思っております。

例えば、医師の留学制度を導入していただくとか、医学生の奨学金制度を導入し、その代わり

に一定の期間、地元内で地域医療に当たっていただくとかの様々な考え等が考えられるのではないかなと思っております。当然ながら地元の医師会さんや、自治体とも十分な協議をされなければならない問題でしょうが、そういった考えはないのか最後にお聞かせ願いたいと思います。

○保健課長（若松光正君） 志布志市出身の医大の在学生ということで、私ども鹿児島大学に在籍している学生がどれだけいるのかということを大学に問い合わせもしましたけれども、例えば下宿先から受験して、そして大学に入っているとかいうことで、なかなか出身という捉え方を大学の事務局としては、していないところだそうでございます。それで、地元の志布志高校、尚志館高校について、とりあえず問い合わせもしたところでもございましたが、志布志高校は、ここ数年ないというようなこと、尚志館高校につきましては、現在6人の方が医大に在学をされているというようなことの報告を受けたところでもございます。曾於地域で不足して必要とされる診療科目につきましては、必要とされるというような状況を十分に御検討いただいて、そして、確保、対策というようなことでの行動になろうかというふうに考えているところでもございます。

○市長（本田修一君） 医学生に対する奨学金制度につきましては、県がとっておりまして、新研修医制度というのに合わせまして、特に本県の地域医療を担う医師を醸成するために医学生に対しまして、奨学金の制度があるようでもございます。

本市としましては、特段こういった医師養成のための奨学金制度というのについては、取り組みはしてないところでもございます。

○3番（野村広志君） 現在のところは、そういったことはされてないということでもございますが、今後も今、尚志館の方に6名の大学の方に通ってらっしゃる方がいらっしゃるということが報告がございましたけれども、奨学金制度等を導入しながら、地元に戻ってきていただいて、地元で医療に携わっていただくという方向は考えてらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。

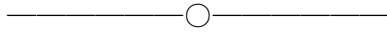
○市長（本田修一君） 先ほどお答えいたしましたように、曾於地域の医療確保対策協議会で、そのことについては検討してまいりたいというふうに思います。

○3番（野村広志君） 今回の質問の中で先の通学路の安全点検及び地域医療の問題等においても、命を守る政策として非常に重要な課題であると思っております。今後も引き続き質問をさせていただきたいと思っておりますので、しっかりとした取り組みの中で協議をしていただきたいと思います。希望しておきます。

少子高齢化が進む中、自助・共助の精神を忘れず住みよいまち日本一を目指して、共に知恵を出していかなければならないと感じております。初めての一般質問でもございましたが、身近に感じるものを市民の目線で今後も捉えてまいりたいと考えております。市長の申される、このまちに生まれて良かった、住んで良かった、志布志が大好きだと思えるようなまちに、私どもも力を尽くしてまいりたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3 時24分 散会

平成26年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成26年3月11日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平 野 栄 作

岩 根 賢 二

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	3 番 野 村 広 志
4 番 八 代 誠	5 番 小 辻 一 海
6 番 持 留 忠 義	7 番 平 野 栄 作
8 番 西江園 明	9 番 丸 山 一
10 番 玉 垣 大二郎	11 番 鶴 迫 京 子
12 番 毛 野 了	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

2 番 青 山 浩 二

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） おはようございます。

本日、私にとって2期目となる議会での一般質問をさせていただくことになりました。ちょうど、忘れもしない東日本大震災から、ちょうど3年目を迎えるこの日に一般質問をさせていただくということで、非常に感無量なところもございます。今回また防災関係についても質問をさせていただきますので、被災された方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、この災害を教訓として、市民と一体となった防災対策を構築していくことが我々に課せられた大きな課題だと感じております。そういう意味で、今回また、この問題について質問をすることにいたしました。

今回は、防災行政、移住定住促進、道路行政について通告しておりましたので、順次質問をしてまいります。

まずは、防災行政について質問をいたします。

東日本大震災発生から本日で3年が経過しますが、2月10日現在で死者1万5,884名、行方不明者は2,636人となっており、現在も捜査が続けられております。被災地の復旧・復興は連日新聞等でも報道されておりますが、遅々として進んでないのが実情のようでございます。

また、時間の経過とともに震災の記憶が薄れていくことが、今後の災害などへの対策に大きな影響を及ぼすのではないかと非常に危惧するところでございます。3月7日付けの読売新聞に「復興への思い、変化」という形で世論調査が出されておりました。もう目を通してらっしゃると思いますが、この文ですが、ちょっと読み上げますと、「その中には東日本大震災による被災地の復興への関心が低下していることが分かった。東京電力福島第1原子力発電所での事故前と比べて節電をしていない人も4割強に増えており、震災、原発事故の発生から3年が経過し、国民の危機意識が徐々に薄れていることが浮き彫りになった。被災地から遠い中国、四国と九州が各46%となり、「変わっていない」を上回った。また、今住んでいる地域で大地震が起きる不安を感じる人は震災2年の2月の調査と同じ78%に上り、高い水準が続いている。地域別に見ると「不安が大いにある」と答えた人の割合は、首都直下地震などの発生が懸念される関東が41%で最も高く、

南海トラフ巨大地震の被害が想定される中部が38%と続いた。大地震発生に不安を抱く人が多数を占める一方で、家庭での備えは十分だとは言えないようだ。政府の中央防災会議の首都直下地震に対する報告書では、大地震に関する備えとして、各家庭で最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料や飲料水などの備蓄を求めている。ところが、今回の調査で自分の家庭に1週間以上の食料の備えがあると答えた人は14%に過ぎず、3日以上ある人でも47%と半数に満たない。3日未満の人は52%に上り、この半数の26%が全くないとの回答であった。また3日以上あると答えた人の割合は、地域別では東北で56%、北海道55%、関東54%、九州25%と、震災の被災地から遠いほど低下する傾向が見られた。自宅にいて大地震が起きたとき、どこに避難するかを家庭で確認し合っている人は49%にとどまり、確認し合っていないとする人と同数だった」という記事がこのように記載されております。

我々は、よくのど元過ぎれば暑さ忘れるのごとく時間の経過とともに特につらかったことは記憶の隅に押しやるのが我々人間なのかもしれませんが、犠牲になられた3万人に余りの犠牲者に報いるには、この教訓を生かし、近い将来発生が予想されている南海トラフ等の地震への備えや、いつ発生するか分からない災害に対して、公助に加え、特に自助、共助の意識高揚をどのように高めていくかが我々に課せられた大きな課題ではないかと考えているところであります。

このような状況を踏まえ、これまで2回ほど実施をされております地震津波避難訓練の成果及び反省点として、どのようなものがあり、今後の防災に対する市民への意識向上策と訓練等などのように生かしていかれるのかをまずお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から本日でちょうど丸3年になるところであります。震災による死者・行方不明者は1万8,500人を超えまして、改めて犠牲になられた多くの方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興を御祈念申し上げます。また、依然として避難を余儀なくされるなど、被災された皆様に対しても心からお見舞い申し上げます。

お尋ねの津波避難訓練についてでございますが、平成23年3月の東日本大震災を受けまして、同年12月に海岸沿いの公民館区域及び港湾区域を対象に、住民の迅速な避難、関係機関との情報伝達訓練等を主眼に実施したところでございます。

訓練実施のたびに、関係機関や市民アンケート等で様々な意見をいただいておりますが、例えば実施曜日につきましては、いろいろな曜日で実施したらどうかという御意見もいただきまして、1回目が日曜日でしたので、2回目は24年11月の火曜日、3回目につきましては、25年11月の土曜日に実施したところです。

特に、平日や土曜日に実施した場合、港湾の企業や保育所や学校なども訓練に参加していただき一定の成果もあり、意識の向上が図られたのではないかと感じているところであります。

また、避難場所についても対象地域の公民館長さんと事前打ち合わせを行い、前回までの反省

を踏まえて避難場所の見直しや追加、開始時間の変更なども行ったところであります。

津波避難訓練の成果としましては、市民の皆様が訓練に参加することにより、津波に対する意識の向上を図られたと考えておりますが、一方若い方々があまり参加されていない現状や、参加対象者への周知不足、緊張感が薄れてきているのではないかとといった反省もあるところでございます。

平成26年度の津波避難訓練については、5月23日金曜日の平日に実施いたします鹿児島県総合防災訓練と同時に行うこととしておりますので、さらなる周知徹底を図り、市民の皆様をはじめ、各学校や企業の皆様にも多数参加していただくよう進めてまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 今、もろもろ答弁がございました。前の新聞報道でアンケートの報告、参加者が900名、こういうのが出ておりました。この中では、避難指示の放送については700人が「よく聞こえた」と答えたが、約150人は「所々聞こえた」、二、三十人が「全然聞こえなかった」、これは2回目だったのかな、1回目だったんですかね、それとまた、「近所の隣の人たちに声を掛けた」では、500人が「声を掛けた」、200人は「掛けなかった」というようなのがありました。何回か訓練にも参加をさせていただいておりますが、回を重ねるごとに参加者も減少してきているような状況下にあります。そして、先ほど私が、この新聞の報道のことを言いましたが、風化してきている現状というのは、もうゆがめない現実ではないのかなと思っております。だから、この訓練自体がどうのこうのということじゃなくて、やはり市民一人一人の、この災害に対する意識の在り方をどうか高めていくかというのが、我々行政に託された最大の課題ではないのかなと思っております。

また、今、「公助、共助、自助」という形であります。どうしても最低限「自助」の部分が大きくしていかないと、行政ができる「公助」の部分というのは非常に限られてくると思っております。ですから、そういう部分でも今後普及啓発もまた新たな形にたって実施していかなければならないわけなんです。この避難訓練につきまして、今、見ておきますと、本部が文化会館の所にすぐたって、関連機関とはすぐ連携をとって訓練に参加するんですが、実際の災害が発生した場合を想定すると、あそこに本部を設置すること自体も難しい状況になってくる。そして、消防団あるいは常備消防との連絡体制の在り方、こういうところもどういう形で構築されていくのだろうか、そういうのを我々も消防団員として活動はしておりますが、そこらあたりが全く我々団員には見えてこない。そういうちょっと、もし災害が起きたときに、そこあたりはどうなっていくのかなというのを危惧する部分があるんですが、今後こういう訓練を進めていく中で、そういう連絡の取り合う取り合い方、それと、これは公開じゃなくてもいいんですが、そういう関連団体と一緒に本部設置から災害救助までの指揮命令系統の構築、そういうものを目指した訓練というものは考えられていないのかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、津波避難訓練を重ねるごとに、その反省をしまして新たな訓練がいかにあるべきかということには、協議をしているということでございます。

そしてまた、津波対策検討委員会を開催いたしまして、その内容の向上については努めているということでございます。

そしてまた、市民の皆様方へ防災に対する意識を持っていただくということを引き続いて防災講演会や訓練を実施することによって、意識を高めていただく取り組みをしていると。そしてまた、実際の地域防災計画に基づきました各種マニュアルの整備も今後していくということでございます。当然、このような検討委員会の開催、あるいはマニュアルの作成等につきましても、それぞれの関係団体等と協議を進めながら取り組みをしているということでございますので、そのことについては、それぞれの団体において、また取り組むべき課題というものが抽出されて、また提案されるということになるというふうに思いますので、そのことについては、それぞれの団体について、また、周知が図られることになるのではないかとこのふうには考えるところでございます。

○7番（平野栄作君） 各団体でということなんでしょうけれども、この連携の在り方ですね、災害になったときの連携の在り方、ここらあたりがどういう形で連携をとっていくのか、通信手段はどうするのか、常備消防、警察、消防団、あらゆる団体との連携をとっていかなければいけない。そういう中で、どういう形でほんなら連携が取れる体制をつくっていくのか、そういうことも考えていかなければいけないと思うんです。確かに国・県という形で市にも下りてきてマニュアル作りになっていくと思うんですが、最低限でも、もし明日、近いうちに災害が起きたらということを想定するとですよ、そういうマニュアルができるまでの間にでも、何かしら我々ではそういう検討をしておかないといけないと思うんですが、そこらあたりの検討はなされていないのでしょうか。

○市長（本田修一君） 災害が発生した場合には、当然私を長とする災害対策本部が設置されて、それぞれの役割については、その組織図の中で明示されておりますので、その内容に沿って、それぞれの団体がそれぞれの任務を担っていくということになるかと思っております。そのことについては、先程来お話申しましたように、災害対策本部、あるいは津波対策検討委員会等でも話し合いがされておりますので、それぞれの団体の任務については、御認識があられるというふうには思っております。

○7番（平野栄作君） はい、確かに、この津波対策検討委員会なんかもですね、たくさんの団体が入っていらっしゃるんで、それぞれの立場で、そういう災害が発生した場合には、対応はできていくと思いますが、ただし、市が本部を設置するわけですね、その本部の下、その指揮命令の下に各団体が配置をされていくと思うんです。そして、その中で常備消防なり警察なり、我々消防団なりとの連携を図っていかなければいけない。それと沿岸部にある部分と山手にある部分、また災害の形態は違ってくると思うんです。津波だけに、私いつも言うんですけど、大本は地震なんですよ、それが津波にもつながってくるし、土砂災害にもつながっていくと思うんです。ですから、南海トラフ等の大地震が発生した場合は、我が志布志市はシラス台地ですよ、だからそういう面から考えると、山手でも災害が起こる可能性がある。沿岸部では津波が発生する

可能性もある。そういう可能性を秘めた地域において、津波だけに、私はいつも重点を置くんじゃないくて、大地震に対しての捉え方をどうするのかということ、いつも私は言ってきたつもりなんです、なかなか、その津波というところから脱却できない。確かに津波は甚大な被害が出るんですけども、いざそういう震度6強の地震が発生したときに、この志布志市では山手は、ほんなら大丈夫なんだろうかと言いたいですよ、そこらあたりの情報の集積を本部はどうやってとっていくのか。そして、もし海岸部がどうしても危ないというような場合に、どういう形態をとって、その連絡網を整備して行って人員を確保して、公助の部分を担当していくのか、そこが我々にちょっと見えないもんですから、そこをですね、今回ちょっと深く掘り下げてみたいと思っております。そこあたりもうちょっと具体的にお示しいただければ有り難いと思います。

○総務課長（溝口 猛君） いざ災害が発生した場合の情報伝達をどうするかという趣旨の御質問だと思いますが、現在、津波避難訓練におきましては、現地災害対策本部を設置したということで、昨年実施したケースでも文化会館の駐車場に現地災害対策本部というような形で設置しております。

現実的には、防災計画では災害が起こった場合は当然本庁に対策本部を設置すると、その中で消防あるいは警察関係等におきましては、災害対策本部に派遣要員を派遣するというような流れになっているところでございます。

あと、非常時の情報伝達をどうするかということにつきましては、一応最終的には、衛星電話の活用ということも検討しております、これにつきましては、本市におきましても既に導入済みでございます。その連絡網につきましては、一応連絡網図ができてるところでございます。

それから、あとメールの配信システムを整備しております、これにつきましては消防団の方も登録をお願いしているところでございますが、あるいは本市の職員におきましても、全職員を対象にメールの登録をしているところでございます。そういった関係で、非常時につきましては、普通の電話等が通じないというような状況になりましたら、このメールシステムで相互通報システムでございますので、例えば消防団の召集、あるいは現場の報告状況等につきましても、このメールの活用を図っていきたいというような形で考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） 今度またデジタル化に伴いまして、いろいろ形態が変わってくると思いますが、また、このメール機能についてもちょこっと耳にはしたところでございます。ただですね、我々もいつなるとき起こるか分からない災害に対して、ずっと身構えているわけにはいきませんので、起きたときを想定してですよ、そういう連絡体制の在り方の訓練とか、そういうものも実施をしていくべきではないかと思うんですよ、そうでないと、今我々もまだこのメールについては分団長からは聞いておりませんので、まだ登録もしていないところですが、こういうところは、各分団に浸透をさせ、そして、もし災害が起きたときの連絡体制の訓練、そういうものも、進めていってほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） 合併以降3回の津波避難訓練をしているということでございますが、その中で、議員御指摘のとおり、関係機関との情報伝達訓練、これにつきましても必要性がある

ということで、今、26年度実施に向けて、情報伝達訓練の方向性を検討しているところでございます。

○7番（平野栄作君） そのような計画があるのであれば、ちょっと安心したかなと思います。というのが、末端にいると分からないわけですよ、どこがどういう形になっているのか、どこに我々に行けばいいのか。そしてまた、極端なことを言うと、地元から出られない部分、逆に応援を呼びたい部分がある。そうした場合の連絡の在り方、これなんかも、本当にシミュレーションでもいいからやっておくべきだと思うんですよ。どういうことになるか分からない中で、どのような連絡体制の構築ができていくのか、そういうことも災害が発生する前にある程度、完璧にはできないかもしれませんが、ある程度踏まえておく必要があるんじゃないかと思っております。そういう計画があるということですので、次に進みたいと思います。

これまでも自主防災組織の育成として、校区公民館単位での事業が実施され、災害図上訓練による災害マップの作成、また、校区自治防災組織の立ち上げに伴う事業等がこの数年実施されてきている経緯があります。26年度においても予算が計上されておまして、また、各地区単位で防災組織の支援策だと思いますが、対しての事業が構築されていくようですが、今後どういう形でこの事業を進めていかれるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自主防災組織の育成充実の取り組みとしましては、平成19年度から共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業によりまして、公民館を実施主体としまして、NPO法人と連携し、傘下の自治会を含めて防災マップと防災ハンドマップの作成を行ってきたところであります。

また、平成23年度からは、自主防災組織育成支援事業を創設しまして、地域で必要な避難訓練や炊き出し訓練などを実施することにより、校区での自主防災組織立ち上げを推進したところでございます。この二つの事業は、全ての公民館に実施をお願いしたところであり、自主防災に対する意識の向上は図られたと感じているところであります。

そこで、26年度からは自治会単位での自主防災組織の活性化を図るために、自主防災組織活動支援事業補助金制度を創設しまして、自主防災組織の活動支援及び資機材の購入支援を通しまして、今まで公民館で取り組みをいただいた事業と連携を深めていきたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 今まで公民館単位で、この事業がなされてきております。私なんかこの何年か加わって一緒になってやってきておりますが、なかなか校区民の意識のアップにはつながらなかったんじゃないのかなと、すごく反省をしているところでございます。というのが、何か単年単年で我々は単年度で事業を持ってこられるものですから、その時の事業を、言えばそのマップ作りとかですよ、そういうのをその年でやる。次は、また別な事業という形に切り替わっていますよね、それ、今回は末端の集落を単位とすると、そうであれば、3年計画の中で校区でまず大きな組織をつくって、その中で各下部組織、集落単位での組織を育成する機運を醸成していく、そういうことをこの3年計画の中でやっていく、そういうことを事前に示していただければ、まだ違う形での取り組みができたんじゃないのかなと思うんです。私は今、原田校区の方に

おりますが、うちの校区では、今回実施した事業でですね、8万円事業だったですよ、どういう形でこの予算を有効に使えるのかということ。それと、どういう形で意識啓発を高めていけるのかということで、我々は2年の事業としました。ただし予算は1年間ですので、この1年間の8万円の予算で、ある程度の各集落で防災面を考えていただきたいときに、必要な備品をそろえることにしております。というのが、防災袋であったり、いろんな機材がありますが、すごく高いんですね、ですから、その中で家庭で常備置いていただきたいような品物、そして携帯ラジオとか、携帯電話の充電が使えるやつ、そういうものをピックアップしまして、予算の範囲内で購入して、各自治会に貸し出す方式をつくりました。今年25年度につきましては、なかなか思うような会が進めなかったんですけども、一応この防災に取り組む自治会の役員というのは、2年間の任期ということにしておきましたので、26年度引き続き、それを活用しながら防災組織の構築を図っていこうという方向でやっております。ただ、こういう事業が、また、後もって予算化されるのであれば、また違う方向の事業が展開できたのではないかなと、今考えるわけなんですよ。そういう先を見通したような事業をまた組まれるのであれば、やはりそういう情報というのを先に出していただければ我々の組織としては、まだ旨い活用法が見いだせたのではないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

共生・協働型の活動支援、活動創出事業につきましては、この大震災を受けて始まったと、共生・協働の取り組みが必要ということで始まったところでございますが、それに伴いまして、マップ等を作成したということでございます。ただ、それでは、今お話がありましたように、まだ末端まで広がりが無いということで、新たに今回活動支援事業、自治会を中心とした活動支援事業に移ってきたということでございますので、今後は、こういった形での末端の意識の醸成を図っていくと、そしてまた、特に資機材の購入については対策をしていくということが新たに考えられたというふうにお考えになっていただければ有り難いというふうに思っているところでございます。

○7番（平野栄作君） たしかに末端の部分に今回光を当てるとのことだと思いますが、ただ、今の現況でもですけども、校区公民館単位においても意識の温度差というのは非常に大きいと思うんです。高いところもあれば低いところもある。そういう状況の中で、その末端の自治会に光を当ててもですよ、本当どうなのかと、公民館と一体となった動きをとっていかないとなかなか難しいじゃないのか、特に自治会の役員というのは1年で交代されていきます。校区の役員については、数年という期間があります。ただ、そこに自治会長さんも入ってこられますが、その自治会長さんは1年で交代でされていきます。ですから、校区自体もなかなか継続した事業というのが毎回毎回また繰り返し説明をしていかないと、旨くつながっていかない状況が今でもあるわけなんです。その中で、自治会に光を当てるのであれば、その上の段階の校区公民館単位にももうちょっと光を当てていただいて、公民館と自治会組織とが連携して事業を構築していく、その中で、どういう事業の活用があるのか、その中でですよ、自治会単位ではできない広域的な

ものについての備品についても購入とか、というのも考えられるわけですよ。一つの自治会であれば、結局要らないものを買ってしまったって何もならないわけですね、そういう意味からいくと、大きな物、どうしても避難所として活用すべき最低限の物なんかおば公民館単位で置いておくとか、そういう形での活用の仕方もあるだろうし、そこらあたりについては、自治会の担当者だけじゃなくてですよ、校区公民館なりを交えて話し合いをしていく中で、また新しい面が見えてくるんじゃないかと思うんですが、今のやり方だと、どうしてもなおざりになるというかですね、ただ事業をやりさえすればいい、品物を買えばいい、それで止まってしまう。そういう形になるんじゃないのかなと非常に危惧するものですから、もう1回、そこらあたりはどう考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

校区単位によっても、その危機意識というものについて差があると、温度差があるということについては、例えば津波避難訓練等においては、対象地域が沿岸部に限られていますので、その地域においては当然高い意識があると、しかしながら、地震発生に伴って、がけ崩れ等が発生するかもしれない地域においては、意識が低いということはあることかなというふうに思っています。

また、同じ校区の中でも、今お話がありましたように自治会によって、そのような自治会単位で自主防災について取り組みができる場所、あるいはできないところというのはあるかというふうには思うところでございます。しかしながら、今、現にこういった形で新たに支援事業が開始されるということになれば、そのことを積極的に取り組んでいくところが出てくれば、それにならって波及していくということになるだろうというふうに思っております。

ということで、私どもとしましては、そのような形で全市内対象とするところではございますが、できる場所、できないところとあるということでございますので、自治会単位が基本ではございますが、立ち上げが速やかにできる場所から取り組みをしていただきまして、全市的に普及をしていきたいというふうには考えるところでございます。

○7番（平野栄作君） 4月は公民館の総会も予定されております。そういう中で、自治会の今度新しい方々もまた総会には出てこられる、それで旧の自治会長さんなんか等も出てこられます。そういう中でですよ、今回こういう事業が自治会に下りてきますと、公民館の方にも連絡を取ってもらって、そういう総会の場で、じゃあほんなら原田校区の自治会ではどういう形で取り組んでいくか、我々も数年経験をさせていただいておりますので、こういう方法もありますよとかいうような助言ができると思うんですよ、ただそういう情報が早めに入らないと準備もできません。ですから、やはり一つずつのものの考え方じゃなくてですよ、つないでいかないと駄目だと思うんですよ、どうしても点から面になっていかないとですね、なかなか事業というのは難しいというか、意識の持ち方、本当時間が経過するに伴って、そしてまた震災を経験していないところはですよ、どんどんどんどん風化が進んでいく。そういう状況がこの調査の中からも出てくるわけですよ、はっきりと。ですから、我々は特に意識付けをどういう形でとっていくかという

ことを本当に考えていかないと、ただ予算というか、そういうものを配ればいいと、あとはやっ
てくださいよと、個々の考え方でやってください、それでいいのかなと。

そしてまた、市長が言われますように先駆的に取り組んでいくモデル、一緒にやっ
ていながらそれが見えるんですか、実際。同じ2年に分けて半分ずつやっておけば前回やっ
たところは次のところで、いいところは紹介ができます。一緒にやっ
ていく中で、先駆的に取り組んでいる情報を誰が流すんでしょうか。非常に答弁としてはどうなのかなと、今考えましたけれども、根本に
かえてですよ、我々は本当、今後本当いつ発生するか分からない災害、地震もですけれども、
今、局地的豪雨等によって大災害が発生する確率というのは非常にどの地域でも高まっているわ
けですよ。そういう中で、やはり地域の皆様方一人一人の自助力をどういうふうに高めていか、
そういうところに、もうちょっと基本にやっぱり目線を落とさないといけないんじゃないのかな。
そして、そこから共助になっていって、公助が出てくるという形につながっていくと思うん
ですよ。ですから、そこらあたりの在り方というのをもう一度原点にかえて考え直して、そして事
業化していくことが望まれていくんじゃないのかなと思っております。毎年毎年スポット的にす
る事業よりは、やはり数年間を見通した形で行っていく事業、そういう形で繰り返し繰り返しが、
もうこれは必要だと思います。そういうことをやっていくような事業が今後望まれていくと思
いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の自主防災組織活動支援事業につきましては、先ほども申しましたように活動経費に対す
る補助、そしてまた資材整備に関する補助でございまして、活動経費に対しましては、年1回開
催された活動、講演や防災訓練と、それから災害時要援護者の把握、危険箇所の把握、これらの
活動に対して2万円を限度に助成すると。そしてまた、資機材につきましては、様々な資機材が
あるわけですが、ハンドマイクなどの情報連絡用具、消火器の消火用具、炊飯用の鍋や
給水タンクのように、災害時に使用する資機材にありまして、均等割りで2万円、世帯割りで500
円を乗じて5万円を限度とするということでありまして、このことにつきましては、1組織1年
度当たり1回を限度に3年度までは補助が受けられるという内容になっておりますので、このこ
とにつきましては、時間をかけて取り組みが可能ということになりますので、このことでもって、
例えばこの対象組織につきましては、自主防災組織が原則ということになりますので、それらに
ついては、まだ、いまだ組織がされていないところもあつたりしますので、その組織があつた
ところからこの事業については導入が図られていくんじゃないかなと、そしてまた、組織がされ
ないところについては、これらの状況を見ながら組織化を進めていくというようなことになっ
ていくんじゃないかなというように思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 継続してということであれば、また内容は違ってくとは思いますが、
ただ、やはり各自治会、高齢化も進んでおります。そういう中で、資機材の今度は保有する
ところもないところもございまして。公民館を持ってないところ、そういうところは個人
の家に保管するというようなことにもなりますので、そういうところ、それと、あと
公民館組織をやはり活用

していくべきじゃないのかなと、そういう中で自主防災組織の立ち上げにも加勢をもらうということで公民館の活用、そういうことも併せて考えていただきたいと思っておりますが、その点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然、先ほどもお話ししますように、自主防災組織自体を立ち上げるところがないと、立ち上げられないところもあるということでございますので、そのような地域につきましては、公民館等がカバーするというような形が望ましいのではないかなというふうには思います。

○7番（平野栄作君） 分かりました。

私が本当に言いたいのはですね、やはり意識高揚を本当どうやって図るのか、非常に難しい問題だと思います。ただこれをやっていかないことには先に進まないわけです。いくら備品があっても、人の意識がないことには、その備品さえも使えないことになりますので、その点を十分憂慮されて、今後の防災対策を進めていただきたいと思っております。

それでは、次、3番目にいきますが、先ほど危機意識の低下や災害に対する備えの不足が指摘されている報道のことを述べましたが、志布志市における現状を市長はどのように考えていらっしゃいますか。

全体的に意識が低下してきているが、志布志市においてはどうかと思っておられるか。志布志市民の持つ意識というのは、どの程度だと思っておりますか。

○市長（本田修一君） 意識につきましては、例えば、津波避難訓練の参加者において、1回目で1,400名、2回目で2,800名、3回目で1,500名ということございまして、広報の周知の仕方いろいろあるかと思いますが、この数字を見る限りでは少し意識が薄らいできているというふうには思うところでございます。ただ、先ほども言いましたように、26年度においては県と合同で開催いたしますので、この人数については前回をはるかに上回る形の参加者というものをただいま想定しておりますので、参加者が増えれば、この意識というのは改めてまた醸成されるのではないかなというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 訓練の参加者で、その意識が高いか低いかというのは、ちょっと微妙な判断かなと思いますが、要は一人一人がやはり意識を持っていただいて、そして何回も言うようですが自助の部分を高めていく、そういう方策をですね、やはりもうちょっと進めていただきたいなと思っております。今後のまた施策の中で生かしていただきたいと思っております。

それと、防災の中の3番目ですが、25年12月13日に公布施行されました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう、消防団の装備の基準、消防庁告示が改正されました。改正のポイントとしては、消防団の装備の基準関係では、団員の安全確保の装備の充実として、救助用半長靴、救命胴衣、情報収集共有、発信機能の強化として携帯用無線機、トランシーバー、大規模災害対応として、チェンソー、油圧ジャッキ、消防団員服制基準では、士気向上の観点から活動着、活動ズボン、また活動用半長靴は形式を定めるとされておりまして、本市ではいち早

く救助用の半長靴として編上靴が支給をされております。今後は、この改正に伴いまして、どういう方向で消防団の機材、器具等、また備品の整備を進めていかれるかお答えをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消防団を中核としました地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成26年2月7日、消防団の装備の基準の改正及び消防団員服制基準の改正が行われたところであり、各市町村においては、この基準の内容を踏まえ安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備について、なお一層の充実強化を図ることとされているところであります。

本市としましては、トランシーバーを整備したほか、安全確保のための装備として、今年度、半長靴から編上靴への更新をしたところです。また、来年度につきましても、今回の改正で示されております消防団員服制基準に基づいた新基準の活動服の更新を計画し、今回の当初予算に必要経費を計上させていただいているところであります。

今後についてですが、2月に基準の改正がなされ、まだ市としての優先順も決めておりませんので、消防幹部会の中で意見を伺いながら、方針を定め、年次的に整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

○7番（平野栄作君） これはですね、まだ示されただけでですね、まだ対応はなかなか難しいのかなと思います。ただ、私が一番この改正を見て気になったのが、やはりこれは根本には消防団の安全確保という意味合いが強いですけども、一つはですよ、やっぱり消防団もですけども、連絡体系の構築をどう図っていくかという、広域災害に備えたときの消防団の連絡体制の在り方、そういうことも大きな形を取り入れているのかなというのを考えるわけなんですよ、特に今、無線機等が配備をされておりますが、この前うちの集落でも火災がありまして、出動したんですが、無線機が2台、3台あるわけですね、周波数が違う、共有できない、そうした場合に非常に台数は限られております。複雑な使い方になっているわけです。ですから、そういうところの整備、そういうこともですね、ひとつ大きな形で考えていかなければいけないんじゃないのかなと思うところなんです。ただ、消防団員の服装も靴からもなんでしょうけれども、やはり連絡体制の在り方、消防団員個々の連絡体制、確かに各人のメールとかいうのもありますけれども、災害に出動している間、無線機等で共有の無線機ですね、情報交換ができる、そういう形も最前線で取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、これらの点についてはどうお考えでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） 非常時の消防団の無線、情報伝達の体系ということでございますが、現在、非常時につきましても、先ほども申しました消防団におきましては、安全・安心メールを活用して、緊急時の情報などの伝達をしているところでございます。

また、今回消防本部におきましても、通信指令システムの更新ということで、次年度以降、消防組合の方のメール配信に登録していただければ、火災等の非常時の情報伝達が即各団員に情報伝達されるような並びになっているところでございます。

したがいまして、今後におきましては、その段階になりましたら、消防団員へメールの登録を推進して、全団員への情報伝達をしたいというふうには思っているところでございます。

それから、情報の共有化ということでございますが、現在、非常時、現段階では火災でございますが、火災があったときには、先ほど申しましたような情報伝達をやっているところでございますが、各分団に無線機が全ての団員には配備されていないということでございますが、この件につきましては、予算の許す限りで先ほど市長が申しましたとおり、今後どの消防団の備品を優先的に整備すべきかということの方向性が決まり次第順次整備していく方向では考えております。

○7番（平野栄作君） 順次整備されるのは非常に有り難いことなんですが、やはり同じものというか、使いやすい方向に整備をしていただかないと、整備したことによって使いにくくなっていくと困るわけですね。というのが、今、前使っていた無線機、車両等に積んである無線機と携帯用の無線機と周波数が違う、互換性がないというようなことで台数はあるんだけど、限られた台数の中でしか活用ができないような状況になっております。そうじゃなくて、やはりある程度同じ台数を増やしていても共有ができるような形での活用ができないと、なかなか思ったような利活用ができないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） 今、議員御質問の件につきましては、移動系の防災無線の整備ということだと思います。この件につきましては、各方面隊、旧町時代整備はしているところでございますが、経過年数が過ぎてなかなか使いにくい状況にはなっているところでございます。移動系無線の整備につきましては、今までの経過からいきますと多額の経費が必要になってくると、これを更新するとした場合ですね、そういった意味では、まず防災無線の同報系のデジタル化の整備を今進めておりますので、これが終わってからの検討課題というふうには認識しているところでございます。

○7番（平野栄作君） まあ予算もありますから、なかなか一概にはスムーズにはいかないと思いますが、なるべく活用しやすいような形での取り組みを進めていっていただきたいと思っております。

次に、移住定住促進対策についてお尋ねをいたします。

昨年の6月議会でも質問をさせていただきました。なぜこれにこだわるかということですね、私たちが住んでいる有明地区、私は原田にありますが、非常に過疎化が顕著になってきております。集落の中でも、本当限界集落に近い集落が多数出てきて子供たちもいないような状況の集落がほとんどを占めてきているような状況です。

また、鹿児島県下におきましても、鹿児島市を除くほとんどの市町村で、この移住定住促進についての事業を取り組んでおります。また、目的としては、ほとんど本市と同じなんですけれども、中山間地域の活性化と均衡ある発展を目指している事業です。要は中心部の市街地と農村部とですね、一緒に活性化していこうよというような趣旨の事業だと思うんですけども、なかなか人口の流出、減少に歯止めがかけられないというようなことで、特に農村部については、それが顕著な形で起こっているということです。

また、この事業につきましては、全国的にも実施をされておまして、各地方都市においては様々な形で地域の魅力を最大限に生かしながら、事業浸透を図っているところもございます。昨年の所管事務調査で島根県の雲南市と海士町を研修させていただく機会がありましたが、雲南市では定住推進員や移住支援コーディネーター、また地域自治組織との関連を保ちながらこの事業推進に当たっていると、平成17年から24年度に定住人口が90名、34世帯に対して、平成25年4月から6月の間で定住人数35人、13世帯というふうになっておりました。

また、海士町につきましては、町の存続への危機意識から出発をしており、生き残りをかけ、守りの行政改革と、攻めの産業創出推進戦略を基盤として産業振興と定住促進を絡めた施策として推進をしていらっしゃいました。結果24年度末で246世帯、361人のIターン者が定住し、定住率は56%程度となっていたようです。

また、島を離れていく方々も海士ファン応援隊としてのネットワークでつながりをもっていらっしゃることから、島外から支援を行っているというような状況でありました。これらの事業のように事業を推進していくためには、ある程度行政が先頭に立ち、事業が円滑に進むようにしていくことが必要ではないのかなと思います。

また、特にこの定住促進につきましては、どの地域におきましても、特に鹿児島県とか地方におきましては、人口の流出に歯止めがかからない状況がありまして、定住促進を一生懸命行っていると思います。県内においては、霧島、垂水、指宿、日置、南さつま、南九州市が分譲地を保有し、定住促進策を進めておりますが、志布志市では分譲地も少なく、また我々の住む有明地区は農村地区であり、ほとんどの畑に畑地かんがい施設が設置されていることから、農地の転用が非常に難しい状況にあります。また、校区内においても家を建てたくても土地がないという声を日頃から耳にしております。

また、一方ではですね、集落内、自治会の地区を見渡しますと、空き地、廃屋が増えて、管理者がいないところは、もう竹やぶと化している状況にあります。市では現在空き家バンクに住宅物件の登録をしてもらい、定住を目的として市内で住宅を探している方に情報提供するための制度をつくっておりますが、空き家所有者と利用希望者に情報を提供するのみであり、賃借、売買にかかる交渉、契約については直接関与をしてないということになっております。ニーズはあっても家を建てる土地がない状況と、限界集落の進行を抑えていくためにも行政がこれらの課題を解決していくために、もう一步踏み込んでいくことが必要ではないのかなと思います。市が窓口になって土地開発公社を活用し、空き地や荒れ地及び雑種地等の取得と造成を行い、移住定住促進事業の促進につなげていくといった取り組みが考えられないかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県内で分譲地政策につきましては御紹介ありましたように、本市を含め10市町、貸付け政策は5市町が実施しております。その他、本市も行っております住宅取得補助、空き家バンクなど、各自治体が地域の実情に合わせて様々な移住定住促進対策を実施しております。

本市といたしましても議会の御理解をいただきまして、昨年4月から移住定住促進補助金の創

設と、空き家バンク制度を導入したところであり、事業推進を行っているところでもあります。この事業を更に推進する方策としまして、議員御指摘の土地開発公社を活用しまして、宅地を造成する取り組みにつきましては、非常に有効な方策と捉えておりますが、土地開発公社は基本的に都市計画区域内での事業となり、特定地域での活用で当然志布志市街は宅建業者等の民業圧迫の問題もあります。

また、山間部につきましては、現在松山地域に分譲地の実施を進めているところではありますが、今後は空き地や雑種地等宅地造成の可能箇所、宅地造成を望んでいる定住希望者数等を調査研究した上で、事業を進めなければならないと考えております。

また、空き家バンク制度につきましても、まだまだ空き地の情報も少なく、現在危険家屋解体撤去事業を導入した方に跡地の活用についてのアンケートを実施しまして、空き家バンクへの意向があった物件もありましたので、登録の手続きを早急にお願ひし、定住希望者に情報を提供できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） なかなか難しい問題ですが、現にそういう補助事業がありながら、その補助対象地域となっていながらも家を建てられない状況が今続いております。何人かから相談を受けておりますが、なかなか土地が無い。そして、土地はあるけれども贈与者が他の地域に転居していて我々では分からない。そういう所がたくさんあります。また、自分たちの集落内においても廃屋となって、経過はもう分かりませんが、整備すれば何棟か家が建つのにと思うような土地もたくさんあるところなんです。そして、今太陽光発電が盛んですが、雑種地等がどんどんそういう方向に変わっていている状況も目の当たりにしております。もったいないなと思う部分もたくさんあります。ここに家を建てたら何軒も建てられたのに、それは持ち主の方の判断ですので、どうこうじゃないですが、そういう形で太陽光に変わっていくのか、人家に変わっていくのか、そこらあたりなんですけれども、やはりもったいないような土地をたくさん目にするわけですね、今回市長も市内を歩かれたと思いますが、そういう廃屋的なもの、逆に言えば空き家バンクに登録してもいいんじゃないかというような物もたくさん目にしましたけれども、今ホームページ等を見ても、なかなか紹介物件は少ない状況にあります。こういう中で、やはり何らかの手段を講じて、そういう土地の有効活用をしていかないと、特に我々農村部につきましては、先ほども言いましたように畑かん施設が入っておりますので、農地の転用というのは、もうここ何年もできません。自分の土地でも家は建てられない状況なんです。そういう中で、果たして家を建てたいと手を挙げる人がいても、なかなかその土地を紹介できない。そういう状況があります。そういう中で、やはり市が宅建業界でもいいでしょう、そういう所と連携を組みながら土地の活用を模索をしていく、そういう方向性は出せないのか、もう一度そこあたりについて御答弁をお願いします。

○企画政策課長（武石裕二君） この移住定住の件につきましては、昨年3月議会でいろいろ議論をいただいて決議をいただいた補助でございまして、一年通しまして、やはり私どもも当初考えた以上に、この空き家につきましては、非常に私もずっと市内各地域回っている中で、増えてい

るという状況下でございます。また、空き地についても特に農村地域でございますが、旧志布志町の市街地においても非常に多くなってきているという状況でございます。その中で、私どもも先ほど土地開発公社での土地造成の在り方等も御質問がございましたが、なかなか都市計画区域内でないとなかなか難しいというようなこともございまして、ただ、その取得とか、いろいろ物件等については協議を重ねながら、また検討をしている状況でございます。

それから、市内におきます不動産あるいは宅建協会の方々とも、この移住定住、それから空き家バンク、そして非常に自治会の未加入が増えている状況でございますので、併せて宅建業界の方々には協力をいただきながら、少しでも、中古物件を含めてですね、空き家の解消に努めていただくということで協議を進めている状況でございますので、市街地については、宅建協会の方々、不動産の方々が宅造をされるというような状況でございます。ただ、今御指摘をいただきました農村地域につきましては、畑かん、それから農用区域等があるということで、なかなか転用の許可も受けられないというようなことで、造成も従いまして、できないという状況下でございますので、ただ、そういう土地等があり、そしてまた、その地域の方々が家を建てたいという要望のある方々がいらっしゃいましたら、それは私どももその業者等を含めてつないでいきたいと。

空き家バンクについては、私ども直接的な仲介をして、こういう幾らでこうですよ、ということとはしませんけど、ただ、その中身の所有者と、それから宅建協会の方々との仲介は十分私どももしておりますので、そういった意味で今後も更に連携を深めていきたいというふうには考えております。

○7番（平野栄作君） 前回質問したときに、「土地については、自治会長、校区公民館の役員、ふるさとづくり委員会の委員の方々から情報提供をしてもらう」というふうな回答をいただいたところですが、どのぐらいの情報提供があったのかお尋ねします。

○企画政策課長（武石裕二君） この物件等につきましては、校区公民館長の会があるとき、それから自治会長さん方、それからふるさとづくり委員会等におきましても移住定住についてお話をしながら、情報提供をいただくという事をしてしておりますが、空き地、空き家はあったとしても、それをここにありますので、すぐつないでくださいとかということには、直接はいいいないような状況でございます。ただ、「あそこに空き家があります」、「ここに空き地があります」というのは何件かいただいておりますので、私どももそこについては、直接見に行つて確認はしておりますが、非常に空き家につきましては、中にいろんな物がまだ置いてあって、即入れないというような状況もございまして、空き地についても、かなり手を入れないと、即住宅としては耐えられないというような状況下でございますので、なるべくすぐ対応ができるような物件等については、私どもも所有者を確認をしておりますというふうな状況下でございます。

○7番（平野栄作君） なかなか難しいのかなと思います。

我々も、その地域の高齢化等をつぶさに見てまいりますと、やはりどうかして若者の定住を促進したいという思いがあるわけなんです。ただ、周りを見渡すと、先ほどの条件等で制限があります。そうしてきますと現にあるものを生かしていかざるを得ないということになるろうかと思ひ

ます。どこの地域でもよく耳にしますよね、「家を建てられない」と、「家を建てたくても建てられない」という声はよくどこの地域でも耳にします。そうしていきますと、今ある地域自治会の活性化を含め、危険廃屋撤去による景観の整備、自治会の活性化、農地と居住区の住み分け、雑種地等の宅地化への情報把握、それとあと、町内の横断的な情報共有により活用されていない土地等の情報を収集し、地権者との交渉役を担うと、そういうことを進めていく中で荒れている土地、そういうところを解消し、かつそこに居住して若者の定住を図っていくということにつながっていくんじゃないのかなと思うんですが、そこらあたりもうちょっと具体的に、こういう方策に力を入れていきたいというようなことは何か考えていらっしゃいませんか。

○企画政策課長（武石裕二君） 現在、建設課の方で危険廃屋の解体撤去事業をいたしております。私どもも撤去をされて更地になった土地につきまして、建設課の方とアンケート調査を実施をいたしまして、跡地の活用についてどういう今後利用される予定があるのかということでアンケートをしております。その中で、「利用予定がない」と答えられた方が31件ございました。その中で今空き家バンクへの登録等をお願いをしながら、登録物件を増やしていくということを今やっております。

それと併せまして、その方々に、その他に即宅地というか、そういう空き地、それから空き家として活用ができる物件はないかということで、併せてアンケートをとっておりますが、このアンケートで「持っている」というお答えをいただいた方が19件ほどございますので、今その方々に確認をとりながら、即宅地化できる土地なのか、入れるような空き家なのかというのを今調査をしながら、1件でも多く物件を登録をして、市外からあるいは市内からの移住定住をしたい方につなげていきたいということで取り組みを今現在しているところでございます。

あとにつきましては、宅建協会の方々が実際持っておられる物件等も多数ございますので、その物件等についても併せて問い合わせがあったときには紹介をしていくということで今取り組みをしている状況でございます。

○7番（平野栄作君） 市長にお尋ねをしますが、今回市長選で、市内各地を回られていらっしゃると思います。市内の状況も把握されていると思いますが、市長はどうお考えですか。今私が言うように、そういう荒れた土地、そういうのは目立ちませんでしたか、有効活用できるなというものは、私はたくさん目に入ったと思うんですが、市長はどうでしたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど議員の発言の中にもございましたが、太陽光発電が増えてきているなど、そのような土地については、雑種地、あるいは山林ということがあったということで、一部造成等も含めて、そのようなふうには活用されているのかなというふうには思ったところでございますが、そのような土地が新たに住宅として供用できるような土地であったのかなというふうには考えたところでございました。

そしてまた、同時に今お話がありますように、空き地、そしてまた、廃屋というのが増えているということについては、前回または前々回よりも進んできているということにつきましては、

実感として感じたところでございます。

○7番（平野栄作君） 本当、私も思うんですけれども、もったいないものがあるなど、どうかできないのかなど、常々考えるんですが、なかなか所有者自体がもうこちらにいらっしやらないという関係でどうしようもできないと、集落の古老でないと、もう持ち主自体も分からないという状況です。

それと、やはり今の自治会を見てみますと、高齢化が進んできております。若い人でも30代後半から40代という、そして高齢になると80でもまだ集落に入っているというような状況です。そういう中で、我々の集落自体を見ても有効活用をすれば土地として何軒か家を建てられるようなところもあります。そういうのを長く放っておく、この事もどうなのかなど、やはりそこは集落とのまた話し合いの中でも、我々もまた考えていかなければいけない部分もあると思うんですが、そういうことをどうか改善をしていくという方向と、そういうところを生かして、また別の形に変えていく、そういうことも一緒に市も一緒になってですね、市民の方々と膝を交えながらやっていかないと、この問題というのはなかなか解決をしていかないのかなというふうに考えるところなんです。ですから、そこらあたりをどういう形で進めていくか、非常に難しい問題もあるかもしれませんが、やはり市が先頭に立って定住、新しい方々に入ってもらって、活性化を図っていくと、自治会の活性化を図っていくことは、非常に大きなメリットがあると思います。ですから、そこらあたりをもうちょっと先頭に立って進めていただきたいと思います。この件について、最後、市長の答弁をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

個人の財産ということでございますので、基本的には、その財産を所有されている方が私どもの進めるような内容につきまして理解いただき、そして対応していただくということが前提になるということになるかと思えます。そのような観点から、非常に個人の財産権について相談していくということが難しい世の中になってきているのではないかなど。そしてまた、難しい案件については、特にその財産の相続というような問題も絡んできていたり、あるいは、その物件の中にたくさんの所有物が入っているというような問題もあるというようなこともございますので、そのようなことから、なかなか今お話がありましたような形での活用というのが進み難いのではないかなというふうに思ったところでございますが、お話がありましたようにもったいない物件というのはあるところでございますので、そのことの活用については、少し担当の方でも協議を重ねさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） どうかですね、前向きな方向で進めていっていただきたいと思います。本当何度も繰り返しになりますが、どんどんどんどん過疎化は進んでいきます。入ってきたくても入れないんですよ、補助金があるにしても土地がないから家を建てられないという状況が本当に今発生しているわけですよ。その中で、どうしていくのかということのをですね、本当真剣に、我々もですけれども、我々も含め、また市民の方々と膝を交えながら機会をつくっていただいて、そういう場で話し合っていただいて解決策につなげていっていただきたいなと思います。

それではまた、次に移らせていただきます。最後になりますが、道路行政についてということですが、

昨日同僚議員から通学路の点検についての質問がありましたので、重複する部分もあると思いますが、通学路という観点だけではなく、地域住民が常日頃から活用している学校周辺の道路行政という観点からお尋ねをさせていただきます。

車社会となり、道路は走りやすさが求められ、それに応えるように道路自体も整備をされてきております。また、歩行者が歩く歩道等についても併せて整備をされております。

しかし一方、高齢化に伴い移動に際し、電動車両を利用する高齢者の方々も多くなってきている現状もあります。歩道が整備されている道路等については問題は少ないのかもしれませんが、昔からある狭い道路、俗に言う裏道、横道と言われる部分ですけれども、多数存在し、日々通学や移動にと地域の方々が利活用をされているのが状況でございます。「まちづくりの基本である市民の福利の向上を推進し、子供に未来を託す心を、また、若者に対する元気づけの心を、そして高齢者へのいたわりの心を引き出していく」と所信表明で市長は申されておりますが、少子高齢化が進む今日、歩行者である子供並びに高齢者の安全確保の優先をどう確保していくのか、大きな課題だと捉えております。

また、運転する我々の運転に対する姿勢も問われていると感じております。通山地区におきましては、ゾーン30が導入され、児童生徒や高齢者、歩行者にとっては一段と安全性が確保されてきていると認識をしているところでありますが、市内全域における通学路の総点検も実施され、各学校周辺の道路状況も十分に把握をされていると思いますので、通学路という捉え方に加えて周辺住民の安心できる道路の利活用を一緒に考えていくことも必要ではないかと思っております。これらのことから、各地区の学校周辺道路におけるゾーン30の導入についての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

通山地区のゾーン30につきましては、有り難い評価をいただき感謝申し上げます。

御存知のとおり、通山地区ではゾーン30規制をするにあたり、地域からの強い願いがあり、地域の声を生かした道路行政の成功例の一つであるというふうに評価しております。ただ、今まで走りやすい道路の整備を行っていたところに、今回の通山地区ゾーン30のように走りにくい道路、スピードを減速させる規制や通学児童、高齢者などの地域住民及び歩行者の視点に立った事業は初めての試みであり、道路を利用される方々からいろんな意見が出ることを予想しておりました。しかし、有り難いことに、車を運転される方も30kmに減速され通行されているところを見ますと、本当にやれて良かったというふうに思うところであります。良い交通安全対策だったというふうに感じているところでございます。

今後もこのような対策を求められる校区がありましたら、関係機関と協議し、検討してはいきたいというふうに考えるところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

通山小学校で昨年ゾーン30が導入され、通山小学校区の通学路の安全性が一段と増して、教育委員会としても大変うれしく思っております。

また、カメのキャラクターや、そのニックネーム「1ねん1くみ 通山あゆむくん」の広報活動等により、地域の交通モラルの高揚にもつながっていると考えております。

教育委員会としましては、志布志市内全ての小中学校で、交通安全教室を通して道路横断等の左右確認の徹底や自転車に乗る際のヘルメットの着用等、児童生徒への安全指導の徹底を図ってまいります。今後とも子供たちの大事な命を守るために学校やPTAや地域と一体となり、見守りの強化や青パト隊の協力を得て、子供の安全確保に努めてまいります。

また、通学路におけるゾーン30の導入については、校区や学校の要望等も聞きながら関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 私も何回か通山校区のゾーン30を通らせていただきました。車社会の中において、あえて規制を加えていくということ、運転者にとっては多分評価というのは分かれるのかもしれませんが、やはり視点の先には子供たち、高齢者、歩行者の安全を確保するということですので、運転者のモラルアップの向上にも意識高揚にもつながっていくのかなというふうに考えます。我々も我が校区だけじゃなくて、どこの地区でもだと思うんですが、大きな道路と子供たちも通る狭い道路が入り組んでいるわけですね、よく蓬原小学校の上を私なんかいつも来るわけですが、子供たちも帰りに何人も会います。昨日も集団で帰っていらっしゃったようです。ただ、危惧するのは、車両の速度が気になるなというのを常日頃から感じております。そういうのは、どこの校区でも見かけられるのじゃないかなと、そういう中で通山が先駆的に取り組んだ、このゾーン30導入、これは公民館からの要望とか、PTAからの要望というのはまだ先なんだろうとは思いますが、あの実態を見たときに、どうしても早くそういう要望を上げていただきたいし、上がったときにはすぐ対応していただきたい。そういう思いで今回質問をさせていただいたところです。なかなか道路改良をするにはできないような道幅でございますし、高齢者の方々、そして児童の方々の通学等に使われている道路でございますので、そしてまた、先ほど言いました我々運転する側のモラルアップにもつながっていくのではないかなと思っております。この事業については、やはり市としてはやはり校区とか、そういう団体からの連絡待ちでしか事業は進められないのか、どうなんでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） ゾーン30の新しい取り組みという、地区の取り組みということでございますが、基本的には地区の皆さんの御理解があってできる事業でございますので、先ほどから市長も申し上げておりますが、学校やそういう地区の校区の皆さんが協議を重ねられまして、地区をこういうゾーン、エリアにさせていただきたいという要望があれば、我々の方も全面的に協力をしていくということで御理解願いたいと思います。

○7番（平野栄作君） 要は、もとは地区からの要望ということだということですね、分かりました。

いろいろですね、地区でも見守り、青パト隊等で活躍してらっしゃる方々がよく講演されるの

が、やはり「朝晩は危ないよね」と、「車のスピードが速いよね」というのをよく言われております。ですから、そこらあたりはですね、またそういう団体とも交渉しながら、また、取り組んでいきたいと思っておりますが、建設課とされましては、ゾーン30に値するような道路というのはどれぐらいあると思っておりますでしょうか、概略でいいです。

○建設課長（中迫哲郎君） ゾーン30につきましては、ある区域、大きな道路に囲まれた区域という面積の要件もある程度ございますので、それと学校を中心にしたような所がよろしいのではないかという考えでございますが、何か所かと申しますとですね、ちょっとなかなか難しいところではございますが、例えば安楽小学校とかですね、そういうところも後ろの道路がございしますが、ただ、大きな道路に囲まれた中の基本的には1車線道路を指定すると、2車線道路がその中にありますと、警察の方では2車線を解消して1車線にするというような、そういう考えもございしますので、そういうところと申しますと、なかなかですね、今回通山地区みたいのところはですね、あとは香月小学校の周りとかですね、そういうところが該当するのではなかろうかなとは考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） なかなか要件が厳しいものがあるようですが、各地区ですね、やはり通学する子供たちの状況を見てみますと、センターラインの無い小さな道、そういう所がたくさん存在しているようです。なかなか大きな道の間ということですので、全部が対象になるかというところではないと思いますが、対象にできるようなところはですね、ぜひこのゾーン30に対応していただきたいなというふうに感じております。

今、県内ののを見ますと、霧島、曾於市、伊佐、日置、奄美、鹿児島、志布志というような形で整備を進めてきているようですので、志布志市におきましても、このゾーン30、将来を担う子供たちの安全を確保する。そしてまた、高齢者の方々の安全を確保する。そういう意味合いの中です、ね、どんどん導入をしていただきたいなと思っております。

今回、3点につきまして質問をさせていただきました。我々につきましては、喫緊の課題である災害に対する意識の高揚の問題、それと移住定住、外部からの若者をどうしても私なんかはこの地域に持てきたい、そういう思いで質問いたしました。また、子供たちが健全に安心して通学できる、そういう体系を構築していただきたい、そういう思いで一般質問をさせていただきました。

今後、市が率先してまたそういうものを先駆的に取り組んで前進して、市政政策を進めていただくことを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

次に、16番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○16番（岩根賢二君） 時間によっては、午前中に済むのかなと思ってたんですが、ちょっと時間がかかりそうでございます。

それでは、早速質問に入ります。

2月2日に行われた市長選挙で、三選を果たされた市長は、所信表明の冒頭で「市民の皆様か

らの温かい御信託をいただき、引き続き市政を担うこととなりました。市民の皆様の負託に応えるため、課せられた使命と責任の重さに身の引き締まる思いであり、これからも更に輝き続けるふるさとづくりの集大成に向けて初心に返って」、ここが大事です。「初心に返って市政の課題に取り組んでまいりたいと述べられました」このことは、3期目を文字どおり初心に返って謙虚な気持ちで市政に取り組みたいということだろうと思います。しかしながら、所信表明の中身を見ても、教育や行財政改革の分野では、かなり思い切った施策が提示されているようであり、そこで、今回の市長選挙の経過と結果をどのように捉え、今後の市政運営に反映させる考えか、改めて市長の考えをお聞きしたいと思えます。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

今回の市長選挙におきましては、5人の立候補者による選挙戦となり、市民の皆様にとりましても候補者の選択に迷われた選挙ではなかったかなというふうに思うところであります。このような状況で行われる選挙につきまして、マスコミ各社から質問がございまして、その度に私は、他の候補者においては、私の進めるまちづくりの取り組みより、更に高い志と大きな夢と希望をお持ちになって選挙に臨まれるものと思えます。そこで、私自身はその方々より更に更に高い志と、大きな大きな夢と希望を持って市長選に臨むところです。というふうにお答えしたところでございます。こうした信念のもと、大変厳しい選挙戦でありましたが、市民の皆様から御信任をいただき、引き続き市政のかじ取りを担う立場として、その使命と責任の重さを改めて感じるところでございます。

今回の選挙を通しまして、争点となりました市政に対する様々な課題については、市民の皆様より寄せられた声につきましても真摯に受け止めまして、今後の市政運営において、より効果的な政策ということであれば、改めてこだわりなく受け入れて取り組みをしてまいりたいというふうに考えたところでございます。

○16番（岩根賢二君） 今の答弁につきまして、市長の考えがそのまま述べられたと思うんですけども、答弁書は自分で作られましたか。

○市長（本田修一君） 答弁につきましては、今回、私が市長選に臨むにあたりまして、いろいろな場面で原稿作成しておりまして、その原稿を集大成したものを、こうして係の方でまとめて、そしてヒアリングを行いまして、私の答弁としたところでございます。

○16番（岩根賢二君） 今「係の方でまとめた」ということをおっしゃいましたけれども、やはり、この質問については、市長自らですね、僕は答弁をして、答弁書を作ってもらいたかったなと思ってるんですよね、まあ、この通告をしたときに、係といいますか、総務課の方から、まあ連絡がありましたよ、私はその時に「それは総務課がする仕事じゃないでしょう、市長が自ら作るべきものではないか」と言っていて、総務課の聞き取りには特にお答えはしなかったというところでございます。そうじゃないですね、そのことを確認してから次の質問に入ります。

○市長（本田修一君） 選挙が終わり、そして市長として就任いたしまして、職員に訓示をしたところでございます。そしてまた、その後も朝礼、課長会等でも今回の3期目についての私の所

信について、そしてまた取るべき方策についてお話をしまして、その際私自身はいつも原稿作成しておりますので、その原稿を職員の方に渡しまして、それに基づきまして、今回作成したということをございまして、私自身が考えている内容がそのまま盛られているということをございませぬ。

○16番（岩根賢二君） 分かりました。

それではですね、市長も先ほど申されましたけれども、今回の選挙は私の質問通告にもありますように、経過と結果についてということで書いてあります。結果だけであればいいんですけども、経過についてもまたお尋ねをしたいと思っておりますが、蛇足ながら今回の市長選挙は次のような状況でありました。当日の有権者数が2万7,154人、有効投票数が2万135票、投票率が75.15%、そして立候補者数が5人、その結果として市長の得票数が9,094票でありました。次点の候補との差が4,074票ありました。これは市長の圧倒的な勝利でありました。しかし、この票数は有効投票数の45.16%であります。投票をしなかった有権者数も含めた有権者数の割合から言うと33.49%であります。このことは市長に投票をしなかった人が、投票をした数の中の55%弱あったということをございませぬ。

そして、候補者が5人あったのに投票率が前回よりも低くなっているということも新聞等でありました。市になってからの選挙で一番低い投票率であったと、しかも白票が前回より多かったという事実もあります。このことについて、市長はどのようにお考えかということをお聞きしたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第1回目の選挙においては84%、2回目で80%、今回で75%ということで、5%ぐらいずつ下がってきているのかなというふうに思っております。投票率がもちろん高いということは望まれるということになるところをございませぬが、どの投票率が市民の意思が的確に反映されているかということについては、少し私自身もどのように表現すればいいのか分からないところをございませぬ。しかし、今お話がありますように、今回75%の投票の中で、私自身の支持が45.16%ということにつきましては、謙虚に受け止めてまいりたいというふうに思ひます。

○16番（岩根賢二君） 謙虚に受け止めるということをございませぬので、所信表明の中に謙虚な姿勢がちょっと見えてない部分があるので、次の質問になるわけですね。

当局からですね、もらった資料に、これは資料と言ひますか、2月6日付けの南日本新聞で市長の3期目の課題ということで掲載がありました。その中で、市長は「必要ならば他候補の政策をこだわりなく取り入れたい」と述べておられます。先ほどの答弁の中にもありました。ということで、その点については、ぜひそういう姿勢で臨んでいただきたいと思ひます。

そして、これは記者の人の御意見だと思ひますが、「戦いが終わればノーサイドでしこりを残さない配慮が必要である」と、そして「志布志市は一つであるということ浸透させることが市長に求められている」という記載がございませぬ。そのことについて、市長はどのようにお考えでしょう。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

選挙が終われば、市民一丸となってまちづくりについて取り組んで行ってほしいというのは、私自身の率直な考えでございます。

しかしながら、やはりいろいろ選挙を行うに当たって様々な取り組みをされ、真剣になって取り組みをされるわけですので、そのことについて思わしくない感情が残るということはやむを得ない事かなというふうには思うところでございますが、先ほども申しましたように、新たに一旦は私に市政を担わせていただくという立場を与えていただいたので、協力していただくような態勢をとっていただければ有り難いというようなことでございます。

そしてまた、志布志は一つということにつきましては、当然これは私自身が1期目から取り組んでいる最大の課題でございます。公平公正と、融和、協調ということを旨として市政に取り組んでおりますので、このことについては更に深めてまいりたいというふうに思います。

○16番（岩根賢二君） はい、そのような姿勢で臨んでいただければ有り難いと思っておりますが、経過ということの中に、一つだけお聞きしておきたいんですが、市長がこれまで選挙を3回、市長選挙として3回戦ってこられました。その中で、いつも、これはいつもという表現をしていいのかなとは思いますが、市長の選挙にはいつも中傷合戦がつきものなんですよ、そのことは新聞にも書いてございましたけれども、私は中傷合戦ではなくて政策論争で選挙を戦っていただきたいという気持ちがずっとありますが、次の選挙において、市長はそのような姿勢で中傷合戦なしに臨んでいただきたいと思いますがいかがですか。

○市長（本田修一君） 次の選挙と言われても、ちょっと今のところ考えが及ばないところがございますが、私自身としてはですね、中傷合戦じゃないんですよ、中傷合戦じゃないんですよ。中傷を私は受けた方なんですよ、そういう気持ちであります。ということで、私はきちんと公明正大にそれに応えたというだけでありまして、私としては合戦をしているつもりはございません。そのようなことはやめようと、ということをお述べたところでございます。当然、1回目、2回目とも私は、私の方ではそういった中傷はしない形で選挙戦を進めてまいりました。受けるのは私でありました。そのようなことを御理解いただければというふうに思います。

○16番（岩根賢二君） 私の中傷合戦という言葉が適当でなかったかなとは思いますが、しかし、これは認識の差というの也有ります。市長が私の方としては「中傷はしてません」とおっしゃいますけれども、反論をされた中に、やはり、それが、相手方にとっては中傷であるというふうな捉え方をされたこともあるんじゃないかと思うんですね。そういう意味で、「合戦」という言葉は私の方としては取り消しますけれども、お互いに中傷はなしでいきましょうということでございます。そこを改めてお答えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

選挙戦においては、やはりデマ、中傷というのが飛び交っているということについては、十分認識しているところがございます。しかし、それはほんの一部であったと、今までもですね、一部であったというふうに思っております、そのようなことはある程度、ある程度というとおか

しいですが、付き物かなというふうに思います。

しかしながら、選挙自体は、やはりきちんと政策論争をして、そして、その政策を市民の方々に選択してもらいながら、選挙が行われるということが当然の有り様でございますので、そのような形の選挙戦を望むところでございます。

○16番（岩根賢二君） 選挙戦というぐらいですから、戦いですから、何でもありというわけではないでしょうけれども、市長の今のお言葉の中には、「中傷は付き物である」という言葉がありましたけど、それは僕は訂正をなさった方がいいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私の経験からしまして、そのことがいつもいつもあったものですから、そのようなふうにお答えしました。そのような選挙をされていない方も大勢いらっしゃるかと思いますので、「付き物」ということにつきましては、訂正させていただきたいと思います。

○16番（岩根賢二君） はい、それでは、選挙戦については以上では終わりますが、次に所信表明の中のいろいろな日本一について質問をいたします。

市長は今回の所信表明の中に、いろいろな日本一について述べておられます。昨日もこのことに触れた質問がありましたけれども、市長のマニフェストの五つの視点の中の最初の項目、「市民が輝く心あふれるまちづくり」の中で、「学力日本一を目指した取り組みを推進する」と掲げてあります。昨日の質問と重なるところもあるかと思いますが、改めて学力日本一を目指した取り組みについて、その具体的な内容はどのようなものか、昨日は具体的にはまだ無いということのお話もありましたが、市長のお考えと、また、教育委員会はそのことについてどのような考えを持っているのかということをお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学力日本一ということについてでございますが、私は学校と地域とが一体となった学校づくりや幼児教育から初等教育、中等教育の連続性のある教育が必要かなと、大切であるかなというふうに考えたところでございます。そしてまた、地域の声を聞く機会として、学校関係者評価委員会を通しまして、学力や生徒指導等の評価をいただき、学校経営に生かされているところでございます。そこで、更に学校が地域と一体となって学校教育を推進することができる枠組みを先進地の事例を研究しながら創り上げていきたいというふうに考えているところでございますが、先ほども申しましたように、検討委員会を設置しながら今後とも教育委員会と協議を重ねてまいりたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 学力日本一を目指した取り組みについてお答えします。

本市教育委員会では、知・徳・体の調和のとれた全人的な人づくりを目指しております。学力日本一というのは、単に学力だけが高く突出しているという意味ではなく、将来のまちづくりに向けて志を高く持って、自立した存在として生きていける力だと考えております。例えば、習得した基礎的・基本的な知識・技能を用いて新たな課題や困難に対しても深く考え判断し、自己実現を目指していける子供。また、社会生活を送る上で自分のことだけでなく、周囲に対して感謝の

気持ち、思いやりの気持ちを持ち、共存共栄ができる子供。さらには国際社会の中で伝統や文化を大事にし、我が国と郷土志布志を愛し、活躍することができるたくましい心身を備えた子供であります。その中で学力向上策として、教育委員会では子供たちの学力の実態を的確に把握することや、実態に応じた指導方法の改善を図ること、さらに学校だけでなく家庭、地域と一体となった取り組みを工夫するとともに、例えば小中一貫教育などの新たな教育システムの構築などを検討しながら、学力向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、今後、学力向上の成果を上げている地域等へ職員を派遣するなど、その取り組みの良さを本市の児童生徒の学力向上に積極的に生かしてまいりたいと思っております。

○市長（本田修一君） 先ほど、私の答弁の中で「中傷合戦が付き物」という発言をいたしました。が、「付き物」という言葉につきましては「ありがち」という言葉に訂正させていただきます。

○議長（上村 環君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（岩根賢二君） 中断が入りまして、ちょっとやりにくい感じがございますが、昨日の一般質問の中でも、このことについて質問がありました。その中で、再度確認をしておきたいことがあります。知・徳・体のバランスのとれた力の向上に取り組むということの中で、市長はどのように答えられましたか、再度お答えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日の答弁でも知・徳・体のバランスのとれた教育を目指すというようなふうにはお答えしたというふうにあります。

○16番（岩根賢二君） はい、もちろんそうなんですけれども、昨日のですね、私が聞いている範囲では、知・徳・体の「体」のところ、これはスポーツ等で日本一やら世界新記録とか出て、そちらが「体」はそういうのができたと、じゃあ「知」の部分で学力日本一を目指したいと、このようにおっしゃったんですよね、そうでしたよね。私は、そういう捉え方なのかなという、ちょっと疑問があったんです。これは教育長にもお聞きしたいんですけども、知・徳・体のバランスのとれた力の向上に取り組むというのは、それは市全体で、そういうスポーツに優れた人、学力の優れた人、そういう知・徳・体のバランス、そういう捉え方だったんですか。私はそうじゃない、一人の人間が知・徳・体のバランスのとれた人間に育っていくということがこの教育じゃないかなと思ったんですが、私の捉え方が間違っているのか、ちょっと市長の答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それは当然一人一人の子供が知・徳・体バランスのとれた形で育成がされるべきだというふうに思っています。ただ、昨日お話したのは、その中でもスポーツの分野では特に優れた子供がたくさん出てきているまちになったと、そしてまた、学力の面においても、今後向上を目指すとするれば、そのような目標については、日本一を目指すというような気構えで取り組みをしてほしいというような観点からお話をしたところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 特に学校教育においては、やはり必ず知・徳・体のバランスのとれた子供を育成するというのが基本だと思います。やっぱり、それこそ賢い子供、優しい子供、たくましい子供、そういうのが兼ね備わった子供を育てていくのが学校教育の目的だと思いますので、そのバランスのとれた子供を育成することを最終的な思いとして教育を進めていくことが大事かなというふうに考えております。

○16番（岩根賢二君） ということであれば、私の捉え方が若干違っていたのかなと、今思ったところですが。

昨日のですね、昨日のことをまた取り出しますけれども、今日も市長も答弁をなさいましたが、この新しい教育、人材育成システムの創出、あるいは本市独自の教育システムを構築する。小中一貫教育の導入をする。モデル校の設置をする。国の制度を活用すると、これら教育について、いろいろ思い切った施策が提示してあるわけですがけれども、昨日のやり取りの中では、これらの検討委員会を設置して、これらをまた詳しく検討していくとおっしゃいましたけれども、私は市長の頭の中にはある程度具体的な構想があるのではないかなと思っていますが、そうではないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私が掲げました市民が輝く志あふれるまちづくりの中で、1番目にそのことについては書いてあるわけですが、これは私自身は専門家ではございませんので、ございませんが、このようなやり方をとっている所があって、そしてまた、それが効果を上げていることについて、このまちでも本市でも、そのようなことを取り組みながら、その目的とするものが達成できれば有り難いというようなことで取り上げているところでございます。当然、検討委員会ではこのことについても検討してもらいたいということでございます。

○16番（岩根賢二君） 検討委員会で検討して導入をされないという部分もあるということ考えてよろしいんですね、はい。

その中で、昨日小中一貫教育についてというところで、「伊崎田地区を想定しているのではないですか」との質問に対して、市長は「伊崎田はやりやすいと考えている」と答弁されました。私は、そのやり取りを聞いてですね、既にこのことは伊崎田を想定しての小中一貫校設置なのかなと思いましたがけれども、そうじゃなかったですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日もお答えしましたように、私の出身の地区でございますので、そしてまた、学校の有り様についてはよく認識しているところでございますので、小中一貫ということ考えたときに施設

の有り様から考えたときには取り組みやすい地域であるというふうには思ったところで、それが大前提というわけではないわけでございますので、むしろそのことを協議をしていただきたいというような思いでございます。

○16番（岩根賢二君） 大前提ではないということでしょうけれども、じゃあほかに可能性があるとすれば、どこの地区が可能性があるとお考えですか。

○市長（本田修一君） 私自身は、ほかの地区については考えてはいないところでございます。

○16番（岩根賢二君） ほかの地区を考えていないということは、伊崎田しか考えてないということですかね、そのように捉えましたけど、今。

○市長（本田修一君） 小中一貫というようなこととなれば、その伊崎田のみならず、ほかの地域についても、そのことが協議の中で出てくる可能性はあるということでございます。

○16番（岩根賢二君） まあそれは可能性としてはあるでしょうけれども、具体的に考えた場合は、例えば、松山はもう中学校は一つですよ、あそこで小中一貫校がまた導入ができるとお考えですか、例えばですよ、志布志中学校にしても、いかがですか。

○市長（本田修一君） 小中一貫教育の有用性、そして効率性、そしてまた、その成果が大いに考えられるというようなことがあるとなれば、例えば全市でそういったものが協議はあってもいいというふうには思っているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 市長がそういう、おっしゃる意味では、どこの学校でも可能性としてはあるということですよ。

ところがですね、昨年、一昨年から志布志の中学校統合の話があって、今度統合するわけですが、それについての各地での説明会がありました。その中で、あちこちで出た質問が「有明地区についてはどうなるんですか」という質問があったときに、執行部の答え方としては、「志布志の統合の状況を見ながら、その後に検討をしていく」と、どこの場所でもそう答えてあるんですよ、中学校統合というここに一つの問題を抱えておきながら、小中一貫校というのを突如として提示するというのは、ちょっと教育行政の在り方、説明つかないんじゃないですかね。

○市長（本田修一君） 今まで市内の小中学校の統廃合につきましては、中学校を中心に考え、そして協議をしてそしてまた、志布志地区の中学校の統合が来年度から始まるということになっているところでございます。その中で、じゃあ有明の中学校はどうするのというようなことの議論もあったところでございますが、そのことについては、今お話がありましたように、その志布志の状況を見極めながらというようなことを、今までの学校の統廃合についてはお答えしてきたところでございますが、私自身、今回の選挙戦に臨むにあたりまして、改めて学力向上というような観点から考えたときに、今の制度の中で、いろんな地区で小中一貫というものを取り組んできている地区があると、そのことについて成果が上がっているところがあるので、私どもの市においてもモデルとして、そのことに取り組んでもいいのではないかなというようなことから、施策として、マニフェストとして掲げをしたところでございます。それでもって、すぐさまやれるというものではないということは十分承知しておりますし、そのことについては十分教育委員会

でも協議をしていただきたいということをお話し申し上げているところでございます。

○16番（岩根賢二君） その議論はですよ、例えば有明地区の中学校をどうするかということの協議がなされた後でもよかったんじゃないかなという気がするわけですよ。そういう点で、私は本日の一般質問の最初に申し上げました。3期目で市長の教育に対する思いは分かりますよ、分かりますけれども、もっと謙虚な姿勢でこのことについては取り組むべきではないかなと、私は思いますがね。その中学校の統合をどうするかという道筋が見えた段階で、じゃあ小中一貫校に取り組んでみたらどうだろうかという、こういう流れじゃないとおかしいんじゃないかなと私は思うんですが、いかがですかね。

○市長（本田修一君） 私は、取り組むべき目標というか、課題というものを提示したというふうに思っております。それをじゃあ実際、着手するとすれば、十分検討を重ねながら、理解をいただきながら進めなければならないということでございますので、決して性急にしているというようなことではないというふうに考えます。

○16番（岩根賢二君） 検討委員会が設置されれば、それらのことについて全体的に検討はされていくんだろうと思いますが、教育長にお伺いいたしますけれども、小中一貫校について、いろいろ短所、長所あると思うんですね、その辺はどのように捉えておられますか。

○教育長（和田幸一郎君） まず最初に小中一貫教育の分け方というのが大きく三つあります。一つは小学校と中学校が施設が一緒になった一体型です。これは校舎も何もかも一緒の中に小学生、中学生が学ぶという、こういうのが一つ。それから一つの敷地内に小学校と中学校が併設している、まさに伊崎田みたいな感じですよ。これが併設型です。それから松山中校区を考えると、松山中の校区には松山小、泰野小、それから尾野見小、3校ですかね、3校があります。この学校はそれぞれ離れてます。こういう離れた状態で連携をとるという、こういう三つのパターンがございます。市内を見たときには、伊崎田小中が同じ敷地内に小学校と中学校が併設してて、しかも今も小中の連携、職員同士の交流、それから子供同士の交流というのは、行われている状況がありますので、取り組みやすさということであれば伊崎小中学校が一番取り組みやすいのかなというふうに思っていますが、これらについてもまた今後検討委員会で検討していかなくちゃいけないことだろうと思います。

小中連携の良さといいますと、やはり何ととっても小学校から中学校まで9年間という長いスパンで子供たちを見ることができ、育てることができる。特に中1ギャップと言って、小学校6年生から中学校1年生に上がったときに、どうしてもやっぱりギャップができてしまって、不登校になったり学力の落ち込みがあったりしますので、そういう段差をなくするという良さもありますし、中学校の専門的な指導を小学校の先生方が小学校の子供たちに、例えば体育とか教えることができるとか、そういう良さもあるのかなと思います。小学校の先生方の丁寧な授業というのを中学校の先生方も学ぶことができる。そういう教員同士のお互いの良さを知り合う機会にもなると思います。子供たちにとってみれば、特に中学生は小学生にいろんなことを教える立場に立ちますので、やはり中学生の自立性、先輩としてのいろんな姿勢、そういうものをますます

見せなきゃいけない、そういうことで中学生も今まで以上に何かきりりとした、何かそういう姿勢とかいうのも見えてくるのかなと思います。

課題としてあげられるのは、やはり小学校は例えば授業は45分間、中学校は50分間、そうすると小中一緒にやったときに、その時間のズレというのが出てきますし、それから小学校と中学校の先生達がいろいろ話し合いをしなければいけない。その時間をどう設定するのかとかですね、いろんな所に行きますと、そういう課題というのいろいろありますけれども、総合的に考えると、やはり小中連携に取り組めば、かなり生徒指導面も学力向上面も良い効果が出てるといってお話は聞いております。これらについては、今後県内にも花岡小中学校のように合併をして、花岡中学校の所にいくつかの小学校が集まって花岡小学校ができて、そういう感じの学校があったりしますので、そういうところ等を視察しながら、良いところ、また課題というのいろいろあると思いますので、そういうことを検討しながら進めていけたらなというふうに思っています。

○16番（岩根賢二君） それぞれ長所・短所があるということで、これから検討委員会が設置されれば、それらの検討は更に進むんだろうと思っておりますが、現実にも、中学校の統合問題を考えたときに、例えば、中学校で生徒数が少ないと部活等ができないというふうなこと、それと具体的に言えば、有明中学校では陸上部の問題がありましたね、それらのことを考えると、中学校の統合問題を先に論ずることも必要ではないかなと思っておりますが、市長のお考えはどうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

検討委員会の中で、協議を重ねれば、当然今お話があったようなことについて協議がなされるというふうには思っております。その中で望ましい方向性が見定められるという方向になるのかなと思います。

○16番（岩根賢二君） ということからすれば、この検討委員会の名称と言いますか、主目的はどちらにというか、市長の所信表明ではいろんなことが書いてありますね、この小中一貫校の一貫教育の導入、モデル校の設置、国の制度の活用策、これらについて関係者からなる検討委員会を設置して、学力日本一を目指すということですよ。主たる目的は、学力日本一を目指す検討委員会なのか、小中一貫教育の導入を目的とするのか、モデル校の設置を目的とするのか、それは全体的と言えればそれまででしょうけれども、一番目的とするところはどこでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

目的とするところは、子供たちの健全育成で知・徳・体のバランスのとれた子供を創っていく、その中でも特に体力を伸ばしていきたいということでもあります。

○16番（岩根賢二君） 昨日も若干やり取りがありましたけれども、学力の日本一を目指すという中には、知・徳・体、全体的なバランスを考えた場合には、なかなか難しいんじゃないかなということがありましたよね。そういう意味で学力日本一を目指すということはそれでよろしいんですけれども、これが学力だけに、また、偏らないように、そこら辺を注意してやっていただきたいと思っておりますが、再度確認です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

知・徳・体バランスのとれた子供を育成するということについては、本当にそれこそ大前提かというふうに思います。その中で、特に「体」の部分では、本当に各学校一生懸命体力づくりに取り組んでおられて、そして、そのことがそのことの成果だというふうに思いますが、子供たちが、極めて優れた子供たちも輩出されるまちになってきていると、そしてまた、「徳」の面においては、志を高める教育というものについて坪田教育長の時代から一生懸命取り組みをしていただいていると、そしてまた、志のエッセイコンテストにも積極的に取り組んでもらえるまちになっているということでございます。そして、「知」の部門で、全国学力調査の結果、本市においては、まだまだ向上に向かっていかなければならないまちだということがありますので、その向上に向けて取り組みをすとなれば、目標としては日本一を目指すまちにしましょうよということをお願いしているということでございます。

ということで、今お話し申し上げましたように、学力向上ということを取り立てて言っているということではないということをお理解いただければというふうに思います。

○16番（岩根賢二君） そういう姿勢でやっていただきたいと思っておりますが、昨日の坪田前教育長のお話が出たときに、市長はほとんど教育のことについては、丸投げをしていたという言葉を使われました。それで、今度、和田教育長を選任されたときにも、その丸投げができる人ということで、坪田さんをお願いをしたということでもございましたね、丸投げが、丸投げでいいと思いますか。

○市長（本田修一君） 少し表現が極端すぎたのかなと思いますが、全幅の信頼を寄せて教育行政お願いしますと、そしてまた、私どもは現場の方から何らかの形でそのことを補完する。そしてまた、足りない部分とか強化する部分があるということをお相談を受ければ、積極的に対応してまいりますということをお願いしているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 私はですね、教育行政については丸投げでいいと思ってるんですよ。これは釈迦に説法ということになるとは思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございますよね、この中で首長の職務権限は、大学や私立学校に関することや、教育財産の取得あるいは処分、所掌事項に関する契約、それに予算の執行に限定されているということでもございますので、例えば、学校教育についての運営については、首長があまり首を突っ込むべきではないということがここに書かれていると思うんですが、そうですね、教育長。

○教育長（和田幸一郎君） 今、それこそ教育委員会制度が議論されておりますけれども、言われるのは、教育の継続性、中立性、公平性、そういうことが言われておりますので、教育はそういう視点に立って行っていかなきゃいけないんだろうと思います。だから責任を持って教育委員会という独立した制度の中で、やっていかなきゃいけないわけですが、その中にはやっぱりいろいろと、また市長部局の方とも相談しながらやっていかなきゃいけないところもたくさんありますので、基本は独立した一つの機関として教育委員会という委員の方々もいらっしゃいますので、そういう方々の意見も十分くみながらやっていきたいと、やっていかなきゃいけないん

じゃないかなと、そういうふうに考えております。

○16番（岩根賢二君） 昨日、和田教育長がいろいろ教育方針について述べられた中に、地域の皆さん、あるいは保護者の方々と協力してやっていくということを述べられました。まさにそのとおりだと思うんですね。文部科学省から出ている地方教育行政の在り方という部会の報告の中に、そのことも書かれてありますので、市長も地域の住民の皆さんの御意見を聞きながら、学校運営の指針といいますか、方向性を見いだしてもらいたいと思いますので、その点について再度確認をしておきます。

地域の皆さんの声を十分反映した学校の在り方をやっていくということ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は教育長あるいは教育委員につきましては、私の方で議会にその選任について同意を得る案件で提出しまして、そして、教育委員を選任する立場でございます。私、いつも前の教育長からは言われてたんですが、いろんな制限で教育界において事件があるたびに、教育長、市長が市民に対して陳謝するという場面が見られると、そのことがないように私は市長に対して責任をもって仕事をしているんだというようなお話をいつも承っていたところでございます。そのような意味合いからして、私は今お話がありましたように、市民の皆さん方の負託を受けて教育委員会委員を選任して、そして教育行政を担っていただくという立場から、そのような観点から教育委員会に対しましては、そのような意見というものは具申するというようなことになろうかというふうに思っております。ただ、今お話がありますように、法律的に私自身も縛りがございまして、そのことについては十分認識しながら教育委員会に対しましては、そのことを遵守しながら取り組みをしてまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） それでは、教育関係については以上で終わりますが、次にごみ問題についてお伺いをいたします。最近ごみの分別について、「なぜ海外まで行って指導する必要があるのか」という声をよく耳にすることがあります。今回の市長選挙でもごみの分別について今のやり方を変えたいという主張する候補者もあったようでございます。埋め立て処分場の延命化で始まった今の分別方法は、確かに環境を守るという観点から、素晴らしい取り組みだと思っております。このやり方を変えろと言うつもりはありませんが、分別の仕方が分からない方や、それゆえに不法投棄に走ってしまう人がいるという現実もあります。所信表明では「環境志布志モデルをJICAの事業を活用しながら環境都市志布志のイメージ確立と国内外への情報発信に取り組む」と述べておられますが、この志布志モデルを海外へ発信することによって、本市にとってはどのような効果をもたらしているのか、また身近な問題である分別が難しいと考えておられる方に対する支援策はないのか、不法投棄を無くする対策をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

環境政策、特に志布志市の廃棄物管理につきましては、「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉のもと、市民の皆様の御理解、御協力により共生・協働の取り組みとして確実に定着してきた

と感じているところであります。この場をお借りしまして市民の皆様に改めて感謝申し上げたいと存じます。

この取り組みは、国内外から志布志モデルと認知され、平成23年度から国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業としてフィジー国の廃棄物管理を支援してまいりました。さらに26年度からは、新たにサモア国を中心として、大洋州諸国において、私たちの取り組み志布志モデルを伝えていくこととしております。このような取り組みができますことは、市民一人一人の協力があるからこそだというふうに感謝しております。このことにつきましては、誠に市民の協力のたまものだということでございます。

そしてまた、分別困難者に対します取り組みでございますが、具体的な理由により介護等のサービスを受けられている方々に対しましては、ごみステーションまでの運搬を環境パトロール員で実施しているということございまして、市内全域で45件の支援を実施しているということでございます。そしてまた、不法投棄に対しましては、環境パトロールの強化をしましたり、それから監視カメラを設置したりしまして、このことにつきましては対応をしているところございまして、年次的には不法投棄につきましても減少しているところでございます。

志布志モデルにつきまして、志布志に平成25年度において訪れた方が307名でございます。宿泊を伴って来られておりますので、620万円ほどの経済効果が出ているようでございます。

○16番（岩根賢二君） 海外に発信することで志布志に来てもらうということで、かなり経済効果が出てきているんだということのお答えのようございしますが、これについては費用対効果といえますか、その辺の計算はできてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ごみの資源化に伴いまして、その資源化されたものを販売したりするわけでございますが、この資源化の前に、ごみの処理につきまして、市民1人当たり志布志市の場合、一部事務組合負担分を含めまして8,071円かかっておりまして、これは県平均でいきますと1万4,651円、全国の平均でいきますと1万6,103円ということでございます。そのようなことで、ざっと半分程度で費用としては、1人当たりで済んでいるということでございますので、その額を市民に掛けますと、大体1億3,500万円ほど、この分については全国平均からすると市民の皆さん方の御協力のたまものによりまして、経費が安くなっているということでございます。

○市民環境課長（西川順一君） このフィジーとかサモアを中心としたそういうJICAの事業につきましては、その経費につきましては全額JICAの方から賄ってもらっているというようなことであります。よろしく申し上げます。

○16番（岩根賢二君） 全額ですか。

○市民環境課長（西川順一君） すみません、1,000万円ほどの予算でしたけれども、50万円か80万円程度一般財源をつぎ込んでおります。よろしく申し上げます。

○16番（岩根賢二君） JICAの取り組みについてはよく分かりましたけれども、最近ですね、よく例えば転入者の方が分別の仕方が全く分からない、分からないというか難しいという声を聞

くんですよ、極端な話、そういう人が本当にあったかどうか分かりませんが、もう分別が難しいから志布志を出ていくという方もあったと聞いているんですよ。ですから、そこの分別が難しいと考えている人に対して何か支援策は考えていないのか、先ほどは介護者に対してということでしたけどもね、介護者は体が動かないからみたいなことだと思うんですが、分別そのものが難しいから何とかしてくれんどかいという人については、何か考えてないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業の取り組みを開始しまして、もう10年以上経過するところでございます。だいたい市民の方々に定着しているというふうには思っているところでございますが、問題点が二つございまして、今お話がありましたように、だんだん高齢化してきて分別すること自体が困難になってきているという方が増えてきていると。そしてまた、外来の方々につきましては、なかなかそのことについて理解がされないので、その理解を深めるためにはどうすればいいかということがあるかと思えます。そのような方々に対しましても、改めて原点に戻りまして、来年度でございまして、同じ時間に教えあってという運動をもう1回取り組みをしまして、情報を共有して対策を講じてまいりたいというふうには考えているところでございます。

そしてまた、高齢者の困難者に対しましては、ごみ出し困難隊が設置されていますので、そのことについては、更に広報を広めまして利用できる方を増やしていければというふうには思うところでございますが、このことにつきましては、先ほど申しました同じ時間に教えあってということにつきましては、啓発活動も同時に行いまして環境学習会をしていただいたところにつきましては、補助金をお支払いするというのも重ねて取り組みをしていながら、この分別収集に対する認識を深めていただく取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 今、同じ時間帯にと言われました。集まって。志布志のアピアのところでやってるあれのことですか、例えば。

○市長（本田修一君） はじめに集落の担当者を決めていただいて、指導していただいたあの事業でございまして、また改めてそれぞれのごみステーションでそのような形の取り組みをしてまいりたいということでございます。

○16番（岩根賢二君） 原点に戻ってという意味でおっしゃったわけですね、はい、それはそれでやってもらいたいと思いますが、今の市長の答弁の中にですね、「ごみ出し困難者」とおっしゃいましたよね、私が聞いているのは、分別困難者なんですよ、あるときに私が環境の方に相談をしたことがありました。「ごみ出しがちょっとできない人がいるんだけど、何とかしてくれんどかい」と言ったら、「それはちゃんと分別してありますか、分別してなかったら回収はしませんよ」と、こういう答えだったの、だからその前の分別を何とかしてほしいという、そういう声に対しての答えはないのかということでございます。

○市民環境課長（西川順一君） ごみ分別が困難な方という、本当そういう方はたくさん高齢化になってくると、いらっしゃるのかなと思っております。だけど今市長が回答したとおりですね、同じ時間にきれいに洗って持ってきて、そこで教えあって、そして確実なごみ出しをしようねと

いうことを基本に、今年はまた、もっとそういう声があること自体、私たちが足を運ぶことが足りなかったのかなと思っているところであります。それを今年また原点に戻って、それやっぺいこうと思っていますけれども、要はそういう分別が分からないとか、そういうことがあったときには、私たちが何回か職員で行って、これはこうするんだよ、これはこうするんだよという指導はしているところであります。今、実際ごみ分別お助け隊というような予算を組んでおりますけれども、去年、今年と、その発動はなかったところでありまして、私たち職員で行って指導はしているというような状況であります。以上です。

○16番（岩根賢二君） じゃあ、まあ要望があれば出ていって指導をいたしますよということですね、はい。

それでしたら、不法投棄についてお聞きしますけれども、不法投棄が先ほどはだんだん減っているということでしたね、数字的にはどのような形なんですか。

○市民環境課長（西川順一君） 市内を毎日4台の車で不法投棄パトロールを行っていますが、18年度の途中から行いました。その量が出てますが、ちょっと申し上げます。19年度は1万2,615kgありましたが、昨年度、平成24年度は58%の7,366kgであります。そして、平成23年度は66%の8,327kgでありました。今年、昨日現在で55%の6,925kgというような回収率になっています。なお、この約70%は、また分別をして資源ごみということになっております。以上です。

○16番（岩根賢二君） たしかに減ってきているということは確認ができましたけれども、70%が資源化できたということですよ、逆に言えば分別をせずに放棄しているということですよ、資源にならないようなごみじゃなくて資源になるようなごみが捨ててあるということは、不法投棄は分別をめんどくさがっている人が投棄するのかなと思うわけですね。だから、その点について何か対策はないのかな、まあもちろん不法投棄をするような人は分別の仕方を教えてくれとは言わないのかも分かりませんが、そこら辺については何か策はないですか。

○市民環境課長（西川順一君） このごみの排出については、本当この利便性の追求と、あるいは、この「面倒くさいのススメ」と、そのせめぎ合いだと思ってるんですよ。それで、私たち、よく市外からの研修に来たりされますけれども、最初、この志布志市のごみの推移、ごみの量の埋立ごみとリサイクルごみの量の推移をグラフをまず見せるんですけども、皆さん驚かれるわけですよ、何でこんなことができたんですかということで非常に驚かれます。それで、いやこれはやはり市民の協力があつたからこそですよ、ということをまず話を始めて志布志の取り組みを紹介していくんですけども、やはりその中で一番感じるのは、やはり私たちが進めたいというこのごみの施策を本当に市民一人一人に語っていくということがやっぱり大切なのかなということで、本当そのことが大切だなと思っています。それで今後、今年はまた、先ほどから「原点に戻って」という言葉を何回も使っておりますけれども、やはり私たちはこういうことを進めたいんだということで、改めてもう1回今のこの廃棄物の現状、そういう分別をめんどくさくて分別をなかなかされない方に対して、しっかりとまたもう1回話をしていきたいというふうに考えております。

また、分別ができない人という方もいらっしゃると思います。そういう方については、やはりそういう関係者とのそういう会議を開いて、そして自助、共助、そしてまず自助、共助ということをやっていきましょねと、そしてそれができないんだったら公助ということも、そういうその人に合った段階的な、そういう取り組みはできないかなということで、もう1回原点に返って、やっていこうということをして課内、あるいは関係者で、そういうことを話し合っているところでもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

○16番（岩根賢二君） まあコツコツやるしかないのかなという気はしますが、今志布志のアピア前の駐車場でやっている収集がありますよね、資源ごみの、あれは中身はどういう形になっているんですか、どういう方が持ち込んで、どういう分け方をしているのか。

○市民環境課長（西川順一君） あそこは毎月第1・第3土曜日7時から1時までで、衛生自治会に加入していらっしゃるという方を中心にして、あそこを開設しているところではありますが、今、資源ごみが月1回ということ、あそこは資源ごみの回収場所です。資源ごみは月1回収取ですので、アパート住まいの方とかいう方なんかは、ちょっと部屋が狭かったりして、そこに持って、衛生自治会に入っているけれども、そこが利用しやすいということで、そういう方も持って来られるというのが現状であります。

○16番（岩根賢二君） 地域は。

○市民環境課長（西川順一君） 地域につきましては、志布志地区を中心に今持って来ていらっしゃるんですが、当然有明町あるいは松山町からも持って来られると思います。以上です。

○16番（岩根賢二君） 取り組みはしなければいけないなというのは分かっているんですが、最近、アピアの買い物に来られる方等に対して、若干迷惑といいますか、買い物に来た方にとっては何かこう、なじめないなというようなところがあるので、「場所を変えてもらえないかな」という声を聞いたことがあるんですが、そのような声は執行部の方には届いてないですか。

○市民環境課長（西川順一君） 届いておりません。

○16番（岩根賢二君） 私が耳にしたところによるとそういう声があって、場所を有明の南部消防署がありましたよね、あその土地の利用方法として考えてもらえないかなという声がありましたが、今そのことを聞いて市長どうですか、考えてみようかなと思いました。

○市長（本田修一君） 私、市長になるときに、そのアピア前の駐車場で1・3土曜日の午後1時ぐらいまで資源ごみの収集をしているということを聞きまして見に行きました。次から次に市民の方々が黙々と、きちんと持って来られるんですね、そのことを見て本当に私はびっくりして感激しました。これが志布志のいわゆる資源ごみの回収、そしてまた、そこに持って来られることは原則としまして、自治会未加入の方と、自治会の方々はそれぞれの集落のステーションに持って来られるわけですね、自治会未加入の方でもそういったことが協力してもらえるまちなんだということを知りまして、本当に志布志市はすごいんだなというふうに思ったんですよ。だから、私いろんな方が来られるとき、ぜひその光景を見てくださいますよ、1・3土曜日の午前中、そういった市民の共生・協働の取り組みがありますので、志布志のこと知りたいん

だったら、ぜひそれを見てくださいと、すごい光景ですよと。そして、そのことでもって、先ほど言いましたように志布志市はごみの資源化率が市の単位でのナンバーワンになってると、そしてまた、経費も随分と削減されてきてると、そしてまた、そのことが他のまちづくりの事業についても非常にいい形で展開してきてるんだということをお話し申し上げているところであります。そういうことで、私としましては、このアピアの前の資源ごみの回収につきましては、みんなに見てもらいたいと、そして、中にはですね、分別されてないごみが前夜に持ち込まれてるということもあったようでした。そのことについても、対策、対応をしまして、今無いようですので、言えば、私どもの資源ごみ回収のメッカとまでは言えないかもしれませんが、そういうものに相当するようなものじゃないかなというふうに思いますので、このアピアについては皆さん方、更に協力していただけるような資源ごみの回収の場所にしていきたいと。そしてまた、それがアピアに買い物に来られる方に対しまして、御不便をおかけしているとなれば、そのことについては、もう少し内容を精査させていただきまして、買い物客についても、そのことについては理解していただく、そしてまた、本当に支障があれば何らかの別な対応策を考えてまいりたいというふうには思うところでございます。

南部消防署跡地につきましては、今その活用については、地域の公民館を中心に検討しているところでございますので、その中で、そのことについても意見が出ているようでございます。また、協議を重ねながら解決してまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 私もアピア前の回収の状況は何回か見たことはあります。まあ確かにすごいなと思っております。ですから、さっき申し上げましたように、買い物客に対してどうかなということも考えていただいて、南部消防署のことと併せて、また検討を加えていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。あいさつ日本一の市役所について、このことについては、以前から取り組みがなされております。随分浸透していると思いますが、市長の考えておられる日本一にもう到達しているとお考えでしょうか。昨日は、アンケートの結果「良い」と「普通」で82.9%ということでしたが、市長、これはあくまでもアンケートの結果でありまして、市長自身はどのような感触を持っておられるかお聞きしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

あいさつ日本一の市役所を目指すこれまでの取り組みにつきましては、始業時のあいさつ運動の継続実践はもとより、本庁、各支所の課長補佐を中心に接遇向上委員会を設置しまして、接遇向上マニュアルの策定、来庁者向けの接遇アンケート及び職員向けの接遇の基本確認チェックを実施し、その結果を委員会で分析し、窓口サービス向上に対する取り組み案等を協議しているところです。また、その結果を全職員で共有し、より一層の接遇向上を図っているところであります。

この2年間あいさつ日本一の市役所を目指して取り組んできましたが、アンケートの結果等を見ても、着実に改善されてきていると感じてきていると思っておりますが、さらなる向上を図っ

ていく必要があるというふうには考えております。

○教育長（和田幸一郎君） あいさつ日本一の市役所を目指した取り組みにつきまして、教育委員会におきましても市長部局と一体となって取り組んでいるところでございます。

始業前のラジオ体操に始まり、あいさつ運動を全員で唱和し、執務に取りかかるようにしているところでございます。

このほか、窓口での対応や電話での対応など、多岐にわたる接遇の基本項目がございまして、それらを一つ一つ着実に実践できるよう各職員が自覚を持って取り組むよう指導してまいりたいと思っております。併せて、来客の多い学校においても、あいさつや電話対応等、基本的な接遇の大切さについて指導し、信頼できる学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

○16番（岩根賢二君） 市長の答弁書を見ながら言われましたけれども、市長の感覚としてですよ、日本一に近づいてきたなど、考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

正直申し上げまして、日本一には程遠いと思っております。ただ、取り組みを始めまして随分向上してきたというふうには思っております。私が日本一というふうになったというふうにするのは、どういった状況かと言いますと、アンケートを今とっているところでございますが、アンケートにおいていろいろ御指導を受けるような回答があります。ご不興を得られている回答があります。そしてまた、手厳しいのは、「とてもできそうもない日本一なんて掲げるな」というふうに書いてあります。そのような御指摘、指導を受けるようなアンケートの結果がなくなるということは当然なわけですが、逆によくやっているねと、あの部署のあの人はすごく良かったよというような褒めの言葉がたくさんアンケートの結果として出るような接遇アンケートの結果が得られれば、その時には日本一に近づいてきたのかなということに言えるというふうには、今のところでは思っているところでございます。

○16番（岩根賢二君） まだまだ程遠いという言葉がありましたけれども、市民の声はアンケートに反映されているでしょうけれども、まだまだ程遠いなというのが私の感じではですよ、そういうことですので、更に進めていっていただきたいと思っておりますが、最近カウンターに置いてある三角すいがありますね、あれの中に書いてある「日本一のあいさつの市役所」というのが、どっか見えにくくなってるんですよ、ほかの面がこう出してある。まあそういうところもありますのでね、まあそこは意識的にじゃないでしょうけど、たまたま私が見たのがそうなってるのかなと思っておりますが、恥ずかしいから、もう隠しておこうかなという、そういうことかなと、私自身は思っているわけですが、隣の大崎町役場に非常に元気のいいあいさつをする職員が、市長は御存知ですね、あれを見て市長、見てという失礼な言い方ですけど、あれを御覧になって、市長どうですか、ああいう職員が増えたらいいなと思いませんでしたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

———すごくテキパキと速やかに、にこやかに対応してくださるということですが、本当にび

つくりするところであります。

私どもの職員につきましても、その職員を見学に、あるいは研修に行かせたいなというふうには思っているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 私が今、一遍見学に行かせたらどうですかと言おうとしたんですが、行かせるということですので、ぜひですね、良いことは見習ってほしいなと思います。

今、不思議に感じておられる方はたくさんいらっしゃると思いますが、あの場面に遭遇すればですね、やはりこういう職員はいいなあと思いますよね。

それと、これはあいさつに限らずということだと思うんですが、最近就任をされた鹿屋市の中西新市長が「日本一の市役所にしたい」と抱負を述べておられました。市長は御存知なかったですか。そのことについて、日本一を競うということになるわけですが、どうですか、どのようなお気持ちでしょうか。

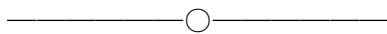
○市長（本田修一君） 日本一の市役所を目指すという言葉は知っていましたが、じゃあ何の日本一なのかということについては、私はまだ中西市長からお伺いしていないところで、その何の、どんな部門で日本一を目指すのかということをお聞きしまして、そのことを目指すなら、それはまず志布志に勝たなければ駄目ですね、ということのお話をしたいなというふうに思います。

○16番（岩根賢二君） まあ、これはたわいもない話ですが、ある通りに商店が並んでいるところで、あるお店が「日本一のお店です」と看板を掲げました。その次のお店は「世界一」とうたいました。じゃあ3番目のお店はどうしたらいいですか。

○市長（本田修一君） 世界一の次にちょっと思い浮かびません。

○16番（岩根賢二君） その答えは、「この通りで一番」と、この通りの一番であれば世界一にも勝てるということですよ。そういう意味で、私は鹿屋市とも競ってはほしいと思うんですが、「志布志を追い越さないと日本一にはなれないですよ」と市長はおっしゃいましたけれども、この地域で大崎も含めて、この地域で一番になることを目指してほしいなということを申し上げて質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時08分 散会

平成26年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成26年3月12日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

日程第3 議案第29号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

出席議員氏名（18名）

1 番 市ヶ谷 孝	3 番 野 村 広 志
4 番 八 代 誠	5 番 小 辻 一 海
6 番 持 留 忠 義	7 番 平 野 栄 作
8 番 西江園 明	9 番 丸 山 一
10 番 玉 垣 大二郎	11 番 鶴 迫 京 子
12 番 毛 野 了	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	16 番 岩 根 賢 二
17 番 東 宏 二	18 番 小 園 義 行
19 番 上 村 環	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（2名）

2 番 青 山 浩 二	15 番 金 子 光 博
-------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時15分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。



○議長（上村 環君） 市長より発言の取り消しの申し出がありますので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

3月11日の岩根議員のあいさつ日本一の市役所についての一般質問についての答弁の中で一部不適切な表現がございましたので、発言の取り消しをお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

2月に行われました選挙で住民の皆様方にいろいろなお訴えをさせていただきました。そして、たくさんの御支持をいただいて、また、ここで市長はじめスタッフの皆さんと志布志市の将来に向かってのまちづくりについて議論をできる場に押し上げていただいたことに心から感謝しております。私たち議員は4年間の任期の中で、私に投票してくださいとお訴えをして4年間全力を挙げて頑張る。それが、住民の負託に応えるという意味だろうと私は思います。年間わずか4回の議会。たった4時間でございます。4年間を合わせますと16時間しか皆さん方に本会議場で伝える機会はないわけでありまして。いつも住民の皆さんの立場にたって、まちづくりを進めていく。そういった思いを再度新たにして、今ここに立っているところでございます。

国の状況をみますと安倍総理大臣が、まさに戦争をするような国にどんどんしていく、俺が総理大臣だと、あの委員会でのやり取りを見てまして、本当に大変な状況だなと、そういう思いがします。

本田市長も3期目の当選をされて、これから4年間市政運営を担っていかれるわけですが、先ほどもありましたように、この議会わずか1週間もない中で、発言の訂正、撤回、そういったものが度々ございます。これはまさに言葉というのは、その人の内面、それが出ているのではないかというふうに思うところでありまして。もっと私たち、私も含めて、謙虚であるというのが私は大事なことだというふうに思います。そうした立場で、市長も当然スタッフの皆さんもそうです

が、謙虚に住民の皆さんの負託に応える。そういった責任を果たすというのが、私はとても大事だろうというふうに思います。冒頭にそのことを市長に申し、質問を続けて順次していきたいというふうに思います。

まず、政治姿勢についてということで通告をしました。

市長は、今回3回目の選挙をされたわけですが、選挙公約で市庁舎の問題について、新市庁舎建設移転問題についてということで、現在の位置にこだわるものではありません。というふうにマニフェストの中で述べられております。私は8年間合併後一貫して本庁舎を志布志の支所に移してまちづくりを進めていく、まちづくりの発信の拠点としてすべきだということで、地方自治法の立場や住民の皆さん方から寄せられる意見に基づいて、市長とやり取りをしてきました。一進一退でございます。でも今回初めてマニフェストに新市庁舎建設移転問題についてということで、「志布志市が誕生して間もなく10年になります。そろそろ再考してもいい時期かもしれません。先の市議会質問でもお答えしましたが、その機運が満ちてきたら、市民の総意に沿って議論すべきと考えます」と、「私自身決して現在の位置にこだわるものではありません」という、私から見たら踏み込んだマニフェストになったなど、お約束に住民の皆さんとされたなどというふうに思っております。そうした中で、この考え、真意はどこにあるのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

志布志市が誕生して本庁を有明町に置き、本庁と支所との機能分担の見直しと、本庁への機能集約を推進し、常に住民の視点に立った公平なサービスに努めてまいりました。その間、議会一般質問の中で、本庁舎の位置や支所の在り方等についての質疑に対しまして、現状を維持していくという方針の中で、私の思いをお伝えしてまいりました。

また、今回の市長選挙の折に本庁舎機能を志布志支所に移転することを公約に掲げた候補者もありましたが、私自身は今までお答えしてきておりますとおり、本庁舎の位置を未来永劫この地に考えているわけではないということでございます。今後、社会情勢の変化や、それぞれの庁舎の耐用年数等を考慮し、事務所の在り方について検討が必要となった場合、すなわち、市民の機運が満ちてきましたら、市民アンケートを実施して、アンケートを通じて意見集約を行いながら、将来の事務所の位置や庁舎の利用方式について協議していきたいと考えているところでございます。

○18番（小園義行君） 住民の皆さんの機運が高まればそうなんだということですね、でも役所というところは非常にですよ、トップがその立場に立たないとなかなか難しいじゃないですか。そういうことを私も20数年議員をさせていただいてますが、感じております。なぜなら、トップが執行権を持ってるんですよ、私たちはそれないわけですよ、そういった立場からしたときに、トップである首長がどういった立場に立つのかということが大きく住民の皆さんの機運を高めるとかいうことも含めて、左右していくというふうに思います。そういった中で、私はこの

選挙戦の中で、一日30数箇所街頭でお訴えをさせていただきました。市長も当然そうされてましたね、ポイントでね。僕はその中で、あなた以外の方が、約、あなたと同じぐらいの票数をいただいている、批判票がそれだけあるということですよ、そのことと併せて、本庁機能を志布志へとか、本庁舎を志布志へとか、そういったことを掲げられた方々もそれなりに得票されて大いに検討されたらと、その思いは私から見たら五分と五分だなというふうに思ったところです。実際にそれは、そういうことをアンケートなりやらないといかんでしょうけどね。でもトップがどういう立場に立つかということで、私はあるわけですが、私自身お訴えをさせていただく中で感じたんですね、今回の所信表明も私は本庁に向かって人や物の往来がどんどん盛んになる、そういったような所信表明でもないし、これまでの振興計画も一言もそのことには触れてないんですね、やっぱり重要港湾である志布志港を中心として、中心商店街の形成や、それを支える背後地の農業、漁業、商業の振興を発展していくというのが、志布志市の振興計画の大きな視点であります。この市長が掲げられましたこの所信表明、どこを見ても本庁を発信拠点にして、人と物の往来がどんどん激しくなるような、そういったものには一言も触れてないんですよ。やっぱり港を中心にしたそのことをあなた自身も認識をされてる。もし、やっぱり本庁がここですとされるのであれば、その発信拠点としてここに本庁を置いて、振興計画の中や所信表明の中にもうたうべきですよ、うたってないですね。そういうことと、今回のマニフェストとの関係で、あなたはこういうふうに、そのことを思っておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併直後、そしてまた、合併いたしまして、1期目、2期目につきましては、合併協議の決定を尊重しながら、本庁舎機能を発揮して、そして市民のサービス向上に努めるということを目指してきたところでございます。そのような中で、庁舎移転についての御議論があるという中で、今お話がありましたように、その本庁舎からいろいろなものや情報が発信していくということについて、私自身は今そのような時代なのだろうかというような懐疑的な考えをいつもいつも持っていたところでございます。すなわち、新しくどんとした庁舎を街部に建てたときに、本当にそこに全てのものが集約されて、そこから発信、物流が始まるのかということ考えたときに、今、行政における分野においては、行政が市民サービスをすべき内容を考えたときに、その機能性というものは、ほとんどにおいて民間の方々が自ら様々な分野で力を発揮され、そして、それぞれの分野が拠点となって、まち全体が進行していくのではないかというふうに、今時代は、なっているのではないかというふうに思うところでございます。そのような観点から考えたときに、今お話がありますように、ある地点に新しい庁舎を建てて、そして、そこから物流、そして情報というものが集約されて、そこから発信が始まって、そして、そこを拠点にまちが動いていくということには、ならないというふうに考えますので、今現在この有明に本庁舎が置かれている現況を考えたときに、先ほど申しましたように合併時のそのような様々な議論があった上での決定というものを尊重して、そして新しい時代に対応するためには常に議論を重ねていかなければならないというところでございますが、そのような意味合いからしまして、10年という節目について

は、新しく議論を始めるには、いい時期になるというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 何も新しい庁舎を志布志町地域につくれということを一言も言ってませんよ、この所信表明でも志布志港を中心にして、いろいろやるんだということを明確に言ってますね、そのことを私は問うてるわけですよ。やっぱり今あるものをちゃんと生かしていくという意味からしたときに、これまでの議会でもそうですが、先の全員協議会でもいろいろ出てましたね、やっぱり今あるものを志布志支所に移して、そこで考えなさいということをそれぞれの議員の方がそれぞれの立場でおっしゃってるじゃないですか。別に新しくどっかに何十億もかけてね、やるということを申してるわけじゃないんですよ。まちづくりの視点として、今あるものを生かすということで、あの本庁を志布志支所に移して、いろいろ考えてやっていこうじゃないかということ、これまで一貫して提案しているわけです。新しいそういうものをつくるっていったって駄目ですよ。まあ仮にですね、そのことを首長が動きだして、あそこにやるよとしたとき、いきなりですよ、何十億もって金できないから、やっぱり施設整備のための、庁舎を造るための、やがては向こうも建て替えとかきますね。そうしたときには、上の高台のいい所に造るために、いわゆる基金をつかって毎年5,000万円なり積み立てていってですよ、そういうことも動き出すわけですよ、現実にはですね、そういうことを考えて、向こうが、もう建て替えの時期にきたねと、じゃあ、その時にはちゃんと上に造るよという防災上の観点からも含めて、今まで仮にそういうことがやっておられた、何億かもう基金として積み立てられて防災上の観点で変えないといけないとかいうことになったときもですよ、当然可能になるという、そういうことをずっと一貫してこれまで言ってきたわけです。あなたが言うように、インターネットがあるからね、山の中に事務所があっというんだと、こういうことにはならんでしょう。やっぱりね、まちの成り立ちというのは、中心市街地を形成し、そして背後地の農業や漁業、商業をちゃんと振興させていくというのが基本ですよ。そうした立場からしたときに、ここには一言もそういうことないし、やっぱり本庁を志布志支所に移してやるべきだというふうに僕はこれまでもずっと言ってきた思想なんです。市長がそういう立場に立てるかどうかということですね。選挙の最終盤、まさに最終盤、志布志のアピアの前で決起集会、最後のですよ、そういうのをされて、街を歩かれましたね、そのことは何を意味していたんですか。

○市長（本田修一君） 最終日において、アピア前で街頭演説を行いまして、その後、上町通りを歩いたところでございます。その時には、前回も前々回もそのような形で選挙戦をやってきたということがございますので、歩いたところでございますが、目的としましては、やはり多くの方々に、私どもの訴えていることを知ってもらうために街頭を歩いたというようなことでございます。

○18番（小園義行君） やはり、そういうことを意識されてるんですね、住民の皆さんがたくさんおられるところにお訴えすると、もちろん松山や有明町地域を軽視しているというふうには思いませんよ、やっぱりあなた自身の中にもそういう中心はやっぱりここだなという思いがあるんだろうなと、私もあなた方が歩かれる前に街中で街頭で数箇所演説させていただきました。そ

ういうのを感じながらね、私は農村部の方には入っていったんですけど、あなた自身もそういうことを心のどっかには今回の選挙戦で感じたはずなんですよ、政治家として。5人も出られるという状況からしたときですね、やっぱり私はね、そのことに正直であって、政治家として勇気を持って方向性を出すべきだというふうに思うんですね。

先ほどの答弁もありましたが、私、このあなたのマニフェストに、これ、とてもいいですよ、これ奥様ですか、ですよ。この写真をね、まさかここに使うと思って、このコスモスロードで撮られたとは市長、思わんですよ。でもね、いい写真ですよ、これ。本当にね、私もビラを作って出しますが、うちのかみさんも一緒に載けて、どうだっていう、ここにはね、とてもこの写真本当にいい、真正面から正直にいい写真です。誰が撮られたか分かりませんがね。これをもって当選したとなれば内助の功ですよ、奥様に僕は拍手ですよ、これ。だけど、もちろんこれもだったでしょう。でも、あなたのこの掲げているこのマニフェストがね、了とされたというふうに思うわけですね。そのことは、ここに一番最後に共産党として本田市長に申し入れもしましたね、マニフェストに庁舎移転の問題を掲げて選挙を戦うべきではありませんかと、それをやりましたね、そのことで初めてここに、この移転問題について、ということもあなたがされました。ここまで踏み込まれましたね、いろんな議員の方々の意見もあって、先ほどの冒頭の答弁でもね、そういうことです。であるならば、やっぱり僕はトップであるべき首長がその立場に立って、ここにもうそろそろ再考してもいい時期かもしれないと、約束されたんですから、この庁舎内でもいいでしょう。その庁舎問題の在り方検討委員会なり、そういったものを立ち上げて、職員の中、そして関係する経済団体とかいろんなところと検討委員会なり立ち上げてやる考えは持てませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併いたしまして、来年が10年目ということになります。一つの節目になろうかと思えます。そしてまた、2020年、あと7年後には、この東九州自動車道、そして都城志布志道路が多分全線開通するんじゃないかなと。そしてまた、東九州自動車道においても志布志から串間・日南に至る路線についても工事が始まっているというようなふうには思うところでございます。

そしてまた、同時に国際バルク戦略港湾の整備に向けて、どのような形になっているか分かりませんが、そのことがかなり前進した形で進められるというふうには思うところでございます。そのような時代に、この志布志市の庁舎がいかにあるべきかということについては、来年10年目、節目でございまして、その準備を始めるためのスタートの地点にはよろしいのではないかなというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 10年を待って、ということではなくて、やはり簡単に、これ結論でませんよ。だから早めに立ち上げて、そういうことを議論していく、職員の皆さんの率直な意見も真摯に受け止めて聞く、そういう在り方検討委員会等々で相当な議論が起こるでしょう。そういうことをするための基になるものがないとやれんわけですね。皆さん本当に言いたいことはいっぱいあると思うんですよ、住民の方も含めてね。ぜひそういったことを、もう来年と言わずに近い

うちにそういうのを立ち上げていくということをみんなの中でね、やっぱり首長がその立場に立たないといかんですよ。合併をして8年ですけど、いろんなことを見直しをしてきましたよね。合併協議会で決まったことも変わってきましたよ、でも、ここだけはなかなか進んでないと、これはね、もうそろそろいいでしょう、これ選挙で約束して、あなたが約束したことを了としたんですからね、ぜひそういった委員会なり立ち上げるというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） ただいま御議論いただいているものにつきましては、本当に大きな課題ということになるかと思えます。

私自身は、今まで答弁を重ねてきたとおり、機運が生じてきたらというようなふうに思っているところであります。そしてまた、同時に10年というのは一つの節目だから、そのことについては、着手してもいい時期というふうには思うことで、そのような表現をさせていただいたところでございます。来年度にするのか、再来年度にするのかについては、まだ私自身が内部でも協議をしておりますので、ここでお答えすることはできませんが、そのようなことで、近いうちには始めてまいりたいというふうに御理解いただければというふうに思えます。

○18番（小園義行君） 民主党政権の時、近いうちと、そのことをね、そういうへたなやり取りをしたとは思いません。ぜひですね、近いうちということで、まあ常識的に考えると、そういうことですよ。そのことで、ぜひですね、これ役所の中をはじめとして、そういうものを立ち上げていただいて議論を大いにしてやっていただきたい。応援しますよ、本当に、そういった意味で、今市長の方から「近いうちに、そういったものを立ち上げてやりたい」という答弁がありましたので了としたいと思います。ぜひですね、これ、約束は重たいですよ、これ。これであなたに約9,000、1万弱の人が投票して、3期目も市長に任せて良いというふうにされたんですからね、これを着実にですよ、含めてやっていただきたい。今の答弁で、この庁舎移転の問題については、今の答弁で終わりたいと思えます。

次に、児童福祉についてということで、質問をしますが、今回のこの4項目は、これまで議会の中でも取り上げてきました。そして、選挙の中でも住民の皆さん方に、こういうふうにして、私は取り組みたいと思えます。ぜひ議会に押し上げてくださいということで、お約束をしてきてるものだけでございますので、次にいきたいと思えます。

子ども医療費助成事業を現在中学校卒業までということですが、これを高校卒業まで広げてやる考えはありませんかということなんです。このことについては、市長が、これまでの議会の中で、南大隅町が18歳までやってる、それを上回るものを考えているという、そういう答弁がやり取りの中で最後ですね、やっぱりこれ安心して学業に専念できるということが、そのためにも、ぜひやっていただきたいと、教育委員会サイドは義務教育ではないけれども、という答弁がこれまでであるわけですね。

今回、この子ども医療費助成事業、これ所信表明の中では少し言葉が悪いんですけど、後退してるとは私も思いませんよ。最後のところで、「健康増進運動の成果や医療費の推移を見ながら判断してまいりたい」ということですが、このことも、このマニフェストの1番目に市長は掲げて

るんですね。高校生までの医療費を無料にして、子育て日本一のまちへというふうにあなたがお約束をされております。ぜひですね、ここについては後退してるというふうに思わんですけど、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子ども医療費の助成につきましては、平成22年度の10月診療分から対象年齢を中学校修了前までに引き上げ、平成23年度から全額助成を行っております。現在、中学生までの医療費全額助成のほか、出産祝い金の支給や保育料を国が定めた基準の約6割に設定するなど、市独自の子育て支援を行い、子育て日本一のまちづくりを目指しております。県内にも18歳までの医療費助成を実施している自治体もあるということから、今後も引き続き他の自治体の実施状況の情報収集を行いながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

今回の所信表明の内容につきましては、その後、少し状況等が厳しい状況が担当より示されましたので、そのことの改善策が見いだせればマニフェストに掲げた事項については速やかに対応してまいりたいという気持ちでございます。

○18番（小園義行君） この間の医療費の伸びが当局の思っていたものよりもちょっと伸びちゃったということで、ちょっと慎重になってるんですね、それは大事なことだと思います。これまで市長は、これもおっしゃってるんですね、「財源の確保ができれば」ということでありましてね、財源もお示ししましたね、こちらがね。そこで税務課長にちょっとお聞きしますが、年少扶養控除、特定扶養控除の今年度のいわゆる控除が廃止になったことの増収分というのをどれぐらい、まだまだ議論していませんのでね、委員会で、どれぐらい見込んでおられるんですか。

○税務課長（上原 登君） 年少扶養控除、特定扶養控除の24年度の所得に伴います申告について、25年度で試算をしたところでは、年少扶養控除の増収分が約5,600万円ほど、特定扶養控除の増収分が210万円ほど、年少・特定合わせて630万円ほど、合計で6,400万円ほど収入が増になっている状況ということでございます。

○18番（小園義行君） 今確定申告の時期ですよ、それぞれされるんでしょう。でも実際は子供を持つてる22歳までのね、家庭が、これ、増収になって、いわゆる負担が増えたという意味ですよ。その人たちが控除が廃止になって負担が増えたわけですね、高校生まで医療費を無料にしたらどうですかというのは、仮に26年度も当然そういう方向でいくわけですが、6,400万円を負担したのは、高校生まで、子供を持つてる親の負担が増えたんですよ、市長。そのお金は今税務課長の方からありますように6,400万円も増収になってるというこの現実ですね、ここをですよ、少し考えていただくと、これは一般財源に入るわけですが、ぜひ6,400万円全部要らないですよ、これ、恐らく高校生まで増やしたとしてもですね。だから医療費の伸びだとか、それが心配でこういうことになってると、それは大事なことだと私も思います。でも、この年少扶養控除と特定扶養控除が廃止になった家庭が負担した分がこれだけ増えると、だから、そこにお金を少し返してあげたらいかがですかということ言ってるんですよ。だから、今回の所信表明で、当初というか骨格予算みたいなものというふうに理解して6月で、それがどんと出てくるのかねというふう

に思ったものですからですけど、現実はその増収分というのは、これ間違いなく税務課長、今年度も増収ですよ。

○財務課長（野村不二生君） ただいまの年少扶養控除の廃止に伴います市民税の増額については税務課長が申したとおりでございます。しかし、その関係で交付税等は税金が伸びる分75%程度が交付税は減額ということになっていきます。

全体的な一般財源の推移を見ますと、年少扶養控除で増えた分に相当する額、相当額が市の一般財源としては減額になっているところでございます。

○18番（小園義行君） それはさ、国のシステムでそうでしょう。でも現実に負担している家庭はそういうことですよ、そのことに対して、じゃあ何かの手だてをしてやれよっていうふうに思いたくありませんか。だから、そういう意味で今回6月で出てくるのかなとは思ったんですけど、今回少し後退しているという状況があって、まあ決算を最終的に見ないといかんですけどね。そこについては、後退という意味では僕は理解したくないわけですよ、このことはね。南大隅町、当然やってますけど、一部負担があったりしていますが、曾於市、18歳までね、やると言っても五位塚剛新市長が今回の中で可決してますよね、新聞報道でもありました。ああさすがだなというふうに思ったところです。いわゆる子育て支援日本一のまちをね、掲げてるまちとしては、ちょっと乗り遅れちゃったのかね、というふうに思うけれども、市長の思いとしてはそれは変わりませんよね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、医療費の伸び等がございまして、少し環境が変わってきたということがございました。そのことにつきまして、それではどのような改善が可能かということ、そしてまた、いつもいつもお話しておりますように、医療費の伸びをなるべく抑えましようよと、そのために健康増進運動を取り組みましようよということを市民の方々にお訴えしていきたいと、そして、このことがされないとすれば、平成27年度において国保の税率の改定をしなければならぬかもしれませんよということもお話申し上げていきたいなというふうに今思うところでございます。そのような状況でございますので、そのことが27年度において国保の税率の改定がされないような状況がきちっと、私どもが提示できれば、そのことについては前向きに取り組めるという環境になるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） ちょっと教えてください。何が、その医療費伸びたんですか。

○保健課長（若松光正君） 医療費の平成25年度の状況でございますが、7、8、9月レセプトの件数、そして医療費等が10%前後伸びてきたところでございます。これにつきましては、25年度、非常にこの夏場猛暑だったということ、それともう一つは健診の受診時期を早めました。その受診後の病院受診ということで件数等が増えてきたものと思っております。

○18番（小園義行君） 今聞かれたとおりですよ、医療費というのは上下するんですよ、だから僕は20何年議員してますけど、当局がいつも5%伸びを予想してってということで、特にインフルエンザが急激になってっていう、そういうことがですね、過去に起きたことが1回もないです

ね、正直言って、医療費の算定の仕方ですよ、それはね、当然そこは見込んでいるわけで、最初から1%だとみてたら当然それね、上がっちゃうじゃないですか。大体5%のところっていう提案ですよ。それからしたら想定内なんですよ、それも。そういうことも含めてね、これやっぱりこのことをどういうふうに子ども医療費の助成を高校卒業まで広げるかということの意味と、その皆さん方が医療費の伸びがうんぬんってここで書かれているけど、それは当然想定内の中で、私たちに議会に提案がされている状況だというふうに僕は理解しています。よっぽどのことがない限り、それが予想を上回ってですね、8%も9%も医療費が伸びたということは、これまで23年私も議員をさせていただいてますが、ほとんどないですよ。それが当局のいわゆる医療費に関してということでの考え方だというふうに僕は思ってますがね。それは想定内なんですよ、だからぜひそういった意味ではですね、この高校卒業まで、6月になると、当然また状況変わってしまう、これが。そのことを含めてね、私自身はあなた自身が、そういうことも想定して、ここにはマニフェストとして掲げられているというふうに思いますのでね、6月のそういったことも含めてもう1回、当初の考え方と、これまでの議会に答弁してきたことと変わってないと、その思いはそこにあるんだということは理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どものまちは、健康増進運動に一生懸命取り組んでいただきまして、結果としまして、鹿児島県の本土で国保の医療費が一番安いまち、そしてまた、後期高齢者の医療費につきましても1人当たりが一番安いまちになっているということについては、本当に感謝申し上げたいと思います。そして、相対的に医療費の伸び全体の伸びが1%あるいは3%までで収まってきているということにつきましては、素晴らしい成果だというふうに思っています。これらのものがあつたからこそ、私自身はマニフェストの中でも高校生までの医療費の無料化というものは取り組めるまちですよ、ということのお話を申し上げたところでございます。

ただ、その後ですね、先ほどから言いますように少し状況の変化がございましたので、少しそのことについては精査しまして、そしてきちっと改善策がとられるということがあればマニフェストどおり、平成26年度から取り組みを開始したいという気持ちは変わらないところでございます。

○18番（小園義行君） はい、ぜひですね、そういう立場は変わってないんだということで理解をします。6月の議会まではですよ、若干そういうことも出てくるでしょうから、そういうふうに市長の考えは変わってないんだというふうに理解をしてこのことについては終わりにします。

次に、障がいを抱えている児童の放課後児童健全育成事業の在り方を問うということで通告しました。今、通称「学童保育」というふうに今は言うわけですが、正式名称はこういうことですが、この障がいを抱えているというだけじゃなくて、放課後健全育成事業が現在どういう状況で実施されてるのかということの実情を報告してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、本市でも現在市内17か所で実施しており、平成26年2月1

日現在で市内の児童463名が利用しております。平成27年4月から始まる予定の子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブにつきましては、小学6年生まで利用対象が拡大され、国の示した設置基準を踏まえながら、平成26年度中に市が設置基準を条例で制定する予定でございます。条例の中で、障がいを抱える児童が安心して利用できる放課後児童クラブとなるよう子ども・子育て会議だけでなく、保護者や放課後児童クラブ運営事業者とともに協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、小学校児童の環境整備に関することでございますので、教育委員会との連携も図ってまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） 先の補正予算の審議の中でも保育所入所の児童が増えているということで補正がされましたね。その中で、今市長が答弁があったとおりでありますが、そういうことだろうと、その中で障がいを抱えている子供たちも同じ、いわゆるそういう児童健全育成事業の中に入って放課後を過ごすわけですね、実際そういう実態になってるんですかね。

○福祉課長（福岡勇市君） 全体の利用者につきましては、市長が答弁したとおりでございます。市内の児童クラブで障がいを抱える児童の受け入れ態勢ということだと思いますけれども、現在の状況でありますけれども、数名の方がこの児童クラブの利用者でございます。以上です。

○18番（小園義行君） 今、実情は課長が答弁したとおりにされてるんでしょう。学校ではですよ、そういう障がいを抱えている子供は特別支援学級、支援学校、そういったところに行かれて、普通の学校を望んでおられるお父様お母様がいたら、特別支援学級に在籍して学校で生活するわけですね。

教育長、今お聞きになって放課後児童健全育成事業だと、いわゆる障がいを抱えてない子供と一緒に、そこで夕方お父様お母様がお帰りになるまで一緒に生活をしていくと、このことについては教育委員会としてはどういうふうな受け止め方ですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 児童クラブで学ぶ子供たちというのは、経済的な家庭、昼間家庭で面倒みれない子供たちとか、家庭の事情でどうしても放課後面倒みれない子供たちが行くわけですが、そういう中で、学童の中で、障がいのある子供と障がいのない子供と一緒に学ぶというのは、ある意味非常に意味のあることだと思っています。とも申しますのは、障がいのある子供たちにとってみればなかなかそういう集団の生活の場というのが与えられてないところがありますので、集団生活の中で障がいのある子供とない子供と一緒に学ぶことによって社会性とか、それからいろんなことを学ぶことができますし、逆に今度は障がいのない子供たちにとってみても、やっぱり障がいのある子供たちの理解が深まっていくし、そしてまた思いやりとか優しさとか、そういうのが育っていくことができますので、教育の中では交流教育と言いますか、交流学習、そういうことは積極的にいろんな場で進めていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

○18番（小園義行君） 私も長男が知的障がいがありまして、36年そのことと向き合ってます。地域で育てていくということで学校に入る、保育所に入る、学校に入る、中学校に上がる、いろ

んな経験をしてきています。そういった意味で、今教育長がおっしゃるのは全くそのとおりですよ。でも学校教育の中で障がいを抱えている子供は普通の学級に在籍して、そしてお父様お母様の了解があり、特別支援学級へ入級すると、そして通級で交流しながらやっていると。当然そういうことですよ。その中でね、学童保育も、じゃあ学校教育ではそういうことができず学童保育は交流するんだからいいんだというね、そういうことで果たしていいのかということも少し親とするとするわけですよ。今、教育長がおっしゃることは、全くよく分かりますよ、そのとおりだと思います。

そこで、この障がいを抱えている子供をお持ちのお父さんお母さん、仕事に行くからこの学童保育、いわゆる放課後健全育成事業にお願いするわけですね。ここで日常のウイークデーとか、これはまあいいでしょう、夏休みがきますね、長期間ですよ。その時に、そこにずっと一日いるわけですよ、ここであるように、夏休み8月は7,000円お支払いになるわけですけど、一日いる、そういったときに、先ほど教育長がおっしゃったようなことが、1か月のことだからいいよということではなくて、やっぱりそういう子供たちのいわゆる40人の中に1人障がいを抱えている子供がいると、僕は自分の息子ではありましたが、学校でほっとして学べるそういうところが必要だなと思ったから、当時は仲良し学級って行ってましたよ、そこをお願いをして障がいを抱えている子供たちの担任の先生がいて授業をして、今うちの子供もきちんとそれなりの力をつけて社会に出て仕事をしてます。今回、この問題を取り上げるにあたって、27年からは条例でつくらないといけなくなりましたね、子ども・子育て、そういう支援の関係でね。お父様お母様が8時からの仕事のときにですね、夏休みの期間ほとんどを今の放課後健全育成事業は8時に変わってますね。そのことで自分が8時から仕事だと障がいを抱えている子供をそこにですよ、10、20分ここで待っててねって、先生が来られるのを待っててねという、そういったことも現実にあるわけですね。

そこで、私が問いたいのは、そうした子供を特別支援学級と同じような、そういう例えば法人が受けてくれるというところがあれば、そういうことを市として考えられませんかということと併せて、もう一つは今の放課後児童健全育成事業の開始時期を7時半、そこら辺にして、お母様が安心して預けて仕事に行けるというふうにはできないものなのかということを知りたいわけですよ、それぞれに。これは教育長も併せて、私が言ったことに対して何か言いたいことがあればおっしゃっていただきたいと、そういうふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の児童クラブにつきましては、保育園の事業者運営委託しておりますので、市の保育事業者等連絡協議会で協議しながら障がいを抱える児童が安心して利用できる放課後児童クラブとなるよう配慮してまいりたいというふうに思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど言いました障がいのある子供たちが特別支援学級にいたり、通級指導教室に通ったり、あるいは特別支援学校に通っている、こういう子供たちに対しては、それぞれの学校で、個別の課題を与えてちゃんとした教員が付いて指導ができるという背景がご

ざいます。また併せて全職員の共通理解とか、そういう基に障がいのある子供たちへの対応ができると思います。ただ、学童保育に今度は例えば、そういう子供が通った場合のことの一番の私の課題と思っているのは、もしそういう40人の子供の中に、そういう子供がもし入った場合は、必ずその子供への対応がきちんとできる体制ができるかどうか、それなしには簡単には受け入れる方も難しいのではないかなと、そういうふうに思います。何といたっても子供が安全で、そして気持ちよく、その学童で生活できるということが前提にならなきゃいけないので、そういう態勢を整えるためにも、やっぱり学童それぞれ受け入れる方が、その障がいのある子供に対してきちんと対応できる指導員の配置とか、そういうことがまた求められると思いますし、また学童全体で、そういう子供たちをどう見守り育てていくのかという全員の意識とか、それから学童には障がいのある子供の保護者、障がいのない子供の保護者が集まるわけですので、障がいのない保護者の方々にも理解を十分してもらい、そういう背景もそういう態勢もとっていかなくちゃいけないわけですので、学校と学童の場合は、同じように障がいのある子供は同じように受け入れなくちゃいけないけれども、学童保育に預ける場合は、いろんなそういう課題というのがあるのかなと私の方は認識しております。その課題をどう解決していくのかというのが、今後の大きな一つの問題ではないのかなと、そういうふうに思っております。

○福祉課長（福岡勇市君） 放課後児童クラブの開所時間のことですけれども、現在要綱上は時間が設定してあるんですけれども、今現在はクラブによって7時からに開所しているところが4か所、それと7時半からが5か所、8時からが8か所となっている状況であります。それと希望によりまして、随時こちらから児童クラブの方をお願いして、開所時間を繰り上げています状況もあります。以上です。

○18番（小園義行君） 今、市長の方で、その保育所運営協議会、そこで少しそういうことも議論させていただきたいということでありました。願わくばですね、そういう形で全ての放課後児童健全育成事業が夏休みとか、こういう長期含めてですよ、その時はぜひ7時半とかね、そういう開所して、お父様お母様が安心して仕事に行けるといって、そういう体制をぜひ保育所運営協議会の中で議論させていただきたい。そうするということで、おっしゃいましたのでね、それと併せて、今障がいを抱えている子供たちが牧之原養護学校から帰ってくるのが4時半から5時ということですね、そして、それぞれの地域の学校にいる子供たちは、そこでそれぞれ終わるわけですね、そしてあいのさと、恵誠園に行ったり、いろんな所へ行かれてるわけです。日中一時支援というそういう事業によってね、今回、この放課後健全育成事業ということで、どこかの法人が、いいよ、うちで受けてやる、それをしてということが仮にあったとしたら、先ほど教育長がおっしゃったような態勢ができるわけですね、簡単に言うと。そういう意味で、ぜひ志布志でたくさんの社会福祉法人があるわけですけど、志布志なり有明、松山それぞれいいでしょう。そこで、そういう子供を抱えているお父様お母様の思いがそこにあるのであれば、手を挙げる法人があったらですね、ぜひこの障がいを抱えている子供の、いわゆる放課後児童健全育成事業というのを今現実にやっているわけで、その学校で言うと、特別支援学級みたいなね、そういうことができ

んのかということをお願いを今してるところですよ。もし、そういう法人があればね、これは財源の問題いろいろあるでしょうが、国から県からそういう補助金等でくるわけで、お父様お母様は安心してそれがやれるという方向が出ると、夏休みのこの長期の問題というのは、非常に僕は安心してお父様お母様は仕事に行けるといふふうに思うんですが、そこらについても保育所運営協議会で、ちょっと投げかけてですよ、議論というのはできないもんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国の放課後児童健全育成事業補助金の中で、放課後児童クラブ支援事業費としまして、障害児受入推進事業補助金がございます。この補助金につきましては、療育手帳、身体障害者手帳等の手帳を所有児童に対しまして、専門的知識等を有する指導員を配置する場合は対象になるということでございまして、現在市内では宇都育心児童クラブが対象となっております。ということで、このような事業がございますので、この事業について保育事業者等連絡協議会でも説明を申し上げて対応をお願いしようというふうには思うところでございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 現在放課後児童クラブにつきましては、市内ではちょっと実施していないところでございますけれども、障がい児だけの対応につきましては、事業所が設立しますので、協議会等を利用して呼び掛け、働き掛けはしたいと思っております。

○18番（小園義行君） ぜひ、そういう保育所運営連絡協議会の中で、今のそういうことも議論していただいてですね、もちろん市の一般財源を100%やれということじゃないわけで、国からのそういう事業もあるわけですね、このことに関しては、志布志市の議会が、育ちにくさを持つ子供、家庭への支援ということで、陳情を全会一致で採択してるんですね。そういう立場でやっていただきたいと、当局にですよ、そういう住民の意思がそこにありますのでね、これ、ぜひ法人の方も当然そういう立場でしょうから、これ協議会の中で議論をしていただきたい。

もう一つ併せて、この27年からは小学校6年生までというふうに市長なるんですね、でも一番問題はね、今度は、その子供たちが中学校にいきますね、中学校にいったときに障がいを抱えている子供たちが地域の学校を仮に選ぶとしますよ、そして牧之原養護学校でもそうです。必ず帰ってくるわけですよ、そうした時にね、夏休み、普通だと障がいがいなかったら、まあ部活とかですよ、そういうのが入ったりして、もちろん帰宅部の人もありますけど、そこで何とか一日みていただいたりということが可能なんですけど、これ、中学生になると障がいを抱えている子供というのは部活というのは非常に困難をきわめます。そういったことも視野に入れて、中学校卒業まで本市独自のね、そういったことも何かこう、考えていけるようなものもやっていただきたい。保育所に入って、小学校に入学、小学校から中学校へつなぐという、このつなぐ作業ですね、そこも保育所運営連絡協議会の中で議論をしていただいて、つなぐという作業をですね、ぜひやっていただきたいというふうに、これは思います。これは、今、即回答しなさいということではありませんので、ぜひそのことも視野に入れてですね、2年後には条例をつくっていかなきゃいけないということになってきていますので、そのことも含めて、夏休み、いわゆる長期の休暇のときの対策ですね、そのことをぜひこれは議論をされるということでしたので、そのことも併せて

お願いをしたいと思います。そういうことで市長よろしいですかね。

○市長（本田修一君） ただいまございました件につきましても、事業者等の連絡協議会の中で十分議論をしていただきたいというふうに思います。

○18番（小園義行君） そういう立場で取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、高齢者福祉ということで通告をしておきました。このことも、これまでも何回も取り上げてきたところです。合併当初は全員支給でしたが、その後2年目から変わったんですね。協議会で議論されたことが、次の年には変わったわけですが、この敬老祝金支給事業、これ節目支給を現在志布志市はしているわけですけど、これを見直しをして、75歳以上全員いかがですかということをおこなって取り上げてきたところでした。

本市の現在の事業だと当初予算で1,379万円という事業ですが、この75歳以上全員支給する考えはありませんかということで、これまでも取り上げてきました。ここにですね、当局から資料をいただきましたが、75歳以上6,048人現在おられます。これを仮に今年の予算1,300万円で割ると、この6,000人で割ると、約2,000円、2,149円支払うことができるんですね、ここ資料ありますので、そういうことなんですよ。

そこで、本市の節目支給だと、ここに77歳の喜寿ですね、米寿の88歳、そして白寿の99歳に3,000円、1万円、3万円ということで、あとは80歳の時に3,000円、85歳の時に5,000円、90歳の時に1万円、95歳の時に2万円、100歳を超えると5万円というふうなことで、この今年度の予測で対象者がここに1,820人でいくと、約3割ぐらいしか3分の1ですね、対象があるわけですよ、ここをこの志布志市敬老祝金支給条例の第1条目的ですよ、「この条例は、社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功労をたたえるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とする」、少し上から目線ですけど、「社会の進展に寄与した者の功労をたたえるため高齢者に敬老祝金を支給する」、対象者として下にこう書いてあるとおりで。本市のそういう状況は今言いましたね、6,000人超えていると、75歳以上、市長がですね、この所信表明でこういうふうに述べられてるんですよ、三つ約束の第1番目は「市民に寄りそう市政の継続です」ということで、「市内を改めて歩いてみました」と、「これまでの地域社会を支えて下さった方々が心置きなく老後の生活を送っていただくために、私どもは、感謝の心でもって可能な限り対応していかねばならないと、決意を新たにしたところです。このため、まちづくりの基本である市民の福利の向上を推進し、子供に未来を託す心を、また、若者に対する元気づけの心を、そして高齢者へのいたわりの心を引き出してまいります」というふうに述べておられます。この支給条例の目的、そして市長が所信で述べられているこのことからしたときに、この敬老祝金節目支給ではなくて、全員75歳以上したらどうですか、いかがですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この敬老祝金支給事業につきましては、度々御質問いただいている内容でございますので、私としましては、その答弁につきましては変わらない形で、今後も現行の敬老祝金支給条例に基づく節目支給を継続させていただきたいというふうにお答えしているところでございます。

所信表明に書いた内容につきましては、私が実際に歩いてみて、そのような思いを抱いたことを率直に述べて、そして、そのことに対しまして、何らかの政策でもってねぎらい、あるいは温かい心を差し伸べることができないのかというようなことを考えたところでございます。それが、この敬老祝金支給事業という形ですということについては、考えてはいないことで、別途をそのような方々に対する事業があるのではないかというふうには考えているところでございます。

○18番（小園義行君） ちなみにですね、市長、本市のこの節目支給事業でいった場合と、私が75歳以上全員支給したらどうですかと、予算は1,379万円組んであります。まあ仮にですよ、市長、75歳としますね、75歳の方が毎年2,000円ずつもらうんですよ、5年間、80になった時ね、1万円ですよ、3,000円ですよ、金額の問題じゃ私はないと思うんですよ。市長がこの執行者ですから、そのお金をですよ、毎年2,000円全員に75歳以上の人に配って、5年目にはもう1万円もらう人と、それでいったらですよ。でも市長のこの政策だと、80になるまではもらえないわけですよ、80になった時3,000円でしょう。どっちがいいかなって住民の皆さんに何回もいろいろお話させていただくとき、金額の問題じゃないということと、5年で1万円もらった方がいいやないかっていう、ふつう単純に考えてそうですよね。トータルでこれがずっと90歳までいくとしたら、毎年したら、はるかにこの予算で費用対効果と見るとちょっと変ですけども、敬老祝金支給条例の第1条の目的をちゃんと達成するという意味からしたときには、75歳以上を高齢者というか、80以上を高齢者というか、それぞれ受け取り方はあるでしょう。私は75歳ということで、そこからして毎年全員にですよ、支給して、敬老の日を私たちの自治会も祝いますけど、もらう人ともらわない人が、そこで同じところに来て、集落からみんなで祝うわけですからね。「おい、もろたど俺は」で、「おいどんはまだねが、あと3年待っちゃかないかんが」っていうね、そういうことじゃなくて、市長がこのお金をいかに有効に使うのかとしたときに、この第1条の目的からしたときですよ、社会の進展に寄与した者の功労をたたえるため高齢者に敬老祝金を支給することを目的とすると、そうしたら、そちらの方がよっぽど私はこの条例に基づいて、住民の皆さんのところに目的が達成できるというふうに思うわけですよ。仮に75歳の人と80の人、80の人は今年もらいますよ。75歳の方は、私の言うとおりましたら、今年から2,000円して、ずっと80までいったとき1万円はもらえますよね。80のとき3,000円もらって、それが金額がどうこうというんじゃないですよ。5年間毎年有り難いと、本田市長がそういうことをしてやったということで、もらえるそのことを6,000人の人が思われるか、ここにあるように1,800の方が思われるか、やっぱりこの目的からしたら、社会の進展に寄与した者の功労をたたえるためということであれば、そういうふうに見直しもしていいのではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今までもお答えしてきておりますが、敬老のお祝いをするということになれば、普通その節目節目でお祝いがあるという社会通念があるのではないかなというふうに思うところでございます。そのような意味合いからしまして、本市でもそのことに合わせて敬老祝金を支給をするということで、今現在の節目の支給にさせていただいているところでございます。今お話がありますよう

に、毎年毎年お祝い金をもらうということもうれしいことかもしれませんが、その節目節目でいただけるというようなことで、改めてその節目を迎えた喜びがあるのではないかなというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） うちの親父（おやじ）を例えにして大変申し訳ないんですけど、うちの親父も92歳で亡くなりました。何回かいただいたんですね、とても有り難く、本田市長からずっと、本田市長があげたわけじゃないですけど、市長のときにとという意味ですね、喜んで、喜ぶわけですよ、それ。金額は親父は幾らかというのは言ってないで、「ほら、市長からきたよ」って、親父古い人間ですから当然仏壇に供えますよね、有り難いもんだというようなことで思うわけですが、敬老の日がなぜあるんだろうねって思うと、節目で敬老の日はないんですよ、毎年、国のそういう国民の祝日ということで敬老の日って、そうなってるわけですが、その意味合いからしたときに、節目でね、敬老の日をその人の人生そこそこでね、敬老の日はそれなりにみんなには祝われるんですよ、節目でね、私は75だから敬老の日は祝わないとかね、そういう83だから祝わないということじゃないでしょう。その家族を含めて、本当にお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃん、長生きして本当よかったと、また、これからも1年進んだけど、またこれからも長生きしてよという、そういう思いだと思うんですよ。そこに行政がお手伝いをしているという意味からしたら、そういうものに変えた方がいいのではありませんかということで、別に新たに、この予算をね、1,000万円とか2,000万円つくりなさいということじゃないわけで、これをあなた方はいつも言葉は悪いけど費用対効果ということでしたときに、本当にそれぞれの人が喜ばれることの方が、私はこの敬老祝金支給事業という形ですらであれば良いというふうに思うんですが、敬老の日は節目ではありませんからね、毎年きます、これは。そのことを考えたときに、市長はそういうことですが、そこを少し柔軟にと言うと変ですけど、考えられんもんなのかなと、敬老の日はなぜ設けられたのか、なぜ敬老祝金支給、これがあつたのか。合併当初は毎年ですよ、節目支給じゃないんですからね。そのことで考えたときに合併当初はもっと大きな予算でしたよ、これ。当然そうですよね、そのことをして、今の予算の中でも了とするということでしたときに、これ役所の人たちの考え方ですよ、かねては費用対効果を求めるけど、これにはあんまりそういうことがないというね、このソフト事業だからそうなのかなと思うけれども、やっぱり僕は心を、これはお金を配る事業じゃないんですよ。心をね、そこに届けるという事業なんですよ。そのことに対して、高齢の方々に対して敬う心だと、感謝の心って市長が所信で述べられているのはそういうことじゃないんですか、私はそういう思いがあつて、今回もこのことを取り上げたんですけどいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、所信表明に述べたこと、そのことにつきましては、私自身が選挙戦において様々な場面で市民の皆様にお話ししたことが所信表明として表現されております。その真意につきましては、先ほども申しましたように、この敬老祝金を全ての方に配ることで、そのような方々に対しまして、感謝の念を持つというような意味合いではなく、別途私ども

が福祉として取り組むことができる事業があるのではないかとということで、表現をしているところでございます。敬老祝金事業につきましても、先程来お話しするように、節目支給でいただかれたほうが、よりそのことにつきましても喜びが深いのではないかなということをお考えのところでございます。

○議長（上村 環君） 小園議員、ただいまの件については、答弁が繰り返されておりますので、質問の。

○18番（小園義行君） 繰り返し質問します。

○議長（上村 環君） 趣旨を。

○18番（小園義行君） 趣旨は私が質問してるんですよ。

○議長（上村 環君） ええ、市長の答弁が同じことが繰り返してございましたので。

○18番（小園義行君） 質問やめろといったらやめますよ。

○議長（上村 環君） いや、質問の趣旨を変えながらやってくださいということです。

○18番（小園義行君） 趣旨は、これを変える必要ないじゃないですか、私が質問してるんですよ。許可しないんだっいたらしないでいいですよ。質問を許可しないんですか。

○議長（上村 環君） いいえ、質問を許可しないということではなくて、市長の答弁が同じことが繰り返されておりますので、そこを考えて質問してくださいということです。

○18番（小園義行君） それはね、立場が違うからいろいろでしょう、それ。それを議長が判断してね、私に質問をやめろと言ったらやめますよ。

○議長（上村 環君） やめろということではございません。

○18番（小園義行君） 何をしろっていうんですか、ほんじゃあ。

○議長（上村 環君） いや、当局の特に市長の答弁が、同じ答弁。

○18番（小園義行君） 最後に今度やろうと今思ったんですよ、今。こういう答弁だから。

○議長（上村 環君） それを踏まえて質問してください。

○18番（小園義行君） 許すんですか。

○議長（上村 環君） ええ、質問はしていいですよ。

○18番（小園義行君） 18番。

○議長（上村 環君） 小園義行君。

○18番（小園義行君） じゃあ、これで最後にしようと思ってましたけど、議長からそういうものがありましたのでね、さらに続けたいと思います。

もう1回聞きますよ、この事業は、お金を配るんじゃないということをおね、しっかり分かってもらいたい。敬老祝金事業のこの趣旨、ここをもう1回聞きますね。敬老の日がなぜ設けられたのかというふうにどういうふうに思っているのかと1点。

次に、「社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者」、これをどういうふうに捉えてあなた方がこの事業やっているのかと、そのことについて明確に答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

敬老の日につきましては、年に1回設けられているところでございますが、このことにつきましては、国全体で高齢になられた方に対しまして、国民全体でそのことに対して感謝の念を持ち、そしてまた、それまで活躍されたことに対するねぎらい、そしてまた感謝というようなことを表すために、この日を設けて国民全員で高齢になられた方々に対する感謝の日としたというふうに思うところでございます。

そしてまた、本市における敬老祝金支給条例において、「社会の進展に寄与した者」ということにつきましては、私どもは現在こうして戦後70年近くなりまして、あの戦後の時代からすると、格段に恵まれた環境の中で生活できる身となりました。そのことにつきまして、今高齢を迎えられた方々が、一生懸命その社会の進展のために尽くしてこられたということでございまして、その結果は私どもは享受しているということであろうかと思えます。そのような意味合いからしまして、その進展に寄与していただいた御労苦に対して感謝の念をもって、そしてまた、功労をたたえて祝い金を支給しようとするものでございます。

○18番（小園義行君） いわゆる等しく国民、等しくみんなで感謝の気持ちをもってその日を迎えるということが、この祝日が設けられた意味でしょう。じゃあ、あなたたちがね、社会の進展に寄与した者って、これ、等しくそうだと思ってるんであればなぜこういう差別をやるんですか。寄与した者とそうでないものが、毎年等しく国はやろうとしているのに、ここの町は等しく社会の進展に寄与した者、そうでない者と分けてるじゃないですか。そういうことのないようにしようよと、心を僕はこれは配る事業だと思って、さっきから何回も言ってる、お金の問題じゃないんですよ。だからそのことをね、あなたたちが、じゃあAさんは寄与した者だけど、Bさんは違うというふうに差別化してるじゃないですか、ここで。条例からしても、目的からして、これは問題だと絶えずこれまでもそのことをずっと言ってきたわけですけど、寄与した者と、していない者の判断をどうつけるんですか、ほんじゃあ。

○市長（本田修一君） 寄与していただいた方、寄与されていない方の判断につきましては、できないことだというふうに思います。それぞれ高齢になられた方々に対しては、全てそのような形で感謝の念を持とうということが前提になろうかと思えます。

ただ、祝い金の支給という場面になったときに、先程来からお話しますように、交歓では一般的に節目節目でお祝いがされておりますので、この支給条例につきましても、その時にあわせての方がより喜びが深いのではなかろうかというふうなことで、ただいまの制度にさせていただいているということでございます。

○18番（小園義行君） 喜びが深いんじゃなくて、不満が募るだけなんですよ、そういう意味ではね。やっぱり、これ、心を配る事業ですから、本当にこれ見直しをするなりね、この条例の目的からしても見直しをすとかね、そういう必要でしょう。寄与した者に支給するんでしょ、していない人と、した人が出てくるじゃないですか。そのことはね、これから少し考えていただきたい。まあいいでしょう。僕はそのことの方が全て等しくという、国が国民の休日を設けたという意味とあわせて志布志市のこれまで社会をつくって、守り発展をさせてこられた方々に本当

の意味で御苦労さまでしたという意味の心を配る事業だという意味で、このことはあるべきだと、選挙の中でもずっと訴えさせていただきました。このことは、これまでも議長がああいうふうにおっしゃいますけど、ずっと取り上げたいと思います。あなた方と平行線かもしれないけど、私が仮に首長としたら、そういうふうに変えて、本当にみんなで心を配ろうよと、職員一体となって、そのことの方がよっぽどこの条例の目的に合ってるというふうに僕は思いますので、これからもこの問題は取り上げていきたいと思いますので、議論したいと思います。

次に移ります。学校教育ということで、就学援助の問題をここに通告しておるんですが、就学援助の、いわゆる支給対象が変わったんですよね、そして一般財源化されているわけですけど、ごめんなさい、準要保護の家庭についてはです。この就学援助を今回たまたまあなた方が自転車を支給対象としてされていますね。これは要保護、要保護のところに支給をするということで予算として提案されているわけですが、この就学援助の関係で、これまでも議論いろいろしましたよね、PTA会費、クラブ活動費、学級費、そういったものがちゃんとしなさいよということで、国の方からもきたわけですが、それについて、準要保護児童にもそれを広げる考えはないかということで、これまでも何回か取り上げましたね、継続してきて当初予算ですけど骨格予算ですから出てきてないんでしょうねと思って、このこともちょっと議論しておきたいと思ってしたところですよ。就学援助の対象を準要保護にも、要保護だけじゃなくて広げてやる考えはありませんかと、その3項目についていかがですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

就学援助につきましては、給食費の支給率アップと新規項目としまして、クラブ活動費、PTA会費、そして自転車購入費の予算の要求がされたところでございます。その内容につきまして査定の中で検討しました結果、平成26年度につきましては、給食費が消費税増税に伴い値上げになることから、増税後の額に支給率を80%としまして、新規項目としましては、自転車購入費を追加することとしたところでございます。

なお、今回追加項目として計上するに至りませんでしたクラブ活動費及びPTA会費につきましては、今後も引き続き他自治体の状況等を見極めながら検討を重ねてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

この就学援助の支給項目の拡大につきましては、これまで議員の方が平成24年12月、それから平成25年9月、そして平成25年12月議会でも同様の御質問がありましたので、市長より就学援助を所管しております私ども教育委員会に就学援助項目及びその金額等について検討するよう指示があったところでございます。議員御承知のとおり、県内において支給項目を拡大し、援助している市がありますので、その内容を参考にいたしまして、志布志市の児童生徒の負担状況等も考慮しつつ協議・検討を重ね、教育委員会としての考え方をまとめ、平成26年度当初予算査定に臨んだところでございます。教育委員会として、平成26年度当初予算に追加要望した項目及び金額は、給食費の支給率を現行の80%から85%にアップする追加予算として184万4,350円、中学生の

クラブ活動費の新規追加予算として199万8,000円、小中学生のPTA会費の新規追加予算として156万5,955円、中学生の自転車購入費の新規追加予算として60万円、以上の合計で600万8,305円を当初予算査定に組み込んで臨んだところでございます。

○18番（小園義行君） 査定ときはそうだったんですね、現実に当初予算のこの審議はまだ始まってないわけですが、具体的にこういう、ここまで広げて準要保護まで広げるといふことの認識で、これ議論していいんですか、今の教育長の答弁は、要保護だけですか、準要保護も含めてという意味ですか。

○教育長（和田幸一郎君） 準要保護まで含めてということ考えていただきたいと思います。

○18番（小園義行君） 今の教育長の答弁だと、そういうことで臨んだということですが、これ市長、この予算の中身がちょっと少し私たち全体見えてないもんですからね、準要保護までお願いを広げてしてということで、この当初予算に入ってますかね、それ、少しまだ審議全然してないもんですからね。

○市長（本田修一君） 準要保護まで入っております。

○18番（小園義行君） ということは、これまで何回も取り上げてきまして、そのことで要保護世帯は当然ですよ、国も県の教育長もやはりお願いしているよということで、少しお示ししましたね。そういうことで、今回この当初予算のここに、中身に入ってるんですね、その準要保護まで三つのクラブ活動費、そういったものを含めて入ってますか、それは入ってるんですか、ちょっとここが見えないもんですから。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 準要保護世帯への支給項目としては、予算の中では今回自転車購入費だけが入っております。

[小園義行君「ちょっと教育長、答弁の訂正してくださいよ。このクラブ活動費とかさ、これ要保護だけですよ、PTA会費。だから準要保護までしてるということじゃないんですかね、さっき準要保護まで含みますかと言ったら、そうですと言うから、だから聞いたんです。」と呼ぶ]

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会として要望はしたけれども、入ったのは自転車購入費だけということでございます。失礼しました。

○18番（小園義行君） 今、予算査定の段階では要保護世帯だけでなく、準要保護もぜひこの3項目を含めてやってくださいよということであったけど、それを当局としてノーとしたわけですよ、したんですよ。

教育長、県の教育委員会の教育長からですよ、各市町村の教育長あてに依頼通知きてますか、26年度も。

○教育長（和田幸一郎君） 25年度もきてますし、また一番新しいところでは1月にもきております。

○18番（小園義行君） 何てきてますかね、ちょっとそれ僕も持ってるんですけど、当局の方で読んでくださいよ。

○教育長（和田幸一郎君） 就学援助事業に関わる措置ということで、要保護児童生徒関係諸費

及び準要保護児童生徒関係諸費については、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されることとなっている。学校教育法第19条に経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されていることや、対象品目も拡充されていること等を踏まえ、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助については、予算の確保と適切な実施に努めてくださいという依頼文書です。

○18番（小園義行君） 市長、昨日のやり取りの中で、現場サイドから要請があれば適切に対応したいというふうなやり取りが昨日ありましたね、教育委員会との関係でですよ、昨日そういう答弁をされましたね。適切に対応するという答弁を議員の質問によって変えたりね、そういうのは問題だというふうに思うんですよ、昨日岩根議員とのやり取りの中で、そういうことがあれば適切に対応したいという答弁をされましたよね、昨日ねえ。そこで、この就学援助に関して何で言うかという、今回国が生活保護の基準を引き下げていきますね、本市は努力されてるんですよ、よくそれは分かります。そういうことからしていくと、どんどん就学援助から外れていく世帯、そういうものが出てくるという思いがあって、ちゃんとやってよということ言うわけです。これ、就学援助というのは、例えば日本国憲法第26条が「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」憲法が求めていますね。教育基本法第4条は、何て書いてあるかというと、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。3、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、就学の措置を講じなければならない。」うたってますよ。そして、学校教育法第19条、今述べられましたね、教育長が、そういったもろもろの憲法から始まって、そういうものだと、本来だと義務教育は無償である、これはうたってあるんですけど、そうでないからほら、こういうことをちゃんとしなさいよということになってるんでしょう。そのことに対してね、当局はそういう依頼が教育委員会からきて、教育委員会は必死になって子供たちが安心してね、授業が受けられる、クラブ活動ができる、そういったものにしたいと思っているにもかかわらず、一生懸命頑張っている教育委員会の立場を尊重しないでね、駄目だそんなのって、これ憲法からしてもおかしいでしょう。学校教育法が求めている、そういったものからしてもいかがですか、市長。

○市長（本田修一君） 答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、要求はありましたが、追加項目として計上に至りませんでした。クラブ活動費、PTA会費につきましては、今後も引き続き、他自治体の状況等を見極めながら検討を重ねてまいりたいというふうに答弁したところでございます。

今御指摘のとおり、本市においても必要な援助を与えなければならないというような形での教育委員会からの要望ということでございますので、そのことにつきましては、今後も更に検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

○18番（小園義行君） 学力日本一を目指すという、市長が公約に掲げられて昨日もやり取り

ありましたね、その前段をですよ、安心して学校に行ける、そういうものがきちんとないと、そういうことに取り組みないじゃないですか。そういう立場からしたときに、やっぱり整合性が無いといかんでしょう。そういうことを僕は言ってるわけですよ。だから学校教育法がそういうふうに定めているんですよ、首長の政策としても、そういうことを目指したいと言っているんですよ、何の障害がそこにあるんですか。

きちんと、そういったもの、これ何千万もかかりませんよ、正直言って、安心して学校に行けるという状況をいかにして作り出してあげるかということをお求めているわけですよ、学校教育法が、その経済的な格差によってね、学校に楽しく行けたり行けないというのは非常に問題がある。教育委員会サイドとしては、ぜひしてくださいということをおやってるんですよ。政策・公約、そことの関連でしたときどうですか、市長。

○財務課長（野村不二生君） 先ほど教育委員会の方から要求額等について600万円ほどの要求があったところでございましたけれども、交付税で算定されている志布志市に交付されている額につきましては、100万円に満たない状況でございまして、その範囲内では十分対応をいたしているところでございます。

○18番（小園義行君） あのね、担当課長もうそういうことはね、答弁しないでいいよ、もう分かってる、そんなの。こことやり取りしているんですよ、今、あんた市長なのかね、違うでしょう。ちゃんと県の教育委員会、ここも独立した委員会ですよ、ちゃんとしてもらうようにしなさいといってきたる、そういう物がきてる。首長は、学校教育を通じて学力日本一の自治体を目指すというふうに言っている。憲法やその他の法律もそうですよと、そこにね、安心して経済的なそういう格差によって学校に安心して行けないとかね、思い切ってそういうものができないという状況を改善するために、ちゃんとやってよっていうことですよ。交付税がね、それだけしかきてないからね、その中でやるんだって、そういう議論をしてるわけじゃないでしょう、これ、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長の方が答弁いたしましたとおり、そのような内容についてヒアリングのときの説明があったということでございます。そのことを踏まえ、全体的な財政状況、そしてまた他の実施しなければならない事業等を勘案しながら、今回においては、今お話ができる内容にとどまったということでございます。

ということでございますので、今後につきましては更に検討を重ねながら対応をさせていただきたいということでございます。

○18番（小園義行君） 今後対応を検討していくということですので、それは便利な言葉とは思ってませんからね、このやり取りは真剣にやってるんですよ、本当に。だから当局の人たちが自分の立場から見たときということじゃなくて、本当に市長も選挙の中で歩かれたでしょう、いろいろ実態を見られたでしょう。私たちは絶えずそういう住民の方々との接点の中でここに立っているんですよ、そういう思いを持ってるということをおね、よく分かっていただきたい。何のために

仕事にきてるんですかお互い、そのことをね、まちづくりを一緒にやろうよということを一生懸命言ってるわけですよ、国のシステムどおりやるんだったらね、もう本当にそういうのは要らないでしょう。でも地方自治というのは憲法できちっと明記されてるじゃないですか。そのことをね、ここで議論をいつもしてるわけですよ。ぜひこれから4年間、熱いね、こういう思いを持って市長やスタッフの皆さんと議論していきたいと。ただ、国がとんでもないことを起こしたりするときには、地方自治体はその防波堤になって住民の暮らしを守ると、そのことが私はとても大事だというふうに思っています。そういった意味で、これからもですね、住民の方々から寄せられるそういった問題について、ここで真摯に受け止めて、皆さんと議論していいものを、いいまちづくりにしていくという視点でこれからもやっていきたいと思えます。皆さん方もぜひですね、地方公務員法の精神にのって、きちんとそのことについて向き合っていただきたいとそういうふうに思えます。今回選挙でお約束をしたことを皆さん方に伝えて議論をしました。これからも全力で住民の皆さんが主人公です。そういう立場でね、これからやっていきたいというふうに思えます。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

○

午後11時58分 休憩

午後1時09分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に11番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子君） 皆さん、こんにちは。

今回市民の皆様の温かい御支援をいただきまして、市長も同じく市議会選を戦ってまいりました。そして、3期目の議員といたしまして、ここに登壇することができる、一般質問をすることができる幸せ、喜びを感じております。そして、そのことを心から皆様に感謝申し上げます。初心に返り、これから4年間議員としての責務を一生懸命しっかり果たしてまいりたいと思えます。

それでは、早速質問に入ります。通告順に従いまして、一問一答方式で行ってまいります。

はじめに福祉行政について、環境衛生面の観点からお伺いいたします。

本庁、志布志支所、松山支所や文化会館などの公共施設の洋式トイレを温水洗浄便座、俗に言うウォシュレットに切り替わっているところもありますが、全てではありません。まだ切り替わっていないところがほとんどであります。今回、市民の方々から選挙戦を通して、そのことがどうにかならないかという相談を健常者の方、高齢者の方、病气、持病をお持ちの方などから相談を受けました。できれば早急に対応してほしいという要望がありました。

そこで、今回質問をしているわけではありますが、高齢者や身障者、また病弱者の方にとって冬場は特に冷たくて使いがってが悪いので、大変お困りのようでしたので、高齢化社会も見据え、みんなが利用しやすいように利便性の高いいろいろな機能を持ち合わせた温水洗浄便座の洋式トイレに切り替えるべきではないかと思えます。市長の見解をまずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

公共施設への洋式トイレについて、平成21年9月議会において御質問がありましたが、その後順次改修を進めてきたところでもあります。現在の洋式化の状況につきましては、本庁に19台、志布志支所7台、松山支所3台、文化会館や体育館など合計で249台設置されております。

御質問の件につきまして、温水洗浄便座が一般的に普及してきたことや施設の老朽化による便座の修理などが増えてきたことを受け、施設改修時等に年次的に温水洗浄便座への変更を行っております。特に、市民等が多く集まるボルベリアダグリ、蓬の郷等の観光施設はもちろんのこと、文化会館や各公民館等にも年次的に設置しております。現在温水洗浄便座を67台設置しております。市庁舎においては、本庁で今年度便座の修理が発生したことから、温水洗浄便座への改修を行っているところです。

また、改修については、節水の配慮から女子便器に擬音装置機能の付いたものや、抗菌性の便座を設置したところです。今後、各施設の状況を確認し、26年度以降順次取り替えていく予定にしております。そして、高齢者や病弱者など不特定多数の人が使用されることを考慮しまして、トイレ内に手すりを設置する予定でもあります。

○11番（鶴迫京子君） 今、市長の答弁で249台洋式トイレを設置したということで、温水洗浄便座も順次設置していつている状況がよくかいま見えましたが、この設置を年次的に設置していくという答弁でありましたが、その設置計画とか、そういうことはなくて優先順位的にやられていくのでしょうか。

○財務課長（野村不二生君） 今後、施設の状況等を確認しながら、そして全体的な設置状況を勘案しながら設置の優先順位を定めていきたいというふうに考えているところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 先ほどいろいろな公共施設が出てまいりましたが、本庁もそうでありませんが、志布志支所、松山支所、そして各公民館、蓬の郷、ダグリといろいろ出てまいりましたが、そういう中での優先順位というのも特別に決められているわけではありませんでしょうか。

○財務課長（野村不二生君） これまでは施設の老朽化等によります便座の改修ということで、先ほど市長が申し上げましたとおり、施設の改修時等に行ってきたところでございますが、今回質問等もございましたので、関係各課に流しまして、今後の対応について、協議をしていきたいというふうに考えております。

○11番（鶴迫京子君） 費用対効果ではありませんが、やはり利用率の多いということも優先順位の中に入っていくのではないかと思いますし、また、その利用者の要望の多いところということもありますので、そこいら辺をしっかりと把握されまして、市民から見た目線で優先順位がおかしくないようにしていただきたいと思いますなど要請しておきます。

市長は、所信表明でまちづくりの基本は市民の福利の向上を推進し、高齢者へのいたわりの心を引き出します、また安心・安全でぬくもりあふれる元気なまちづくりは、行政の最重要課題であり、生活環境の整備を整えることは、市民生活を営む上で欠くことのできないものであると、また、こうも言われています。来てみたい、住んでみたいと感じるような、まち全体としての観光起こしを推進していくとうたわれています。こういう、トイレの改修とか、ウォシュレットを利用しやすいように市民の立場でやっていくということは、ここの市長が所信表明でうたわれているまさしくこのことではないでしょうか。全協で今朝ほど組織機構見直し計画の中の補足説明がありました。4月から児童福祉係、そして社会福祉係が、障害福祉係と二つに分かれ、保護係とあわせ、本庁機能が四つの係になるということで質問もありましたが、「志布志支所、松山支所はそのままである」という答弁でありましたが、このことによりまして、こういう市民のいろいろなニーズに対応できるのか、そこあたりをこの組織機構見直しの中でどのように市長は捉えられていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併以来、行財政改革のもとに組織の見直しをしてきているところでございます。それは職員の適正化計画に基づきまして、配置する職員がだんだん減らされざるをえなくなってきたということにあわせて、市民の方々の様々なニーズに対応するためにはいかにあるべきかという基本的な観点から組織改革がされてきているところであります。そのような中で、本庁機能、支所機能のというのがございまして、支所機能においては、市民のサービスが低下されないための窓口機能というものはきちりと守っていきながら対応していくということが前提でしてありますので、そのことについては、現在そのような機能性が発揮されているというふうに思います。ということで、今お話がありましたように、本庁の方で新たに機構組織改革をしていくということについては、前提としまして、組織機構の見直し、そして職員適正化計画の中でそのようなことをとっていくということでございますが、そのことが支所の機能において損なわれないということについては、当然図られなければならないので、本庁間、支所間の連絡を密にしながら対応はしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 今、市長の答弁で、社会福祉係を二つの係に分けて、社会福祉、障害福祉、そこを分離したということでもありますので、本庁の機能は大変細やかになりまして、行き届くのではないかと予測されますが、支所の機能は何ら変わらないということでもありますので、なぜ本庁のみなのかということ、その窓口の負担は増えないかということ福祉行政の立場でお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回改めて高齢者福祉と障害者福祉の充実に向けて取り組みをするために係を設けたということになるところでございますが、当然これは、国の進める事業についてきちり対応できるようにして、それをまた、市民の皆様方の生活の場面に、具体的に反映するために事業の受け皿として、このような形で開始するところでございます。そして、そのことについては、それぞれの担

当の方で、また実際に住民の方々の窓口の場面で対応しなければならないということについては精査が図られまして、そして御案内が進みながらサービスの提供に結びつき、そして福利の向上につなげていくというような流れになっていくというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） 鶴迫議員、通告されたものと関連のある質問をしていただきたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） 福祉行政という観点に大まかな通告をいたしておりますので、今の今言ったこのウォシュレット、俗にいうウォシュレットの件に関しても、やはりそういう市民のニーズを捉えるところの窓口というのは、ここだと思いますので、関連があると思って質問しています。先ほど前向きな答弁が返ってきましたので、これまでにしますが、ぜひそういういろいろな福祉行政に対しての市民のニーズというのは多岐にわたりますので、ここあたり臨時職員、嘱託職員なり、そこの現場の声をよく聞かれまして、仕事がサービス低下にならないように、ぜひきめ細やかなサービスが提供できるように支所にも目を配っていただきたいなという思いがありまして、福祉行政について質問いたしました。

それでは、次に保健行政について、移ります。

一言答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 市民の方々の要望等につきましては、その窓口できっちり受け止めるということについては十分対応ができていくというふうに思うところでございます。ただ、その要望について、改善ができるかということについては様々な事業を取り込みながらしていかなきゃならないということでございますので、今申しましたように、国の事業を受けながら行政をやっていくということでございますので、そのことが受け皿がきっちり図られるように組織の見直しもしていくんだということでございますので、市民の福利向上については、特に配慮をしながらやっていきたいというふうには思っているところでございます。

○11番（鶴迫京子君） それでは、次に保健行政についてであります。

歯周病は、歯を失うだけではなく生活習慣病を悪化させる全身の疾患と大変関係する怖い病気であるために、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方を無料にするなど、多くの市町村で歯周病疾患検診が行われています。本市でも25年度から40歳、50歳、60歳、70歳の節目の年齢での健診が行われていると聞きました。このことは大変喜ばしいことでもあります。そこで、これまでの歯の健康を保つための取り組みとして、本市の検診状況について内容を具体的にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では市民の健康づくりの指針となる志布志市健康増進計画「健康しぶし21」を策定し、平成22年度から5年計画で市民の健康づくりに努めております。

歯の健康は、食物のそしゃくのほか、食事や会話を楽しむ等、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素であります。そのため、この計画に基づき歯及び口腔の健康増進をすることとして、それぞれの目標に向けて努力していただいております。歯周疾患検診については、合併当

初から特定健診会場で40歳、50歳、60歳、70歳の節目と希望者に対して実施しております。本年度からは、節目の方々が受けやすい環境にするため、歯科医師の協力をいただき、本人の都合で受診できる歯科医院の個別検診に切り替え、個人負担無料で実施しております。

ただいまの本市の歯周疾患検診の受診の状況でございますが、節目の方、40歳、50歳、60歳、70歳の方につきましては、平成23年度で0.99%、17名、平成24年度で0.6%、17人、平成25年度見込みで4.1%、70人となっております。平成25年度につきましては、個別通知することで受診者数が増えたと思われまます。

○11番（鶴迫京子君） 先ほど質問の中で歯周病は大変怖い病気であると申しました。市長、この怖い病気で全身疾患に影響があるということでありますが、そのことと、そしてどういうことに影響があるということを少しでも市長は御存知でしたでしょうか。

○市長（本田修一君） 歯周病につきましては、全身にいろいろな影響を及ぼすと言われております。歯周病が重症化しますと、心臓疾患や脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病にも影響があると、また嚥下（えんげ）性肺炎のほか、妊婦の早産や低体重児出産への影響もあり、歯周病予防は全身の健康を保つために重要なことと考えております。

○11番（鶴迫京子君） 今答弁書を御覧になって回答されましたが、答弁書を見ない前の市長の見識はいかがでしたでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

こんなことを言うとなんですが、今、私ちょうど歯の治療に歯科医院に通っておりまして、いつも歯医者先生とお話させていただいており、その先生がお話になれるには、口腔の対応というのは、本当に高齢者の方にとっては、非常に大切な科目だというふうにおっしゃられます。その口の中を清潔にし、そしてまた、歯を整えることによって、その健康状態がずいぶんと改善されると、そしてまた、認知症にも好影響があるというようなふうに言われております。

ということで、全体的に歯の口腔内科・外科の及ぼす影響というものは大きいというものについては認識はしていたところでございます。ただ、どういった病気にどうこうということについては、認識はなかったところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 歯周疾患検診というのが全国的にもいろいろやられてるわけですが、なぜそうなのかというのは、今市長の答弁で歯科に通っているの、歯科のドクターからいろいろ聞いたということでもあります。そのとおりでありまして、もっと詳しく調べてみますと、脳の病気、脳炎、いろいろ脳疾患に冒されるというのは、その歯周病菌が血管内に入ってそのようになるということで、約、健常な方の歯周疾患のない方の2倍。そして心臓疾患ですね、心内膜炎とか動脈硬化、狭心症、そういう病気になる確率約3倍であります。そして、まして妊婦、後からまた質問通告書にあげてますが、妊婦が歯周病菌に冒されておなかの中の赤ちゃん、おなかの中の子供に影響する、胎児に影響するということで、早産、低出生体重児出産ということで、そのようなリスクが約7倍と言われております。本当に歯ですが、たかが歯ですが、されど歯で、歯周病菌というのはそういうような怖い病原菌であります。そして、いろいろ調べましたが、こ

ここにも書いてありますが、もうその歯周病の進行というのは10代から始まっているということで、ここに、これは千葉県の柏市というところで歯科医師会がデータを取られています、25歳から34歳の79%が歯周病にかかっている。35歳から44歳の85%、45歳から54歳の88%が歯周病にかかっている割合があると、これは千葉県ですので、ただど大体全国的にこの状況という割合というのは、同じではなかろうかと推測されます。そういうことで、大変いろいろ健康増進運動で、我が本市もいろいろなことをやられてますが、その生活習慣病になる前の、こちら歯科の歯周病菌がそういうのを引き起こして、リスクが2倍だったり3倍だったり7倍だったりするということが大変重要なことではないかと思ひますし、先ほど本市の歯周病検診の率を答弁していただきましたが、ここに表れてます。そういう意識がない、また学習した機会がないということで、平成23年度が17人、24年度も17人、25年度が集団健診から個別受診、医療機関での受診に切り替えたところ70人という結果が出てますが、本当にすごいパーセントの低い割合であります。このことをやはりしっかり意識して憂いうるべきことではないかと思ひますし、この向上対策にしっかり取り組むことが、まず健康増進ということにつながるのではないかと思ひます。

そこで、市長も先ほど答弁で触れられましたが、志布志市健康増進計画の健康しぶし21の中で、22年度から26年度の5か年計画でうたわれてますね、市民自ら健康づくりを意識する自助、地域ぐるみの取り組みの共助、必要な行政の支援の公助の三つの理念に基づき計画の策定がなされています。このところの三つ、公助の部分であります、その公助の部分に行政の支援といたしまして、まず1に、むし歯予防と歯周病予防に関する学習の機会の充実、2に栄養や食事指導、また正しいブラッシングの知識の普及、3に8020達成者の表彰、4に歯科医師との連携で歯科保健事業の推進と本市の計画に策定したときに四つの項目がうたってあります。まずこの1についてであります、先ほど歯周病予防に関する学習の機会の充実、この1の項目のところ行政の支援として、しっかりやられていましたら、これは平成22年度からの今年度が最後の5か年計画であります。そのことをしっかりやられてたとすれば、この先ほどのパーセンテージが少しはこういう結果にはならないのではなかろうと思ひますが、まず1番目に関して市長の見解を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの学習の充実という観点から、そのことがしっかりとされていないというようなことで、極めて市民の方、先ほど言いました数字につきましては、節目の方の数字でございますが、その方々の受診率が低いということについては極めて反省すべき内容だというふうには思ひます。

○11番（鶴迫京子君） 低いだけではなくて、極めて極めて低いパーセントではないかと思ひます。そして、その計画策定にあたっては、本市の計画であります。計画なされているのは、行政であります。その行政がその計画に基づいて22、23、24、25、もう4年経過してはいますが、その中で検証はなされなかったものでありますか。

○保健課長（若松光正君） 歯の健康についての中間評価ということで、平成24年度行ったところでございます。歯周病に限らず、1人平均のむし歯の減少数でございますが、平成21年度2.35

本あったのが、中学1年生では2本という現状になっているところがございます。口の状態が生活習慣病や介護予防と関係があることを知っているかというようなことにつきましては、平成21年度58.8%「知っている」という状況でしたが、これが62.3%ということにはなっているところがございます。そして、歯周病の症状や予防法を知っているかということにつきましては、これは一般の方のお尋ねで、平成21年度が64.1%でありましたが、65.4%というふうになったところがございます。定期的に歯の検査を受けている状況はどうかということで、これにつきましても平成21年度14.3%が18.5%ということで、この割合が上昇している状況でございます。

○11番（鶴迫京子君） 24年度に行ったということではありますが、やはり遅きにせざるを得ないかと思っております。また、ここに資料といたしまして、成人の歯の数の資料がありますが、一人平均残っている歯の数は、20歳で29本、30歳で28本、40歳で27本と10年でほぼ1本減っていきます。50歳では24本、60歳では18本、70歳で12本となり、40歳代を境に急速に自分の歯が失われていくことが分かります。つまり、40歳代からの歯の喪失の予防が非常に重要となりますということで資料があります。

そして、歯科に通っていらっしゃる方は、いろいろドクターやら歯科助手の方などからいろいろなことを自分の病気のことに対して、周知されて学習する機会がありますが、ほとんど歯はほかの内科の内臓疾患とか、外科の疾患と違いまして、一番痛いという、昔からそういう思いがありますので、足がちょっと遠く治療ではないかと思っておりますので、この学習機会の充実というか、普及というのがやはり自分の自助というところで遅れてきているのではないかと、それも思います。ですので、このことをしっかりまた、今までの4年間のことを検証されまして、やはりこの周知、皆様に啓発、歯周病の疾患の怖さ、生活習慣病へ移行することをもっと具体的に周知徹底する必要があるのではないかと思います。ここにある2の栄養や食事指導ということで、こういうことはいろいろな生活改善グループとか、いろいろありますので、そちらの方でされているとは思いますが。そして、3番の8020達成者の表彰、これは本市ではずっとやっていたらっしゃいますので、このこと自体は大変計画どおりなされていると思っておりますが、8020達成者の表彰というところで、もちろん自助努力がありまして表彰される方々は素晴らしいことではありますが、先ほど資料から言いましたとおり、80歳までに歯がもうなくなっていくんですね、ですので80歳で20達成者を表彰ということ以前に、やはり予防という健康増進運動の観点、そして、健康しぶし21という計画も立っているわけですので、そちらの方にもしっかりと力を入れまして、この達成者の表彰時には、この方々がたくさん増えるようにということで努力されてほしいと思います。

そして、1と4の取り組みの中で、1は今質問いたしました、この4であります、歯科医師との連携で歯科保健事業の推進ということで、全国の事例を今から申し上げますが、西宮市、八戸市、尼崎市、柏市、浜松市などの全国の事例を少し簡単に紹介いたしますと、西宮市、八戸市、尼崎市は40歳、50歳、60歳、70歳の本市と同じく節目年齢の方を検診として対象者としております。千葉県柏市では30歳から始まります。30歳、40歳、50歳、60歳の節目年齢の方であります。浜松市は、40歳、5歳刻みでありますね、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の節

目年齢の方と対象者をしてしています。それと40歳以上の全市民の方であります。そして、その歯周科検診で、自己負担額が変わってるんですね、先ほど言いました西宮、八戸、尼崎市は自己負担は無料であります。そして、柏市は先ほど言った方ではなくて、全市民の方希望者ですが、自己負担額はここはすごく高くて1,100円となっております。

そして、生活保護とか市民税の非課税世帯はもちろん無料ではありますが、そういうことあります。浜松市は、5歳おきの節目年齢であります、ここは40歳以上の市民の方は450円ということで、70歳以上の方は無料、65歳から69歳の方は、障がいなどをお持ちで後期高齢者医療保険の被保険者証を持っていらっしゃる方も無料、生保も無料、市民税非課税世帯も無料で、生保とそういう方々には無料受診券というのを発行しています。そして、その受診対象者の方には、市から受診券を発行して、はがきを発行しまして、それを持って連携している歯科に予約して検診を受けるという個別検診になっています。そういうことで、いろいろな全国の市がいろいろやられているわけでありまして、本市でも、浜松市のように今40、50、60、70でやっているよということでありましたが、やはり普及啓発というのも含めまして、検診率が大変低い現状がありますので、浜松市のようにそれを40、45、5歳上げてそういうことにはできないか。それともまた、ほかの市みたいに全市民を対象として検診を受けて無料とまでいかななくても、そこに自己負担額を少し入れてするとか、いろんな方法はあろうかと思いますが、このようなことで、先ほど健康しぶし21でも4番で触れました公助の部分ですね、歯科医師の方との連携、本市の。そういうことで保健事業を推進していくと計画でうたってるわけでありまして、このことをしっかりやられていく方向性というのは、そのことに対して市長はどのようなお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、例えば、浜松市みたいに、もっと刻みを深くして対象者を増やしていったらどうかというような御提案のようでございますが、はじめにお話がありましたように極めて受診率が低いというような状況があるようでございます。まずもって、このことを改善するのが第一義かなと、その上で更に今お話がありましたような段階に進むのがいいのかなというふうには思ったところでございます。いずれにしても、もっともっと受診される方が増える取り組みというものについては、担当等を通じまして協議を重ねてまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） ただいまの市長の答弁は、前向きに進むということで理解してよろしいのでしょうか。市長、この健康しぶし21というのは、市民が策定したわけではなくて行政の方で計画を、国から下りてきているわけですが、してるわけですので、そのことにのっとなってしっかりとやっていくという使命があるわけではないですか、それが一応もう形でパーセントでも表れたわけですので、そのことに対する反省なり、やはりこれからどうするという市長の方向性、意向が見えないと次の質問に移れないのでありますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 先ほど担当の方からは、そのことについての認識のパーセントについてはお話ししたところでございます。そしてまた、私の方からは、市民の方の受診の状況についてお話ししたところでございまして、実際にその受診された方が極めて少なかったということについて

は、憂慮すべき内容でございますので、これらをまず改善しなければならないということは当然だろうと思います。このことにつきましては、担当の方できっちりと、もう少し計画性をもった推進体制を構築するように命じたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） 細かなことをお聞きするみたいですが、先ほど特定健診とかいろんな検診で健康プラザなり検診場所ではありますが、そういう場所の中で歯周病検診もありますよ、受けられませんかということで、24年度は40歳、50歳刻みでやってきたという経緯もあるようです。そういうこともありまして、今度は行政側の立場で、そういう都合上といいますか、そうした方がよかろうと思って計画されていますが、市民の立場から申しますと、そういう検診会場で、いろいろな検診を受けるときに、それプラスの考え方で受け止めてしまうんですね、そのほか内科の検診やいろんなことを受けて、もうそれだけでめいっぱい来ている市民にとっては、その中で、しかも検診ができますよという善意の気持ちでお誘いしても、いやもう今日は昼から何があるからとか、そういうことになります。それでなくてもいろいろ時間に制約があって検診を受けられないという検診を受けない理由の中に一番そういうことが入ってますので、そういうことまできめ細かく市民の立場に立って計画されなければ、先ほどのような、先ほどのようなというか、あるいは意識のことかもしれませんを受診率になっていきます。そうなりますと、このように質問がまた多くなっていくということになりますので、やはりしっかりなぜ検診をするのかという、そこに原点にかえて計画されるべきであります。そこで、そういうことも踏まえまして、市長が今いろいろ質問していますので、そういうところでの一緒に並行しての団体健診でなく、歯科医師と連携して個別受診にするという、そういうことはこの歯科検診についてしっかり回答がもらえるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、個別の検診ということで、現在歯科医院での検診に切り替えをしているところでございます。お話がありましたように特定健診の会場では、なかなか時間的な都合もございます。そしてまた、いろんな検査を受けるのでめいっぱいということもあらわれるでしょうから、本人には個別の検診、そしてまた歯科医院での検診ということができますよというような御案内を深めて、そしてこの受診率を高めていくということにしていきたいと思います。そのことを重ねてまいりながら受診率を高めていきたいというふうに思います。

○11番（鶴迫京子君） 保健事業の推進でありますので、こちら側の都合だけで決められない部分もありますので、ぜひ本市の歯科医師会の先生の方々の協力をいただきながら、しっかり推進して行っていただきたいと思います。このことがやはり生活習慣病、市長は国保医療の給付費が、伸び率が一番低い、本土では、本市だっていう自慢をされていますが、そのところをずっと自慢できるような医療費の伸びを低くするということの根底には、生活習慣病のその検診だけでなく、そのもっと前の時点で、やはり予防が大事かと思っておりますので、しっかりこのことを全市民に周知徹底できるように広報なり、いろんな行政、BTVとか使いまして、歯の病気、歯周病菌の怖さというの啓発して行っていただきたいなと要望しておきます。

それでは、まだ関連性がありますが、お母さんが歯周病にかかり、歯周病菌が増えると、早産や2,500g未満の低体重児出産を引き起こし、歯周病のないお母さんに比べ、これらの発生リスクは約3倍とされています。先ほど言いました。そういう中で、鹿児島県は低出生体重児の発生率が2011年度10.5%と全国ワースト3位でした。2013年度の妊婦歯科検診状況では、鹿児島市、薩摩川内市、阿久根市、さつま町、霧島市、曾於市、鹿屋市、西之表市、中種子町、南種子町、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、天城町の14市町村がこのことを実施しています。今回、南さつま市も当初予算で計上をしております。そこで、本市でも安心して元気で暮らせるように、女性の健康支援として母子健康手帳に無料受診券を添付し、妊婦歯周疾患検診を実施する考えはないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般に妊娠期は、つわりで歯みがきがしにくくなることや、ホルモンの変化で歯周病になりやすいと言われております。歯周病は早産や低体重児出産のリスクが高くなるとも言われており、妊娠期の歯周病予防対策は重要であると考えております。

本市では、現在妊娠届け出時に散らしを配布し、歯周病予防の必要性や早期歯科検診の受診勧奨を行っております。また、両親学級では歯科衛生士が歯周病予防の必要性について説明しております。妊娠期の歯周疾患検診は県内14か所で実施しており、そのうち母子手帳交付時に無料受診券を配付している市町村が8か所ございます。妊娠初期は、仕事をしている方が多いことや体調の変化により受診する機会が難しく、20から30%程度の受診率となっているようです。妊婦の歯周疾患検診は、妊娠初期4か月までが適しており、治療は妊娠中期以降から7か月が適していると言われておりますので、受診の機会が難しく、先進地でも検診による効果検証まで至っていない状況です。

今後、妊婦の歯周疾患検診については、先進地の状況を見て判断してまいりたいと思います。妊娠してから歯周病を治療するのは難しくなるため、婚姻届出時の歯周病予防に関する散らし配布等の啓発を行ってまいりたいと考えております。

○11番（鶴迫京子君） 今、県内では14か所を実施して8か所が妊婦検診を実施しているということでもありますので、このこともやはり市長はいろいろなことで日本一ということ、子育て日本一、生まれてよかったという思いに、そういう来てよかった、生まれてよかったというまちにしていくんだという志あふれる市長であると自分でおっしゃっておりますので、このこともそのことを反映して前向きに検討されることを期待して理解してよろしいのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、今現在県内でも先進地がたくさんございますので、その先進地を勉強させていただきまして、その効果が顕著であるということが確認できましたら、すぐさま取り組みをしてまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） 効果が検証されたら、それから実施していきたいということですが、その期間どれぐらいの期間ですか、検証期間。

○保健課長（若松光正君） 先進地の取りまとめの状況にもよるかと思いますが、なるべく早急にどういう結果が出ているのかということをお聞きしまして、そして、それを十分分析して御判断いただくことになろうかと思えます。

○11番（鶴迫京子君） 答弁が二通りありますよね、前向きな答弁、積極的推進と消極的な推進というのがあろうかと思えますが、やはり担当課なり市長なりが、やろうという気持ちがあれば、そういう方向にいきますが、そこまで税金を使ってやる必要がないなという後ろ向きな気持ちが少しでもあれば、その検証も遅れていくのではなかろうかと思えますので、ぜひこのことはしっかり検証されて良い方向性に向かうように、また何度でも質問してまいりたいと思えます。

それでは、次に移ります。

男女共同参画の観点から質問いたします。

まず1点目は、男性職員の課長が3月で多数退職されると聞きます。議員の方にも退職者予定表ということで、こういうのをいただきました。その中に課長はという、課長職はということで丸（○）していますが、本当にたくさんの方が退職されます。本当にお疲れさまでしたということになります、その状況を少しお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話にありましたように退職予定者の表を配付しているところでございますが、16名の方が退職予定になっているということでございます。そのうち管理職につきましては9名の方が退職の予定でございます。

○11番（鶴迫京子君） それでは、質問を続けさせていただきますが、市長は女性職員の管理職登用という、具体的にそういうことに限定してではありませんが、所信表明で触れられておりませんので、市長のまず見解もお伺いしたいと思います。

女性職員は、労働力の減少を補うだけでなく、その能力を発揮することで、新たなイノベーション、技術革新を生み出し、男性も働きやすい組織に変えていく力があると思えます。社会のあらゆる分野で、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%以上にとということで、安倍首相は、ことごとくおっしゃっています。俗に言う略称で「2030」と呼ばれている政府の目標であります、これは実効性のあるアクションプランとしての第3次男女共同参画基本計画、普通「第3次基本計画」と呼ばれていますが、その中でのポジティブアクション、実効性のある積極的改善措置の推進であります。具体的な数値目標やスケジュールを的確に設定し、その達成状況について定期的にフォローアップを行うという基本的な考え方があります。そこでお伺いいたします。本市の課長補佐、係長級の女性の管理職割合をまず25年度実績でそれぞれ何パーセントであるのか、現状をお伺いいたします。

○総務課長（溝口 猛君） 管理職の割合ということでございますが、本市の職の設置に関する規則におきましては、役付職員と一般職員に分けているところでございますが、規則上は主査以上は役付職員ということでございますが、ここでは対外的に中間管理職も含めまして、係長以上という形で言いますと、係長以上が168人いるところでございます。このうち女性の割合が14.3%、

24人となっているところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 今、係長級以上ということで168人の中の14%の24人が女性であるということをお聞きしましたが、やはりこの質問で女性の課長がいない現在をということで質問をしていますが、その課長が出現する前には、やはりこの係長以上というか、係長、課長補佐という、その段階の数が増えなければ課長というのは到底望めないわけでありますので、このところが大変重要になろうかと思いますが、今後、課長補佐、係長級の女性の管理職割合の目標値を定め、その達成状況を点検し、その結果を公表していくという、そういうアクションを起こすということは考えられないものでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成29年度で6.5%の目標値になっております。2人から3人ということでございます。

○11番（鶴迫京子君） 今の質問は、課長補佐、係長級以上、まあ課長も含めますが、そこからの割合を目標値を定めるということに関しては、どのように思われますかということでお聞きしています。

○市長（本田修一君） 今申しました数字につきましては、課長でございますので、それに昇格する補佐については、また、それを上回る形で配置しなければならないということでございますが、その数値については持ってないところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 今、課長級の達成目標ということで、平成29年、6.5ですね、ということで2から3人ということでしたね、ということをお知らせがございましたが、ほかの全国の事例であります、いろんなといいますか、市で、やはりこの課長級以上の女性の管理職割合というのを今目標を達成する前に、その前段階として先ほども言いましたが、課長補佐、係長級以上の達成目標とか、そういうのをしっかり決めているところがあります。そして決めて、その達成度をどうだったかということをお知らせを後でまたしっかり検証して行って、その分析の結果でこのことを、またそこに課長級以上に反映しているというところが、そういう流れになってはいますが、そういうところはいかがでしょうか。最初から課長級以上をそうしようといっても、なかなか絵空事になって計画は立てたけれど、というのが全ていろんなところで見受けられますので、そういうことについてどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように課長職で6.5%ということになれば、当然またそれを上回る数の補佐の方が配置されていて、そのような登用というものが図られてくるというふうには思うところでございますが、現段階ではそのような目標数値は定めてないところでございます。

ただ、基本的には私どもは男女の別なく、公平公正に、そしてまた、その能力をはかりながら管理職に登用していくということでございますので、その6.5%ということについても、もしかするとまだ高い数字で達成度が図られるということになるのではないかなということも考えるところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 今後、退職される課長と課長補佐級、そういう方々が多数ということで、

今回現場の声として現場内でこういう声とか、またそういうことに対する準備とか、そういうことは全然話し合われたとか、そういう庁議内ではありませんでしょうか、出てきてませんかでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階でどうこうということと言えないところでございますが、私どもは、今回多くの管理職の方が退職されるということでございますので、その管理職の後を担う人材については、例年以上に協議を重ねているところでございます。

そして、そのような中で先ほども言いましたように、その地位にふさわしい人物ということで、現在の課長補佐職を当然対象としまして、協議を重ねているところでございますので、その中で女性の方がいるかどうかということについては、申し上げられないところでございますが、公平公正な形で新たな登用を図ろうとしているということについては御理解いただきたいと思っております。

○11番（鶴迫京子君） いまだ女性課長のいないということで、本市の現状について市長はどのように今後のことを考えるかということで、今先ほどもいろいろ述べられましたので、集約すると感想的には持ちましたが、しっかりと答弁をまた見解お伺いしたいと思います。この、いまだに女性課長が出現していないこの現状をお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずは私、前教育長の坪田先生といつもお話しするときにですね、前教育長は「本市は県内でも一番多く女性の管理職を登用しているまちですよ」ということを自慢してお話をされておりました。確かにそういったことで、教育環境としては先進的な取り組みをされているんだなということを実感として持っていたところでございますが、その背景というのを考えたときに、職員として任用を受ける段階で女性の任用の度合いがはるかに高い中での積み重ねがあって、現在そのようなことになっているというようなことが前提にあらうかというふうに思います。そういう意味合いからして、市役所職員については、なかなか女性の職員の任用自体が少なかったということがございますので、そのような管理職、あるいは補佐、係長に登用する人物も比較的少ない形でしか対応できなかったのではないかなというふうには思っているところでございます。

ということでございますので、私自身としましては、男女共同参画ということは十分認識を深めておりますので、新採の職員採用については、特にそのようなことについて配慮をしながら女性の職員採用については積極的に心がけてきておりますので、人材育成というものを含めまして、今後女性についての登用については、順次年次を経て、管理職も計画に達成するような形で、本市でも登用が進むのではないかなというふうには思うところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 今、市長の男女共同参画の視点によります人事、人事の考え方ですね、そういうのを一応バランス的にはちゃんとお持ちであるのかなという推測いたしますが、やはり第3次基本計画ということにもうたっておりますが、固定的性別、分担意識をなくした男女平等の社会を築くということは基本に、根底にあります。教育委員長に通告はしていませんでしたが、管理職登用ということでは、教育界のところでは進んでるという、以前坪田教育長の話であ

りましたが、議長、そこいらあたりを少し参考程度にいただいてよろしいでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 本県の女性職員の割合というのは、全国的にはそんなに高くないんですけれども、でも一般の職場から言いますと、女性職員というのはかなり毎年毎年増えているという状況はあると思います。そういうことで、学校の管理職、本市においても校長が二人、それから教頭が四人、計6名女性管理職がおりますけれども、全県的にも女性管理職はどんどん増やしていくという県の考え方がありますので、以前に比べればかなり増えてきておりますし、高校の女性校長というのも誕生したりしてますので、全県的に増えていく傾向というのは実態だと思っております。

○11番（鶴迫京子君） 方向性としては増えているということではありますが、そのためには、そういう良い方向に向かうというためには、やはり女性職員の研修、そういうことは充実されてるんでしょうか、庁舎内の研修に率先して手を挙げたらいいという状況であるんでしょうか。

○市長（本田修一君） 特段、その女性についてのみ管理職あるいは職員研修というものについては、やってないところでございまして、平等にそのことについては努めさせていただいているところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 特に女性、男性を問わずそういう研修の機会は与えているということでもありますので、率先して女性もそういう研修、学習の機会を得られる場は与えているということでもありますので、そこにちゃんと受けられる状況、職場の体制ですね、研修にいったがためにそこが空くので、ちょっとそういうことで手を挙げられないという状況が生まれえないような状況、体制をつくっていただきたいなと思いますが、まず女性課長とか、こういう管理職割合が増えるということは、この男女共同参画3次基本計画の中の、この推進ということは、もう国が率先してやっているわけでありまして、安倍首相も、ここに新聞にありましたが、ここにも書いてありますが、女性活用をしたら問われるのは男性であるということ、ここに社説、編集員の社説が載っていますが、本当にそのようなことになろうかと思えます。

本市でもそういうことを推進していった男女共同参画社会の実現ということを推進していく中で、やはり女性だけが優遇されてってということではなくて、女性の生きやすい、働きやすい職場なり、そういうところというのは、男性にとっても生きやすい職場環境、社会になるということでもありますので、そのことが本志布志市がどういう方向を目指しているかという、その姿勢によっては、国は国際的に、そのことが問われるわけですよ、日本というのはどういう方向に向かって、どういう基準でやっているというのが問われますが、市の行政では、首長のその姿勢というのが、この男女共同参画社会の実現に向けての姿勢はその首長が問われるわけでありましてね、後ろ向きなのか前向きなのかということでもあります。先ほどの答弁で、少し前向きとまではいなくて、それは普通なのかなと思いますが、もう一遍市長のもっと踏み込んだ前向きな答弁をお聞きしたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、男性、女性の区別なく、公平にその人の能力を見極めながら管

理職に登用していくんだということのお話をしているところでございますが、できますれば積極的な意欲を持った女性がおればどんどん登用していきたいという気持ちは持っているところでございます。今、そのような女性に育つように様々な育成、そしてまた研修の機会を与えているということでございます。

○11番（鶴迫京子君）　そうですね、男女が個性や能力を発揮して多様性に富んだ考え方、生き方なり、そして働き方をすることによって、活力が生まれてきます。本市の志布志市、家庭でもそうですよね、家庭でもそうだと思いますが、やはり男女が共にということが大事ではなかろうかと思っておりますので、共にというところまで男女共同参画社会の実現ということに対してなっていないというのが現状であります。

国でも平成22年でしたかね、国連、国連によって男女平等差別撤廃委員会というところでも、日本という国、ひとくくりにして大変な課題があるということでもあります。ですので、いろんなことがやはりこのことは進んでない日本というところが進んでなかったら市も進んでないということになっていきますので、ぜひトップリーダーでありますので、首長はこのことをしっかり旗を振ってもらいたいと思います。そう要請して、その流れで、次の2点目の質問に入りますが、女性消防隊、仮称について具体的な内容も含めて活用策と今後の推進策ということでお伺いいたします。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

仮称、女性消防隊の具体的な活用策につきましては、以前から申し上げておりますように、女性の持つソフトな面を生かして平常時におきましては、住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等や消防団行事への参加など、災害時におきましては、避難所運営活動、避難誘導、住民への広報活動などを考えております。

また、今後の推進策でございますが、男女共同参画の観点からも先ほどもお話ししましたように、いざ災害が起きたときに、避難所における運営など女性の視点が発揮されるなど、災害時においても女性の果たす役割は大きいと考えますので、災害時においてもそのような活動を期待するところでございます。

○11番（鶴迫京子君）　男女共同参画に配慮した防災の考え方ということで、やはり、これも男女共同参画基本計画の2次基本計画の中から、この防災分野が入ってきました。ただ、2次基本計画では、防災とうたわれているだけで、そこにありましたが、もう今、3次基本計画の中では重点分野として重要な分野にしっかり明記されています。その中で、やはり新潟中越地震とか、今度の東北大地震などを踏まえまして、本当にこの防災、そしてまた防災・減災、そして災害が起きてからの復興ということ、関連してずっと流れ的に、この女性参画、女性の視点というか、そういう女性の視点到配慮したということが大変重要になってきてまして、そういういざ災害が起きたりした場合、女性に配慮しないと、いろいろ不利な条件というか、不利なことが起きてきます現場で、そういうことをしっかり基本計画を見直したり、そういうところに配慮しなければ全

然進まないわけでありまして、決まっていけないということになりますので、今回この女性消防団の設置ということで12月議会に提案しまして、早速市長もそのことが重点分野だという思いで、当初に計上していただいたことは、大変感謝申し上げたいと思っております。なぜかといいますと、やはり女性の社会進出ということで全国的にうたわれますが、なかなかその社会進出が進まないわけでありまして、私も本市に、ただ48年ぶりに誕生した本町でですね、志布志町で、議員であります。その中で一人ですので本当はここに半分ぐらい女性議員がいて、女性の問題、それから男性の問題、いろんなことを女性の視点からもいろいろと追究して、そして政策に関わっていけるという提言ができたらと思っておりますが、なかなかそのようにはなりません。ですので、そういうところの状況の中で、この女性消防団の設置ということは大変画期的なことではなかろうかと思っております。

そして、期待するところは、このことが私、やはりモデルですね、鹿屋とかほかの市町村ではたくさん誕生していますが、本市でこのことがなし得た、そして今からスタートするということが大変重要に思っています。市長も今、相撲とか水泳とか、いろんな体育系の方で、うちの志布志は日本一とか、そういうことで言われるわけでありまして、今度はそれにプラスして、この消防団、女性の社会進出ということで、このことも付け加わっていくのではなかろうかと思っておりますので、しっかりこのことに手当てされまして、そしてまた、そういうことが、やはり今だけのことでなくて、2年後、5年後、10年後の青写真を描いて、この女性消防団がどういう姿になっていって、どういう活動をしてどういうことで市民に浸透していくのか、そこに先ほどのこの男女共同参画の社会の実現ということに大変このことは寄与することになっていくのではないかと私は思っています。ですので、モデルになるはずだと思いますので、ぜひしっかりと、このことを取り組んでいってほしい、目を離さずに、ただ条例ができたらい、制服ができたらいって、そのことではなくて、しっかりとしていっていただきたいという思いがあります。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員がお話なされました思い、そしてまた期待度につきましては、本当にそのような大きな期待に応えてまいりたいというふうに思うところでございます。

今回、改めて女性消防隊を結成するということになりましたのは、先程来お話がありましたように、災害時について本当に女性からの視点というものの災害時対応が必要だと、特にこのような緊急災害救助についての場面に女性の視点が必要ということが認識されておりますので、そのことについて、本市でもいち早く取り組むべき課題だということで御提案がございましたので、すぐさま対応するというところになったところでございます。御期待に添えるような形にもっていきたいというふうに思うところでございます。

○11番（鶴迫京子君） この防災・減災ということで、本市には防災推進員というのがあります、その中でも、もう今は亡くなりましたが、このこういう前原さんって名前を呼んでいいのか分かりませんが、その時には、そういう消防とか防災の審議会にも女性の委員がいなかったぐ

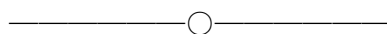
らいのことがありますので、ぜひそういうことを登用してほしいというので、こういうところにも、これ何年か前、2010年の散らしですが、こういうところに載られています。その思いが今はかなって、そういう審議会なり、そういうところに女性も委員として入って、いろいろ参画できる状況になっていますので、こういう方の意思というのを、故人の意思ということをご忘れなく、この防災上の推進ということでやっていただきたいと思います。女性消防団ということで申しますと、10年間で鹿児島県内で4倍、188人になったという2010年ですね、そういうデータが載っていますので、このことは本当に広がっていくということでもありますので、ぜひいろんな広報なり、そういう手だてや、今スタートしたばかりでありますので、そういう前向きな方向性として、ぜひしっかり女性の社会進出の一環だということでご捉えられまして、そしてまた、このことは、今、男性だけの消防団であります、そのことは共にそういう防災を担っていくということで、今男性の消防団が少ない中で、その今、男性の消防団が大変重ねていろいろやっている役目を少しでも肩の荷を下ろして、女性も担っていく、共同で担っていくということでもありますので、ぜひこのことを市長も側面からのサポートと、そしてまた対外的にも評価が得られるようにしていただきたいと思います。

最後であります。市長のこの（仮称）女性消防隊にかかる思いと、それから方向性に対する支援、どういった支援をしていただけるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 女性消防隊員につきましては、4月から開始をして5月には募集を締め切りというような形で、今後7月にお披露目（ひろめ）をしていくということを計画しているところでございます。私自身としましては、この消防記念日にお披露目（ひろめ）をしたいということでございますが、その時にきっちりと、この女性消防隊の意義を理解していただける方にまず参集してもらおうと、そして、その方々が私どもが考えている女性消防隊の役割というものをきちっと果たしていただけるような存在に一日も早く教育を重ねながら仕上げていくと、そしてまた、お話がありましたように男性の消防団とともに活動ができる内容に育てていきたいということをご考えているところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 最後になりますが、ぜひここ一、二年のことではなくて、やはり青写真を描いて、そちらの方向に向かっていく（仮称）女性消防隊でありますことを祈念いたしまして、これで質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。



日程第3 議案第29号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第29号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、訴訟に伴う成功報酬及び基金管理事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ669万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億8,180万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の地方交付税は、普通交付税を669万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を144万3,000円、情報管理費を525万円それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） この一連のですね、情報通信基盤事業、この事業を通して裁判になってここに結審を迎えたわけですが、そういう事業の在り方、当局の対応というものについて、裁判になったこのことについての責任とまではいかないでしようが、どういうふうに受け止めているのかというのが1点とですね。

今回、ここで一番の勝訴判決が出てやった時に、今、弁護士費用というのは規制緩和で日弁連が出していたいわゆる報酬等の、そういうのはなくなったんですね、一番大事なものは、それぞれの弁護士事務所で自由裁量というふうに理解をするわけですが、契約、最初の弁護士とのその訴訟に至るときの契約というのが、とても大事だろうというふうに思うわけです。当初、そういう今回費用を払うということにあたって、弁護士が変わったりしてますね、そういったことで、それぞれどういった契約をその弁護士と結んでいたのかと、当局がですよ、そのことをお知らせください、二つ目に。

三つ目には、この今回弁護をさせていただいた先生との最初の契約がどういった契約の内容になっていたのかということをお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回御提案いたします予算につきまして、めでたく結審ということになりましたので、私ども自身はほっとしているところでございます。3年前に情報通信基盤整備事業を整備するときに、この事業というものは膨大な事業でございましたので、そしてまた、繰り越し予算による事業ということでございましたので、事業を実施する年度内にきっちり終えなければならないということで大変緊張感をもって臨んだところでございます。その事業について、当初の設計委託の段階で、このような損害賠償事件になるということについては、当初は思いもしなかったところでございますが、そのような期間が限定される中で、進捗について契約を結んだ相手方の工事の進捗状況をつぶさに見るに及んで、このことについては、期間内に完了が難しいということの判断を

いたした結果、このような流れになったということでございます。はじめに申しましたように、このことにつきましては、私どもが取った措置というものについては間違いなかったと、そしてまた、結果的に期間はかかりましたが、こうして結審となったということについては、安堵しているところでございます。

○情報管理課長（又木勝義君） 訴訟がございましたときに、まず平成22年でございますが、契約解除を6月24日にいたしました。その時に町村会の弁護士さんの方には、今現在こういう状況になっていきますということで相談をし、そして町村会の弁護士さんの方から解除通知書を送ったということでございます。

その後9月24日に向こうから訴訟が提起をされて、そして第1回の口頭弁論までに弁護士を選定しなければならないということで、平成22年10月7日に現在の弁護士さんと弁護委任契約をしたところでございます。その内容につきましては、まずこの事件については、第一審終了まで弁護人契約を締結するというものでございました。

それから、着手金及び報酬等についてでございますが、着手金の額は52万5,000円とする。それから2番目に印紙代、切手代、出張旅費等については別途協議して定める。それから、報酬金額は別途協議して定める。なお、1番の着手金については22年11月15日までに支払うものとするという弁護委任契約書でございます。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 今回のいわゆる報償費ということで報奨金ですね、弁護人との契約で、別途、いわゆるそういう成功報酬については、別途契約をするということで、そこに私たちに示されました旧日弁連報酬等基準速算表という、それに基づくというふうなうたってあるんですか、契約の中に。それが1点ですね。

「別途契約とする」ということの、その中身については、どういう内容だったのかというのを教えてください。

○情報管理課長（又木勝義君） 先ほど申しあげました22年10月7日に弁護委任契約を締結しておりますが、その中で、報酬金の額は別途協議して定められております。

それから、御指摘のありました旧日弁連の報酬等速算表でございますが、全協でも申しあげましたように、現在は自由化ということで、この速算表は前の日弁連の速算表であるということは説明申しあげましたが、ただし弁護士の報酬等に関する規定の中で、同じように基準表を設けなさいということで向こうの弁護士から示されたのが、この基準表でございます。したがって、基準とするところがこの速算表ということで、これに従って協議をして、そして市長に報告をして御了解いただいたということでございます。

○18番（小園義行君） 本来この事業をですね、そのまんま仮にあと2か月ちょっと待って、事業が着手できないということになると逆の立場だったわけですよね、実際にね。だから、ここに至るまでの当局のそういう対応というものに対しても、やはり検証しなきゃいけないんじゃないかというふうに、事業は済んでますけども、結果ね。その時、そのまんまやってコンサルタント

の方から事業のいわゆる契約したものが上がってこなかったら逆の立場でということですよ、結果としてね、そういうことも少し、ここに至るまでの経緯の中では検証しないといけないのではないかというふうに思ったもので、最初の質疑をしたところですよ。そのまんまやったらどうだったのかということについて、どういうふうに今回の提案等の関係で思っているのかというのが1点と。

もう1回、最後です。この「別途協議する」というところの、その契約書の中に旧日弁連報酬等基準速算表をもって当たるというふうに契約にうたっているのかですね、そこだけ明確に答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議題となっている会社と、そのまま契約を続行して、その契約に基づき設計書が提出されたならば、その設計書は恐らくずさんなもので、事業を実施するに堪えないものであろうということが想定されましたので、契約解除ということに至ったところでございます。

ということでございますので、先ほども言いましたように、私どもがとりました契約解除については、本当にあってはならないことではあったところでございますが、結果的には事業完了ができるために必要やむを得ない措置だったというふうに思うところでございます。

○情報管理課長（又木勝義君） 最初の弁護委任契約書の中には、「報酬金の額は、別途協議して定める」としかございません。しかしながら、先ほども申しましたように、それぞれ弁護士については、こういう報酬金の基準額表等をつくって備えておく義務があるというようなことで、当然向こうの弁護士が示したそれで協議をするものだと理解しております。

[小園義行君「これでいきますよって書いてあるのって、書いてあるんですかって、契約書の中に明確にそれがうたっているのって聞いているの。」と呼ぶ]

○情報管理課長（又木勝義君） 申し訳ございません。書いてございません。

[小園義行君「書いてないわけね、はい、分かりました」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から26日までは、委員会審査等のため休会とします。

27日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑・討論・採決などであります。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時44分 散会

平成26年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成26年3月27日（木曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第13号 志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第17号 市道路線の廃止について
- 日程第7 議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第8 議案第19号 市道路線の変更について
- 日程第9 議案第20号 平成26年度志布志市一般会計予算
- 日程第10 議案第21号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第22号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 平成26年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第14 議案第25号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第26号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第16 議案第27号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第28号 平成26年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第18 議案第29号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第30号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 陳情第1号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書
- 日程第21 陳情第2号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書
- 日程第22 発議第2号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について
- 日程第23 発議第3号 市長専決処分事項の指定について
- 日程第24 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第25 農業委員会委員の推薦
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時10分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。



日程第2 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告をいたします。

本委員会は、3月17日、委員6名出席の下、総務課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部からの議案書及び説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、女性消防団員について、団員募集時には、市職員の女性にも呼び掛けるのかとただしたところ、基本的に、災害時は職員は市の職務をすることになっている。今回は、まず、民間の女性を対象にしているが、職員の中でも希望があれば対象となるとの答弁でした。

3方面隊から5人ずつということだが、人口割りの考えはないのかとただしたところ、位置付けは原則本部付けということで考えているので、今のところ人口は配慮していないとの答弁でした。

応募者が少ないときは、どうするのかとただしたところ、各方面隊、消防団幹部会等に諮って協力をお願いすることになると思うとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第13号 志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第13号、志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員7名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から基金の詳しい経緯と説明を受けたあと、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、遺族側の実施した内容についてただしたところ、ふれあいサロンの施設を建設されているとの答弁でありました。

また、今回の条例廃止で目的を達成したということだが、遺族に対して感謝の意を表す予定はあるのかとただしたところ、基金の活用については、遺族にも説明し、落成の時には臨席してもらおう予定である。また、施設のネーミングも功績を表す方法を検討しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第13号、志布志市迫田アヤ志基金条例を廃止する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第14号 志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第14号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料により補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、津波予定水位は、何mで想定しているか。また、計画自体の見直しを考えているのかとただしたところ、市の防災計画では、最大津波高7mを想定している。今後、津波防災地域づくり法の施行に伴い、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域が設定されるので、その後見直すとの答弁でありました。

今回の改正で改修しなければならない河川があるのかとただしたところ、直接海岸に接しているのは夏井川だが、今のところ改修計画はなく、改修することになった場合は、今回の技術的基準を準用することとなるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第14号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

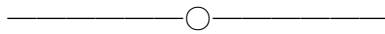
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第15号 志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第15号、志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員7名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの議案書及び説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、社会教育委員は何人で、委員会は年に何回開かれているのかとただしたところ、条例では20人以内であるが、校区公民館代表、小学校代表、中学校代表、高校代表、子ども会、PTA、文化協会等各種団体の17人に委嘱している。全体で会議は年に2回行っており、そのほかにも多くの行事にも出席してもらっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号、志布志市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第17号 市道路線の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第17号、市道路線の廃止についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第17号、市道路線の廃止について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月17日、審査に資するため、市道路線の廃止予定地の現地調査を実施し、18日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料ほか、当日配付の資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧有明町で基盤整備終了後、町道として認定し、地方交付税措置となった結果、100万円の交付税措置のために舗装整備が遅れた側面もある。政策的に道路整備を急ぐべきではなかったのかとただしたところ、当時、基盤整備事業では舗装までしていなかった。町道も当時は、舗装可能な状況にあったようだ。現在、市道の整備必要路線が多く厳しい状況にあるので、整備可能な方法を耕地林務水産課とも協議しながら管理していくとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第17号、市道路線の廃止については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第18号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第18号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第18号、市道路線の認定について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月17日、審査に資するため、市道路線の認定予定地の現地調査を実施し、18日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料ほか、当日配付の資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道から市道への格上げしなければならない路線が、どれくらいあるのかとただしたところ、毎年10路線程度の相談がある。現地調査を行い、市道全体の管理面とのバランスを考え、議案として上げているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第18号、市道路線の認定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

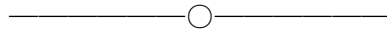
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第19号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第19号、市道路線の変更についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第19号、市道路線の変更について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の変更により、延長はどうなっているのかただしたところ、改良拡幅となる路線においては、延長が若干短くなった。香月線のみ、終点の変更により延伸となったとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第19号、市道路線の変更については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第9 議案第20号 平成26年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

本委員会は、3月14日、委員6名出席の下、審査に資するため、志布志市臨海工業団地、JR志布志駅観光案内所及び蓬の郷の現地調査を実施し、3月17日、19日は委員6名出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、合併後8年を経過したが、合併特例債の総発行額と今後の展望はとただしたところ、本市としての発行可能額は136億円であるが、財政計画では、10年間で95億円を見込んでおり、平成18年度から26年度までの発行額が70億2,130万円で73.9%の発行率である。当初、合併特例債は合併後10年間ということであったが、東日本大震災後5年間延長され、平成32年度まで発行できることになった。平成27年度に延長申請して財政状況や起債の償還なども検討しながら起債額を判断していきたい。

また、28年度から5年間かけて合併特例による交付税が逡減される。支所に係る加算額の見直しがあるが、それでも合併特例による交付税分がなくなれば8億円ほどは減ることになる。8億円の一般財源が減ることになると、非常に苦しい状況になるのは間違いない。そのため、合併特例債を活用した地域づくり推進基金として2億5,000万円を5年間かけて積み立てることとし、平成25年度から積み立てを始めているとの答弁でありました。

市長が3期目に入り、いろいろやりたい事業が多くなると思うので、財務課がきちんと計画を立てて、注意深くやっていってほしいと思うがどうかとただしたところ、そのことは、財務課としての立場で、市長に対して意見を言っていかなければならないと考えているとの答弁でありました。

水道事業への補助金は、経常利益があっても一般会計から繰り出さないといけないのかとただしたところ、公営企業法第17条の2項により経費負担の原則があり、水道事業の財政状況に関係なく、国の繰り出し基準に基づき、毎年度予算計上しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、スポーツ合宿誘致事業で新しい取り組みはあるのかとただしたところ、今年初めて、韓国の大学野球チームの誘致ができた。今後もエージェントの情報をくまなく拾って、海外からの誘致にも力を入れていきたいとの答弁でありました。

観光特産品協会に対する補助金が多いが、事業内容が重複しているところはないのかとただしたところ、観光客ゲートウェイ機能強化事業と志布志の魅力大キャンペーン事業、総合観光案内事業は、市が行うべき事業を委託しているものであり、観光物産振興事業は、協会が独自に行う事業に対して3分の2を補助しているものである。観光物産振興という目的は一緒であるが、目的達成のための手段、方法などが違い、重複している点はないとの答弁でありました。

観光特産品協会に対する補助事業への職員の派遣は2年間ではなかったのかとただしたところ、当初は2年で協会自体がひとり立ちできると考えていたが、まだその段階ではないので、更に延長をお願いしたい。ただ、職員を派遣しているだけではなかなか育たないので、技量を持った方を雇えるような雇用条件を観光特産品協会と市とで検討して、来年には募集をしたいと考えているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、喫煙率が減っている中で、たばこ税が前年度より増額になっているが、どのような見込みかとただしたところ、25年度の決算見込みが3億5,000万円であり、たばこ税の一部が県から市へ移ったことや消費税増税等も勘案して3億2,000万円と見込んだとの答弁でありました。

地域によって徴収しづらいところがあるか、また、旧町ごとの徴収率はどうかとただしたところ、地域的な差異はないが、転入転出の多いところは難しい。旧町ごとのデータはとっていないが、4月以降は整理をしていきたいとの答弁でありました。

税だけに限らず、全体的な滞納者に対して、専門員を配置する構想はないかとただしたところ、専門員の配置については、今のところ議論されていないが、債権対策委員会の中で情報の共有化や取り組み状況の確認をして対応しているとの答弁でありました。

家屋全棟調査はあとどのくらい残っているかとただしたところ、志布志が225件、有明が44件、松山が33件で合計302件残っているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、移住定住促進対策事業は、地域の人に情報発信し、また地域の人に協力をもらわないとなかなか進まないのではないかとただしたところ、確かに説明不足のところがあったので、今後は指定地区の公民館にも説明をし、地域の情報をもらいながら、地域と連携して進めていきたいとの答弁でありました。

ふるさとづくり委員会の新たな取り組みはあるのかとただしたところ、基本的には、自主的な

活動で自立をしてもらいたいと考えているが、全庁的な取り組みとして、自治会未加入対策や移住定住対策、空き家バンクなどへの協力もお願いしたいとの答弁でありました。

ブランド推進に関する予算はどうなっているのかとただしたところ、今回は、骨格予算ということで、政策的な経費は6月の補正で対応したいと考えているが、各種の事業については、それぞれの課で要求しているとの答弁でありました。

転入手続きの際、窓口では「自治会加入はどちらもいいですよ」と説明があるとのことだが、企画政策課の進める方針とギャップがあるのではないかとただしたところ、窓口の市民環境課も認識はしていると思うが、今後は加入促進を徹底させたいとの答弁でありました。

次に、総務課及び選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、メンタルヘルスに関して、長期の病休は何名か。また、パワハラ・セクハラの見極めはどのようにしているかとただしたところ、長期病休は3名である。セクハラについては規則を定めており、パワハラについては、現在、規則の整備を図っているとの答弁でありました。

投票所のバリアフリー化はなされているかとただしたところ、要望のあったところについては対応している。今後も適切に対応していくので、要望があれば伝えてほしいとの答弁でありました。

自主防災組織を活性化させるためには、リーダーの育成が急務ではないかとただしたところ、リーダーとして、積極的な人を支援して育成していきたいとの答弁でありました。

防災・減災の観点から、危機管理室、管理監の設置が必要だと思うがどうかとただしたところ、これまでも専門員として、消防組合のOBの方にお願ひし、防災計画の見直しもしていただいているが、指導員をどういう体制に持っていくか検討させてもらいたい。危機管理室については、内部協議において、あらゆる危機を一つの課で対応することは難しいとの結論が出たところであるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、前年度より電算システム管理費が増額になったのはなぜかとただしたところ、マイナンバーに係る改修と基幹業務システム保守管理の委託料と使用料及び賃借料が増えたためであるとの答弁でありました。

廃棄パソコンのデータ処理は適切に行われているかとただしたところ、処分の許可を持っている業者に処理をしてもらっている。目視と書類により最終確認しているとの答弁でありました。

ケーブルテレビへの加入率はどうかとただしたところ、ケーブルテレビが36.2%、インターネットが21.8%であるとの答弁でありました。

I R U契約の今後についてはどのように展望しているかとただしたところ、耐用年数や10年契約のこともあり、それに備えて積み立てをするようお願いをしているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、コピー機と印刷機の所管は違うのか。また、コピー用紙の購入先はどこかとただしたところ、コピー機は会計課で、印刷機は総務課が所管をしている。コピー用紙は全て市内の業者から購入しているとの答弁でありました。

指定金融機関の見直しについての考えはどうかとただしたところ、現在、指定金融機関であるJAお鹿児島には、高い金利での預け入れということで配慮をいただいているところであり、今のところ問題ないと考えているとの答弁でありました。

次に、監査事務局分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、費用弁償の内訳についてただしたところ、監査委員2名の出勤日数87日分であるとの答弁でありました。

研修では監査の在り方や決算意見書や定例監査報告の書き方について学ぶのかとただしたところ、県の定期総会等で各市の課題を出し合って議論をしている。意見書等については県内各市から相互に届くので、それを基に勉強をしているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会録画放送は今まで蓄積している分も放送できるのかとただしたところ、今回の委託分は平成26年度分からである。以前の分については今後協議をさせていただきたいとの答弁でありました。

データの容量が大きいと思うが、先々の委託料はどうなるのかとただしたところ、データは5年をめどに更新することになっているので、それ以降は業者と協議することになるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員7名出席の下、審査に資するため、伊崎田小学校、香月小学校及び松山中学校の現地調査を実施し、3月18日、19日は委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、発掘のスピードアップを図るために、文化財の職員1名の採用を予定しているとのことだが、今後の計画をただしたところ、東九州自動車道の志布志・鹿屋串良間の建設に伴い、工事の進捗を図るためにも、発掘調査の全面的な協力を国、県から依頼されており、新規採用予定職員は、国の受託事業の埋蔵文化財発掘調査事業を担当するとの答弁でありました。

しおかぜ公園は年間を通じての指定管理料を払っている。そのためにも、年間を通して利用できるようにすべきではないか。特に冬場は、人工芝等も考えるべきではないかとただしたところ、芝の管理は大きな課題であり、県民体育大会でもサッカー会場になっている。冬場だけ種をまいて芝を育てる工法等も市長と協議している。人工芝については、環境に配慮した公園であることから厳しい。国民体育大会も控えているので、今後も研究を進めていくとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市営墓地以外の墓地の水道料の補助はどうなったのかとただしたところ、今回は、骨格予算であることから計上していない。6月補正で計上したいとの答弁でありました。

今年度から遺族年金の受給の法律が改正されたが、予算は消耗品しか計上されていない。法は4月から施行されるが、市民への周知はどうするのかとただしたところ、市の広報誌でお知らせしたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消費税が8%から更に10%に上がるが、給食費への影響はないのかとただしたところ、今回、小中学校で月額150円上がる。消費税が10%になったときは、国が食料品には課税しないとの意見もあるが、まだ結論が出ていないため状況を見守りたいとの答弁でありました。

通学バスの運行についてただしたところ、朝は1回だが、帰りは部活動もあるので、2回運行する計画であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁をふまえ、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

1点目に、市長の教育委員会への関与について、所信表明で、教育システムや関係者からなる検討委員会を設置し、学力日本一を目指した取り組みを推進したいという、かなり踏み込んだ表現をしていることについて。2点目に、就学援助について、消費税の関係も含め、1月に国の算定内容が変更となった。市としてはどのように考えているのかとただしたところ、1点目の答弁

として、教育委員会制度を尊重しながら、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの育成、学力向上に努めていただきたいと思っている。2点目の答弁として今回の当初予算に間に合わなかったので、6月補正予算に財務課と協議し対応したいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、養育医療給付事業について、25年度から市町村に税源委譲されたが、今年度の事業実績は何名あったのかとただしたところ、申請は9名あり8名決定した。養育医療制度が未熟児の医療費に係る部分であり、未熟児の定義が2,000g以下となっている。1名は2,000g以上あったため、今回却下となったとの答弁でありました。

保育所運営費は保育所によってどのくらいの差があるのかとただしたところ、一番高いところで1億円、少ないところで5,500万円程度になる。保育所運営費については、定員数とゼロ歳児等年齢で振り分けられているので全国統一になっている。市の保育料は利用者負担を国の基準の6割に設定しているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予防接種等事業のMR1期、二種混合、日本脳炎については、平成26年度から個別接種に移行されるが、自己負担があるのか、また、その内容についてただしたところ、自己負担については無料である。最初に就学前までの予診票を出生して1か月後くらいに通知し、スケジュール表や説明資料を添えて送付する。平成26年度については、母子保健推進員に協力を得ながら、接種率が下がらないように考えている。定期予防接種が増えたこともあり、集団接種から個別接種に切り替えたとの答弁でありました。

子宮頸がんの予防接種について、本市の予防接種の実態をただしたところ、対象者は中学1年生から高校1年生までの女性であり、対象者が約500名で、平成24年度の受診者数が延べ291人だったが、平成25年度の受診者数は延べ96人となっている。これは、昨年度4月から定期の予防接種になったが、副作用等もあり、厚生労働省から積極的な接種勧奨を控えるように通達があり、市としても個別通知を控えたところであるとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、一つ目に補助金の一律10%カットが提案されたが、基準が明確でない。青少年海外研修の募集人員の減などカットの対象とすべきか疑問である。二つ目に就学援助の関係で、自転車の購入補助など評価するところもあるが、国の単価が改正されたにもかかわらず予算に反映されていない。三つ目に敬老祝金が目的に沿ったものではないと思う。四つ目に消費税のアップにより、給食費を引き上げることになっている。国民年金事務費にしても地方に押し付ける国の姿勢に地方自治体が防波堤になる姿が不十分であるため、今回の所管分については反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算のうち、

文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、審査に資するため、耕地林務水産課関係について「公共治山事業予定地」と「県営土地改良事業」、畜産課関係について「資源リサイクル畜産環境整備事業」の現地調査を実施し、3月17日から18日まで、委員全員出席の下、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

まず、農政課分について御報告申し上げます。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、“やっちくふるさと村”の指定管理料が739万6,000円計上されているが、現在の状況はどうか。また、26年度必要な工事関係はないのかとただしたところ、2月末までの状況だが、ソフトクリーム販売8,953人、物品販売2万2,192人、レストラン部門3万7,209人、宿泊等については、給湯施設の改修をした関係で168人と少なかったが、合計で6万8,522人の来客数となっており、繁盛している。平成8年築で、17年経過し老朽化しているが、修繕で対応予定であるとの答弁でありました。

新規就農支援事業の給付を受けている農家戸数と、作目別内訳はとただしたところ、平成24年度以降27名に支給。作物の内訳は、施設ピーマン15戸、施設きゅうり4戸、いちご1戸、露地野菜3戸、花木2戸、養豚1戸、生産牛1戸であるとの答弁でありました。

農業公社の経営状況とそれに対する指導、また、ここ数年の運営補助金の推移はとただしたところ、運営状況については独立採算が基本ではあるが、農作業受委託部門が赤字で厳しい状況である。新しいオペレーターの確保や農業機械の講習会等に参加してもらっている。農家の負担増加を避けるため、公社としてもギリギリまで経費削減をするため、志布志地区事業所を統合し、様々な削減をし、部門ごとに採算が取れるのが理想である。

運営補助金は、20年度4,868万8,000円、21年度4,623万4,000円、22年度4,600万円、23年度4,400万円、24年度3,673万2,000円、25年度3,930万円となっているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告申し上げます。補足説明として、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県営土地改良事業、上門地区の全体面積は。また、基盤整備の受益者負担は、合併後、変わっていないのかとただしたところ、上門地区のほ場整備は、受益者面積、30haを予定している。基本整備の受益者負担額は5万円で、合併以降変わらない。大隅中央区域

農用地総合整備事業償還金の債務負担行為が出されているが、26年度償還額は7,892万8,000円で計上されているが、平成31年度までの償還額の推移はとただしたところ、元利均等償還で、平成30年度までは同額の返済。最終年度だけ200万円程度少なくなるとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告を申し上げます。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「よみがえる農地復元対策事業」の26年度の計画面積はとただしたところ、農業委員会が所管する区域は農用地以外ということで、道路や排水路の整備されていない場所が多いので進め方が難しい。大型トラクターでの復元可能な面積を150a、大型重機等で復元可能な面積を50aで計画しているとの答弁でありました。

農業者年金受給者会の受給者は年々減少傾向にあると思うが、各地域の会員数と23万1,000円の運営補助の内訳はとただしたところ、松山地区185人、7万7,000円。志布志地区106人、6万1,200円、有明地区262人、9万2,400円。合計で553人、23万600円である。運営補助の積算方法は、均等割4万円、受給者割200円であるとの答弁でありました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

補足説明として、予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県道の整備状況について、高齢化の進展及び通学路において、危険な箇所が整備されていない現状もある。今後の整備見込みはとただしたところ、毎年、土木協会を通じて、要望を行っている。県の財政状況もあり、なかなか予算化されない。県としての優先順位に従い、順次整備していただくとの説明である。実際、26年度から動き始める現場もある。今後市としての要望を強く重ねていくとの答弁でありました。

市道のセンターラインが消えている箇所や通学路の外側線が引かれていない箇所が多く見受けられるが、交通安全や通学路対策事業の26年度の考え方はとただしたところ、各地区で交通量の多い路線や通学路周辺の危険箇所を重点的に実施していく。財政状況も厳しい現状なので、年次的に計画を立て整備していきたいとの答弁でありました。

住宅使用料の過年度分を100万円で計上しているが、現段階での未収額と徴収に対する取り組みをただしたところ、現段階では、約660万の未収額である。現年度100%を目指しているが、厳しい状況である。債権対策委員会を設置し、全庁的に徴収対策に取り組んでいくとの答弁でありました。

次に、畜産課分について報告を申し上げます。

補足説明として、予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金は、一農家、何頭まで貸し付け可能か。また、購入価格が貸付限度額を上回る場合、農協からの補填があるのかとただしたところ、一昨年までは、1年間で3頭、5年間で15頭を上限としていた。昨年からは、1年間に5頭、5年間で20頭の上限に貸し付け頭数の枠を拡大した。補填については、農協の松山支所で超過額の補填を行っていたようだが、志布志、有明については把握していないとの答弁でありました。

豚流行性下痢の現状と、対応策についてただしたところ、鹿児島県内の118農場で発生している。最近では、長島町で1件確認されている。宮崎県の状況は、42農場で確認。都城では沈静化している。川南町で5件の発生が確認され、九州内でも疑い事例が多数発生している。宮崎県では主な幹線道路に消毒ポイントを設置している箇所もある。鹿児島県では、発生後、家畜保健所を含む関係団体で協議したが、農場の進入口での消毒を徹底されることが最も効果的であるとの結論に達し、消毒薬配布を行ったとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号、平成26年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第20号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第21号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第21号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第21号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の内

出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定健診受診率目標を達成できなかったときの国のペナルティはなくなったのかとただしたところ、特定健診の受診率に対する後期高齢者支援金については、平成24年度の確定値が出てからのことだが、実質特定健診受診率がゼロもしくは特定健診保健指導がゼロのところペナルティを課すということになっているとの答弁でありました。

次に、保健師は足りているのかとただしたところ、母子保健事業や予防接種事業、成人病予防等に携わらなければならない。その結果として、医療給付費に反映できるということもあり、保健師が不足しているという感じがしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、課税の限度額の引き上げや、70歳から74歳の負担増など示されており、収入未済額も2億8,000万円にもなっている。国の医療給付費に対する負担割合が段階的に引き下げられ、住民への負担増となっている。国に対して、元の負担割合に戻せと声を上げるべきである。また、予防保全という立場からも保健師を確保すべきであるという思いから、今回の予算には反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第21号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計予算は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第22号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第22号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第22号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、2年に1回ずつ改定され、後期高齢者医療制度が始まって数年であり、制度そのものが問題を抱えている。課税の限度額を57万円と理解しているのか、併せて後期高齢者の対象者は何人になるかとただしたところ、限度額は57万円である。対象者数は平成26年2月1日現在で6,064名であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、75歳以上の人を区別して保健行政を行うこと自体問題である。普通徴収の滞納も多いが、徴収は困難だと思われる。一方、短期保険証を5名も交付している状況にあり、今回、後期高齢者医療関係も賦課限度額を2万円ほど引き上げることになっている。病院にも行けないという状況が発生してしまう懸念もあり反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第22号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

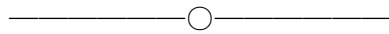
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第23号 平成26年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第23号、平成26年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第23号、平成26年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険特別会計の現段階での収入未済額の見込みをただしたところ、介護保険特別会計の現年度分と滞納繰越分合わせて収入未済額が1,800万円ほどを見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、施設への待機者も多く、介護保険料を納めてもサービスの給付を受けられない欠陥のある制度であると思う。年金から差し引かれる制度でありながら、現段階で1,800万円の収入未済があるのが実態である。一方では社会保障の解体ということで議論されており、大変なことになると心配をしている。一部とはいえ準備するための予算を含んでいるということから反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第23号、平成26年度志布志市介護保険特別会計予算は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第24号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第24号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第24号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員7名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、委託料は前年度と比較してどうなっているのか。委託先の従業員の給料もアップするよう反映すべきであるとただしたところ、消費税アップ分も含め増額している。毎年、委託業者と適正な委託について協議しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第24号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第25号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第25号、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第25号、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共下水道の今後の考え方はとただしたところ、現在、休止中であるとの答弁でありました。

環境に力を入れている志布志市である。生活雑排水が多く出る市街地で事業が進まない状況にある。事業推進の対策はとただしたところ、合併処理浄化槽の推進に取り組んでいる。区域内の事業所に対する問題もある。県も公共下水、農業集落排水、合併処理浄化槽の事業を同じ課で対応している。今後も指導を受けながら問題解決に努力するとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第26号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第26号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第26号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月14日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、温泉ポンプの修繕はどのような内容か。また、非常用発電機基盤取り替え時に問題が発生したときの対処法は考えているかとただしたところ、温泉ポンプは設置から14年が経過し、制御盤のメーターに不具合が生じてきたため取り替えるものである。非常用発電機基盤取り替えは、お客様に迷惑がかからないように、休館日に合わせて作業を行う計画であるとの答弁でありました。

地方債の償還期間と残高についてただしたところ、償還期間は平成31年までかかり、残高は平成25年度末現在で約4億3,036万円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

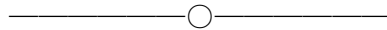
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第16 議案第27号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第27号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第27号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月14日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、埋め立て用の土砂は改良材を入れなくても大丈夫かとただしたところ、工業団地用の埋め土は、良質なものを受け入れながら、現地の土砂と攪拌（かくはん）して一定の強度を持たせるように施工していくとの答弁でありました。

埋め立て用の土砂は、公共事業で発生した残土を購入するのかとただしたところ、現在のところは公共事業による土砂を仮置きという形で、無償で受け入れている。1工区については、9万㎡要するが現在約60%に当たる5万5,000㎡を受け入れている。不足する土砂についても、公共工事による受け入れ土砂が増えれば、それだけ予算計上している事業費が下がることになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

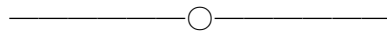
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第17 議案第28号 平成26年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第28号、平成26年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第28号、平成26年度志布志市水道事業会計予算について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、水源地によっては、水質基準の数値が高い箇所があるようだが、安全なのか。また、数値を下げるための対策はとただしたところ、水質の基準値内には収まっている。数値の高い水源地については、基本的に、2か所以上の水源水を混合して希釈、ろ過器等の設置、薬剤による改善の方法がある。現在では、主に希釈による方法を行っているとの答弁でありました。

数値を下げる対策を講じなければならない時期にきているのではとただしたところ、水源のほとんどは地下水である。市が行っている地下水保全の取り組みに参加しながら、「水」そのものの浄化に努力していくとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号、平成26年度志布志市水道事業会計予算は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第29号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第29号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第29号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員6名出席の下、執行部から財務課長及び情報管理課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方交付税を財政調整基金に積み上げるということだが、総額は幾らになるかとただしたところ、財政調整基金の25年度末の基金の残高は、22億8,982万3,000円になる予定であるとの答弁でした。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、弁護士と契約するとき、見積書の提出を求めたのかとただしたところ、このような案件に不慣れであり、対応できる職員がおらず、見積書の要請はしなかったとの答弁でありました。

報酬の額について、市長とは、どのような協議をしたのかとただしたところ、日弁連の報酬基準速算表を示され、該当する基準枠内の標準額は438万円であるが、裁判が長期にわたることや訴訟の専門性、事務の複雑さなどから500万円を提示されたと市長に伝え、その時点で市長に了承してもらったとの答弁でありました。

入札業者については、内容の調査をしっかりとやるべきではなかったのかとただしたところ、入札業者については、ネットや建設業協会の実績等を調べて本市に指名願の出ている業者を選定し

て指名したとの答弁でありました。

結果的には、相手がずさんな工事をしていたということが認められたのか。また、違約金はどのようになるのかとただしたところ、判決が確定したので「契約解除」は正当であったということになる。このことを踏まえ、契約書に基づき契約金額の100分の10の714万円の違約金を請求した。支払期限を4月30日としているとの答弁でありました。

これまでに弁護士に支払った経費等は幾らになるのかとただしたところ、着手金や出会謝金等、合計168万円であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

まず、委員会での質疑・応答など、審査内容の報告を受けての感想と反省点を市長にただしました。

市長は1点目として、弁護士の報酬金額については、不慣れであったとはいえ、契約の際、その内容についてきちんと整えておくべきだったこと、2点目として、業者の選定については、入札に付す段階では専門業者ということで選定し、その後、その業者が関東地方で指名停止になっていたことが判明したが、九州財務局の管内での指名停止ではなかったため、問題ないと判断し、入札を継続した結果、その業者が落札し、このような結果になった。今回の件を踏まえて、二度とこのような事故が発生しないようにしたいとの答弁でありました。

この答弁を踏まえて、更に質疑をいたしました。

主な質疑といたしまして、入札に際しては業者に対する二重三重のチェック体制が必要ではないか。今回の案件について庁内ではどのような議論があったのかとただしたところ、今回の案件は繰り越しの事業で期間が限定され、また金額も多額であることから緊張感を持って進めてきたが、別な地域とはいえ指名停止を受けていた業者を入札に参加させてしまった。このことについては、副市長や担当課や財務課、企画政策課とも議論をしながら進めてきた中での出来事である。このような結果になったことについては大いに反省をし、二重三重のチェック体制を構築していきたいとの答弁でありました。

契約解除をしたとき、相手方はどのように主張してきたのかとただしたところ、期間までには必ず成果物を納品すると主張してきたが、実際は、作業工程に基づいた人員が投入されていなかったことと、仕様書に基づく現地調査の地図を使っていなかったことで、使用に堪えられないものが納品される可能性が高いと判断したとの答弁でありました。

報酬金額を500万円と言われたとき、市長はどのように思ったかとただしたところ、訴訟での請求金額の1割程度が成功報酬と聞いていたので、そのくらいのもんと思ったが、今考えると説明できる資料を整えておくべきだったと反省をしているとの答弁でありました。

旧町時代にも裁判があったが、そのことが今回は全く生かされていないのではないかとただしたところ、前回の事件は知っていたが、それを参考にすべきだと思い至らなかったことは反省し

ているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第5号）につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第30号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第30号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第30号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、過疎地域等自立活性化推進交付金事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る

必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億9,180万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。歳入の国庫支出金の国庫補助金は、過疎地域等自立活性化推進交付金を1,000万円増額するものであります。

7ページをお開きください。歳出の総務費の総務管理費は、企画費を1,000万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 本会議前の全協の中でも説明がございましたけれども、確認も含めて若干質疑をさせていただきます。

まず、この事業は、単年度事業ということでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回の、この過疎集落等自立再生対策事業につきましては、25年度補正で受け入れまして、繰り越して、そして26年度において事業実施をするということで、単年度ということでございます。

○20番（福重彰史君） 単年度事業ということであるようでございますが、この事業内容を見ますと、大きく四つに分かれておるようでございます。それぞれが予算措置がされておりました、総額は1,000万円ということであるようでございますけれども、単年度事業であれば、2年度目以降はどのようなふうを考えていらっしゃるのか、伺いたしたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回、主な事業内容といたしましては、御指摘のとおり4項目ほどございます。大きく分けまして、6次産業等への取り組み、それから高齢者に対する取り組み、それからあそこ、グラウンドゴルフ場等大きなものがございますので、そのグラウンドゴルフ大会を通しての交流促進、そして歴史文化の伝承ということで4項目ほどございます。これにつきましては、全て単年度で事業を実施をいたしまして、あとについてはそれぞれ予算化を伴わない形での事業を継承をしていくというふうに私どももお願いをしながら進めていきたいと。ただ、今回4項目の中では、それぞれ関係する課等もございますので、次年度以降につきましては、それぞれの主務課等と連携を図りながら、さらなる事業推進は図っていききたいと。この事業については、もう単年度ということになるところでございます。

○20番（福重彰史君） この事業内容を見ますと、いわゆる継続することによって、その成果なり目的が達成される事業内容ではないかというふうに思います。今、次年度からはそれぞれに関係する所管課の中でも対応していくということでもございましたけれども、やはりこの単年度の中でこれだけの、それぞれの内容別にこれだけの予算が組まれているということであるのであれば、やはり次年度以降もそれなりの予算は必要であるというふうに思うところですよ。そういうことで、継続的にこの事業をしっかりと取り組んでいくということが、この地域の過疎の活性

化につながってくるというふうに思うところでございます。再度ですね、次年度以降の取り組みについて、財源的なものを含めた取り組みについて伺いたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回、事業を実施いたしますが、備品購入とか建設、整備等については、単年度で終わるというふうに考えております。そしてあと、事業につきましては、今回山重地区のふるさとづくり委員会が核になって、中心になって進めていただくと。当然、各校区には地区社協、それから校区公民館、それからいろんなボランティア団体等、老人クラブ等ございますので、連携を図って進めていくということになろうかと思っております。

次年度以降につきましては、引き続きふるさとづくり委員会の事業等もございまして、また私どもの共生・協働・自立の事業等もございまして、該当する部分については申請をされるかは、まだ確認はしておりませんが、そういった形で対応ができるとすれば、そういう対応をしていきたいと。ただ、やはりこの事業の大きな目的といたしましては、その地区が自立をし、そしていろんな形で共生・協働の中で取り組みをしていくという大きな命題もございまして、その中で、先ほど申しました関係する課と連携を十分密にしながら、次年度以降、この地区が再生に向かうような形でですね、活性化が図れるような形で体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 単年度で国の交付金事業ということで1,000万円ですけど、これは予算が1,000万円あるわけで、これを全部使い切るというような考え方なのかですね。それともそれなりの事業で執行残という形になるのかと、単年度でどういったことになるのかと1点と。今、出ましたけれども、次年度以降のそれぞれのこの事業を見ますと、本当に1年やったから、いわゆる活性化するとかいうことではなくて、それぞれの事業が継続していくことが大変重要な事業だなというふうに理解をするわけですが、27年度以降の、そういったものについては、この山重地区ふるさとづくり委員会に補助金出しますね、その中で、今ここに四つ掲げてあるものの継続して、いわゆる自立を図っていくんだという、そういうことで45万円ほどですかね、このふるさとづくり委員会に出す補助金としてはですよ。そういった中では、非常に困難をするのではないかとというふうに思うわけですが、そこらについては、今の、先ほどの答弁としては非常に45万円の中で、それが果たしてどうなのかということも少し感じるところであります。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の山重地区の過疎集落等自立再生対策事業につきましては、まさしくふるさとづくり委員会事業がやろうとしていた事業が、私どもの範囲内では対応できない内容の事業を計画されたということでございます。そのことでもって、このような事業が国の方で用意されているということでございますので、そちらの方で対応していきたいということで申請をしてきたところでございます。そのことが採択され、内示を受けたということでございます。今、御議論がありますように、今後につきましては、今までも地域によりましてふるさとづくり委員会、あるいは公民館の事業によりまして、このよう事業というものは継続してされておりますので、今回を機といた

しまして、更に今までの事業を活用しながら、このことが地域においては重点的に取り組まれるというふうには思うところでございます。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回の1,000万円ということで、全額国の方が対応していただけるという事業でございますが、それぞれ項目ごとに予算を計上をいたしておりますが、当然、大方の見積りはとっておいての事業申請ということでございます。ただ、入札等を図ったときに、当然執行残は出てくるというふうに考えております。これにつきましては、県を通じましてその変更、それから項目ごとに追加をする事業等が出てきた場合に執行残で対応できるかについては、今後県、あるいは国の方と協議をして、なるべく1,000万円事業になるような形ではですね、取り組みは、地域の方々をお願いをして取り組みはしていきたいというふうに考えております。

○18番（小園義行君） 交付金事業ですので、ぜひですね、そういう対応してもらいたいものだというふうに思います。ただ、この山重地区のふるさとづくり委員会の方々が、最初の目的として、これお金が欲しいからだろうということじゃないわけですよ。本当にその地域の方々が一緒になってここをどうにかしたいという思いがあって手を挙げられている事業ですので、当局としても、そうした方々に対しての、本当に一緒に頑張ろうという気持ちを持っておられるわけですから、そこに対して、次年度以降のことはお金を頂戴（ちょうだい）ということではないと僕はそういうふうに思いますので、ぜひその意欲をですね、本当の意味での過疎、自立をしていくという意味での当初の目的にきちんとした形での支援の在り方というの、当局としては考えてぜひやっていただきたいというふうに思うところであります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、本市といたしましても、様々な地域活性計画のための事業を現在とり行っておりまして、そのことを活用していただいて、地域の活性化のために資していただいているところでございます。その流れの中で、特に山重地区におきましては、別途事業を考えられまして計画をされて、私どもの方に相談に来られたところでございますが、そのことについては対応できないということでありまして、国にこの事業の申請をしたということでございます。個々においても、先ほどもお話ししましたように、このことを契機としまして、地域は更に自立に向けていかれるということでございます。そしてまた、新たな計画があると提示されれば、そのことについてもまた協議を重ねながら対応はできる範囲内ではまいりたいとは考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○16番（岩根賢二君） 事業内容は多岐にわたっているということで、その中のですね、1点だけお聞きしますけれども、6次産業への取り組みということで、この資料にも例えば夏そば栽培とか、焼酎からいもを植えるというようなことが記載してありますけれども、その具体的な内容について、分かっているのであればちょっと示してもらいたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回、地元産品を活用した新製品の開発等を含めて6次産業化へということでの計画でございました。現在、山重地区につきましては、“ちんたら庵”という女

性の方々のグループがございます。これまでもそばの製造・販売をいたしておりますし、また各イベント等、それから庁舎内でも毎週お店を出されておりますが、この夏そばを含め秋そば、周年体制でのそばの製造販売を充実をしていくということ、それからからいも、いもを植えて焼酎をつくるということ。それから、そばにつきましては、オリジナルのそば饅頭（まんじゅう）をつくるということも計画ございます。その土地につきましては、今遊休地、耕作放棄地等が市内各地域あるところございますが、なるべくそういったところを活用しながら、地区内のそういう遊休地等を活用しながら、いもなりそば等については作付けをしていきたいということも併せて計画の中にあるようございます。

○16番（岩根賢二君） 先ほど質疑がありました、次年度以降についてですよね、そういう今説明のあった部分の利益金を次年度以降の資金源にするというふうな捉え方でよろしいんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 地区の方ともその益金については、またそれぞれ考え方があろうかとは思いますが、ただ私どもとしましても自立を図る上では自主財源というのは必ず必要であろうかというふうにも思っておりますので、そういった形で自立できる分については自主財源を確保をしていただいて、次年度以降、いろんな地域活性化に取り組みをしていただきたいというふうをお願いをしていきたいというふうには思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

引き続き、本会議を続行させていただきます。



日程第20 陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書

日程第21 陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書

○議長（上村 環君） 日程第20、陳情第1号、TPP交渉に関する陳情書及び日程第21、陳情第2号、TPP交渉に関する陳情書は、同趣旨の陳情でありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

て、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第1号及び陳情第2号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月19日、委員6名出席の下、2件の陳情に対する審査を行い、意見を交わしたあと、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第1号及び陳情第2号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書については、陳情項目1中、「や自民党決議」の部分を除いては、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号及び陳情第2号の2件を一括採決します。

お諮りします。陳情第1号及び陳情第2号の2件に対する所管委員長の報告は、陳情項目、記1中「や自民党決議」を除いた部分について採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号及び陳情第2号の2件は、所管委員長の報告のとおり、陳情項目、記1中「や自民党決議」を除いた部分について採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第22、発議第2号及び日程第23、発議第3号の2件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第22 発議第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書提出について

○議長（上村 環君） 日程第22、発議第2号、TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました発議第2号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第1号及び陳情第2号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する

る陳情書は、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で一部採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、総務常任委員会として、別紙（案）のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、政府は国会による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、その決議は実質的な政府方針となっている。今後とも、国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。

以上を踏まえ、TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること及びTPP交渉に関する国民への情報開示を徹底することを強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、農林水産大臣 林芳正、外務大臣 岸田文雄、経済産業大臣 茂木敏充、経済再生担当大臣 甘利明、内閣官房長官 菅義偉でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

○

日程第23 発議第3号 市長専決処分事項の指定について

○議長（上村 環君） 日程第23、発議第3号、市長専決処分事項の指定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第3号、市長専決処分事項の指定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分ができる事項を指定しようとするものであります。

内容につきましては、1件100万円以下の法律上市の事務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに係る和解及び調停に関するものを指定事項とするものであります。

なお、この規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり決定されました。

○

日程第24 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第24、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、16番、岩根賢二君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました岩根賢二君を、曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました岩根賢二君が、曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました岩根賢二君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○16番（岩根賢二君） ただいま当選いたしました岩根賢二でございます。与えられた職務をしっかり全うしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第25 農業委員会委員の推薦

○議長（上村 環君） 日程第25、農業委員会委員の推薦を行います。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定によりますと、議会から推薦する学識経験者は4人以内となっておりますが、先般、3人を推薦しましたので、今回は1人を推薦いたします。お諮りします。推薦の方法については、議長において指名推薦することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は、議長において指名推薦することに決定しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、農業委員会委員の被推薦人として、池袋良子さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました池袋良子さんを農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました池袋良子さんを農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

—————○—————

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第26、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成26年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後0時21分 閉会